

ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

関 税 特 集 2022.7
843

主 要 目 次

関 税 改 正 等
貿易・税関を巡る国際的な動き
税関行政の主要施策の現状
最近における我が国の貿易動向

— 統 計 —

関税等に係る主な統計
貿易統計
その他事務統計

財務省 財務総合政策研究所 編

— 関 税 特 集 —

	頁
I 関税改正等	1
第1. 令和4年度関税改正の概要等	1
第2. 特殊関税制度の概要等	2
第3. 我が国の特惠関税制度の概要等	23
II 貿易・税関を巡る国際的な動き	28
第1. 世界貿易機関（WTO）について	28
第2. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）等について	38
第3. 最近の米国の通商政策について	43
第4. 諸外国税関当局との協力	46
第5. 世界税関機構（WCO）について	50
第6. 地域協力について	54
第7. 関税技術協力等について	58
III 税関行政の主要施策の現状	63
第1. 税関総務分野の重要施策の概要	63
第2. 監視取締及び保税行政の現状	64
第3. 通関手続の現状	67
第4. 密輸動向及び事後調査事務の概要	84
IV 最近における我が国の貿易動向（通関ベース）	91

— 統 計 —

	頁
I 関税等に係る主な統計	
1. 租税及び印紙収入に占める 関税収入のウエイトの推移	96
2. 我が国の輸出入額と関税負担率の推移 (参考) 1. 関税負担率の国際比較 (参考) 2. 関税改正と関税負担率等の推移	97 98
3. 主要品目の関税率の推移	99
4. 輸入減免税額	102
5. もとし税額 (1) 総括 (2) 輸出貨物製造用原料品もとし税額	106 106 106
II 貿易統計	
6. 貿易額の推移 (1) 我が国の貿易額（通関ベース）の推移 (2) 世界及び主要国の輸出額 (3) 〃 輸入額	107 107 108 108
7. 主要地域（国）別及び主要商品別輸出入額 (1) 主要地域（国）別輸出入額 (2) 主要商品の輸出	110 110 112
(3) 主要商品の輸入	113
8. 主要国別品別輸出入額	114
9. 航空貨物主要商品別輸出入額	122
10. 船舶・航空機の入港状況 (1) 外国貿易船 (2) 外国貿易機	124 124 124
11. 主要港別輸出入額の推移	125
12. 輸出入貨物屯量 (1) 船舶によるもの (2) 航空機によるもの	126 126 126
13. 貿易指数 (1) 総括表 (2) 地域別総括表 (3) 数量指数 (4) 価格指数	126 126 128 134 134
III その他事務統計	
14. 入出国旅客数の推移 (1) 正規入国者数 (2) 正規出国者数	135 135 135
15. 保税地域の推移	136

	頁
経 済 日 誌（6月中）	137
主 要 経 済 指 標（6月分）	139

I 関 税 改 正 等

第 1. 令和 4 年度関税改正の概要等

令和 4 年度関税改正の概要及び規模

(1) 概要

令和 4 年度改正は、次の事項を中心として行われた。

- ① 暫定税率等の適用期限の延長等
- ② 個別品目の関税率等の見直し
- ③ 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化
- ④ 通い容器に係る免税手続の簡素化の対象の拡大

以下あらましについて説明する。

① 暫定税率等の適用期限の延長等

令和 4 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率（412 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、これらの適用期限を 1 年延長。

また、加糖調製品のうち 6 品目について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引下げ。

たまねぎ（2 品目）については、輸入の大半を占める中国との間で RCEP 協定上現行の税率を維持することになったことから、現行の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止。

合成洗剤の原料であるノルマルパラフィン（3 品目）については、国内における供給が過剰となっていることから、暫定無税としておく必要がなくなったため、暫定税率を廃止。

さらに、令和 4 年 3 月 31 日に適用期限の到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置である特定免税店制度及び選択課税制度についても、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 7 号）により令和 4 年度以降の法的措置がされたことを踏まえて、適用期限をそれぞれ 2 年及び 3 年延長等を実施。

なお、特定免税店制度においては、旅客ターミナル施設等（空港等）で購入物品の引

渡しを行うとの現行制度を維持した上で、インターネットでの免税品の事前購入を可能とするように規定を整備。

② 個別品目の関税率等の見直し

繊維製品（女子用のブラウス等（綿製））については、国内産品と輸入品との差別化が進んでいること等から国内産業への影響は限定的であることを考慮した上で、輸入者の貿易手続上の事務負担軽減の観点から、女子用のブラウス等（綿製）に係る「ししゅうしたのもの等」と「その他のもの」の税細分を統合・簡素化し、関税率（基本税率）を統合前の各細分における税率のうち低い水準に統一。

③ 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化（令和 4 年 10 月 1 日施行）

越境電子商取引の進展に伴い、海外事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品（特に商標権関連）の輸入が増加しているところ、（海外の輸出者が事業者であっても）事業性のない者により輸入される模倣品（いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品）は、税関での取締対象となっていない。近年、税関の認定手続（侵害物品か否かを認定するための手続）において、輸入者から、事業性のない者であること等を理由として争う旨の申出が提出される件数が増加している。こうした状況に対応するため、特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 42 号）による改正商標法及び意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為が、権利侵害行為となることが明確化された。これを踏まえ、改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品（商標権等侵害物品）を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、事業性のない輸入者は関税法上の罰則の対象としないこととした。

また、税関の認定手続一般において、疑義

貨物を輸入しようとする者が、当該貨物が侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求めることができるよう規定を整備。

④ 通い容器に係る免税手続の簡素化措置の対象の拡大

本邦から輸出された通い容器（貨物運送用の反復使用される容器）に係る再輸入免税及び再輸出免税の手続について、輸出入双方のAEOの承認を受けている同一の者が扱う特例申告を利用した貨物については、一部提出書類を不要とする等の簡素な免税手続（簡素化）が可能となっている。

AEO輸入者及びAEO輸出者は、貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された者としてあらかじめ税関長の承認を受けた者であり、税関手続の適正な履行等が期待できることに鑑み、輸入者と輸出者が同一の者でなく、それぞれがAEO輸入者及びAEO輸出者の承認を受けている場合、また、これらの者が通常の輸入申告貨物を扱う場合でも、免税手続の簡素化措置が利用できるように対象を拡大。

(2) 改正の規模

今回の改正のうち、個別品目の関税率等の見直し等により、10億円の減収を見込んでいる。また、令和4年度の関税収入予算額は、8,250億円となっており、租税及び印紙収入予算に占める関税収入予算の割合は、1.3%（一般会計ベース）になる。

ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回

(1) 改正の経緯

令和4年2月24日からのロシアによるウクライナ侵略に対しては、我が国としても、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、様々な制裁措置を実施した。こうした中、ロシアに対する更なる追加制裁措置の一環として、同年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対する最恵国待遇の撤回をG7と協調して実施するために、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）を改正するに至った。

(2) 概要

改正後の関税暫定措置法第3条第1項は、国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益（いわゆる最恵国待遇）を与えることが適当でないときは、政令で定める国を原産地とする物品で政令で定めるもののうち、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）とすることとした。

これを受けて制定された、国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令は、ロシアを原産地とする全ての物品でこの政令の施行の日から令和5年3月31日までの間に輸入されるものを、最恵国待遇を与えることが適当でないものとして定めている。いずれも公布の日の翌日から施行され、これにより、令和4年4月21日以後、ロシアを原産地とする全ての貨物に対し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）が適用されることとなった。

第2. 特殊関税制度の概要等

1. 特殊関税制度

我が国の特殊関税制度としては、報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税がある。〔参考1〕

報復関税とは、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するために必要があると認められる場合、又はある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な扱いをしている場合に課する割増関税である。

相殺関税、不当廉売関税とは、輸出国等による補助金交付又は輸出者等による不当廉売（ダンピング）という貿易秩序を乱す行為に対処するため

に課する割増関税である。

緊急関税とは、外国における価格の低落等による輸入の増加から我が国の産業を緊急に保護するために課する割増関税である。

更には、各国及び各地域との経済連携協定の締結に伴い、経済連携協定に基づく関税の緊急措置制度が導入されている。

2. 特殊関税をめぐる最近の動向等

(1) 報復関税制度

① 報復関税制度の概要〔参考1, 2〕

報復関税は、関連する国内法令（関税定率法第6条及び報復関税等に関する政令）及びWTO協

定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第23条及び紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）に基づき、WTO協定上の本邦の利益を守り若しくはWTO協定の目的を達成するため必要があると認められるときに又はある国が本邦の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利な取扱いをしていると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、当該貨物の課税価格と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。なお、WTO紛争解決機関等の承認に基づき措置をとる場合には、その承認の範囲内において課することとなっている。

報復関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに報復関税を課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を変更若しくは廃止する際にも、同様の手続をとることとされている。

② バード修正条項について

バード修正条項（注1）は、平成15年（2003年）1月にWTO協定違反が確定したが、米国は同年12月の是正期限内に是正しなかった。

平成16年（2004年）1月、我が国及びEC等8カ国・地域はWTOに対して対抗措置の承認を申請した（注2）。これに対し、米国が対抗措置の規模について異議を申し立て、本件は仲裁手続に付託された。

同年8月31日、仲裁人から共同申立国の対抗措置の規模（注3）を決定する判断が提示された。

この結果を受け、同年11月10日、我が国及びEC等7カ国・地域はWTOに対して再度対抗措置の承認申請を行い、同月26日に承認された（チリは同年12月に申請を行い、同月に承認）。

その後、米国がバード修正条項を廃止する等の是正措置を行わなかったことから、平成17年（2005年）9月1日、対象品目を玉軸受等15品目、税率を15%、課税期間を1年間として報復関税を課した。

（注1） バード修正条項は、米国の1930年関税法を修正する条項であり、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律。

（注2） 平成16年（2004年）1月に対抗措置の承認申請を行った国は、我が国、EC、カ

ナダ、ブラジル、チリ、インド、韓国、メキシコの8カ国・地域。

（注3） 我が国の対抗措置の規模は、バード修正条項による我が国の対米輸出減少推計額（直近年の分配額に0.72を乗じた額）以下とされた。

（参考1） 各国の動向

EC及びカナダは、平成17年（2005年）5月より、メキシコは、同年8月より、対抗措置を発動。

平成18年（2006年）2月8日、米国において、①バード修正条項を廃止する、②ただし、平成19年（2007年）10月1日前に米国に輸入された物品に対する不当廉売関税等は、引き続き同条項に基づき分配する、との内容を含む2005年赤字削減法が成立したが、上記②のとおり、引き続き分配は行われるため、WTO協定違反の状態が継続することとなった。

バード修正条項に対する報復関税については、WTO協定違反の状態が継続しているため、平成18年（2006年）から平成25年（2013年）まで毎年、対抗措置を1年間延長した。その間、分配額の減少に応じて、平成20年（2008年）の延長以降、対象品目を2品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞り込むとともに、税率を順次10.6%、9.6%、4.1%及び1.7%に変更し、平成24年（2012年）の延長に際しては、分配額の更なる減少に応じて、対象品目を1品目（円すいころ軸受）に絞り込むとともに、税率を4.0%に変更した。平成25年（2013年）には、米国による分配額が前年から大幅に増加したことから、対象品目を玉軸受等の13品目に拡大するとともに、税率を17.4%に変更した。

平成26年（2014年）9月以降は、分配額が僅少である事等から、報復関税を課さないこととしているところであるが、WTOに対して、①米国による分配は、WTO是正勧告の不履行に該当すること、②報復関税を発動する権利を引き続き有する旨、通報を行っている。

（参考2） バード修正条項廃止後の各国の動向

EUは令和4年（2022年）5月1日より対抗措置をさらに1年間延長。4品目に対して0.001%の対抗措置を表明。

カナダは、米国の国際貿易裁判所が、バード修正条項をカナダ産品に係る関税に適用することはNAFTAに違反すると判断したこと等から、平成18年（2006

年) 5月に対抗措置を継続しなかった。
ただし、対抗措置の権利は留保している。

メキシコは、平成18年(2006年)9月から同年10月まで、期間を限定して対抗措置を発動。

※ 平成18年(2006年)年7月の米国国際貿易裁判所判決を受けて、2006米国財政年度以降、カナダ及びメキシコに係る分配額はゼロとなっている。

(2) 相殺関税制度

① 相殺関税制度の概要〔参考1, 3〕

相殺関税は、関連する国内法令(関税定率法第7条及び相殺関税に関する政令)及びWTO協定(GATT第6条及び補助金及び相殺措置に関する協定(補助金相殺措置協定))に基づき、外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入が、本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

相殺関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、補助金額と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

相殺関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

② (事例) 韓国ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税について

平成16年(2004年)6月16日に、エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社の2社から財務大臣に対して、韓国ハイニックスセミコンダクター社(ハイニックス社)製DRAMに係る相殺関税の課税の求めがなされた。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年8月4日、政府は調査を開始した。その後、平成17年(2005年)8月2日に、調査期間が6ヶ月間延長された。

調査の結果、補助金の交付を受けた貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、平成18年(2006年)1月27日から相殺関税を課した。

平成18年(2006年)6月19日、韓国政府の求めによりWTO紛争解決機関の小委員会(パネル)が設置され、平成19年(2007年)12月17日、パネル及び上級委員会での審理を経て、WTO協定に整合的ではない部分の是正を求める勧告が採択された。

平成20年(2008年)1月30日、政府は、当該是正勧告を実施するために調査を開始した。調査の結果及び当該是正勧告の内容を踏まえ、補助金についての事情の変更が認められたことから、同年9月1日から税率を27.2%から9.1%に変更した。

同月29日、ハイニックス社から財務大臣に対して、ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税の廃止の求めがなされた。

当該廃止の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年10月15日、政府は、調査を開始した。

調査の結果、補助金についての事情の変更が認められ、平成21年(2009年)4月23日に相殺関税を廃止した。

(3) 不当廉売関税制度

① 不当廉売関税制度の概要〔参考1, 4〕

不当廉売関税は、関連する国内法令(関税定率法第8条及び不当廉売関税に関する政令)及びWTO協定(GATT第6条及び1994年のGATT第6条の実施に関する協定(ダンピング防止協定))に基づき、不当廉売(正常価格(輸出国における国内販売価格等)より低い価格で輸出のために販売することをいう。)された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実(本邦の産業に与える実質的な損害

等の事実)がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

不当廉売関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、不当廉売された貨物の正常価格と輸出のための販売価格との差額(不当廉売差額)以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、原則4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

不当廉売関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

② (事例) 韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税調査

平成29年(2017年)3月6日、株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社及び古林工業株式会社(申請書掲載順)から財務大臣に対して、韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手(流体を必要場所へ運ぶ役割を果たす配管において管と管を接続する等の用途に使用される配管部材)に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同月31日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、同年12月28日から暫定的な不当廉売関税

(暫定措置)を課した(4ヶ月間)。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、平成30年(2018年)3月31日から不当廉売関税(確定措置)を課した(5年間)。

③ (事例) 中国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査

平成20年(2008年)9月1日から不当廉売関税を課している中国産電解二酸化マンガン(主に一次電池の正極材に使用される)について、平成30年(2018年)3月2日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社(申請書掲載順)から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年4月18日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入が継続し、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから、平成36年2月29日まで課税期間を延長した(5年間)。

なお、同じく不当廉売関税を課していたスペイン産及び南アフリカ産については、延長の求めが提出されなかったことから、平成31年(2019年)3月4日、課税を終了した(オーストラリア産については、平成25年8月31日に課税終了)。

④ (事例) 中国産トリス(クロロプロピル)ホスフェートに係る不当廉売関税調査

令和元年(2019年)8月5日、大八化学工業株式会社から財務大臣に対して、中国産トリス(クロロプロピル)ホスフェート(主に硬質ウレタン系断熱材用の難燃剤に使用される)に対する不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年9月26日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和2年6月27日から暫定的な不当廉売関税(暫定措置)を課した(4ヶ月間)。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、令和2年(2020年)9月17日から不当廉売関税

(確定措置)を課した(5年間)。

⑤ (事例) 韓国産炭酸二カリウムに係る不当廉売関税調査

令和2年(2020年)4月30日、カリ電解工業会から財務大臣に対して、韓国産炭酸二カリウム(主に液晶パネルをはじめとするガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料等として使用される)に対する不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年6月29日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和3年(2021年)3月25日から暫定的な不当廉売関税(暫定措置)を課した(4ヶ月間)。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、令和3年(2021年)6月24日から不当廉売関税(確定措置)を課した(5年間)。

⑥ (事例) 韓国及び中国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査

平成28年(2016年)8月9日から不当廉売関税を課している韓国及び中国産水酸化カリウム(主に化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹼や洗剤の原料等)について、令和2年(2020年)7月7日、カリ電解工業会から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年8月31日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入が継続し、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから、令和8年8月12日まで課税期間を延長した(5年間)。

⑦ (事例) 中国及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線に係る不当廉売関税調査

令和3年(2021年)3月31日、日亜銅業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン及び株式会社ワイヤーテクノから財務大

臣に対して、中国及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線(金網類(フェンス、落石防護柵、落石防護網、じゃかご、クリンプ金網、亀甲金網)等に用いられる。)に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年6月14日、政府は調査を開始した。

令和4年(2022年)4月28日、調査対象貨物を拡大した上で調査を継続することが適当と認められたため、令和3年(2021年)6月14日に告示した調査対象貨物を変更した。また、当該変更に関し、利害関係者に対して追加的な証拠の提出等の機会を与える等のため、調査期間を6ヶ月間延長し、令和4年(2022年)12月13日までとした。

⑧ (事例) 中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査

平成29年(2017年)12月28日から不当廉売関税を課している中国産高重合度ポリエチレンテレフタレート(主にボトルやシートに加工され使用されている)について、令和3年(2021年)12月3日、三井化学株式会社から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、令和4年(2022年)2月10日、政府は調査を開始した。

(参考) 現在発動中の措置の概要

課税物件	原産地・税率	課税期間
電解二酸化マンガ	中国: 34.3%, 46.5% (※オーストラリア産(29.3%)は、2013年8月31日に課税終了。 スペイン産(14.0%)及び南アフリカ産(14.5%)は2019年3月4日に課税終了。)	2008年9月1日から 2024年2月29日まで
水酸化カリウム	韓国: 49.5% 中国: 73.7%	2016年8月9日から 2026年8月12日まで
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国: 39.8%～53.0%	2017年12月28日から 2022年12月27日まで
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国: 41.8%, 69.2% 中国: 57.3%	2018年3月31日から 2023年3月30日まで
トリス(クロロプロピル)ホスフェート	中国: 37.2%	2020年9月17日から 2025年9月16日まで
炭酸二カリウム	韓国: 30.8%	2021年6月24日から 2026年6月23日まで

(4) 緊急関税制度

① 緊急関税制度の概要〔参考1, 5〕

緊急関税は、関連する国内法令（関税定率法第9条及び緊急関税等に関する政令）及びWTO協定（GATT第19条及びセーフガードに関する協定（セーフガード協定））に基づき、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加の事実があり、当該貨物の輸入が本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、同種・競合貨物の国内適正卸売価格から対象貨物の課税価格及び通常の関税率による税額を控除した額と同額以下の割増関税を発動政令により課すること又は譲許税率の撤回・修正をすることとされている。

発動期間については、4年以内とされているが、発動期間の満了後においても当該貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、本邦の産業が構造調整を行っているとして認められる場合には、通算8年以内の延長が可能である。

調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により当該貨物の輸入の増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急の必要があると認められるときは、200日の期間内で、暫定措置を発動することができる。

緊急関税を発動しようとする又は発動した場合は、WTO協定に基づく貿易相手国との協議により、他品目の譲許の修正等を行うことができるとされている。

また、外国において緊急措置がとられた場合において、WTO協定に規定する事情があると認められる場合には、対抗措置として、輸入される貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課すること又は当該貨物に係る譲許を停止することができる。ただし、当該外国における緊急措置が、輸入数量の増加の事実に基づきとられた場合には、当該措置がとられた日から3年間は対抗措置を行使することはできない。

緊急関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに緊急関税を課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合

は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を延長、撤回若しくは緩和する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

② ねぎ等3品目に係るセーフガード事案について

ねぎ等3品目（ねぎ、生しいたけ、畳表）に係るセーフガードについては、平成12年（2000年）12月22日に調査を開始し、平成13年（2001年）4月10日に財務大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣の3大臣がセーフガード暫定措置の発動及び具体的内容を決定し、同月23日から実施した（同年11月8日までの200日間）。

これに対し、中国は、セーフガード暫定措置に対する対抗措置として、同年6月22日から、我が国より輸入する自動車等3品目（自動車、携帯・車載電話、空調機）に対して、通常の関税に加え100%の特別関税の徴収を実施した。

同年10月8日及び21日、小泉総理が、それぞれ、朱鎔基総理及び江沢民国家主席と首脳会談を、また、同月17日、平沼経済産業大臣が石広生対外貿易経済合作部長と会談を行い、セーフガード問題については話し合いにより解決していくことで意見の一致をみた。

これらを受け、同月25日、セーフガード関係閣僚会合（3大臣の他、官房長官及び外務大臣が出席）が開かれ、同年11月8日の暫定措置の期限切れ後も直ちに確定措置に移行することはせず、二国間協議を継続させることとした。

その後、様々なレベルによる日中協議が精力的に行われた結果、セーフガードの政府調査の期限である同年12月21日、平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間で、①我が国がセーフガード確定措置を実施しないこと、②中国が特別関税措置を撤廃すること、③農産品3品目に係る日中貿易スキームを早急に構築すること、を内容とする「日中双方のねぎ、生しいたけ、畳表の農産品の貿易摩擦に関する覚書」が合意された。

上記の合意を受け、我が国は、同月25日、ねぎ等3品目に対するセーフガード確定措置を発動しない旨の財務省及び経済産業省告示を行い、中国は、同月26日、我が国からの自動車等3品目に対する特別関税措置を翌27日から停止する旨の公告を行った。

日中間の上記の合意に従い、日中貿易スキームを構築し、秩序ある貿易を促進するため、平成14

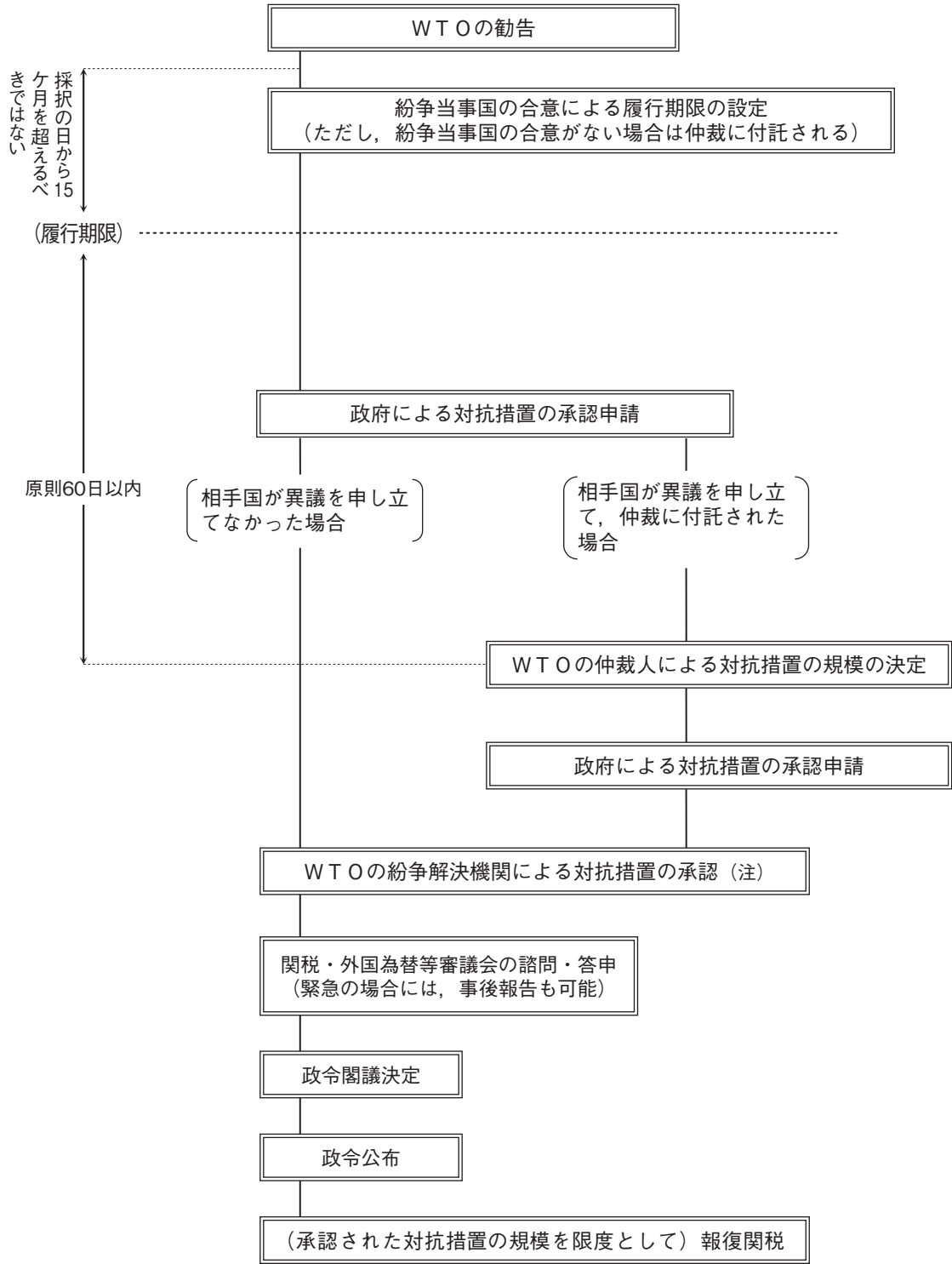
年（2002年）2月7日及び8日に上海においてねぎ等3品目に係る第1回日中農産物貿易協議会が開催され、以後、開催されている累次の会合において（我が国からは生産者団体、輸入業者団体及

びオブザーバーとして関係省担当者が出席）、日本市場における需要見通し、日中双方の生産見通し、中国側の自主的な措置の効果的な実施等に関する情報交換が行われている。

(参考 1) 我が国の特殊関税制度の概要

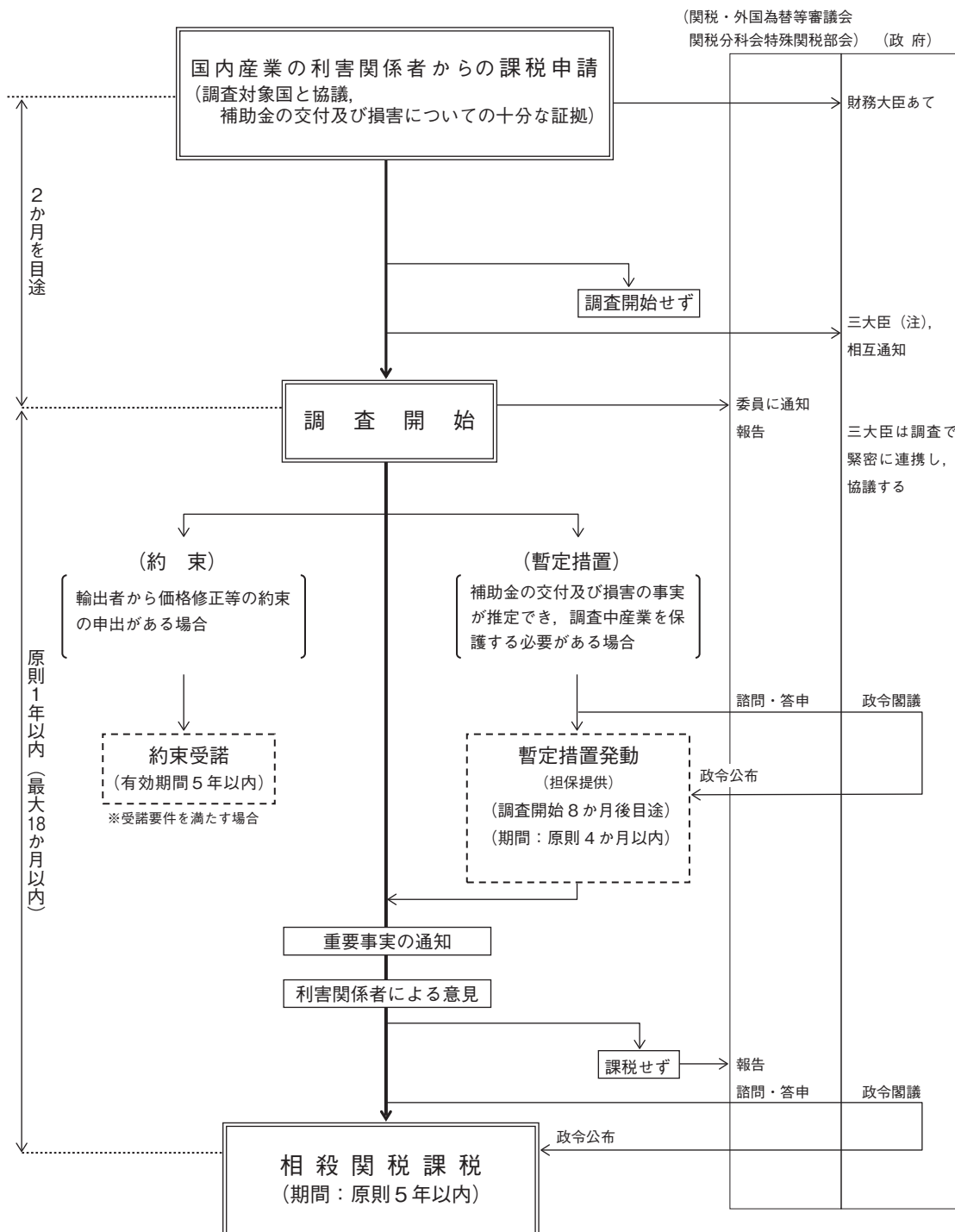
区分	報復関税	相殺関税	不当廉売関税	緊急関税
国内法令上の根拠規定	・関税定率法第6条 ・報復関税等に関する政令	・関税定率法第7条 ・相殺関税に関する政令	・関税定率法第8条 ・不当廉売関税に関する政令	・関税定率法第9条 ・緊急関税等に関する政令
WTO協定上の根拠規定	・GATT第23条 ・紛争解決に係る規則及び手続に関する了解	・GATT第6条 ・補助金及び相殺措置に関する協定	・GATT第6条 ・ダンピング防止協定	・GATT第19条 ・セーフガードに関する協定
制度の概要	(1) WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合に課する割増関税 (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税	外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するための関税の引上げ
措置の適用要件	(1) WTO紛争解決機関等の承認を受けること (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていること	(1) 補助金の交付を受けた貨物の輸入 輸入された貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること	(1) 不当廉売された貨物の輸入 輸入された貨物に不当廉売の事実があること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること	(1) 輸入の増加 予想されなかった事情の変化により貨物の輸入増加があること (2) 重大な損害等（含む因果関係） 当該輸入が我が国の同種・競合産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること (3) 緊急の必要性 国民経済上緊急に必要であると認められること
措置の内容	従価100%の範囲内での割増関税	補助金の額と同額以下の割増関税	不当廉売差額（〔正常価格〕－〔不当廉売価格〕）と同額以下の割増関税	(1) 〔（同種・競合貨物の国内適正卸売価格）－（輸入貨物の課税価格）－（通常の関税額）〕と同額以下の割増関税 (2) 譲許税率の撤回又は修正
措置の期間		5年以内 （5年以内の延長が可能）	5年以内 （5年以内の延長が可能）	暫定期間を含めて4年以内 （通算して8年以内まで延長が可能）
暫定措置の適用要件		(1) 調査開始から60日が経過 (2) 補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性	(1) 調査開始から60日が経過 (2) 不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性	(1) 輸入の増加の事実及びこれによる国内産業への重大な損害等の事実の推定 (2) 国民経済上特に緊急の必要性
暫定措置の内容		担保の提供（4ヶ月以内）	暫定的な関税賦課又は担保の提供 （原則4ヶ月以内）	関税引上げ（200日以内）
還付		請求に基づき、相殺関税の額と現実の補助金の額との差額を還付	請求に基づき、不当廉売関税の額と現実の不当廉売差額との差額を還付	
備考		・発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能	・発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能	・代償措置、対抗措置 ・輸入増加に対する数量制限措置

(参考2) W T O の勧告から報復関税発動までの手続の流れ



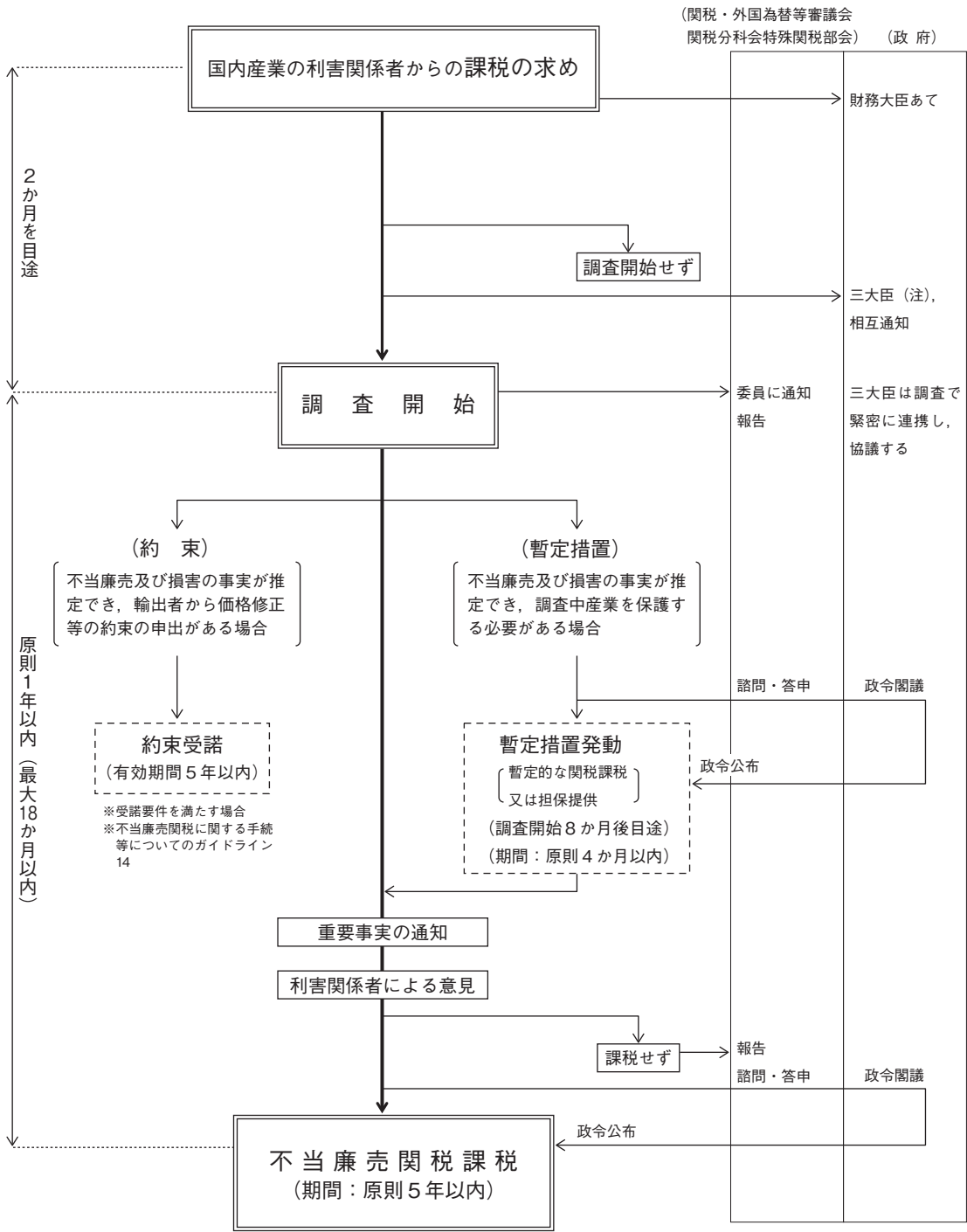
(注) 相手国が異議を申し立てない場合、原則30日以内に承認される。

(参考3) 相殺関税の課税手続の流れ



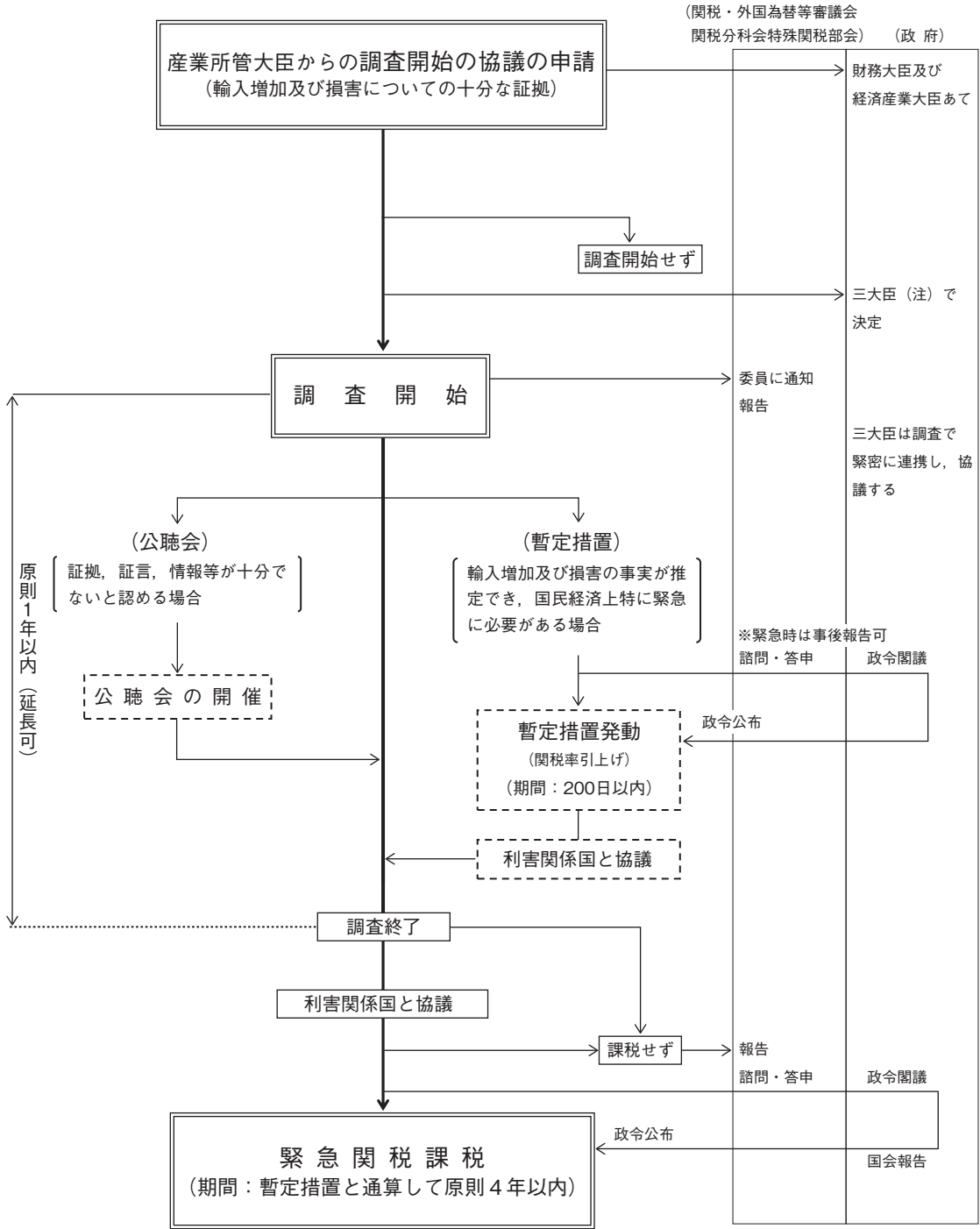
(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考4) 不当廉売関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考5) 緊急関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考6) 我が国における特殊関税の事例

	事 例	概 要
報 復 関 税	①米国バード修正条項	・ H16.11.26 バード修正条項に対する対抗措置がWTOに承認される ・ H17.8.1 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H17.8.12 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」閣議決定 ・ H17.8.17 政令公布 ・ H17.9.1 政令施行 ・ H18.8.4 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H18.8.15 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H18.8.18 政令公布 ・ H18.9.1 政令施行 ・ H19.8.2 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H19.8.10 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H19.8.15 政令公布 ・ H19.9.1 政令施行 ・ H20.8.22 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H20.8.26 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H20.8.29 政令公布 ・ H20.9.1 政令施行 ・ H21.8.7 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H21.8.11 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H21.8.14 政令公布 ・ H21.9.1 政令施行 ・ H22.8.6 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H22.8.10 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H22.8.13 政令公布 ・ H22.9.1 政令施行 ・ H23.8.5 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H23.8.9 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H23.8.12 政令公布 ・ H23.9.1 政令施行 ・ H24.7.30 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H24.8.7 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H24.8.10 政令公布 ・ H24.9.1 政令施行 ・ H25.8.2 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H25.8.15 「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ H25.8.20 政令公布 ・ H25.9.1 政令施行 ・ H26.8.5 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課さないこととし、関税・外国為替等審議会に報告（ただし、再発動の権利を留保） ・ H26.8.31 課税期間満了
相殺関税	①バキスタン産綿糸	・ S57.12.27 日本紡績協会、課税の求め ・ S58.4.18 関税率審議会特殊関税部会に調査開始に至った事情を説明 ・ S58.4.20 調査開始の通知・告示 ・ S59.1.3 パキスタン政府、補助金の一部を廃止

	事 例	概 要
相 殺 関 税	・ S59.2.22 ・ S59.2.28	日本紡績協会、調査対象となった補助金制度が、補助金率が僅少であるものを除き、廃止されたことを理由に課税の求め取下げ。同日、同様の理由で相殺関税を課税しないこととして調査終了し、関税率審議会特殊関税部会に報告 相殺関税を課税しないことを決定した旨を通知・告示
	②ブラジル産 フェロシリ コン ・ S59.3.6 ・ S59.6.14 ・ S59.6.18	日本フェロアロイ協会、課税の求め 日本フェロアロイ協会、輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部会に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明
	③大韓民国D R A M ・ H16.6.16 ・ H16.7.27 ・ H16.8.3 ・ H16.8.4 ・ H17.2～3 ・ H17.3～4 ・ H17.7.26 ・ H17.8.1 ・ H17.8.2 ・ H17.10.21 ・ H17.10.31 ・ H17.11.14 ・ H17.12.1 ・ H18.1.20 ・ H18.1.24 ・ H18.1.27 ・ H18.4.25 ・ H18.6.19 ・ H19.7.13 ・ H19.8.30 ・ H19.11.28 ・ H19.12.17 ・ H20.1.15 ・ H20.1.30 ・ H20.8.22 ・ H20.8.26 ・ H20.8.29 ・ H20.9.1 ・ H20.9.23 ・ H20.9.29 ・ H20.10.15 ・ H20.12中 ・ H21.2.3 ・ H21.3.3 ・ H21.3.4 ・ H21.4.13 ・ H21.4.17 ・ H21.4.22 ・ H21.4.23	エルビーダメモリ社及びマイクロンジャパン社、課税の求め 大韓民国政府との二国間協議 調査開始の相互通知、調査開始決定の新聞発表 調査開始の告示（同日調査開始）、直接の利害関係人への通知 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始に至った事情を説明 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施 本邦の生産者等に対する現地調査の実施 調査期間延長（新聞発表） 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査延長決定の旨を報告 調査期間延長の告示（6ヶ月延長） 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示 大韓民国政府からの約束の申出 大韓民国政府との二国間協議 大韓民国政府との二国間協議 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、大韓民国ハイニックス社製D R A M等に対し相殺関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」閣議決定 政令公布・施行 大韓民国政府との二国間協議 パネル設置 パネル報告の公表 上級委員会への申立て 上級委員会報告の公表 我が国に対する是正勧告をW T O紛争解決機関で採択 W T Oに対し是正勧告を実施する意思を通報 是正勧告を実施するための調査開始を告示 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、税率変更について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正する政令」を閣議決定 政令公布 政令施行 是正勧告実施の有無等に係る履行パネル設置（21.3.4韓国申出により中断。22.3.5履行パネル消滅。） ハイニックス社、課税廃止の求め 補助金に関する見直し調査開始の告示 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施 利害関係者に対し重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 韓国の要請により履行パネル一時中断（22. 3.5消滅） 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、課税廃止について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令を廃止する政令」閣議決定 政令公布 政令施行
不 当 廉 売 関 税	①大韓民国産 綿糸 ・ S57.12.27 ・ S58.6.17 ・ S58.7.11	日本紡績協会、課税の求め 大韓民国業界、自主規制措置を発表 日本紡績協会、自主規制措置を評価し課税の求め取下げ
	②ノルウェー 及びフランス 産フェロシリ コン ・ S59.3.6 ・ S59.6.14 ・ S59.6.18	日本フェロアロイ協会、課税の求め 日本フェロアロイ協会、輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部会に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明

	事 例	概 要
不 当 廉 売 関 税	③大韓民国産セーター類	・S63.10.21 日本ニット工業組合連合会，課税の求め ・H1.2.2 大韓民国政府（商工部），自主規制措置を発表 ・H1.3.29 日本ニット工業組合連合会，自主規制措置を評価し課税の求め取下げ ・H1.4.11 関税率審議会特殊関税部に，提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明
	④中華人民共和国，ノルウェー及び南アフリカ共和国産フェロシリコマンガ	・H3.10.8 日本フェロアロイ協会，課税の求め ・H3.10.17 関税率審議会特殊関税部に，提訴に関する情況説明 ・H3.11.29 調査開始の相互通知・告示。同日，関税率審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 ・H4.6.18 暫定措置をとらないことを決定し，調査結果の暫定的とりまとめを公表 ・H4.9～10 三国の輸出者，生産者，本邦の生産者に対する現地調査の実施 ・H4.11.27 調査期間の2ヵ月延長 ・H4.12上 利害関係者等への基本的事実の開示及びそれに対する反論の受理 ・H4.12下 中国の輸出者4社から価格修正の約束の申出 ・H5.1.27 中国の輸出者2社について約束の受諾及び調査取り止め ・H5.1末 調査終了 ・H5.1.28 関税率審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，中国の輸出者に不当廉売関税を課することについて，関税率審議会に諮問・答申 ・H5.1.29 「フェロシリコマンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 ・H5.2.3 政令公布・施行。同日，ノルウェー及び南アフリカの輸出者に対して不当廉売関税を課税しない旨告示 ・H10.1.31 課税期間満了
	⑤パキスタン産綿糸	・H5.12.20 日本紡績協会，課税の求め ・H5.12.22 関税率審議会特殊関税部会懇談会に，提訴に関する情況説明 ・H6.2.18 調査開始の相互通知・告示 ・H6.2.23 関税率審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 ・H6.8.30 暫定措置をとらないことを決定 ・H6.11～12 パキスタンの輸出者・生産者及び本邦の生産者に対する現地調査，輸入者及びユーザーに対するヒヤリングの実施 ・H7.2.14 調査期間の2ヵ月延長 ・H7.4.17 調査期間の4ヵ月延長 ・H7.5.12 直接の利害関係人に対し，最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 ・H7.7.28 関税率審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，関税率審議会にパキスタンの輸出者に不当廉売関税を課することについて，関税率審議会に諮問・答申 ・H7.8.1 「二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 ・H7.8.4 政令公布・施行 ・H8.2.16 パキスタンの生産者3社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・H8.3.19 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・H8.3.29 パキスタンの生産者13社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・H8.5.27 上記13社のうち11社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・H8.9.13 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売関税を変更又は廃止 ・H9.5.21 上記11社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売関税を継続，変更又は廃止 ・H9.12.5 パキスタンの生産者5社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・H10.2.5 上記5社のうち3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・H11.4.30 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売関税を継続 ・H12.7.31 課税期間満了
	⑥大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維	・H13.2.28 帝人等5社，課税の求め ・H13.3.28 関税・外国為替等審議会特殊関税部に課税の求めに関する情況説明 ・H13.4.20 調査開始の相互通知，調査開始決定の新聞発表 ・H13.4.23 調査開始の告示（同日調査開始），直接の利害関係人への通知 ・H13.5.8 関税・外国為替等審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 ・H13.10.30 台湾の一部供給者と申請者における対質の実施 ・H13.11～12 本邦の生産者及び輸入者に対する現地調査の実施 ・H14.1下 大韓民国の供給者に対する現地調査の実施 ・H14.4.19 調査期間の3ヶ月延長 ・H14.5中 追加的な証拠を提出した大韓民国の供給者に対する現地調査の実施 ・H14.6.14 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示

	事 例	概 要
不 当 廉 売 関 税	・ H14.7.19	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、大韓民国及び台湾の供給者に不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申
	・ H14.7.23	「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定
	・ H14.7.26	政令公布・施行
	・ H18.6.30	帝人ファイバー等 3 社，課税期間延長の求め
	・ H18.8.29	調査開始の相互通知
	・ H18.8.31	調査開始の告示（同日調査開始），調査開始決定の報道発表
	・ H18.9.13	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に，調査開始に至った事情を説明
	・ H18.10.13	利害関係者へ質問状を送付
	・ H19.3中	本邦の生産者 5 社に対する現地調査を実施
	・ H19.5.16	利害関係者に対し重要な事実の開示
	・ H19.6.6	重要事実に対する反論期限
	・ H19.6.19	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日，課税期間延長について，関税・外国為替等審議会に諮問・答申
	・ H19.6.26	「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定
	・ H19.6.29	不当廉売関税を課する期間を平成24年 6 月28日まで延長することが決定された旨告示，政令公布
	・ H19.7.1	政令施行
	・ H24.6.28	課税期間満了
	⑦南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガン	東ソー日向等 2 社，課税の求め
	・ H19.1.31	調査開始の相互通知
	・ H19.4.25	調査開始の告示（同日調査開始），調査開始決定の報道発表
	・ H19.4.27	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に，調査開始に至った事情を説明
	・ H19.6.19	調査対象国の供給者 4 社に対する現地調査の実施
	・ H19.11～12	本邦の生産者 2 社に対する現地調査の実施
	・ H19.12中	調査期間の 6 ヶ月延長
	・ H20.4.25	オーストラリア，スペイン，中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申
	・ H20.6.6	利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示
	・ H20.6.9	「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定
	・ H20.6.10	オーストラリア，スペイン，中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示，政令公布
	・ H20.6.13	政令施行
	・ H20.6.14	重要事実に対する反論期限
	・ H20.7.7	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日，不当廉売関税を課することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申
	・ H20.8.22	「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定
	・ H20.8.26	政令公布
	・ H20.8.29	政令施行
	・ H20.9.1	東ソー日向等 2 社，スペイン，中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め
	・ H24.8.30	調査開始の相互通知
	・ H24.10.29	調査開始の告示（同日調査開始），調査開始決定の報道発表
	・ H24.10.30	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に，調査開始について説明
	・ H24.11.8	本邦の生産者 2 社に対する現地調査の実施
	・ H25.4下	調査対象国の供給者 4 社に対する現地調査の実施
	・ H25.5～6	オーストラリア産電解二酸化マンガンに係る課税期間満了
	・ H25.8.31	調査対象国の供給者 1 社から新たな証拠の提出がなされたことによる追加現地調査の実施
	・ H25.10.10	調査期間の 5 ヶ月延長
	・ H25.10.15	利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示
	・ H25.11.22	重要事実に対する反論期限
	・ H25.12.13	関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日，不当廉売関税の課税期間を延長することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申
	・ H26.2.21	「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定
	・ H26.2.28	不当廉売関税を課する期間を平成31年 3 月 4 日まで延長することが決定された旨告示，政令公布
	・ H26.3.5	政令施行
	・ H26.3.6	東ソー日向等 2 社，中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め
	・ H30.3.2	不当廉売関税の課税期間延長の求めに対する補正の求め
	・ H30.3.19	東ソー日向等 2 社，不当廉売関税の課税期間の延長の求めの補正
	・ H30.3.30	

	事 例	概 要
不 当 廉 売 関 税	・ H30.4.16 ・ H30.4.18 ・ H30.10.上 ・ H30.10.15 ・ H30.12.10 ・ H30.12.25 ・ H31.2.14 ・ H31.2.26 ・ H31.3.1 ・ H31.3.4 ・ H31.3.5	調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者2社に対する現地調査の実施 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始について説明 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 不当廉売関税を課する期間を平成36年2月29日まで延長することが決定された旨告示、政令公布 スペイン及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに係る課税期間満了 政令施行
	⑧インドネシア産カットシート紙	・ H24.5.10 ・ H24.6.27 ・ H24.6.29 ・ H24.7.30 ・ H24.12～H25.3 ・ H25.1～2 ・ H25.4.12 ・ H25.5.10 ・ H25.6.26 ・ H25.8.2 日本製紙等8社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始について説明 本邦の生産者5社及び輸入者1社に対する現地調査の実施 調査対象国の供給者4社及び関連者4社に対する現地調査の実施 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 不当廉売関税を課さないことを決定し、その旨告示及び報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査結果を報告
	⑨中華人民共和国産トルエンジソシアナート	・ H25.12.17 ・ H26.2.12 ・ H26.2.14 ・ H26.2.21 ・ H26.7.22 ・ H26.10～11 ・ H26.12.4 ・ H26.12.12 ・ H26.12.19 ・ H26.12.24 ・ H26.12.25 ・ H27.1.15 ・ H27.2.6 ・ H27.2.12 ・ H27.4.7 ・ H27.4.14 ・ H27.4.17 ・ H27.4.25 ・ R2.4.24 三井化学株式会社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始について説明 本邦の生産者1社に対する現地調査（製造工程に係るもの）の実施 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに係る仮の決定 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「トルエンジソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 仮の決定に対する反論期限。同日、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 調査期間の4ヶ月延長 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「トルエンジソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 課税期間満了
	⑩大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム	・ H27.4.3 ・ H27.5.22 ・ H27.5.26 ・ H27.11～12 ・ H28.1下 ・ H28.3.25 ・ H28.3.28 ・ H28.4.5 ・ H28.4.8 ・ H28.4.9 ・ H28.4.15 カリ電解工業会、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 大韓民国の供給者1社に対する現地調査の実施 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る仮の決定 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 仮の決定に対する反論期限

	事 例	概 要
不 当 廉 売 関 税	・ H30.1.30 ・ H30.3.1 ・ H30.3.14 ・ H30.3.23 ・ H30.3.30 ・ H30.3.31	利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行
	⑬中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート ・ R1.8.5 ・ R1.9.24 ・ R1.9.26 ・ R2.3.13 ・ R2.3.16 ・ R2.5.25 ・ R2.5.28 ・ R2.6.12 ・ R2.6.23 ・ R2.6.25 ・ R2.6.26 ・ R2.6.27 ・ R2.7.15 ・ R2.7.29 ・ R2.9.8 ・ R2.9.11 ・ R2.9.16 ・ R2.9.17	大八化学工業株式会社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者1社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施） 代替国生産者1社に対する現地調査の実施（※同上） 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る仮の決定 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会特殊関税部における持ち回り審議開始 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会特殊関税部における持ち回り審議終了・答申 「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 仮の決定に対する反論期限 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行
	⑭大韓民国産炭酸二カリウム ・ R2.4.30 ・ R2.6.25,26 ・ R2.6.29 ・ R2.12中 ・ R2.12下 ・ R3.2.25 ・ R3.3.11 ・ R3.3.19 ・ R3.3.24 ・ R3.3.25 ・ R3.4.8 ・ R3.4.22 ・ R3.6.8 ・ R3.6.18 ・ R3.6.23 ・ R3.6.24	カリ電解工業会、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 韓国の供給者1社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施） 本邦生産者1社に対する現地調査の実施 大韓民国産炭酸二カリウムに係る仮の決定 大韓民国産炭酸二カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議開始 仮の決定に対する反論期限 大韓民国産炭酸二カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議終了・答申 「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 大韓民国産炭酸二カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行
	⑮中華人民共和国及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線 ・ R3.3.31 ・ R3.6.9 ・ R3.6.14 ・ R3.11～12 ・ R3.12中 ・ R3.12下 ・ R4.1中 ・ R4.2上 ・ R4.2中 ・ R4.4.28	日亜銅業株式会社等4社 課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者2社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施） 中国の供給者1社に対する現地調査の実施（※同上） 代替国生産者1社に対する現地調査の実施（※同上） 中国の供給者1社に対する現地調査の実施（※同上） 中国の供給者1社に対する現地調査の実施（※同上） 韓国の供給者1社に対する現地調査の実施（※同上） 調査対象貨物変更の告示、調査対象貨物変更の報道発表、調査期間の6か月延長

	事 例	概 要
緊 急	①ねぎ、生しいたけ及び量表	・ H12.11.24 農林水産大臣より、ねぎ、トマト、たまねぎ、ピーマン、生しいたけ及びいぐさ（量表）の6品目について財務（大蔵）・経産（通産）両大臣に調査開始の要請 ・ H12.12.22 ねぎ、生しいたけ及び量表の3品目に対する調査開始の告示 ・ H12.12.28 生産者に対する質問状発送 ・ H13.1.19 輸入者、流通・小売業者、消費者等に対する質問状発送 ・ H13.1.23 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査開始に至った事情を説明 ・ H13.3.22 証拠提出・証言の期限 ・ H13.3.23 ねぎ等3品目の調査にかかる政府による実態調査の結果公表 ・ H13.3.27 質問状回答結果等及び提出証拠の閲覧開始 ・ H13.4.6 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に暫定措置発動の基本的考え方につき諮問・答申（答申には賛否両論が併記され、これを踏まえて政府が適切に対処すべきとされた。） ・ H13.4.10 3大臣で、暫定措置の具体的内容を決定し、当該決定内容を閣議にて農水大臣が報告 ・ H13.4.17 「ねぎ等に対して暫定的に緊急の関税を課する政令」閣議決定 ・ H13.4.20 政令公布及び告示（ねぎ等に対して暫定的な緊急の関税を課する件） ・ H13.4.23 暫定措置についてのWTO通報 ・ H13.4.27 政令施行 ・ H13.5.31 証拠等の閲覧及び意見表明の期限 ・ H13.6.1 ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見の概要公表 ・ H13.6.22 ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見の閲覧開始（13.6.14まで）
		・ H13.6.22 中国が日本からの自動車、携帯・車載電話、空調機に対し、現行の関税率に加え、100%の特別関税の徴収開始 ・ H13.7.3～4 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） ・ H13.9.4 ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見に対する再意見の概要公表 ・ H13.9.24～25 ねぎ等3品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） ・ H13.10.8 小泉総理と朱鎔基総理の会談（於北京） ・ H13.10.17 平沼経済産業大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於上海） ・ H13.10.21 小泉総理と江沢民国家主席との会談（於上海） ・ H13.10.25 セーフガード関係閣僚会合（3大臣のほか、官房長官、外務大臣が出席） ・ H13.10.31 政府調査における主要指標の概要の公表 ・ H13.11.1 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） ・ H13.11.7～8 ねぎ等3品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） ・ H13.11.8 暫定措置の期限 ・ H13.11.12 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於ドーハ） ・ H13.11.21 ねぎ等3品目の輸入動向のモニター結果の公表（以後、毎週公表） ・ H13.11.22 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） ・ H13.11.30 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（課長級）（於北京） ・ H13.12.7～8 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） ・ H13.12.11 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於北京） ・ H13.12.19 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（次官級）（於東京） ・ H13.12.21 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間で、ねぎ等3品目の秩序ある貿易の促進について合意、調査の終了（確定措置発動せず） ・ H13.12.25 確定措置を発動しない旨の告示 ・ H13.12.26 関税・外国為替等審議会特殊関税部会開催 ・ H14.2.7～8 中国が輸入特別関税措置を27日から停止する旨の公告 ・ H14.3.28 第1回日中農産物貿易協議会（ねぎ等3品目） ・ H14.5.22・24 第2回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H14.9.20 第3回日中農産物貿易協議会（ねぎ等3品目） ・ H14.11.12 第4回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H15.1.14 第5回日中農産物貿易協議会（量表） ・ H15.4.15 第6回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H15.9.17 第7回日中農産物貿易協議会（量表） ・ H15.11.11 第8回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H16.3.29 第9回日中農産物貿易協議会（量表） ・ H16.6.24 第10回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H16.9.14 第11回日中農産物貿易協議会（量表） ・ H17.4.26 第12回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H17.5.13 第13回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H17.5.13 第14回日中農産物貿易協議会（量表）
税		

	事 例	概 要
緊 急 関 税	・ H17.8.18 第15回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H17.11.9 第16回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H18.4.14 第17回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H18.7.11 第18回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H19.1.30 第19回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H19.6.21 第20回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H19.11.9 第21回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H20.6.27 第22回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H20.9.17 第23回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H21.7.2 第24回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H21.9.15 第25回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H22.5.24 第26回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H22.6.24 第27回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H24.4.11 第28回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H24.5.17 第29回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H25.5.23 第30回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H26.4.18 第31回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H26.10.28 第32回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H27.5.21 第33回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H28.3.9 第34回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H28.9.13 第35回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H29.6.8 第36回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H29.7.21 第37回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H30.8.3 第38回日中農産物貿易協議会（畳表） ・ H31.1.17 第39回日中農産協議会（ねぎ及び生しいたけ）	
	②鉄鋼製品 ・ H14.3.5 米国がセーフガード措置の決定を発表 ・ H14.3.14 措置決定を受けての二国間協議 ・ H14.3.20 米国が鉄鋼14品目に対しセーフガード措置を発動 パネルの前提条件となる二国間協議を要請 ・ H14.4.11～12 パネルの前提条件となる日米等の協議 ・ H14.5.14 E Uが対抗措置をWTOに通報 ・ H14.5.16 米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対応について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H14.5.17 我が国が対抗措置をWTOに通報 ・ H14.5.21 パネルの設置を要請 ・ H14.6.13 E Uが対抗措置に関する規則を閣僚理事会で採択 ・ H14.6.14 「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令」閣議決定 パネル設置 ・ H14.6.17 政令公布 ・ H14.6.18 政令施行（米国産品に対する譲許を停止、税率は従来と同一） E Uが米国に対する譲許を停止（税率は従来と同一） ・ H14.7.3 米国がセーフガード措置の適用除外品目の決定期限を8月31日まで延期する旨公表 ・ H14.7.19 E Uが対抗措置に関する意思決定の期限を9月30日まで延期する旨公表 ・ H14.8.30 米国が適用除外品目を正式公表 総理及び関係大臣の了解を得て、平沼経済産業大臣が「米国の建設的な対応を勘案し、WTO紛争解決手続の結論が出るまでの間、関税を引上げない」旨の談話を発表 ・ H14.9.30 E Uが対抗措置を直ちに発動しないことを決定 ・ H15.3.21 米国が年次見直しに係る適用除外を発表 ・ H15.3.26 パネル中間報告の当時国配付 ・ H15.5.2 パネル最終報告の当時国配付 ・ H15.7.11 パネル最終報告の加盟国配付 ・ H15.8.11 米国が上級委員会へ上訴 ・ H15.9.19 米国ITCによる中間見直し ・ H15.11.10 上級委員会報告書の加盟国配付 ・ H15.11.26 我が国が対抗措置をWTOに修正通報 ・ H15.12.5 米国がセーフガード措置を撤回 E Uが対抗措置を発動しないことを決定 ・ H15.12.10 上級委員会報告の採択。同日、米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対抗措置の撤回について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H15.12.12 「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令を廃止する政令」閣議決定 ・ H15.12.17 政令公布・施行	

第3. 我が国の特惠関税制度の概要等

1. 意義及び経緯

開発途上国等からの輸入を促進するため、開発途上国等から輸入される一定の農水産品、鉱工業品につき通常の関税率より低い特惠税率を適用する制度。LDC（後開発途上国）の産品に対しては、特惠税率を一律無税とする、一層の優遇が行われている（LDC特惠措置）。

我が国では昭和46年に導入されて以来、10年ずつ5回延長され、令和3年度改正により適用期限は令和12年度末までとされている。

2. 特惠受益国及び地域

126ヶ国及び5地域（別表）

（注）平成12年度から、世界銀行統計の「高所得国」に3年連続該当した国・地域については、特惠関税を適用しないこととしている（特惠卒業）。そのため、平成12年度から韓国・台湾・香港・

シンガポール等19の国・地域、平成15年度からスロベニア、平成18年度からバーレーン、平成19年度から仏領ポリネシア地域、平成21年度からサウジアラビア、平成23年度からオマーン等3ヶ国、平成24年度から英領アンギラ地域等7地域、平成25年度からクロアチア、平成28年度からクック、平成29年度からチリ等3ヶ国、平成30年度からセーシェル、アンティグア・バーブーダ、令和3年度からパラオ、令和4年度からパナマについて、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。また、3年連続して世銀統計における「高中所得国」に該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上に該当した国・地域についても、特惠関税を適用しないこととしている。そのため、令和元年度から中国等5ヶ国について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。

3. 農水産品・鉱工業品別の一般特惠措置の内容

	農水産品（HS1～24類）	鉱工業品（HS25～97類）
特惠対象品目	有税品約2,039品目中424品目	有税品約4,320品目中、毛皮、合板、繊維製品等及びLDC特惠対象品目を除く3,291品目
特惠税率	個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ	① 原則として無税 ② ただし、関税暫定措置法別表第3の品目（1,140品目）は一般税率の20%、40%、60%、80%
特惠停止方法	エスケープ・クローズ方式 〔・国内産業に損害を与える等の場合に、政令で特惠適用を停止 ・発動の実績なし〕	エスケープ・クローズ方式（同左）

（注1）産品の国際競争力等を勘案した国別・品目別特惠適用除外措置あり。

（注2）品目数は、令和4年4月1日時点の輸入統計品目番号に基づき計上。以下同じ。

4. LDC（後開発途上国）に対する特別特惠措置（LDC特惠措置）

(1) LDC特惠受益国

LDC45ヶ国。平成20年度からカーボベルデ、平成23年度からモルディブ、平成26年度からサモア、令和元年度から赤道ギニア、令和3年度からバヌアツが対象国から除外された。

(2) LDC特惠措置の内容

上記3.の特惠対象品目全てに加え、LDC特惠対象品目（2,428品目（農水産品1,446品目、鉱工業品982品目））について、無税・無枠。

5. 輸入手続及び原産地認定基準等

(1) 特惠適用物品の輸入手続

特惠関税を適用して輸入する物品についても、一般の輸入貨物とはほぼ同様の手続により通関を行うことになっている。すなわち、特惠適用物品の輸入者は、その品名、数量、価格等を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

特惠適用輸入の場合、更に、原産地認定基準を満たしていることを証明するため、輸入申告等の際し、輸入貨物の原産地の税関又はこれに準ずる

機関が発給した「一般特惠制度原産地証明書（様式A）」を税関に提出しなければならない（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品、課税価格の総額が20万円以下の物品又はこれらに該当しない物品で特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。ただし、当該特例申告の対象となる物品であっても、同書類の発給を受けていることは必要となる）。

(2) 原産地認定基準

特惠関税は、特惠受益国又は地域を原産地とする物品のみを対象として適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国又は地域の原産品であるかどうかを認定するための特惠原産地認定基準が定められている。

① 一般基準

次に掲げる物品は、その生産を行った国又は地域が原産地となる。

イ 一の特恵受益国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）

ロ 一の特恵受益国又は地域において、他の国の原産品をその原材料の全部又は一部として、これに実質的な変更（HS 4 桁の分類の変更等）を加える加工又は製造により生産された物品（実質加工品）

② 自国関与基準

一の特恵受益国又は地域において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特惠受益国又は地域の完全生産品とみなした場合に、上記①の基準を満たすこととなる物品は、その特惠受益国又は地域の原産品として取り扱われる。

ただし、毛皮製品等特定の産品については、この基準の適用対象から除外されている。

③ 累積原産地制度

インドネシア、フィリピン及びベトナムの3ヶ国（以下「東南アジア諸国」という。）のうちの二以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国を一の国とみなして上記①及び②の原産地認定基準が適用される。この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は、東南アジア諸国において行われたものとみなされることとなる。

より具体的には、実質加工品の認定上、製品に

占める原産品（当該国を原産国とする原材料）については次のような効果が生じることになる。

イ 「原産品割合」の算定においては、次に掲げる物品が東南アジア諸国産品として扱われる。

(i) 東南アジア諸国産品のみから成る原材料のすべて

(ii) 本邦から東南アジア諸国のうちの一の国に輸出された物品のみから成る原材料のすべて

(iii) 前記(i)及び(ii)に掲げる物品のみから成る原材料のすべて

ロ 加工・製造の工程については、生産に関わった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を充足すれば、原産品としての資格が付与される。

以上の結果、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

(3) 運送要件

(2)の基準により認定された特惠受益国原産品が特惠関税の適用を受けるためには、更に、次に掲げる運送要件のいずれかを満たす必要がある。

① 原産地である特惠受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。

② 原産地である特惠受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経由が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。

③ 原産地である特惠受益国等から非原産国において一時蔵置するため又は博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため輸出され、その後、当初における特惠受益国等の輸出者により、その非原産国から①又は②に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

なお、②又は③に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。また、上記②又は③に該当していることを証明するため、輸入申告等の際に、イ. 当該物品の原産地である特惠受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、ロ. 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税

関その他の権限を有する官公署が発給した証明書、又はハ。これらの書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの、のいずれかを提出しなけ

ればならない（課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。）。

(別表) 特恵受益国及び地域一覧表 (令和4年度)

番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名
1	<u>アゼルバイジャン</u>	51	ジャマイカ	101	ベラルーシ
2	<u>アフガニスタン</u>	52	ジョージア	102	ベリーズ
3	アルジェリア	53	シリア	103	ペルー
4	アルゼンチン	54	ジンバブエ	104	ボスニア・ヘルツェゴビナ
5	アルバニア	55	<u>スーダン</u>	105	ボツワナ
6	アルメニア	56	スリナム	106	ボリビア
7	<u>アンゴラ</u>	57	スリランカ	107	ホンジュラス
8	<u>イエメン</u>	58	赤道ギニア	108	マーシャル
9	イラク	59	<u>セネガル</u>	109	<u>マダガスカル</u>
10	イラン	60	セルビア	110	<u>マラウイ</u>
11	インド	61	セントビンセント	111	<u>マリ</u>
12	インドネシア	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	112	ミクロネシア
13	<u>ウガンダ</u>	63	セントルシア	113	南アフリカ共和国
14	ウクライナ	64	<u>ソマリア</u>	114	<u>ミャンマー</u>
15	ウズベキスタン	65	<u>ソロモン</u>	115	モーリシャス
16	エクアドル	66	タジキスタン	116	<u>モーリタニア</u>
17	エジプト	67	<u>タンザニア</u>	117	<u>モザンビーク</u>
18	エスワティニ	68	チャド	118	モルディブ
19	<u>エチオピア</u>	69	<u>中央アフリカ</u>	119	モルドバ
20	<u>エリトリア</u>	70	チュニジア	120	モロッコ
21	エルサルバドル	71	<u>ツバル</u>	121	モンゴル
22	ガーナ	72	<u>トーゴ</u>	122	モンテネグロ
23	カーボベルデ	73	トケラウ諸島地域	123	モントセラト地域
24	ガイアナ	74	ドミニカ	124	ヨルダン
25	カザフスタン	75	ドミニカ共和国	125	ヨルダン川西岸及びガザ地域
26	ガボン	76	トルクメニスタン	126	<u>ラオス</u>
27	カメルーン	77	トルコ	127	リビア
28	ガンビア	78	トンガ	128	<u>リベリア</u>
29	<u>カンボジア</u>	79	ナイジェリア	129	<u>ルワンダ</u>
30	北マケドニア	80	ナミビア	130	<u>レソト</u>
31	<u>ギニア</u>	81	ニウエ	131	レバノン
32	<u>ギニアビサウ</u>	82	ニカラグア		
33	キューバ	83	<u>ニジュール</u>		
34	キリバス	84	<u>ネパール</u>		
35	キルギス	85	<u>ハイチ</u>		
36	グアテマラ	86	パキスタン		
37	グレナダ	87	バヌアツ		
38	ケニア	88	バプアニューギニア		
39	コートジボワール	89	パラグアイ		
40	コスタリカ	90	<u>バングラデシュ</u>		
41	コソボ	91	<u>東ティモール</u>		
42	<u>コモロ</u>	92	フィジー		
43	コロンビア	93	フィリピン		
44	コンゴ共和国	94	<u>ブータン</u>		
45	<u>コンゴ民主共和国</u>	95	<u>ブルキナファソ</u>		
46	サモア	96	<u>ブルンジ</u>		
47	<u>サントメ・プリンシペ</u>	97	米領サモア地域		
48	<u>ザンビア</u>	98	ベトナム		
49	<u>シエラレオネ</u>	99	<u>ベナン</u>		
50	<u>ジブチ</u>	100	ベネズエラ		

※アンダーラインは、「特別特恵（LDC特恵）受益国」であることを示す。

(参考１) 特惠対象物品輸入額及び特惠適用輸入額の推移

(単位：百万円)

区 分			年 度					
			令和元年度	構成比 (%)	令和２年度	構成比 (%)	令和３年度	構成比 (%)
全 世 界 か ら の 総 輸 入 額			77,172,427	100.0	68,469,328	100.0	91,271,695	100.0
特 恵 受 益 国 か ら の 輸 入 額	計	総 輸 入 額	9,108,655	11.8	8,231,920	12.0	11,055,723	12.1
		(A) 特 恵 対 象 物 品	1,588,822	2.1	1,436,134	2.1	1,701,552	1.9
		(B) 特 恵 適 用 額	534,432	0.7	433,095	0.6	498,697	0.5
		(内 LDC)	460,439		361,766		416,247	
		適 用 率 (B)/(A)	33.6%		30.2%		29.3%	
	農 水 産 品	総 輸 入 額	1,035,472	1.3	1,013,369	1.5	1,258,520	1.4
		(C) 特 恵 対 象 物 品	299,832	0.4	289,125	0.4	315,906	0.3
		(D) 特 恵 適 用 額	67,477	0.1	61,524	0.1	65,136	0.1
		(内 LDC)	28,190		19,522		22,207	
		適 用 率 (D)/(C)	22.5%		21.3%		20.6%	
	鉱 工 業 品	総 輸 入 額	8,073,183	10.5	7,218,551	10.5	9,797,202	10.7
		(E) 特 恵 対 象 物 品	1,288,990	1.7	1,147,009	1.7	1,385,646	1.5
		(F) 特 恵 適 用 額	466,956	0.6	371,571	0.5	433,561	0.5
		(内 LDC)	432,249		342,244		394,040	
		適 用 率 (F)/(E)	36.2%		32.4%		31.3%	

(注１) 令和元年度は確定値、令和２年度は確々報値、令和３年度は確報値による。

(注２) (内 LDC) は、LDC特惠受益国からの一般特惠適用額とLDC特惠適用額の合計値。

(注３) (A)、(C)及び(E)の輸入額は、一般特惠受益国（LDC特惠受益国を含む。）からの一般特惠対象物品の輸入額とLDC特惠受益国からのLDC特惠対象物品の輸入額の合計値。

(参考2) 我が国の国・地域別特惠適用輸入実績の推移 (上位20位まで)

(単位: 百万円)

順位	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	国・地域名	特惠 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特惠 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特惠 輸入実績	構成比 (%)
	総 額	534,432	100.0	総 額	433,095	100.0	総 額	498,697	100.0
1	カンボジア	146,573	27.4	カンボジア	123,118	28.4	バングラデシュ	147,190	29.5
2	バングラデシュ	141,504	26.5	バングラデシュ	117,545	27.1	カンボジア	140,618	28.2
3	ミャンマー	130,083	24.3	ミャンマー	98,549	22.8	ミャンマー	88,641	17.8
4	マダガスカル	17,069	3.2	南アフリカ共和国	13,393	3.1	マダガスカル	22,874	4.6
5	南アフリカ共和国	15,590	2.9	エクアドル	13,141	3.0	南アフリカ共和国	16,863	3.4
6	モーリタニア	14,391	2.7	モーリタニア	9,499	2.2	エクアドル	13,064	2.6
7	エクアドル	12,117	2.3	トルコ	7,216	1.7	モーリタニア	9,038	1.8
8	トルコ	9,475	1.8	モロッコ	6,967	1.6	トルコ	8,715	1.7
9	スリランカ	6,637	1.2	コロンビア	6,545	1.5	コロンビア	7,453	1.5
10	ラオス	6,481	1.2	マダガスカル	5,334	1.2	スリランカ	6,112	1.2
11	コロンビア	5,449	1.0	ラオス	5,073	1.2	モロッコ	4,886	1.0
12	モロッコ	3,656	0.7	スリランカ	5,049	1.2	ラオス	4,311	0.9
13	イラン	2,932	0.5	グアテマラ	2,608	0.6	ウクライナ	3,380	0.7
14	ケニア	2,695	0.5	イラン	2,366	0.5	イラン	3,103	0.6
15	ベトナム	1,958	0.4	ベトナム	2,129	0.5	グアテマラ	2,683	0.5
16	ガーナ	1,957	0.4	ガーナ	1,601	0.4	ベトナム	2,441	0.5
17	グアテマラ	1,817	0.3	パキスタン	1,557	0.4	ガーナ	1,963	0.4
18	パキスタン	1,703	0.3	ケニア	1,356	0.3	ケニア	1,870	0.4
19	インド	1,232	0.2	インド	1,333	0.3	パキスタン	1,647	0.3
20	セネガル	1,063	0.2	セルビア	888	0.2	カザフスタン	1,113	0.2

※ 令和元年度は確定値, 令和2年度は確々報値, 令和3年度は確報値による。

※ 特惠輸入実績は、一般特惠適用輸入額及びLDC特惠適用輸入額の合計値。

Ⅱ 貿易・税関を巡る国際的な動き

第1. 世界貿易機関（WTO）について

1. はじめに

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は、国際貿易に関する国際的なルールを取り扱う唯一の国際機関であり、関税その他の貿易障害を軽減する等により人々の生活水準の向上や世界の貿易を発展させることを目的としている。WTOの任務は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）」及びその附属書に含まれている協定（これらの集合体が「WTO協定」）の実施・運用（紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）及び貿易政策検討制度の運用を含む）、多角的貿易関係に関する交渉の場の提供、開発途上国のための技術支援、IMFや世銀といった他の国際機関との協力である。2022年6月現在、164か国・地域が加盟している（参考1）。

WTOは1995年、WTO協定の発効とともに、ガット（GATT：関税及び貿易に関する一般協定）を発展的に引き継ぐ形で設立された。ガットは協定上の根拠を有しない事実上の国際機関であったが、WTOは明確な法的根拠を有するなど制度的基盤が整備されている。また、ガットがモノの貿易の分野のみを取り扱っていたのに対し、WTOはモノの貿易に加えサービスの貿易、知的所有権等の新しい分野を含む幅広い分野を取り扱っている。加えて、加盟国間の紛争解決に関する手続について、ガット時代から大きく拡充されている。

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回閣僚会議において、WTO設立後初の多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の立上げが合意された。ドーハ・ラウンドでは、関税の引下げをはじめとするモノの貿易の自由化、サービス貿易の自由化、途上国問題、アンチ・ダンピング等の公正な貿易を確保するための貿易ルール、紛争解決、貿易円滑化（貿易手続の簡素化等）など様々な貿易に関わる問題についての交渉が行われてきた。

しかし、2008年7月のWTO非公式閣僚会合の決裂以降、交渉全体が停滞。2011年12月の第8回

閣僚会議では、当面一括妥結の見込みは薄いと見られ、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進める「部分合意」アプローチが合意された。これを受け、2013年12月の第9回閣僚会議において貿易円滑化交渉が妥結するなどの成果が見られたが、全加盟国によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は有志国による取組が活発化している。

以下、WTOの概要や、WTO交渉の経緯・現状等について簡単に紹介する。

2. WTOの概要

(1) WTO協定

①WTO協定の構成（参考2）

いわゆる「WTO協定」は、WTOの組織、加入、意思決定等に関して規定している16条から成るWTO設立協定と、その附属書に含まれている協定の集合体を指す。

（注）附属書は、物品の貿易に関する多角的協定（附属書1 A）、サービスの貿易に関する一般協定（附属書1 B）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定）（附属書1 C）、紛争解決了解（附属書2）、貿易政策検討制度（TPRM）（附属書3）、複数国間貿易協定（附属書4）で構成されている。附属書1、附属書2及び附属書3に含まれている協定及び関係文書を「多角的貿易協定」という。

②シングル・アンダーテイクング

「多角的貿易協定」は、WTO設立協定の不可分の一部を成し、全ての加盟国を拘束することとされており、その全てを一括して受諾すること（「シングル・アンダーテイクング」）が加盟国に義務づけられている。

（注1）ガットにおいては、関税評価協定等の東京ラウンドで合意した協定の受諾が各加盟国の判断に任されていたために、一部の国しか受諾せず、加盟国間の権利や義務が同一でないという問題が生じていたことを踏まえ、WTO協定の下で同様の問題が

生じることを防止しようとしたもの。

(注2) 附属書4の「複数国間貿易協定」については、これらを受諾した加盟国についてWTO協定の一部を成し、当該加盟国を拘束することとされている。

(2) WTOの組織

WTOの最高意思決定機関は閣僚会議で、WTO設立協定上は、少なくとも2年に1回開催することとされている(表1)。閣僚会議が開催されていない間の意思決定は一般理事会(議長: Chambovey大使(スイス))が行う。また、一般理事会は紛争解決機関(DSB)(議長: Molokomme大使(ボツワナ))及び貿易政策検討機関(TPRB)(議長: Rodriguez大使(メキシコ))としての任務も遂行する。また一般理事会の下に物品貿易理事会、サービス貿易理事会及びTRIPs理事会が設置されている(参考3)。

(3) 事務局(参考4)

①事務局長・事務局次長

WTOの事務局長は、1995年1月の設立当初、サザーランド前ガット事務局長が暫定的に務めていたが、1995年5月からは4年間の任期でルジェロ元イタリア貿易相、1999年9月からは3年間の任期でムーア元NZ首相、2002年9月からは3年間の任期でスパチャイ元タイ副首相がそれぞれ務めた。2005年9月からはラミー元欧州委員会貿易担当委員が4年間の任期で就任し、2009年に再選した。2013年9月からはアゼベド元在ジュネーブブラジル代表部WTO担当大使が4年間の任期で就任し、2017年に再選したが、2020年8月末に任期を1年残して辞任。後任の事務局長の選出プロセスが同年6月に開始され、2021年3月にオコンジョ＝イウエアラ元ナイジェリア財務大臣・外務大臣が事務局長に就任(任期は2025年8月末ま

(表1) これまでの閣僚会議

これまでの閣僚会議	主 な 成 果
第1回(シンガポール) (1996.12.9～12)	ウルグアイ・ラウンドの実施状況やWTOの課題等について議論。
第2回(ジュネーブ) (1998.5.18～20)	広範な自由化交渉を含む、将来のWTOの作業計画について、第3回閣僚会議でしかるべき決定が行えるように準備プロセスを開始すること等。
第3回(シアトル) (1999.11.30～12.3)	新ラウンド交渉立上げに合意する閣僚宣言を採択することが最大の目的だったが、合意にはいたらず。
第4回(ドーハ) (2001.11.9～14)	新ラウンドの立上げに合意する閣僚宣言の採択等。
第5回(カンクン) (2003.9.10～14)	農業や非農産品市場アクセスの交渉の大枠(フレームワーク)、投資や貿易円滑化等の新分野の交渉開始等について議論を行ったが合意にはいたらず。
第6回(香港) (2005.12.13～18)	農業、非農産品市場アクセスでは、関税削減率等を含む各国共通ルール(フルモダリティ)の合意が目指されていたが、先送りされ、農業の輸出補助金の撤廃期限、綿花の取扱い、後発開発途上国(LDC)産品への無税無枠の供与等の限られた事項についてのみ合意された。
第7回(ジュネーブ) (2009.11.30～12.2)	事前の申し合わせどおり、ドーハ・ラウンドに係る「交渉」は行われず、世界経済の成長・回復、開発へのWTOの貢献等、ラウンド交渉を含むWTOの活動全般についての評価等について、出席閣僚による発言が行われた。
第8回(ジュネーブ) (2011.12.15～12.17)	閣僚間で、ドーハ・ラウンド交渉の今後の取り進め方等の議論がなされた。議長声明においては、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性が低いことが率直に認められた。その他、サービス分野においてLDC向けの特恵の供与が決定された。
第9回(バリ) (2013.12.3～12.7)	貿易円滑化、農業の一部、開発の3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意された。また、同宣言においては、ドーハ・ラウンド交渉に対するコミットメントが再確認されるとともに、今後の作業として、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題について、12ヶ月以内(2014年末まで)に作業計画を策定することとされた。
第10回(ナイロビ) (2015.12.15～12.19)	①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特恵関税の原産地規則について合意。ドーハ・ラウンド交渉の継続の是非については、加盟国間で意見の対立が解けず、閣僚宣言では両論の併記となった。
第11回(ブエノスアイレス) (2017.12.10～12.13)	電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等を決定した。また、有志国間においては、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む70の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出した他、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明を発出した。
第12回(ジュネーブ) (2022.6.12～6.17)	第10回WTO閣僚会議以来となる閣僚宣言を採択。WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示されるとともに、パンデミックへの対応、食料供給問題への対応、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金協定に合意した。

で)。事務局次長には、Ellard氏（米国）、Gonzalez氏（コスタリカ）、Paugam氏（フランス）、Zhang氏（中国）の4名が指名された。

②事務局・予算

事務局はジュネーブ（スイス）に設置されている。事務局職員は627名（2021年12月末時点）であり、2022年6月末時点で日本人は5名（宇山智哉WTO事務局長上級補佐官を含む）。2022年の予算額は、1億9,720万スイスフランであり、このうち日本の分担率は約3.8%（分担率は加盟国の貿易額（往復）を基に算出する）、分担額は約749万スイスフランで、米国（分担金約11.8%）、中国（約10.5%）、ドイツ（約7.2%）について第4位である。

(4) WTOの任務

WTO設立協定上、WTOの任務として次の5点が掲げられている。

- ①WTO協定の実施・運用
- ②多角的貿易関係に関する交渉の場及び交渉結果の実施の枠組みの提供
- ③紛争解決了解の運用
- ④貿易政策検討制度の運用

⑤IMF・世銀との協力

3. WTO交渉（参考5）

(1) 過去のラウンド交渉（多角的貿易交渉）

ガットにおいては、8回のラウンド交渉が行われてきた（表2）。第1回から第5回ラウンド交渉では主に鉱工業品に関する関税引下げ交渉が行われ、ケネディ・ラウンド（1964～67年）及び東京ラウンド（1973～79年）では、関税引下げ交渉に加え、非関税分野における協定策定交渉も行われた。

ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）においては、従来からのモノの貿易に係る分野（農産品、鉱工業品に係る関税引下げ等）の他、サービスの貿易、知的所有権（特許権、商標権等）の分野等が新たに交渉対象とされたことが、従来のラウンドとは異なる特徴である。交渉は、当初4年間の予定で開始されたが、農業をめぐる米・EC間の対立等から難航し、1994年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議で終結が宣言されるまで7年以上の年月を要した。

（表2）多角的貿易交渉の歴史

時 期	交 渉	参加国	交 渉 成 果
1947年	第1回	23	関税の引下げ、ガットの策定
1949年	第2回	13	関税の引下げ
1950～51年	第3回	38	関税の引下げ
1956年	第4回	26	関税の引下げ
1960～62年	ディロン・ラウンド	26	関税の引下げ
1964～67年	ケネディ・ラウンド	62	関税の引下げ アンチ・ダンピング協定、穀物協定、化学品協定の策定
1973～79年	東京ラウンド	102	関税の引下げ 関税評価協定等非関税措置に関する協定等の策定
1986～94年	ウルグアイ・ラウンド	123	関税の引下げ、農産物関税化 WTO設立協定、サービス協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定等の策定

（注）①日本は1955年にガットに加入。

②ディロン（米商務次官）、ケネディ（米大統領）はラウンドの提唱者。東京、ウルグアイはラウンド開始に合意した閣僚会議の開催地。

（出典：WTOホームページ）

(2) ドーハ・ラウンドの立上げ（第4回閣僚会議）

2001年11月の第4回閣僚会議（於：ドーハ）で立上げに合意されたドーハ・ラウンドは、関税削減等の貿易自由化のみならず、アンチ・ダンピング措置等の貿易ルール改善・明確化も含んだ幅広い分野を対象とするものであり（表3）、2004年7月の一般理事会における交渉の枠組み合意以降、本格的な議論が進められた。

(3) ドーハ・ラウンドの進展（第6回～第8回閣僚会議）

2005年12月の第6回閣僚会議（於：香港）において、ドーハ・ラウンドの2006年末までの終結に向け、必要な道筋を示す閣僚宣言に合意。2006年4月末までに農業・非農産品市場アクセス（NAMA：Non Agricultural Market Access）のモダリティ（関税削減等の方式）を確立することが目指されたが、農業市場アクセス、農業補助金、

(表3) ドーハ・ラウンド交渉の交渉分野一覧

交渉分野	概 要
農業	農産品に係る関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉。2015年12月の第10回閣僚会議では、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等について合意。
非農産品市場アクセス (NAMA: Non-Agricultural Market Access)	鉱工業品及び林・水産品の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉。
サービス	・サービスの市場アクセス（外資規制の撤廃・緩和等） ・国内規制（資格・免許の要件・手続きの透明化・合理化等） ・サービス分野におけるルール（補助金、政府調達等）に関する交渉。
ルール	ダンピング防止、補助金（漁業補助金を含む）等についてのルールに関する交渉。
貿易円滑化	貿易手続の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等に関する交渉。2013年12月の第9回閣僚会議で交渉妥結、2017年2月に貿易円滑化協定発効。我が国は、2015年5月の国会承認を経て、同年6月にWTO事務局に受諾通知を実施（6番目の受諾国）。2022年6月末時点で155加盟国が受諾。
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」（S&D）の検討、途上国に対する「貿易のための援助」の促進。2005年12月の第6回閣僚会議でLDC産品への無税無枠の供与に合意し、我が国は、平成19年度関税改正で実施。
知的所有権（TRIPs）	ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示（GI）の多国間通報登録制度の設立に関する交渉。
環境	WTOのルールと多国間環境協定との関係、環境物品の関税撤廃・削減等に関する交渉。

NAMAの3つの論点における各国間の立場の違いは埋まらず、同年7月には交渉が一時中断した。

2007年1月に交渉は再開され、2008年7月、農業・NAMAのモダリティ合意を目指す閣僚会合がジュネーブで開催されたが、米国とインド・中国との立場の違いは埋まらず、合意は断念された。モダリティ合意を目指す同年内の閣僚会合の開催を念頭に、同年12月に農業及びNAMAの第4次改訂議長テキストが提示された。しかし、関係国が主要争点について譲歩する見込みがないとの判断により、結局、同年内の閣僚会合の開催には至らなかった。

2011年に入り、同年中の交渉妥結に向けて全分野で集中的な協議が行われたが、特にNAMA交渉における米国と新興国（中国、インド、ブラジル）との間の対立を解消するには至らず、同年4月、ラミー事務局長より、現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあるとの評価があり、年内のラウンド交渉全体の妥結が断念された。その後、第8回閣僚会議（於：ジュネーブ、以下MC8）に向けて、後発開発途上国（LDC）向けの措置を中心としたパッケージ策定の協議が行われたが、加盟国間の意見は収斂せず、同年7月末にパッケージの取りまとめが断念された。これ以降、ラウンド交渉全体が停滞することとなった。同年12月のMC8では、ドーハ・ラウンドについて当面一括妥結の見込みが薄いと認めつつも、交渉に引き続きコミットし、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進めることが

確認された。

(4) ドーハ・ラウンドの部分合意（第9回及び第10回閣僚会議）

2012年に入ると、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、交渉が継続する貿易円滑化が先行合意の候補の一つと目される一方、途上国からは自らの関心事項の進展なしに貿易円滑化のみの先行合意は認められないとの反発が見られ、同年後半には、途上国グループが、貿易円滑化の先行合意の条件として、農業の第4次改訂議長テキストの一部を抜粋して成立させるべく関税割当運用等の提案が出された。

2013年になると、同年12月の第9回閣僚会議（於：バリ、以下MC9）の成果の候補として、貿易円滑化、農業の一部、開発（LDC関心事項を含む）の3分野から成る先行合意パッケージの成立を目指して交渉を進める方向となり、各分野における交渉が加速化された。その結果、MC9においては、上記3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意された。特に、2004年よりドーハ・ラウンド交渉の一分野として進められてきた貿易円滑化交渉が妥結した。貿易円滑化協定に係る改正議定書は当初の2014年7月までの採択予定から遅れて、2014年11月の一般理事会において採択された。

2015年は年明けから、ドーハ・ラウンド交渉をどのように妥結させるのかについての議論が始まった。途上国側は2008年7月時に交渉していた

モダリティ案（いわゆる農業分野のRev 4，NAMA分野のRev 3など）をベースに交渉を行うべきと主張し、先進国側はそれらモダリティ案が過去に合意できなかったものであることから、それらをベースに議論することはできないと主張し、平行線をたどった。2015年9月になると各国の間で、同年12月の第10回閣僚会議（於：ケニア・ナイロビ、以下MC10）を失敗させないためにスモール・パッケージ（部分合意）を目指すべきという認識が共有され始め、農業・LDC・ルールなどの分野に注目が集まりはじめた。また、スモール・パッケージの議論と並行し、MC10以降の交渉のあり方（いわゆるポスト・ナイロビ）についても議論となった。日米EU等の先進国は、ラウンド交渉をこれ以上続けても意味のある成果は望めないことから交渉を終了し、WTOはドーハ・マンデートを越えて新たな課題に取り組むべきと主張し、それに対し多くの途上国は途上国の優遇措置を重視する現行の交渉の枠組を維持するためドーハ・ラウンド交渉を維持すべきと主張した。

MC10ではスモール・パッケージ及びポスト・ナイロビについての交渉が断続的に行われ、当初の会議日程（2015年12月15日～18日）を1日延長し、閣僚宣言及び閣僚決定が採択された。スモール・パッケージについては、①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特惠関税の原産地規則が合意された。ポスト・ナイロビについては、途上国と先進国との対立は最後まで解消できず、閣僚宣言としては異例の両論併記となった。

（5）近年の動き（第11回閣僚会議以降）

2017年12月に開催された第11回閣僚会議（於：アルゼンチン・ブエノスアイレス、以下MC11）では、各国間の意見の懸隔が狭まらず、全参加国の合意が必要な閣僚宣言の採択には至らず、議長個人の責任による議長声明が発出された。各論については、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリウム（モラトリウム）の延長、漁業補助金に関する作業計画等について、全加盟国の合意による閣僚決定が発出された。また、全加盟国（マルチ）によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は、有志国（ブルリ）による取組が活発化しており、MC11では、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む70の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出したほか、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明が発出された。

MC11後は、2018年10月にカナダがWTO改革に関する非公式少数国閣僚会合を立ち上げるなど、WTOの改革・現代化に向けた議論が有志国間で行われる一方、ドーハ・ラウンドの交渉分野については、漁業補助金等に関する議論が行われた。

新型コロナウイルスの感染拡大により閣僚会議の開催が延期されてきたが、2022年6月に開催された第12回閣僚会議（於：ジュネーブ、以下MC12）では、全参加加盟国の合意により、MC10以来6年半ぶりに閣僚宣言が採択され、WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示された。また、パンデミックへの対応、食料供給問題への対応、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリウム（モラトリウム）の延長、漁業補助金協定に合意した。

(参考1) WTO加盟国・地域 (2022年6月現在)

アジア アフガニスタン＊ バングラデシュ＊ ブルネイ カンボジア＊ 中国 香港 インド インドネシア 日本 カザフスタン 韓国 ラオス＊ マカオ マレーシア モルディブ モンゴル ミャンマー＊ ネパール＊ パキスタン フィリピン シンガポール スリランカ 台湾 タジキスタン タイ ベトナム	イタリヤ キルギス ラトビア リヒテンシュタイン リトアニア ルクセンブルグ マルタ モルドバ モンテネグロ 北マケドニア共和国 オランダ ノルウェー ポーランド ポルトガル ルーマニア ロシア スロバキア スロベニア スペイン スウェーデン スイス ウクライナ 英国 北米 カナダ アメリカ合衆国	ベネズエラ アフリカ アンゴラ＊ ベナン＊ ボツワナ ブルキナファソ＊ ブルンジ＊ カーボベルデ カメルーン 中央アフリカ＊ チャド＊ コンゴ コートジボワール コンゴ民主共和国＊ ジブチ＊ エスワティニ エジプト ガボン ガンビア＊ ガーナ ギニア＊ ギニアビサウ＊ ケニア レソト＊ リベリア＊ マダガスカル＊ マラウイ＊ マリ＊ モーリタニア＊ モーリシャス モロッコ モザンビーク＊ ナミビア ニジェール＊ ナイジェリア ルワンダ＊ セネガル＊ セーシェル シエラレオネ＊ 南アフリカ タンザニア＊ トーゴ＊ チュニジア ウガンダ＊ ザンビア＊ ジンバブエ
中東 バーレーン イスラエル ヨルダン クウェート オマーン カタール サウジアラビア トルコ アラブ首長国連邦 イエメン＊	中南米 アンティグア・バーブーダ アルゼンチン バルバドス ベリーズ ボリビア ブラジル チリ コロンビア コスタリカ キューバ ドミニカ ドミニカ共和国 エクアドル エルサルバドル グレナダ グアテマラ ガイアナ ハイチ＊ ホンジュラス ジャマイカ メキシコ ニカラグア パナマ パラグアイ ペルー セントクリストファー・ネーヴィス セントルシア セントビンセント スリナム トリニダード・トバゴ ウルグアイ	オセアニア オーストラリア フィジー ニュージーランド パプアニューギニア サモア ソロモン諸島＊ トンガ バヌアツ

計 164 か国・地域

(注) ＊：LDC（後発開発途上国）

(参考2) WTO協定の構成

本 体

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

多角的貿易協定

附属書 1

附属書 1 A 物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 [1994年のガット]

1947年のガット

1947年のガットの下で効力を生じた法的文書

解釈了解

マラケシュ議定書 — 譲許表

農業に関する協定 [農業協定]

衛生・植物検疫措置に関する協定 [SPS協定]

貿易の技術的障害に関する協定 [TBT協定]

貿易に関連する投資措置に関する協定 [TRIMs協定]

1994年のガット第6条の実施に関する協定 [アンチダンピング協定]

1994年のガット第7条の実施に関する協定 [関税評価協定]

船積み前検査に関する協定 [PSI協定]

原産地規則に関する協定 [原産地協定]

輸入許可手続きに関する協定 [ライセンシング協定]

補助金及び相殺措置に関する協定 [補助金協定]

セーフガードに関する協定 [セーフガード協定]

貿易の円滑化に関する協定 [TF協定]

附属書 1 B サービスの貿易に関する一般協定 [GATS] — 約束表

附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 [TRIPs協定]

附属書 2

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [DSU]

附属書 3

貿易政策検討制度 [TPRM]

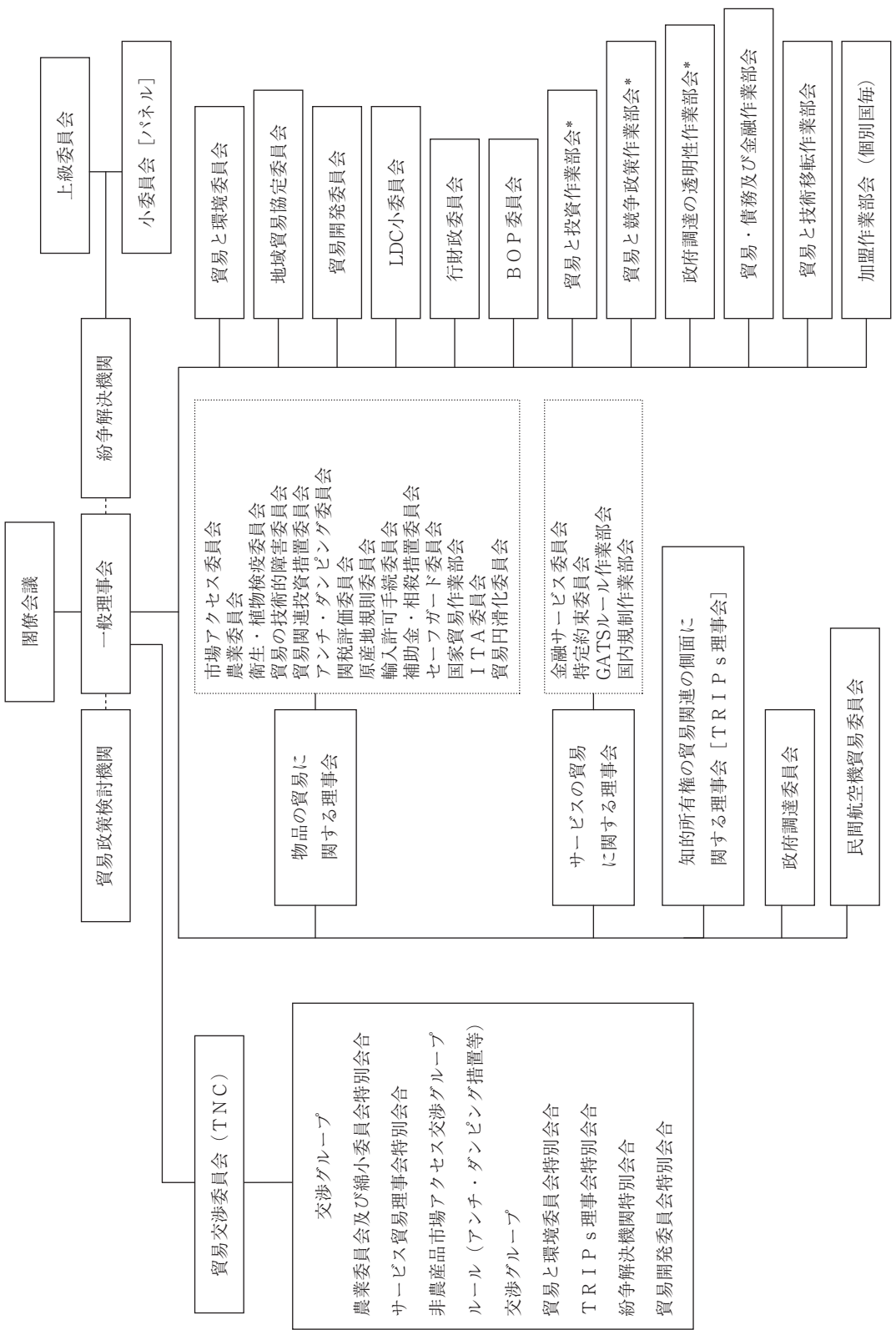
附属書 4

複数国間貿易協定

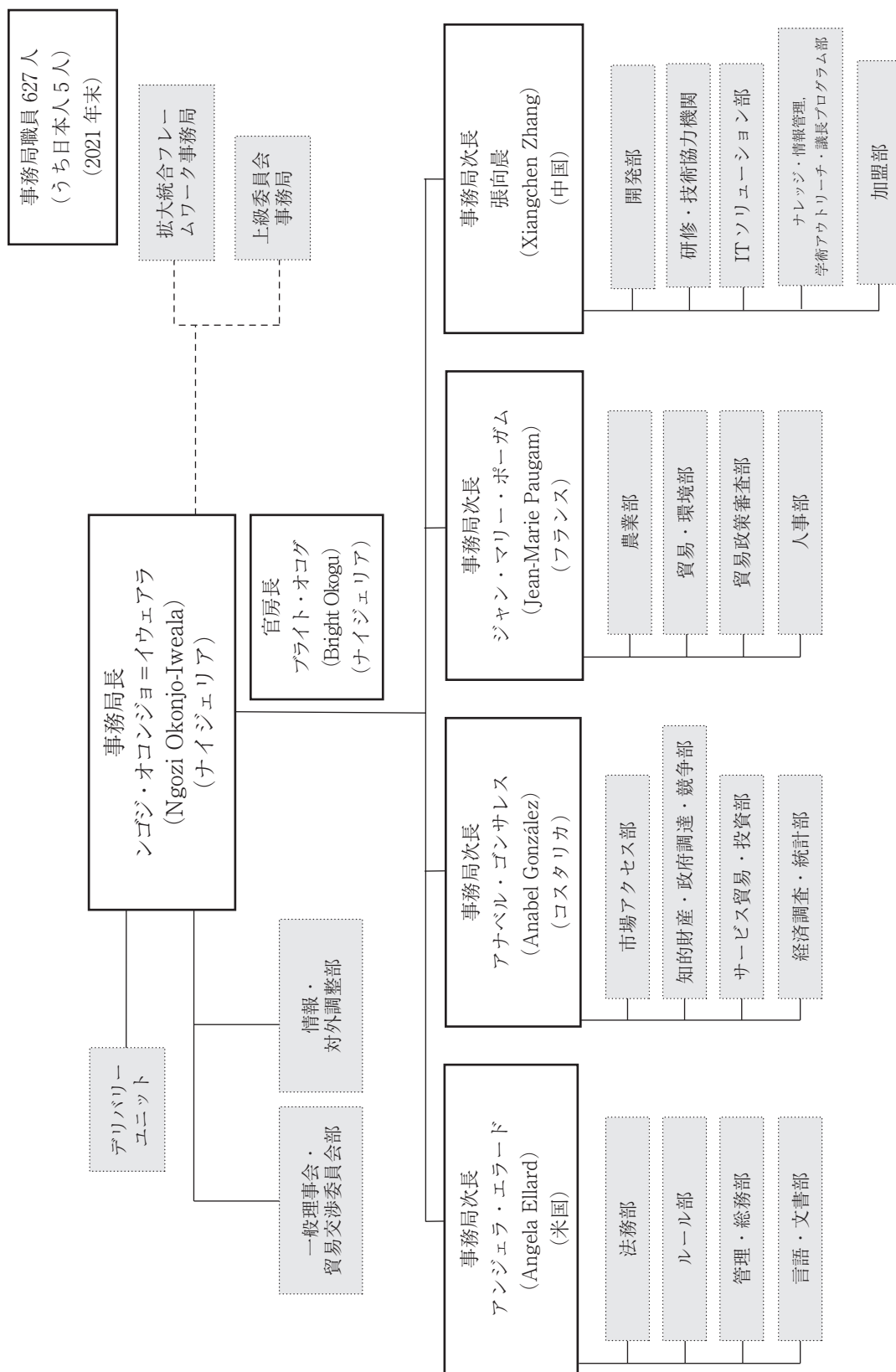
民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定

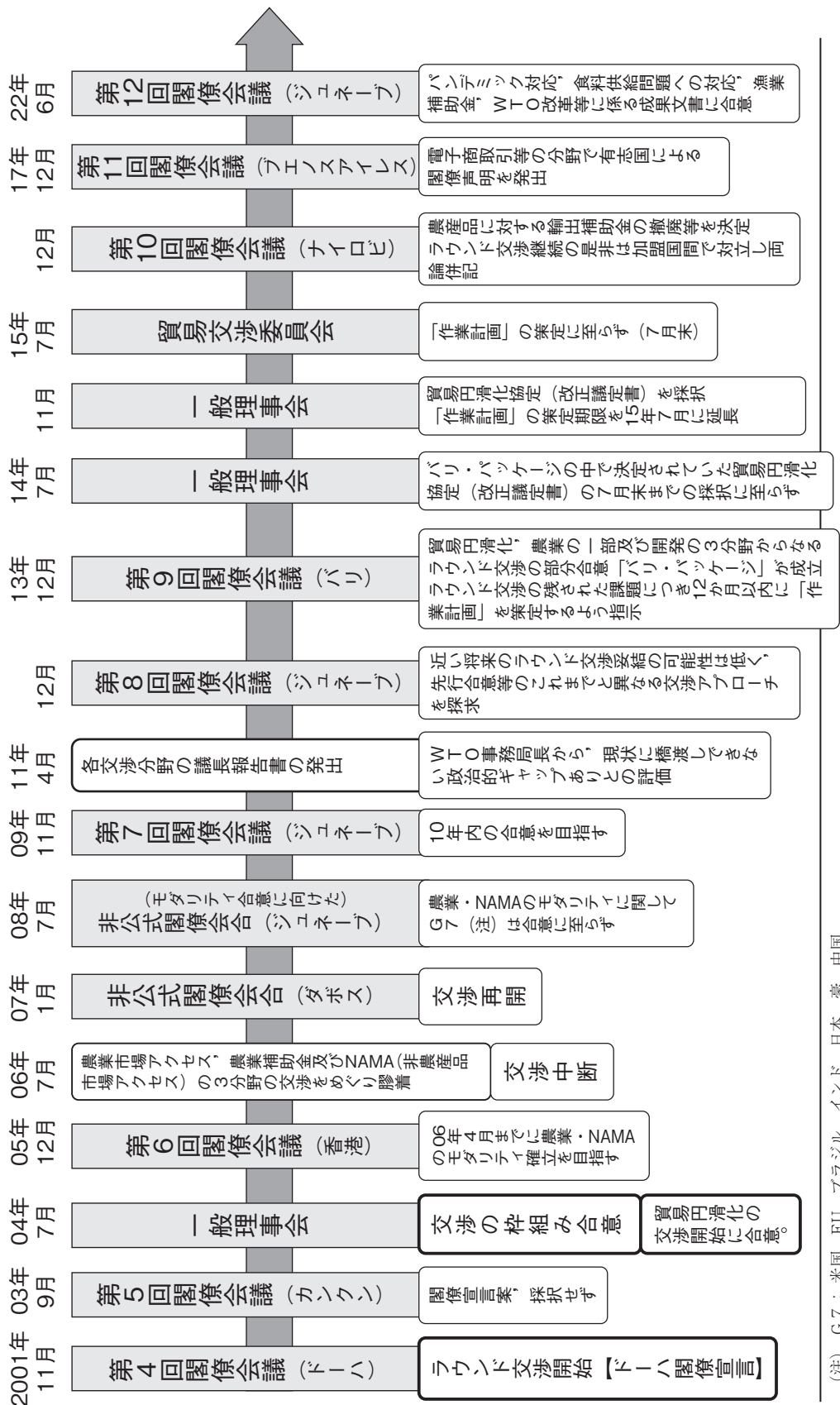
(参考3) WTOの組織 (2022年6月現在)



* 現在、作業は停止中。



(参考5) WTO交渉の経緯



(注) G7：米、国、EU、ブラジル、インド、日本、豪、中

第2. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）等について

1. はじめに

FTA（Free Trade Agreement, 自由貿易協定）は、WTOの基本原則である無差別原則の例外として、GATT24条において

① 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること

② 域外国に対する関税を引き上げないことの2つの要件を満たす場合に限り、認められた枠組みである。

戦後の我が国は、一貫してGATT・WTOを中心とした多角的貿易体制を対外経済政策の基本としてきた。しかし、1990年代に入ると、94年に米国、カナダ、メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）が発足するなど、世界の貿易体制の中で自由貿易協定、関税同盟等の地域貿易協定が急増した。90年代後半には、世界のGDP上位30か国・地域の中で自由貿易協定に未参加なのは、日本、中国、韓国、香港、台湾のみという状況になっていった。

このように多くの国がFTAの推進に転じた背景として、FTAは多国間貿易協定に比べより迅速に協定締結に達することが可能であり、貿易創出効果による域内経済の活性化や、別の国とFTAを締結している相手国の市場において自国産品が被っている不利益が解消されるといったメリットが指摘されている。

そうした中、我が国としても、対外経済政策の基本はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化に置きつつも、WTO交渉が複雑化し必ずしも早期の成果が望めない分野が多くなっている状況にあって、多角的貿易体制を補完するものとしてFTAの共同研究・交渉に取り組んでいくこととなった。

2002年12月には我が国にとって初のFTAとなる日シンガポール経済連携協定が締結された。同協定は物品及びサービス貿易の自由化という狭義のFTAにとどまらず、人の移動や投資、政府調達、二国間協力等の分野を含む、包括的な経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）という形式をとっており、以降日本が締結した協定は一部を除き、このEPA形式を採用している。近年では、2018年12月のTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協

定：CPTPP）を皮切りに、日EU・EPA（2019年2月）、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（2020年1月）、日英EPA（2021年1月）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（2022年1月）が相次いで発効し、2022年7月現在、24か国・地域との間で21のEPA等が発効・署名済となっている。その結果、我が国の貿易総額に占めるEPA等の締約国との貿易額の割合は約8割となった。

EPAの増加にともない、我が国の貿易に占めるEPAの位置づけは益々重要なものとなっており、経済連携の推進とともに、締結済EPAの一層の活用に向けた取組みが必要となっている。国内ではEPAの利活用促進の一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を引続き進めていくこととしている。また、2022年6月7日に閣議決定された『フォローアップ』においては、「RCEP協定では完全な履行を確保し、TPP11協定では高いレベルを維持しつつ、英国の加入手続の議論を主導するとともに、経済連携協定の締結を積極的に進める」とされており、政府の方針として経済連携の推進に取り組むこととしている。

<日本のEPA交渉等の現状>

①各国との経済連携の進捗状況

経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況(2022年3月時点)

発効済

シンガポール(2002年11月(07年9月改正)), メキシコ(2005年4月(12年4月改正)), マレーシア(2006年7月), チリ(2007年9月), タイ(2007年11月), インドネシア(2008年7月), ブルネイ(2008年7月), ASEAN(2008年12月), (2020年8月改正), フィリピン(2008年12月), スイス(2009年9月), ベトナム(2009年10月), インド(2011年8月), ペルー(2012年3月), 豪州(2015年1月), モンゴル(2016年6月), TPP11^(注1)(2018年12月), EU(2019年2月), 米国(2020年1月), 英国(2021年1月), RCEP^(注2)(2022年1月)

署名済

TPP12^(注3)(2016年2月署名)

交渉中

コロンビア, 日中韓, トルコ(GCC^(注4), 韓国, カナダは交渉中断中)

(注1) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP): カナダ, 豪州, シンガポール, チリ, 日本, ニュージーランド, ブルネイ, ベトナム, ペルー, マレーシア, メキシコ(計11か国)。

発効済国: カナダ, 豪州, シンガポール, 日本, ニュージーランド, メキシコ(2018年12月), ベトナム(2019年1月), ペルー(2021年9月)
(注2) RCEP(地域的な包括的経済連携): ASEAN加盟国(ブルネイ, カンボジア, インドネシア, ラオス, マレーシア, ミャンマー, フィリピン, シンガポール, タイ, ベトナム), 日本, 中国, 韓国, 豪州, ニュージーランド(計15か国)。

発効国: ブルネイ, カンボジア, ラオス, シンガポール, タイ, ベトナム, 日本, 中国, 豪州, ニュージーランド(2022年1月), 韓国(2022年2月), マレーシア(2022年3月)。

(注3) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定): カナダ, 豪州, シンガポール, チリ, 日本, ニュージーランド, ブルネイ, 米国, ベトナム, ペルー, マレーシア, メキシコ(計12か国)。

(注4) GCC(湾岸協力理事会): アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア, バーレーン。

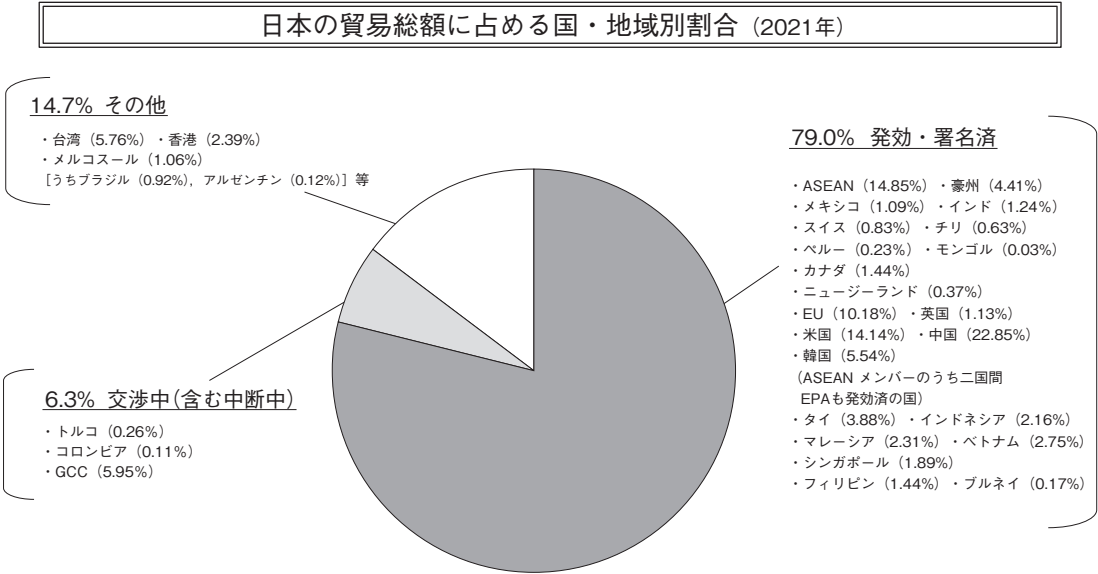
②現状等

	国・地域	貿易額割合 (2021年)	現 状
発 効 済	シンガポール	1.9%	(協定本体) 2002年11月30日発効 (改正議定書) 2007年9月2日発効
	メキシコ	1.1%	(協定本体) 2005年4月1日発効 (市場アクセスの条件の改善に関する議定書) 2007年4月1日発効 (改正議定書) 2012年4月1日発効
	マレーシア	2.3%	2006年7月13日発効
	チリ	0.6%	2007年9月3日発効
	タイ	3.9%	2007年11月1日発効
	インドネシア	2.1%	2008年7月1日発効
	ブルネイ	0.2%	2008年7月31日発効
	ASEAN	14.9%	(協定本体) 2008年12月1日発効 (投資・サービス貿易等に関する第一改正議定書) 2020年8月1日発効
	フィリピン	1.4%	2008年12月11日発効
	スイス	0.9%	2009年9月1日発効
	ベトナム	2.8%	2009年10月1日発効
	インド	1.2%	2011年8月1日発効
	ペルー	0.2%	2012年3月1日発効
	オーストラリア	4.4%	2015年1月15日発効
	モンゴル	0.03%	2016年6月7日発効
	TPP11 (CPTPP)	15.3%	2018年12月30日発効

発効済	EU	10.2%	2019年2月1日発効
	米国	14.1%	2020年1月1日発効
	英国	1.1%	2021年1月1日発効
	RCEP (地域的な包括的経済連携)	48.0%	2022年1月1日発効
署名済	TPP12	29.4%	2016年2月署名, 2017年1月日本締結
交渉中等	コロンビア	0.1%	2012年12月交渉開始
	日中韓	28.4%	2013年3月交渉開始
	トルコ	0.3%	2013年11月交渉開始
	カナダ	1.4%	2012年11月交渉開始
	韓国	5.5%	2003年12月交渉開始
	GCC (湾岸協力理事会)	6.0%	2006年9月交渉開始

発効・署名済みの国・地域の貿易額の我が国貿易額全体に占める割合：79.0%

③日本の貿易総額に占める国・地域別割合（2021年）



(出典) 財務省貿易統計 (2021年確々報値) (2022年3月)

【参考】主要国のFTA等比率

米国：43.6%, EU：46.3%, 中国：48.8%, 韓国：78.6%

(注1) FTA等比率とは、発効済・署名済FTA等相手国との貿易が貿易総額に占める割合

(注2) 2020年の数値 (出典：通商白書 2021 第Ⅲ部第1章第4節「経済連携協定」, p210 各国のFTA等カバー率比較)

2. TPP11とRCEPについて

2-1 TPP11

アジア・太平洋地域の12か国（日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、メキシコ、チリ、ペルー）によるTPP協定（Trans-Pacific Partnership）は、2016年2月に署名されたが、2017年1月に米国でトランプ新政権が発足すると、米国はTPPの締約国となる意図が無いことを通知した。

このため、妥結に至ったTPPを実現させるべく、米国を除く11か国は、TPP早期発効の方策につき、同年7月から事務レベルで協議を積み重ねた。集中的に議論を続けた結果として、同年11月にベトナムのダナンにおいて開催されたTPP閣僚会合で、11か国によるTPPの早期発効について大筋合意を達成した。すなわち、新たな協定である「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）」について、元々の12か国によるTPPの条文を組み込み、一部条文を例外的に「凍結」することで、11か国でTPPを前に進めることに合意した。そして、2018年1月の協定文確定を経て、同年3月にチリのサンティアゴにおいて署名式が行われた。

なお、日本においては、2018年4月にTPP11協定及び関連法案の国会審議が開始。協定は6月に国会承認され、関連法案も同月に成立。7月6日、寄託国ニュージーランドに国内手続完了について通報した。

TPP11の発効要件として、署名国のうち少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託国ニュージーランドに通報した日の60日後に効力を生ずることとされている。2018年10月31日までに、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアが国内手続を完了し、その60日後にあたる2018年12月30日、当該6か国に対して発効した。

その後、ベトナムは2018年11月15日に国内手続の完了を通報し、2019年1月14日に発効した。加えて、ペルーが2021年7月21日に国内手続の完了を通報し、9月25日に発効した。

協定の運営等に関する最高意思決定機関として各締約国政府代表者から成るTPP委員会が設けられており、2019年1月に第1回が東京で、2019年10月に第2回がオークランド（ニュージーラン

ド）で開催された。2020年8月の第3回は、メキシコが議長国を務め、新型コロナウイルス感染症の流行を受けてバーチャルで開催された。2021年6月の第4回、9月の第5回は、我が国が議長国を務め、いずれもバーチャルで開催された。TPP委員会の下には協定の各分野に関する小委員会が設置されており、専門的な協議がなされている。

現在、TPP11への加入に関心を示す国・地域が現れている。2021年2月1日、かねてからTPP11への加入関心を示してきた英国が、寄託国ニュージーランドに加入要請を通報した。6月2日に開催された第4回TPP委員会では、英国の加入手続を開始することが決定され、英国の加入を交渉するための作業部会が設置された。加入作業部会第1回会合は、9月28日に開始され、TPP11参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルでの議論・検討を経て、2022年2月18日以降、市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行。

そのほか、2021年9月には中国と台湾、12月にはエクアドルが加入要請を行ったが、いずれも加入手続は開始されていない。

2-2 RCEP

RCEP協定は、ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、世界のGDP総額、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額の約5割を占めている。日本にとっては中国及び韓国との初めてのEPAとなる。

本協定は、中国の提案により2005年4月に民間研究が開始されたASEAN+3（ASEAN10か国+日中韓）と、日本の提案により2007年6月に民間研究が開始されたASEAN+6（ASEAN10か国+日中韓、豪州、ニュージーランド、インド）という二つの構想が併存していたところ、2011年11月の東アジアサミットにおいて、ASEANが、ASEAN+3とASEAN+6を区別しない新たな枠組みとして、RCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership、地域的な包括的経済連携（交渉中は「東アジア地域包括的経済連携」と呼称））協定を提案、その検討が進められることとなったものである。

2012年8月のASEAN+FTAパートナー諸国経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」が採択された後、同年11月のASEAN関連首脳会議（於：カンボジア）の機会に、RCEP

交渉の開始を宣言。2013年5月に、2015年末までの交渉完了を目指して、第1回交渉会合が開催された。

2019年に入り、11月のRCEP首脳会議における交渉妥結を目指して16か国間で交渉が加速したが、インドは、中国、豪州、ニュージーランドとは新規のEPA・FTAとなり、更なる自由化となることに国内から懸念が示されたこと等に加え、既決のEPA・FTAで十分な利益が得られておらず、その見直しを優先すべきとの意見もあり、RCEP首脳会議においてモディ首相が「インドの懸案が解決しなければ、RCEPには参加できない」との立場を表明、RCEP交渉から離脱することとなった。この結果、首脳会議においてとりまとめられた共同声明においては、①2020年における署名に向けた法的精査を開始すること、②交渉に課題を抱えるインドについて、解決のために全参加国が取り組むことが、合意された。

その後、インドを除く15か国で交渉が継続され、2020年8月の第8回閣僚会合において交渉妥結、同年11月15日の第4回RCEP首脳会議で15か国で署名。2022年1月1日に日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランドの10か国の間で発効、また同年2月1日に韓国、同年3月18日にマレーシアについてそれぞれ発効した。その他3か国（インドネシア、フィリピン及びミャンマー）については批准・発効に向けた手続中である。

3. 交渉中のEPA・FTAについて

(1) 日中韓FTA

2009年10月の日中韓サミットにおいて日中韓

FTA産官学共同研究の早期開始について合意されたことを受け、2010年5月から日中韓FTA産官学共同研究が開始され、2012年3月に「産官学共同研究報告書」が取りまとめられた。2012年5月の日中韓サミットにおいて、日中韓FTAの年内交渉開始で一致。同年11月の日中韓経済貿易担当大臣会合（於：プノンペン）の際に日中韓FTA交渉の開始が宣言され、2013年3月に第1回交渉会合を開催、これまでに16回の交渉会合が開催されている。

(2) 日・コロンビアEPA

2011年9月に開催された日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時） 於：東京）において、共同研究の開始に合意。同年11月から2012年5月までに3回の共同研究会合を開催し、同年7月に日コロンビアEPA交渉入りの提言を含む報告書が取りまとめられた。同年9月の国連総会の機会に日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時））を開催し、交渉開始に合意したことを受け、同年12月に第1回交渉会合が開催され、これまでに13回の交渉会合が開催されている。

(3) 日・トルコEPA

2012年7月に開催された日トルコ貿易・投資閣僚会合（於：東京）において、日トルコEPA交渉開始の可能性を検討する官民共同研究の立上げに合意。同年11月からの2回の共同研究会合を経て、2013年7月に日トルコEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が公表された。これを受け、2014年1月の日トルコ首脳会談（エルドアン首相、安倍首相（当時） 於：東京）において交渉開始に合意。これまでに17回の交渉会合が開催されている。

第3. 最近の米国の通商政策について

1. 総論

2020年の米国大統領選挙において、現職大統領（当時）であるドナルド・トランプに勝利した民主党のジョー・バイデンは、2021年1月20日に第46代米国大統領に就任した。TPPから離脱する等多国間枠組みに否定的であったトランプ前大統領に対して、バイデン大統領はWTO改革に取り組む方針を示したほか、同盟国との連携を強化する姿勢を鮮明にした。

我が国との関係では、トランプ前政権時に、2019年9月25日の日米首脳会談で最終合意に至った日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が、10月7日の署名を経て2020年1月1日に発効した。また、バイデン政権発足後、2021年4月16日の日米首脳会談において、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出され、デジタル貿易協力や気候変動に関する目標に資する通商政策の策定、世界貿易機関（WTO）改革等の促進に取り組み、両国の強固な二国間通商関係を維持・強化することが確認された。2021年11月に、通商分野における日米共通のグローバル・アジェンダやインド太平洋地域における協力及び日米二国間の通商協力等に関する議論を行う「日米通商協力枠組み」の立ち上げに合意し、2022年3月には第1回会合を開催した。また、2022年1月には、日米首脳会談にて閣僚級の「日米経済政策協議委員会」（いわゆる経済版2+2）の立ち上げに合意し、7月には第1回会合を開催予定であり、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に基づく日米間の経済協力と相互交流の拡大・深化や、インド太平洋地域及び国際社会におけるルールに基づく経済秩序の確保等について、幅広く議論する見通し。

他方、中国との関係では、トランプ前大統領が発動した貿易制限的な措置を当面維持する等、米国に有害な中国の不正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いる方針を示している。

多国間の枠組みとしては、インド太平洋地域での中国の台頭を念頭に、バイデン大統領は2022年5月の日米首脳会談に際して、インド太平洋経済枠組み（IPEF：Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity）の立ち上げを発表した。現時点

での参加国は、日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの14か国。協議分野について、①貿易、②サプライチェーン、③クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ、④税・腐敗対策の4分野を柱として議論を開始するとした。ただし、物品市場アクセス交渉は含まれていない。

2. 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定交渉

2018年9月26日の日米首脳会談において、日米物品貿易協定交渉の開始が合意された後、2019年4月に茂木内閣府特命担当大臣（経済財政政策）とライトハイザー通商代表との間で閣僚協議が開催され、農産品・自動車を含む物品貿易の議論が開始された。また、デジタル貿易の取扱いについても、適切な時期に議論を行うこととされた。その後、交渉を重ねた結果、9月23日の閣僚会談において交渉が全て終了したことが確認され、9月25日の日米首脳会談の際に日米共同声明が発出されたことで日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が最終合意に達したことを確認した。両協定は10月7日の署名を経て12月4日に国会で承認され、2020年1月1日に発効した。

日米貿易協定は日米間の物品貿易に関する協定であり、日本と米国の経済規模を合わせると、世界のGDPの約3割を占める。また、日米共同声明及び日米首脳間において、日本の自動車及び自動車部品に対し追加関税を課さない旨が確認されている。

また、日米デジタル貿易協定の目的は、①日米間で円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備し、それによって日米間のデジタル貿易を促進すること、②日米両国がデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となることの2点がある。

3. 米中間での関税引上げ措置

2018年6月15日、USTRは航空宇宙、情報通信技術等、500億ドル規模の輸入品に対し、25%の追加関税を段階的に賦課するリストを公表し、340億ドル分については7月6日から追加関税を賦課した（「第1弾」）。また、プラスチック製品

や集積回路等160億ドル相当の輸入品に対する追加関税（「第2弾」）を8月から開始した。中国商務部も報復措置として、大豆等の農産物、自動車等約500億ドル規模の輸入品に対して、25%の追加関税を賦課すると発表した。更に、米国は9月24日より、食料品、衣料品等2,000億ドル相当の輸入品に対し10%の追加関税措置を発動し、同追加関税率を2019年1月1日より25%に引き上げることを発表した（「第3弾」）。中国も9月24日より、LNGや金属加工機械等600億ドル相当の輸入品に対し5～10%の追加関税措置を発動した。

その後、トランプ大統領は、中国からの輸入品3,000億ドル相当に対し、9月1日より10%の追加関税措置（「第4弾」）を実施する旨を表明した。その後、USTR実施の意見公募等の結果を踏まえ、特定の対象項目（約1,600億ドル相当）への追加関税措置は12月15日まで延期との決定がなされた。これに対し中国は、8月23日、石油や農産物等約750億ドル相当のアメリカからの輸入品に対し5%または10%の追加関税を9月1日及び12月15日から賦課することを発表した。併せて、2018年12月の米中首脳会談を受けて停止されていた自動車及び同部品への追加関税賦課（5%または25%）についても、2019年12月15日から復活させると発表した。これを受けてUSTRは同日、第1弾から第3弾（25%）及び第4弾（10%）の追加関税率をそれぞれ5%引き上げることを公表した。

追加関税措置第4弾のうち9月1日に実施予定の衣類、テレビ等（1,200億ドル相当）に対する追加関税措置は実施されたものの、トランプ大統領は、10月1日に予定していた追加関税率の引上げを10月15日に延期する旨を表明した。その後、10月10、11日の閣僚級協議において米中間で「第一段階の合意」がなされたとして、トランプ大統領は、10月15日に実施予定の第1弾から第3弾の追加関税率を5%引き上げる方針を見送る旨を表明した。

12月13日、米中両政府は改めて第一段階の合意に達したと発表した。同日、USTRは、第4弾に関し12月15日実施予定分の発動を見送るとともに、9月1日実施分の追加関税率を15%から7.5%へ引き下げると発表した。また、中国国务院関税則委員会も12月15日、第4弾に関し、12月15日実施予定分の発動を見送ると発表するとともに、2018年12月14日以降賦課を停止していたアメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税の再

開も見送ると発表した。

2020年1月15日には、第一段階合意文書への署名が行われ、USTRは同日、上述の第4弾（9月1日実施分）の追加関税率の引下げを2020年2月14日から適用する旨を公表した。また、中国国务院関税則委員会政府も2月6日、9月1日実施分の追加関税率を10～5%から5～2.5%へ引き下げると発表した。

なお、「第1弾」および「第3弾」は、2020年9月15日に発表されたWTO紛争解決パネル報告書において、WTO協定上認められる範囲を逸脱しているとされた。これに対し、報告書発表の同日、USTRは声明を発表し、「パネル報告書はWTOが中国の有害な行為を止めるには完全に不十分であると示した」としつつ、「本報告書は（2020年2月に発効した）米中間の第一段階の合意には何ら影響しない」とした。2020年10月26日、米国は上級委員会に申立を行ったが、2019年12月以降、上級委員会は新規案件の審理が事実上不可能な状況となっている。

2021年1月にバイデン政権が発足したのちも当該措置は継続されており、第二段階合意への日程は未定。タイ通商代表は2021年3月29日トランプ前政権が中国製品に課した関税は当面維持される旨発言している。また、2021年5月26日、米国は、バイデン政権発足後初となる中国との閣僚級の貿易協議を開催し、双方の懸念事項について意見交換を行った。2021年10月8日、タイ通商代表と劉鶴副首相の電話協議が行われ、USTRによると両者は第一段階合意について実施状況を確認し、未解決の問題について協議を行うことで合意したとのこと。一方、中国商務省によると、中国側から追加関税と制裁の撤回が要求されたとされる。その後、2021年11月15日、米中首脳会談がオンラインによって開催され、中国による不公正な貿易・経済慣行等が議論されたとされる。

その後、新疆ウイグル自治区における人権問題を懸念した米国政府によって、対中輸出管理や証券投資規制の強化、北京五輪の外交的ボイコットが行われるなど緊張状態が続き、バイデン大統領は2022年1月19日の記者会見において、「中国が第一段階の経済・貿易協定の約束を履行し、追加関税の一部を撤廃できると言えるようになるのが望ましいが、そのような状況にはまだない」との認識を示した。2022年3月に公表された「2022年の通商政策課題と2021年の年次報告」においても、拙速な対中措置は米国自身の脆弱性を生むと

指摘するなど、USTRを中心に慎重な対中姿勢を崩していなかった。

直近では、米政権内でも見直しに前向きな発言が増えており、イエレン米財務長官は、約40年ぶりの水準とされる高インフレが国民生活に与える悪影響への対策として、対中関税の見直しに前向きである旨を2022年4月22日に発言している。また、5月23日の日米首脳会談に際して、バイデン大統領自身も対中関税引下げを検討していると述べた。加えて、6月27日にサリバン米大統領補佐官は数週間以内に米中首脳の電話協議を開く可能性を示した。

4. バイデン政権下における通商政策の基本方針

2021年3月1日に米国通商代表部（USTR）より、「2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report」が発表され、「PRESIDENT BIDEN'S POLICY PRIORITIES」として通商政策の基本方針が示された。その中で、WTOに必要な改革に向けたオコンジョ＝イウェアラ事務局長及びパートナー国と協力すること、デジタルエコノミー分野におけるハイスタンダードなルールの構築を目指すこと等、同盟国や国際機関と連携する方向性が示されている。

一方、中国との関係では、米国に有害な中国の不公正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いること、新疆ウイグル自治区等における強制労働による人権侵害問題へ最優先で対処すること、中国に既存の貿易面での義務を遵守させ、国際貿易ルールに空白がある場合、パートナー国や同盟国と協力して対処することが記載されている。またバイデン大統領は、2021年2月4日の演説において、米国は同盟国との関係を修復して再び世界と積極的に関わっていくとし、また、権威主義の台頭に対処すべくリーダーシップを発揮していかなければならないとしている。

このほか、バイデン政権は、貿易協定における労働規定義務の規定・完全な履行等、労働者中心の貿易政策や、貿易協定への強力な環境基準の規定等、温室効果ガス排出の課題に取り組むための国際的なルール作りを模索する姿勢を打ち出している。

2022年に発表された同報告書では、半導体等のサプライチェーンの強靱化等が新たに明記されている。中国との関係では、米中関係は世界にとっても重大な影響をもたらすとし、引き続き不公正な貿易慣行への対処が必要であるとされている。

第4. 諸外国税関当局との協力

1. 税関協力会議等

WCO（世界税関機構）を中心とした多国間での税関当局の対話・協力の枠組みとともに、二国間や地域レベルでの当局間の協力を深めることも、税関手続の調和・簡素化による貿易円滑化や税関当局間の情報交換等による水際取締りの強化を効果的に進めるために重要であり、我が国も関係の深い国との対話を積極的に進めている。

(1) 日米

①日米税関協力会議

日米税関協力会議は、1982年1月の米国関税庁（当時：組織再編により現在は国土安全保障省税関国境取締局）長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、2004年まで日米交互に開催してきた。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2009年6月には、日米間のAEO相互承認取決めに署名した。

②CSI（Container Security Initiative）

米国関税庁は、2001年9月の同時多発テロの発生を受け、2002年1月、米国向け海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し米国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、米国向けコンテナ貨物を船積みする外国の港に米国税関職員を派遣し、当該国税関と協力して危険性の高いコンテナの特定を行うCSI（海上コンテナ安全対策）を提案。

我が国との間では、2003年3月より順次、横浜港、ロサンゼルス・ロングビーチ港、東京港、神戸港及び名古屋港を対象として実施している。

(2) 日カナダ

①日加税関協力会議

カナダ国境サービス庁（カナダ税関当局）との協力関係を強化するため、2005年6月に第1回日加税関協力会議をカナダ・オタワにて開催し、日・カナダ税関協力取決め（当局間取決め）に署名した。2008年6月の第2回会議（於：オタワ）では、カナダとのCSI実施の覚書に署名。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2010年6月には、日カナダ間のAEO相互承認取決めに署名した。

(3) 日中韓

①日中韓関税局長・長官会議

日中韓3か国の税関協力は、日中韓関税局長・長官会議（TCHM：Tripartite Customs Heads'

Meeting）の枠組みの下で進められている。TCHMは、税関行政上の諸問題について日中韓3か国の税関当局（我が国：財務省関税局、中国：海関総署、韓国：関税庁）のトップが率直な議論を行い、税関が直面する課題について共通認識を深めるとともに、情報交換等の協力関係を一層強化するため、2007年から開催されている。これまで6回開催されており、直近の会議は2017年11月、我が国（東京）で開催。

②日中税関協力会議

中国の税関当局との連携強化を図ること等を目的とし、関税局長・海関総署長レベルの会議として開催することとしており、2000年5月の第1回会合（於：北京）以降、これまでに7回開催。

直近の会議は、第6回日中韓関税局長・長官会議の機会に併せて2017年11月に我が国（東京）において開催。

③日韓税関協力会議

1970年7月、第4回日韓定期閣僚会議（於：ソウル）の合意に基づいて日韓税関実務会議を設置。2002年3月のイ・ヨンソブ韓国関税庁長官と田村関税局長（ともに当時）との会合（於：東京）の際に局長・庁長レベルに格上げされ、現在まで通算31回開催。

直近の会議は、2016年11月に我が国（東京）において開催。

(4) 日ASEAN

・日・ASEAN関税局長・長官会合

1999年5月にASEAN事務局から、ASEAN関税局長・長官会議（年1回開催）の際に我が国関税局長を招いて日・ASEAN間における関税技術協力について非公式に意見交換を行いたい旨打診がなされたことを受け発足した。同年7月に第1回協議がマレーシアで開催されて以降、毎年ASEAN関税局長・長官会議に併せて開催され、ハイレベルでの意見交換が行われている。併せて個別国との政策協議も実施している。

(5) 日EU

・日EU税関協力合同委員会（JCCC：Joint Customs Cooperation Committee）

2008年2月1日に発効した税関相互支援協定に基づき、税関協力に関する共通の関心事項等を議論するため、日EU税関当局の関税局長レベルの会議として、2008年2月から、毎年1回程度、

JCCCを開催。直近では、2019年6月にブリュッセルにおいて第9回会議が開催された。日EU税関協力の主な課題は以下のとおり。

・AEO相互承認

EUとのAEO相互承認については、2010年6月に決定文書に署名し、2011年5月から実施している。また、毎年1回程度開催されているAEO専門家対話を通じて、双方のAEO制度の実施状況のモニタリング等を行っている。

・リスク管理

リスク管理については毎年1回程度開催されているリスク管理専門家対話を通じて、双方のリスク管理手法等についての情報交換や協議を行い、協力を進めている。

(6) 日露

・日露局長級税関協力会議

2009年10月、日露税関相互支援協定（2009年5月発効）のフォローアップ実務者会合がモスクワで開催され、局長・長官級の会議を立ち上げることで合意した。これに基づき、2010年9月に第1回日露局長級税関協力会議（於：東京）を開催。

直近では、2017年4月に東京において第5回会議を開催し、貿易円滑化手法等に関する意見交換を行う専門家対話の設置等、貿易円滑化に向けた協力の推進に関する日露貿易円滑化に関する協力覚書に署名した。

(7) 日豪

・日豪税関協力会議

1998年4月、豪州関税庁長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、日豪税関当局の長をヘッドとする会議として開始。最近ではWCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2003年6月には「日本税関当局と豪州税関当局間における協力枠組み」に署名し、2017年7月には、同枠組みを「税関に係る事項における日本国税関当局と豪州移民・国境警備省との間の協力枠組み」と改定した上で署名した。また、2019年6月には日豪間のAEO相互承認取決めに署名した。

(8) 日NZ

2004年4月に署名された「日・ニュージーランド税関当局の協力枠組み」のフォローアップとして、日NZ税関協力会議を開始し、2008年5月の第2回税関協力会議（於：東京）では、日NZ間のAEO相互承認取決めに署名した。最近では、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っている。

2. 税関相互支援協定等

(1) 税関相互支援協定（CMAA：Customs Mutual Assistance Agreement）

①経済・社会のグローバル化の進展や、人や物の国境を越える動きが拡大する中、不正薬物・銃砲等の社会悪物品の水際取締りのみならず、セキュリティを脅かす大量破壊兵器、知的財産侵害物品の水際での取締り等の必要性が一層増大している。こうした中、税関行政を一層効果的に進めていく観点から、外国の税関当局と相互支援・協力を推進することの重要性が高まっている。諸外国税関においては、外国税関当局との相互支援・協力体制のひとつの形式として、税関相互支援協定等の枠組み構築に向けた取組が進められており、我が国においても、諸外国との間で税関相互支援に関する枠組みの構築に向け積極的に取り組んでいる。

我が国の税関相互支援に関する枠組みの形式としては、政府間協定（税関相互支援協定、EPA（注：EPAの中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの））、当局間取決め等の形式があり、2022年6月現在、39か国・地域との間で協定等が締結・署名されている。

②税関相互支援協定等は、税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和等について協力することを定めた枠組みである。協定の締結等により、我が国関税法上の要件である相手国に提供する情報の秘密保持・目的外使用制限等の包括的な担保が可能となるほか、手続が明確化されるため、税関当局間における情報交換や協力の促進が期待される。

(2) 税関相互支援協定等の骨子

①支援・協力の内容

・情報交換

相手国税関当局の要請又は自らの判断により、関税法令の適正な適用の確保及び不正薬物・銃砲等の密輸、知的財産侵害等の関税法令違反の防止、調査及び処置等のために必要な情報の交換。

なお、提供される情報は、秘密として取り扱われ、また、同意のない限り、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されない。

・特別な監視

関税法令に反する（又はその疑いのある）者、物品、輸送手段等に対する情報提供及び監視。

②支援・協力の条件

・全ての支援及び協力は、それを提供する国の国

内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。

- ・主権、安全保障等重大な国益を侵害する場合には、その支援を拒否又は留保することができる。
- (3) 税関相互支援協定等の現状 (2022年6月現在)

発効済 又は 署名済 (39か国・ 地域 注1)	○税関相互支援協定 米国 (1997.6), 韓国 (2004.12), 中国 (2006.4), EU (2008.2), ロシア (2009.5), オランダ (2010.3), イタリア (2012.4), 南アフリカ (2012.7), ドイツ (2014.12), スペイン (2015.5), ノルウェー (2016.9), メキシコ (2018.7), ウズベキスタン (2019.12), 英国 (2021.1), イラン (2021.8署名), ブラジル (2021.9), ウルグアイ (2021.10), モルドバ (2022.6) ○経済連携協定関連 注2 シンガポール (2002.11), マレーシア (2006.7), タイ (2007.11), インドネシア (2008.7), ブルネイ (2008.7), フィリピン (2008.12), スイス (2009.9), ベトナム (2009.10), インド (2011.8, 2022.5改定), ベルギー (2012.3), オーストラリア (2015.1), モンゴル (2016.6), TPP11 (※) (2018.3署名) (※) TPP11 (CPTPP) 参加国: メキシコ, シンガポール, ニュージーランド, カナダ, オーストラリア, ベトナム, ベルギー, ブルネイ, チリ, マレーシア 注3 ○税関当局間取決め オーストラリア (2003.6, 2017.7改定), ニュージーランド (2004.4, 2014.6改定), カナダ (2005.6), 香港 (2008.1), マカオ (2008.9), フランス (2012.6), ベルギー (2017.7), オーストラリア (2019.5) ○その他 台湾 (2017.11) 注4 ※下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの ※ () 内は発効年月
--------------------------------------	---

(注1) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上 (例: オーストラリアとは経済連携協定, TPP及び税関当局間取決めを作成)

(注2) 経済連携協定の中に税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注3) TPP11 (CPTPP) については、2018年3月にアメリカを除く11か国で署名。点線は協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了し、協定の効力が生じている国。

(注4) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

3. AEO相互承認

AEO制度を導入した各国税関当局間において、同制度を相互に承認し、一層の二国間の安全かつ円滑な物流を目指す取組みが、近年、各国で進展している。我が国はこれまで、ニュージーランド、米国、EU、カナダ、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、中国、台湾 (注)、オーストラリア、英国、タイとの間で相互承認取決めに署名・実施したほか、各国と協議等を行っている。

(注) 台湾との取決めは、民間機関である公益財

団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で作成された取決め。

AEO相互承認に係る我が国と各国との取組み状況は以下のとおり。

①ニュージーランド

2008年5月、相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

②米国

2009年6月、相互承認取決めに署名、実施。なお、実施対象の双方向化は2012年12月より実施。

③EU

2010年6月、相互承認取決めに署名、2011年5月より実施。

④カナダ

2010年6月、相互承認取決めに署名。2012年11月より実施。

⑤韓国

2011年5月、相互承認取決めに署名。同年11月より実施。

⑥シンガポール

2011年6月、相互承認取決めに署名。同年8月より実施。

⑦マレーシア

2014年6月、相互承認取決めに署名。2015年3月より実施。

⑧香港

2016年8月、相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

⑨中国

2018年10月、相互承認取決めに署名。2019年6月より実施。

⑩台湾

2018年11月、「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」(略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」)に署名。2019年5月より実施。

⑪オーストラリア

2019年6月、相互承認取決めに署名。同年9月より実施。

⑫英国

2020年12月、相互承認取決めに署名。2021年1月より実施。

⑬タイ

2022年4月、相互承認取決めに署名。

⑭その他

スイスとの間でAEO相互承認に向けた協議を実施している。

4. 原産地証明書のデータ交換に向けた取組

本年1月発効のRCEPなど、メガEPAを含めた各種EPAが進展する中、日本が締結するEPAの原産地証明手続は、輸入者等が自ら貨物が原産品であることを示す自己申告制度が導入されている一部のEPAを除き、多くのEPAで第三者証明制度（※）が採用されている。

（※）輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して原産地証明書を発給する制度

日本への輸入についてはPDFファイル等での原産地証明書の提出が可能となっているが、日本からの輸出については、EPAの利用が多いASEAN向けなど、各国の税関当局から紙原本の提出が求められる場合が多く、産業界からはASEAN各国の税関当局における原産地証明書の

PDFファイル等による受理及び当局間の原産地証明書のデータ交換に期待する声がある。

当局間の原産地証明書のデータ交換は、PDFファイル等による受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であり、原産地証明書の真正性が確保されるメリットもあり、ASEAN域内では既に原産地証明書のデータ交換が実施されている。

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）においても「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する」ことが掲げられており、2021年、タイ、インドネシア及びASEANとの原産地証明書のデータ交換に係る協議を開始。また、データ交換が実現するまでの措置としてのPDFファイルによる原産地証明書の受け入れについて国内関係省と連携して相手国に働きかけている。

第5. 世界税関機構（WCO）について

1. 概要（資料1）

世界税関機構（WCO：World Customs Organization）は、1952年11月に設立された、税関制度の調和・統一、関税行政に係る国際協力を目的とする国際機関であり、本部はベルギーのブリュッセルに置かれている。2022年7月現在、184か国・地域が加入している（我が国は1964年6月に加入）。なお、設立条約上は「関税協力理事会（CCC）」であるが、通称として「WCO」の名称が使用されている。

2009年1月1日より、御厨邦雄（みくりや くにお）氏がアジア出身初の事務総局長を務めており、2018年6月のWCO総会において再選され、現在三期目（任期：2019年1月～2023年12月）。

2. 沿革

戦後、欧州13か国は、関税同盟設立の可能性を検討するため、1947年にブリュッセルに欧州関税同盟研究グループを設置した。結局、関税同盟は実現しなかったが、関税分類・評価の研究の成果を世界的に広げようとの見地から、条約としてまとめることになった。その条約を管理する機関として、1952年に「関税協力理事会を設立する条約」により、関税協力理事会が設立された。

3. 活動内容

(1) 税関手続の国際的統一

WCOは、各国の税関手続の簡易化を図るとともに税関手続の調和を進め、これにより国際貿易の円滑な発展を促進するため、税関手続の国際標準を定めた「税関手続の簡易化及び調和化に関する国際規約」（以下「京都規約」という。）を1973年に採択（我が国は1976年に加入）。

その後、京都規約について、近年の電算化や関税技術の進歩に伴いアップデートするための見直しが行われ、あわせて規約の解釈や実施の方法に関するガイドラインを作成する等、手続の調和に向けた作業が行われた。

1999年6月のWCO総会において京都規約の改正案である改正京都規約が採択され、2006年2月3日に締約国数が発効規定数の40か国に達し発効した（我が国は2001年6月に加入。2022年7月現在、締約国は132か国・地域及びEU）。

(2) 商品分類の統一

WCOにおいて策定された「商品の名称及び分類についての統一システム（略称HS）」は、1988年1月から発効しており、2022年7月現在、159か国・地域及びEUが加入し、国際的に統一された国際貿易に関わる品目の分類表として広く用いられている。

(3) 関税評価協定の統一適用

1981年1月に発効したGATT関税評価協定に基づき、WCOに関税評価技術委員会が設置されている。同委員会においては、同協定の統一的適用を図るため、同協定適用上の技術的問題の検討、国際的指針となる文書の作成等の作業を行っている。

なお、GATT関税評価協定は1995年のWTO設立に伴い、WTO関税評価協定として継承されている。

(4) 原産地規則

WTOの原産地規則に関する協定に基づき、同協定の適用及び非特惠原産地規則の調和に係る技術的作業を実施することを目的としてWCOに原産地規則技術委員会が設置され、原産地規則の運用に起因する特定の技術的事項を検討している。

(5) 国際貿易の安全確保及び円滑化

WCOは、2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討を行ってきた。検討成果は「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」（以下「SAFE基準の枠組み」という。）としてまとめられ（注）、2005年6月のWCO総会にて採択されるとともに、我が国を含む多くのメンバーが実施の意図を表明した（2022年7月現在、171か国・地域、EU等）。

これまで、「SAFE基準の枠組み」は2012年以降、3年毎に改定がなされており、2015年改定では、「税関と他の政府機関との協力に関する柱」及び「航空貨物の事前情報の提出に関する規定」等が、2018年改定では、「郵便物の事前電子情報に関する規定」等が、2021年改訂では「関係機関との協力」及び地域／多国間のAEO制度が新たに盛り込まれた。

（注）

「SAFE基準の枠組み」の主要要素

・ 電子的に提出する事前貨物情報の標準化

- ・リスク管理手法の採用
- ・輸出国における非破壊検査機器（大型X線検査装置等）を使用したハイリスク貨物の検査の実施
- ・一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化（AEO）
- ・関係機関との連携

(6) 監視・取締分野における国際協調

監視・取締分野においては、麻薬不正取引の情報交換を始めとする国際協力を行っており、また、近年では、知的財産侵害物品の水際取締り強化、テロ関連対策、商業犯則対策にも積極的に取り組んでいる。密輸等の情報については世界12か所に設置されているRILO（Regional Intelligence Liaison Office：地域情報連絡事務所）を中心に、情報交換等を行っている。

(7) 地域キャパシティ・ビルディング事務所（ROCB）

WCOは、途上国メンバーに対し、諸分野におけるキャパシティ・ビルディング活動を実施しているが、地域における活動を効果的かつ効率的に実施するため、全6地域にそれぞれROCB（Regional Office for Capacity Building）が設置されている。アジア大洋州地域の同事務所は、①同地域における技協支援ニーズの把握・分析、②同地域におけるワークショップの企画・実施、③他の支援機関との調整を目的としている。

(8) 地域研修センター（RTC）

WCOが各地域内のメンバー国の税関職員を対象とする研修等を行う施設として、RTC（Regional Training Centre）が現在、全6地域合計32か所に設置されている。我が国の税関研修所は、2004年にアジア大洋州地域におけるRTCとなった。

(9) 地域税関分析所（RCL）

地域における分析分野の技術協力、情報提供を行う施設として、RCL（Regional Customs Laboratory）が現在、全3地域合計10か所に設置されている。我が国の関税中央分析所は、2014年に世界で初めてのRCLとして承認された。

4. 主要機構等（資料2）

(1) 総会（理事会）

WCOの最高意思決定機関。毎年6～7月に開催され、全加盟国の関税当局の局長・長官クラスが参加する。

(2) 政策委員会

主要政策課題について検討し、総会に対して提言を行う。6地域代表（総会副議長）を含む30か国・地域で構成。通常、毎年12月及び翌年の6～7月に開催される。

(3) 財政委員会

WCOの年次予算等財政事項を検討する委員会であり、各地域から選出された19か国・地域で構成。毎年4月頃及び必要に応じて随時開催される。

(4) 各種技術委員会等

税関手続、品目分類、関税評価、原産地規則、監視取締り等の個別分野毎の会議を定期的に開催し、条約、税関手続の調和、国際協力等について検討を行っている。

(5) 事務局

事務局は、官房、関税・貿易局、監視・手続局及びキャパシティ・ビルディング局からなり、事務総局長、事務総局次長及び各局長は加入国・地域による選挙によって選出される。

5. 地域的活動

WCOにおいては、1986年以降、全加入国・地域を、6地域に分け、地域代表（総会副議長）のイニシアティブの下、地域内活動を行っている。アジア・大洋州地域は33か国・地域で構成されており、2022年7月からは豪州が地域代表となっている（2024年6月まで）。

アジア・大洋州地域においては、関税局長・長官クラスによる「関税局長・長官会合」及び、課長クラスによる「地域コンタクトポイント会合」が開催され、地域戦略プランを中心に、地域における様々な取組について議論が行われている。

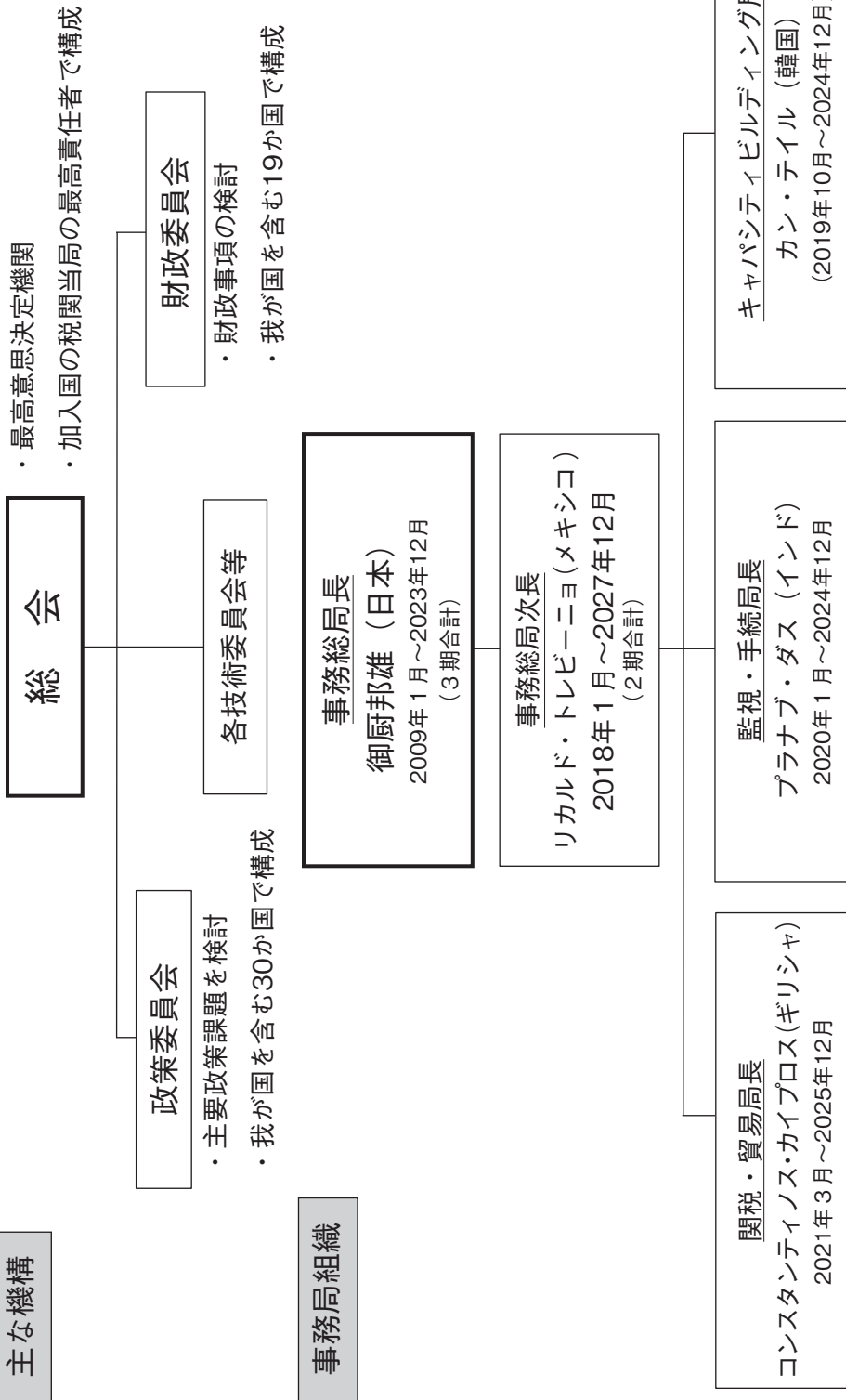
（参考：アジア・大洋州地域の構成国・地域）
アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、トンガ、バヌアツ、ベトナム（以上33か国・地域）

(資料1) WCO (世界税関機構) メンバー一覧表 (加入順)

合計184か国・地域 (2022年7月1日現在)

	締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日
1	トルコ	1951. 6. 6	63	アイスランド	1971. 2.15	125	スロバキア	1993. 1. 1
2	ノルウェー	1951. 8. 6	64	カナダ	1971.10.12	126	トルクメニスタン	1993. 5.17
3	デンマーク	1951.10.19	65	タイ	1972. 2. 4	127	ベトナム	1993. 7. 1
4	ギリシャ	1951.12.10	66	コンゴ民主共和国	1972. 7.26	128	コロンビア	1993. 7. 1
5	スペイン	1952. 7.13	67	モリシャス	1973. 3.29	129	クロアチア	1993. 7. 1
6	英国	1952. 9.12	68	サウジアラビア	1973. 5. 8	130	イエメン	1993. 7. 1
7	アイルランド	1952. 9.23	69	ブルガリア	1973. 8. 1	131	コモロ	1993. 7. 1
8	フランス	1952.10. 6	70	エチオピア	1973. 8. 6	132	マカオ	1993. 7. 7
9	スウェーデン	1952.10.17	71	トリニダード・ドバゴ	1973.10.15	133	クウェート	1993.10. 4
10	ドイツ	1952.11. 4	72	ポーランド	1974. 7.17	134	ジョージア	1993.10.26
11	イタリア	1952.11.20	73	バハマ	1974. 8.16	135	ベルラーシ	1993.12.16
12	ベルギー	1952.12.11	74	リベリア	1975. 1. 7	136	北マケドニア	1994. 7. 1
13	スイス	1952.12.19	75	シンガポール	1975. 7. 9	137	モルドバ	1994.10.28
14	オーストリア	1953. 1.21	76	コンゴ共和国	1975. 9. 2	138	エリトリア	1995. 8. 8
15	ルクセンブルク	1953. 1.23	77	シエラレオネ	1975.11. 6	139	モルディブ	1995. 9. 8
16	オランダ	1953. 1.23	78	セネガル	1976. 3.10	140	パナマ	1996. 3. 8
17	ポルトガル	1953. 1.26	79	ガイアナ	1976. 7.29	141	ブルネイ	1996. 7. 1
18	パキスタン	1955.11.16	80	ウルグアイ	1977. 9.16	142	ベネズエラ	1996. 7. 1
19	エジプト	1956.10.26	81	バングラデシュ	1978. 7. 1	143	フィジー	1997. 7. 1
20	インドネシア	1957. 4.30	82	レソト	1978. 8. 2	144	タジキスタン	1997. 7. 1
21	ハイチ	1958. 1.31	83	ボツワナ	1978. 8.25	145	ボリビア	1997. 8.14
22	イスラエル	1958. 5.23	84	ザンビア	1978. 9.27	146	エクアドル	1997.12.16
23	イラン	1959.10.16	85	アラブ首長国連邦	1979. 2. 7	147	アンドラ	1998. 9. 3
24	シリア	1959.11. 3	86	モリタニア	1979.10. 2	148	ニカラグア	1998. 9.24
25	レバノン	1960. 5.20	87	フィリピン	1980.10. 1	149	ベナン	1998.11. 9
26	スーダン	1960. 6. 8	88	ブラジル	1981. 1.19	150	バルバドス	1999. 1. 7
27	オーストラリア	1961. 1. 5	89	ジンバブエ	1981. 3.19	151	キルギス	2000. 2.10
28	フィンランド	1961. 1.27	90	エスワティニ	1981. 5.15	152	セーシェル	2000. 7.25
29	ジャマイカ	1963. 3.29	91	ニジェール	1981. 7. 1	153	オマーン	2000. 9.19
30	ニュージーランド	1963. 5.16	92	リビア	1983. 1.11	154	セルビア	2001. 3.27
31	ナイジェリア	1963. 8.21	93	中国	1983. 7.18	155	カンボジア	2001. 4. 3
32	コートジボワール	1963. 9. 2	94	グアマテラ	1985. 2.22	156	バーレーン	2001. 4.18
33	ヨルダン	1964. 1. 1	95	ネパール	1985. 7.22	157	キュラソー	2001. 7. 1
34	マダガスカル	1964. 2.18	96	中央アフリカ	1986. 7.28	158	コスタリカ	2001. 8.29
35	ルワンダ	1964. 3. 3	97	香港	1987. 7. 1	159	サモア	2001.10. 1
36	南アフリカ	1964. 3.24	98	モザンビーク	1987. 7. 2	160	ブータン	2002. 2.12
37	日本	1964. 6.15	99	マリ	1987. 8. 7	161	バプアニューギニア	2002. 3.18
38	マレーシア	1964. 6.30	100	ガンビア	1987.10.14	162	東ティモール	2003. 9.19
39	ブルンジ	1964.10.20	101	メキシコ	1988. 2. 8	163	ドミニカ共和国	2004. 7.28
40	ウガンダ	1964.11. 3	102	キューバ	1988. 7.11	164	アフガニスタン	2004. 8.10
41	タンザニア	1964.11.17	103	トーゴ	1990. 2.12	165	チャド	2005. 2.16
42	ガボン	1965. 2.18	104	イラク	1990. 6. 6	166	セントルシア	2005. 5.12
43	カメルーン	1965. 4. 9	105	バミューダ	1990. 7. 1	167	トンガ	2005. 7. 1
44	ケニア	1965. 5.24	106	アンゴラ	1990. 9.26	168	エルサルバドル	2005. 7. 7
45	マラウイ	1966. 6. 6	107	ミャンマー	1991. 3.25	169	ホンジュラス	2005.12. 8
46	チリ	1966. 7. 1	108	ロシア	1991. 7. 8	170	モントネグロ	2006.10.24
47	チュニジア	1966. 7.20	109	モンゴル	1991. 9.17	171	ラオス	2007. 1.16
48	ブルキナファソ	1966. 9.16	110	ギニア	1991.10.30	172	ジブチ	2008. 3.19
49	アルジェリア	1966.12.19	111	カタール	1992. 5. 4	173	ベリーズ	2008. 4.22
50	スリランカ	1967. 5.29	112	アゼルバイジャン	1992. 6.17	174	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2008. 7. 4
51	キプロス	1967. 8.31	113	エストニア	1992. 6.18	175	サントメ・プリンシペ	2009. 9.23
52	アルゼンチン	1968. 7. 1	114	リトアニア	1992. 6.18	176	バヌアツ	2009.11.17
53	モロッコ	1968. 7. 1	115	ラトビア	1992. 6.22	177	ギニアビサウ	2010. 8.19
54	韓国	1968. 7. 2	116	アルメニア	1992. 6.30	178	南スーダン	2012. 7.18
55	マルタ	1968. 7. 6	117	カザフスタン	1992. 6.30	179	ソマリア	2012.10. 4
56	ガーナ	1968. 8. 1	118	ナミビア	1992. 6.30	180	パレスチナ	2015. 3.24
57	ハンガリー	1968. 9.16	119	カーボヴェルデ	1992. 7. 1	181	コンゴ	2017. 1.25
58	ルーマニア	1969. 1.15	120	ウズベキスタン	1992. 7.28	182	アンティグア・バーブーダ	2017. 4.10
59	パラグアイ	1969.10. 3	121	アルバニア	1992. 8.31	183	スリナム	2018.11.26
60	ペルー	1970. 1.27	122	スロベニア	1992. 9. 7	184	赤道ギニア	2021.12.22
61	米国	1970.11. 5	123	ウクライナ	1992.11.10			
62	インド	1971. 2.15	124	チェコ	1993. 1. 1			

主な機構



第6. 地域協力について

アジア太平洋地域では、「開かれた地域協力」を原則とするAPEC（アジア太平洋経済協力：Asia-Pacific Economic Cooperation）において貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等に関する議論、プロジェクトが進められており、また、アジアと欧州の間では、ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting）において政治・経済等の幅広い分野について対話が進められている。関税局・税関としても、各地域協力における関税政策分野での協力を積極的に取り組んでいる。

1. APEC（アジア太平洋経済協力）

(1) APECの概要と経緯（資料1）

APECは、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等を議論する開かれた地域協力の枠組みとして、現在21エコノミー（APECでは「国」ではなく「エコノミー」と呼称）から成っている。

毎年1回、首脳会議及び閣僚会議（日本からは外務大臣及び経済産業大臣が出席）が開催されるほか、財務大臣会合等の分野別担当大臣会合が開催されている。また、閣僚会議の下に高級実務者会合（SOM：Senior Officials' Meeting）、SOMの下に貿易・投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）を始めとするフォーラム、CTIの下に税関手続小委員会（SCCP：Sub-Committee on Customs Procedures）を始めとするサブフォーラムが設置されている。

APECは貿易・投資分野に重点を置いており、2020年には、ボゴール目標（1994年の首脳会議（インドネシア）で掲げられた「先進エコノミーは2010年、途上エコノミーは2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資を達成する」という目標）後のAPECの方向性を示すものとして、APECプトラジャヤ・ビジョン2040が採択された。APECプトラジャヤ・ビジョン2040では、(1)貿易・投資、(2)イノベーションとデジタル化、(3)力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長、という3つの経済的推進力により、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体とすること」を目指している。

(2) 昨年の結果及び本年の取組

昨年の首脳会議（2021年11月、オンライン形

式）はニュージーランドが議長を務め、「共に参加し、共に取り組み、共に成長する」を全体テーマに掲げ、「回復を強化する経済・貿易政策」、「回復に向けた包摂性・持続可能性の向上」、「イノベーションとデジタルに対応した回復の追求」を優先課題として議論がなされた。会議の成果として、APEC首脳宣言の他、「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」を実施するための行動計画である「アオテアロア行動計画」が採択された。

本年はタイが議長を務め、「Open, Connect, Balance」を全体テーマに掲げ、「全ての機会に開かれた（貿易・投資の円滑化）」、「全ての次元で連結した（地域の再連結）」、「全ての側面で均衡のとれた」という3つの優先課題に沿った取組を推進している。首脳・閣僚会議は本年11月に開催される予定である。

(3) 税関手続小委員会（SCCP）の活動について

①経緯

SCCPは、1994年に税関手続の専門家サブフォーラムとしてCTIの下に設立されたAPECエコノミー税関当局間の会合であり、毎年2回開催されている。議長は首脳会議ホストの税関当局が務め、本年はタイ税関が担当している。

②活動概要

SCCPでは、WTO貿易円滑化協定の税関関連事項の実施やAPEC域内における税関手続のデジタル化等の促進等を定めたAPECエコノミー税関が取り組む中期的目標を戦略プランとして設定している。併せて、単年の活動計画（Annual Work Plan）を設定し、戦略プランの実現に向けた具体的な活動を実施している。

日本・メキシコの共同活動として、コロナ禍における各エコノミー税関の税関職員管理方法及びテレワークやオンライン会議等の活用等の働き方の変化等についての調査を実施した。活動の最終成果物として、調査結果をレポートとしてまとめ、2022年2月に実施されたSCCPにて報告を行った。

2. ASEM（アジア欧州会合）

(1) ASEMの概要（資料2）

ASEMは、1994年にシンガポールのゴー・チョク・トン首相がアジア欧州間の協力関係強化を目的とするアジアとEUのサミットを提唱したこと

を受けて開始された、アジア・欧州の対等のパートナーシップを基礎とした政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面での協力促進に向けた枠組みである。参加国・機関は51か国＋2機関（欧州連合（EU）、ASEAN事務局）となっている。

首脳会合及び外相会合が隔年でアジア側と欧州側で交互に持ち回りで開催されているほか、経済閣僚会合、財務大臣会合等が開催されている。また、財務大臣会合の下に、不正薬物取引防止及び税関手続の調和・簡素化に関する協力を強化するための関税局長・長官会合（隔年開催）が設置されている。

関税局長・長官会合の下には、課長級会合として税関作業部会が設置されており、手続・執行面

におけるアジア・欧州間の税関協力について議論がなされている（原則毎年開催）。

(2) 第13回首脳会合（2021年11月）の結果

第13回ASEM首脳会合（カンボジア・オンライン形式）では、「共通の成長のための多国間主義の強化」をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。

(3) 第13回関税局長・長官会合（2019年10月）の結果

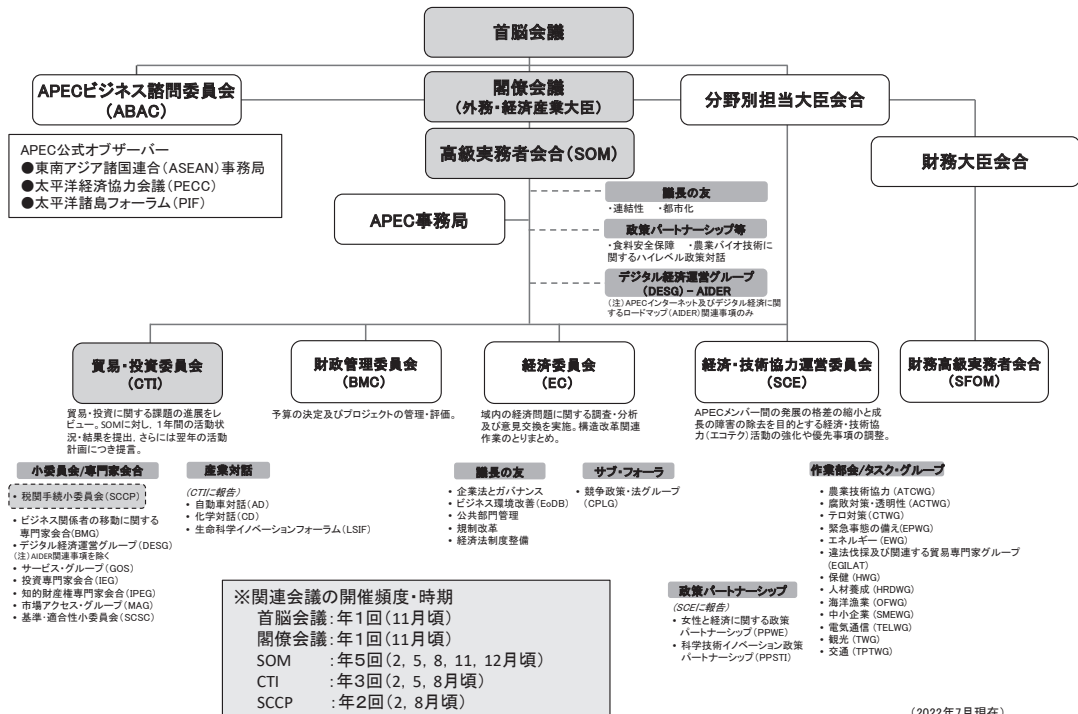
第13回関税局長・長官会合（ベトナム・ハロン）では、2018年から2019年までのASEMでの税関分野における活動及び成果について報告が行われ、更に次期2年間（2020－2021年）に取り組む「税関活動項目」が策定された。

APEC (Asia Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力) の概要

- 貿易・投資分野を中心にアジア・太平洋地域の経済協力を議論する地域的枠組。
- 「開かれた地域協力・協調的自主的な行動」が特色で、1989年に発足。
- 現在、21エコノミー(国・地域)が参加し、首脳会議、閣僚会議等を毎年開催。
- 税関・貿易円滑化は税関手続小委員会(SCCP)、貿易・投資委員会(CTI)を中心に取り組われている。



APECの主な組織



ASEM(Asia-Europe Meeting: アジア欧州会合)の概要

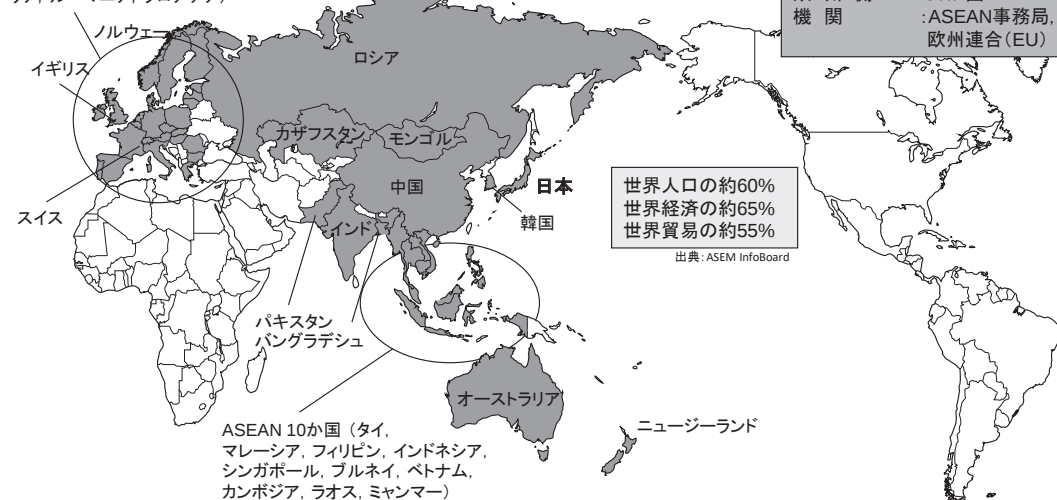
- アジアと欧州両地域間で、相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、両地域の共通の関心事項について、オープンで包括的な「対話と協力の枠組み」。
- 政治、経済及び社会・文化等という3つの柱を中心に活動。1996年に発足。
- 現在51か国＋2機関が参加し、首脳会合、財務大臣会合、関税局長・長官会合等を2年に1回開催。(関税局長・長官会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が未定となっている。)
- 税関関連事項は関税局長・長官会合、その下の税関作業部会を中心に取り扱われている。

ASEMメンバー(51か国＋2機関)

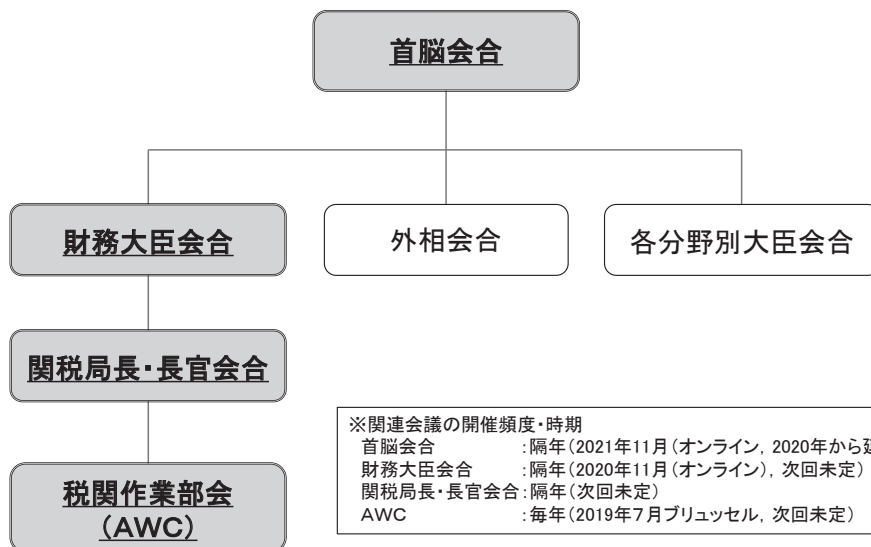
EU 27か国 (フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア)

参加国・機関 : 51か国＋2機関

アジア側 : 21か国
欧州側 : 30か国
機関 : ASEAN事務局、欧州連合(EU)



ASEMの主な組織



※関連会議の開催頻度・時期

首脳会合 : 隔年(2021年11月(オンライン, 2020年から延期), 次回未定)
財務大臣会合 : 隔年(2020年11月(オンライン), 次回未定)
関税局長・長官会合 : 隔年(次回未定)
AWC : 毎年(2019年7月ブリュッセル, 次回未定)

第7. 関税技術協力等について

1. 関税技術協力の概要

(1) 基本的な考え方

関税局・税関では、政府開発援助（ODA）の一環として、開発途上国税関に対する関税技術協力を実施している。

関税技術協力においては、中期的な観点から、より戦略的に実施するため、3年ごとに「関税技術協力事業の中期的戦略」を策定しており、その中で関税技術協力事業の目的を以下のように定めている。

税関の3つの使命の実施を通じて達成することとしている「貿易の健全な発展と安全な社会の実現」に寄与することを最終的な上位目的として、対象国税関が自立的に国際標準に則った形で以下の3つの施策に取り組むことができる状態となること。この際、我が国税関の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供し、あるいは協働しつつ、政策の立案及び実施能力の向上等を目指した人材育成を支援する。

- I. 対象国における安全・安心な社会の実現
- II. 対象国における貿易円滑化の推進
- III. 対象国における適正かつ公平な関税等の徴収

具体的には、開発途上国税関からのニーズを踏まえ、WCOから専門家としての認定を受けた職員を始め専門的な知見を有する我が国税関職員を現地に派遣したり、開発途上国税関からの職員を受け入れるなどの関税技術協力事業を実施している。これらを通じて、対象国税関職員が税関手続に関する国際標準及び我が国税関との政策面・運用面のギャップに自ら気づくよう導き、ギャップを埋めるための道筋についても自ら考え母国で実現するよう慫慂することによって、開発途上国税関の改革・近代化を支援するものである。このような支援は税関手続の調和化・簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化、グローバルなレベルにおける密輸阻止及びテロ対策等に貢献し、開発途上国のみならず、我が国にとっても有益なものである。関税技術協力の実施に当たっては、相手国の支援ニーズを的確に把握した上で、WCOやJICA

（国際協力機構）等とも連携しつつ、各地域と我が国との経済的・社会的な結びつきの強弱及び各地域の特性に応じ、具体的な支援方法を選択することとしている。

(2) 関税技術協力の予算規模（資料1）

令和2年度の関税技術協力関係予算は総額で約6.4億円である。その内訳は、二国間援助経費が約1.0億円、WCO関税協力基金への拠出金が約5.2億円（内、模倣品・海賊版拡散防止拠出金が約1.3億円）、APEC事務局への拠出金が0.2億円となっている。

(3) 関税技術協力の実施形態

主に本邦で開発途上国税関職員を受け入れる「受入事業」と開発途上国税関へ我が国税関職員を派遣する「専門家派遣事業」の2つの実施形態により技術支援を実施している。

受入事業は、アジア大洋州地域を中心とした世界各国の開発途上国税関職員を対象に、税関研修所や税関等で、講義や視察を行っている。これら講義・視察の結果、帰国後に具体的に実行したいこと等をまとめたレポートを提出させるほか、事業によってはグループでアクションプランを作成する場合もある。また、日本が財政支援を行ってWCOが実施する留学生制度では、日本の大学で税関行政等を学ぶ機会が与えられるほか、フェローシッププログラム等の人材育成プログラムでは、WCO事務局での勤務に加え、我が国税関視察がプログラムに組み込まれている。

専門家派遣事業は、開発途上国税関で開催されるワークショップ等に我が国税関職員を専門家として派遣し、政策助言や講義等を実施している。また、外交ルートを通じた支援要請に基づいて、ASEAN諸国を中心に、我が国税関職員をJICA長期専門家として開発途上国税関へ長期間派遣する等して、支援を実施している。（ASEAN6か国（カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイ）に合計7名（2022年6月30日現在））

なお、関税技術協力事業の実施に当たっては、それぞれの実施形態の特性を考慮しつつ、各形態を効果的かつ効率的に組み合わせながら、実施している。

(4) WCOとの連携

関税局・税関は、WCOの活動を支援し、緊密

に連携するため、職員をWCO事務局等に「テクニカル・アタッシュ」として派遣し、WCOの政策立案、国際標準の策定、キャパシティビルディング活動に寄与している。

また、アジア大洋州地域における税関当局の改革・近代化を支援するに当たり、WCOが実施する地域の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施するため、2004年9月にROCB A/P（Asia Pacific Regional Office for Capacity Building：WCO キャパシティ・ビルディング・アジア大洋州地域事務所）が設置された。我が国は、設置当初から所長を派遣するなど、ROCB A/Pと緊密に連携して、アジア大洋州地域における効果的かつ効率的な技術協力事業の策定・実施に努めている。

なお、税関分析所が税関の使命達成に果たしている役割の重要性を踏まえ、地域におけるWCO加盟国の税関分析所の能力の向上を通じ、貿易円滑化の促進を図ることを目的として、2014年6月、我が国の関税中央分析所が世界で最初のWCO地域分析所（RCL：Regional Customs Laboratory）となり、アジア大洋州地域に対する税関分析分野での技術協力や税関分析及び関連分野についての情報提供を積極的に行っている。

2. 関税技術協力の基本的な支援アプローチ

(1) 支援対象国及び地域

ASEAN諸国は我が国との距離も近く、地理的・経済的な関係性も深いことから最重要地域とし、日系企業の利便性向上・競争力確保への寄与も視野に入れながらJICA、WCO等とも連携し、関税局として緊密かつ深度のある支援を実施してきている。

また、その他アジア、太平洋島嶼国、中南米、アフリカ地域等においても、JICA、WCO等と連携した支援を実施している。

(2) 効果的・効率的な支援

相手国のニーズ及び実情に即した支援を実現するため、特に、ASEAN諸国に対しては中期的な視点に立って相手国との協議を行い、毎年支援計画を策定している。この際、1つのニーズに対してより効果的・効率的な支援となるよう、受入研修と専門家派遣と連動させたり、関税局・税関の実施する支援と、JICA、WCO等の国際機関等の支援との調和を図ったりするなど、関税技術協力に関連する組織・事業との連携・調整に努めている。

(3) 評価の充実

ASEAN諸国を中心に、現地に派遣されたJICA長期専門家等を通じた的確なニーズ把握に基づき、可能な限り具体的な成果目標を設定した上で案件を形成し、同専門家等によるフォローアップを通じてその達成を目指すことで技術協力の有効性の確保に努めている。また、個別事業の終了時にはアンケート調査を実施し、参加者の意見を直接聴取しており、それらを次回事業に反映することによって技術協力の質的改善を図っている。

3. 関税技術協力の実績・成果（資料2）

受入事業は1970年、専門家派遣事業は1989年に開始され、2021年度までに累計7,632名の開発途上国税関職員を受け入れ、2,910名の我が国税関職員を派遣している。ただし、2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大による国際的な移動制限のため、留学生の受入れ及びJICA長期専門家の派遣等を除くほぼ全ての受入事業及び専門家派遣事業として計画した案件はオンラインで実施した。

(1) 受入事業実績（※留学生を除く。）

（単位：人）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
受入人数	401	289	229	20	182

(2) 専門家派遣実績（※WCOテクニカル・アタッシュ及びJICA長期専門家の派遣人数を除く。）

（単位：人）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
派遣人数	144	132	106	76	133

(3) 支援分野

税関手続の適正かつ円滑な運用を図るための基礎的な分野である、関税分類、関税評価、事後調査、原産地規則に係る各国税関職員の運用能力向上、また貿易円滑化の推進と安全・安心な社会の実現の両立を図るための先進的な手法である、リスク管理、通関システム、AEO制度の制度整備等、各国の税関手続の近代化及び適正な執行を促進するための支援を実施した。

これに加えて、密輸阻止・テロ対策や、知的財産侵害物品の取締り、人材育成などを含む幅広い分野で支援を行った。

(4) これまでの主な成果

開発途上国税関の制度改善・能力向上により、税関行政の適正な執行の実現に貢献している。また、貿易の円滑化が促進され、各国の貿易拡大・経済成長に貢献することで、海外に展開する日系

企業にも裨益している。各国での制度改善・能力向上の具体的な成果事例は以下のとおり。

- イ. 税関手続に係る透明性・一貫性の向上
 - ・品目分類の事前教示制度の導入
 - ・品目分類に資する分析方法の統一
- ロ. 個別国における研修制度の整備
 - ・指導的立場の教官の育成，研修教材の整備
- ハ. ASEAN域内共通の制度整備
 - ・関税評価マニュアル，事後調査マニュアル，事後調査研修モジュール等の策定
- ニ. 開発途上国税関と現地日本人商工会との定期的な意見交換会の立上げ
- ホ. NACCS型通関システムの導入
- ヘ. 個別国におけるWTO貿易円滑化協定の完全履行
- ト. 個別国におけるリスク管理制度の改善による検査率の低減

4. NACCS型通関システムの海外展開

我が国は、ASEAN諸国における貿易円滑化の観点から、これまでベトナムとミャンマーに対し、我が国の通関システムであるNACCSをベースとした通関システムの導入とそれによる税関行政の近代化を支援してきている。

両国に対する関税局・税関が行う関税技術協力では、新システムの要求性能検討・仕様策定のほか、既存通関制度とその運用の見直しを支援するとともに、新システムを活用していくための人材育成にも取り組み、包括的なパッケージとして展開している（システム構築の調達費用については、無償資金協力を活用）。

(1) ベトナム

ベトナムでは、e-customsという既存のシステム

が利用されていたが、処理能力に限界があったことから、新規システムの開発が計画された。2011年7月には両国税関当局間で、NACCSをベースとしたシステム（VNACCS：Viet Nam Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージ支援について基本的に合意し、同年8月に両国税関共同の作業部会（WG）が設置され、システム導入に向けた検討が開始された。

その後、2012年3月に、システム構築の費用として無償資金協力（26.61億円）の供与を決定、3年近くにわたるWGでの導入検討を経て、2014年4月、VNACCSの運用が開始された（同年6月末に全国への展開が完了）。

なお、運用開始から1年後には、99%の輸出入申告がVNACCSを通じて行われている。

(2) ミャンマー

ミャンマーでは、従来、紙ベースで通関業務が処理されており、輸出入手続が電子化されていないことが経済成長のボトルネックとならないよう、通関システムの導入について検討がなされた。2013年7月には、両国税関当局間でNACCSをベースとしたシステム（MACCS：Myanmar Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージについて基本的に合意し、同月に両国税関共同の作業部会（WG）を設置、ベトナムにおける我が国の経験も活かして、導入に向けた検討が開始された。

その後、2014年4月に、システム構築の費用として無償資金協力（39.9億円）の供与を決定、3年以上にわたるWGでの検討を経て、ヤンゴン・ティラワ地区では2016年11月から、タイとの国境のミヤワディ地区では2018年6月から、それぞれMACCSの運用が開始された。

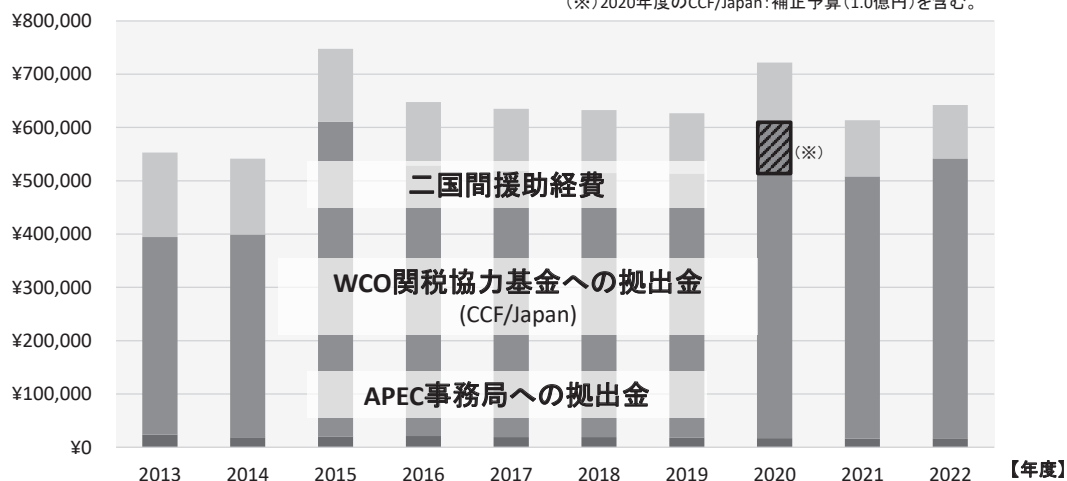
(資料1) 関税技術協力の予算規模

予算規模(2022年度(令和4年度)) : 6.4億円

- 関税局二国間援助経費 : 1.0億円
- WCO関税協力基金への拠出金(CCF/Japan): 5.2億円
 [関税協力理事会拠出金(CCF/一般) : 3.9億円(1989年度から開始)]
 [模倣品・海賊版拡散防止拠出金(CCF/IPR) : 1.3億円(2008年度から開始)]
- APEC事務局への拠出金 : 0.2億円

【単位:千円】

(※) 2020年度のCCF/Japan:補正予算(1.0億円)を含む。



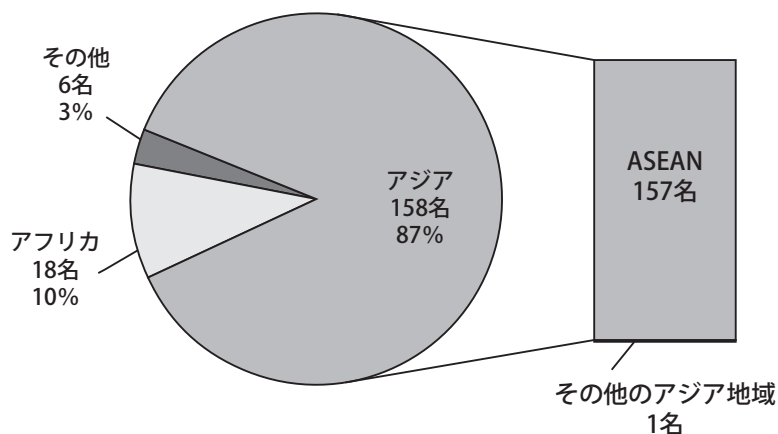
(資料2) 関税技術協力の実績

○受入研修（オンラインで実施）

実施研修：9件（21か国から182名が参加）

1970年から、合計7,639名受入）

受入研修員の地域別割合（2021年度）



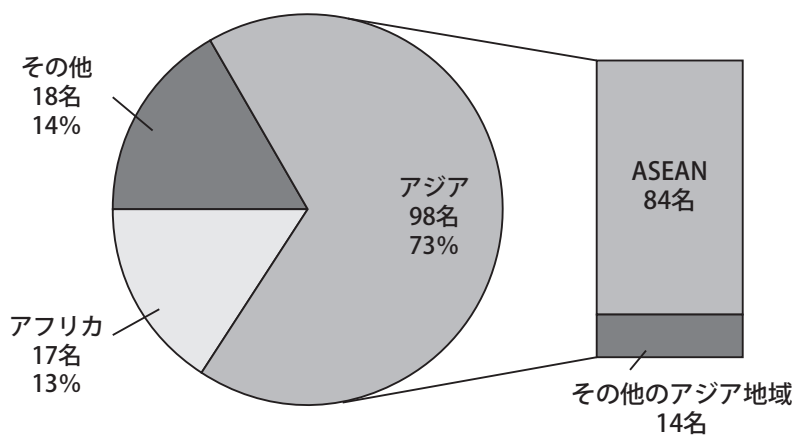
○専門家派遣（オンラインで実施）

実施件数：51件

（24か国・地域へ133名の日本税関専門家が講義を実施）

1989年開始から、合計2,903名派遣

専門家の地域別割合（2021年度）



Ⅲ 税関行政の主要施策の現状

第1. 税関総務分野の重要施策の概要

1. 定員関係

税関においては、近年、広域大規模経済連携協定が発効するなど、税関を取り巻く環境が大きく変化する中、越境電子商取引の拡大に伴う航空貨物の輸入許可件数の急増や不正薬物全体の押収量の高止まりなど、多くの課題に直面しており、適切に対応する必要がある。

また、訪日外国人旅行者の増加に対応するための計画的な増員に取り組んできているところであり、令和4年度予算における税関定員については、10,074人（前年度比+103人）となった。

今後も、ウクライナ侵略を受けたロシア等に対する経済制裁としての輸出入禁止措置や、経済安全保障上の脅威の高まりを受けた外為法上の輸出規制についての実効性確保に加え、来年5月のG7サミット、2025年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）等の国際イベントの開催を見据えたテロ対策など、税関への期待の高まりに適切に対応し、水際における取締の強化と適正かつ迅速な通関の推進を実現するため、税関の体制整備を進めていく必要がある。

2. 広報関係

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要である。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組及びその重要性を国民の皆様知ってもらうことが必要である。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度について利用者が必要とする時に、分かり易い形で情報を得られるようにすることが重要である。

実効性ある税関行政の実現に資するため、税関

ホームページにおいて、原産地規則、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行時における税関の手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行っている。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性の向上を図っている。また、これらの情報については、講演会や税関見学会においても発信していくとともに、「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信している。

3. 我が国が締結しているEPA等を利用した貿易の促進のためのEPA利用支援

2020年1月に日米貿易協定が発効し、2021年1月には、日英EPAが発効した。また、本年1月には、RCEPが発効に至り、日本の貿易総額に占めるEPA等発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合が約8割になり、益々EPAの対象となる貿易が相当量増加すると見込まれる。現在、我が国については21のEPA等が発効、署名済みとなっている。

EPAを利用した貿易を行うためには、EPAの原産地規則・関税分類などを理解することが必要であり、特にそのようなノウハウのない地方の中小企業への支援が重要である。

そのため、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定について、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（2021年度における税関主催：計21回）。また、輸出入におけるEPA利用に関する相談の受付も行っている。

第2. 監視取締及び保税行政の現状

1. 取締対象の現状

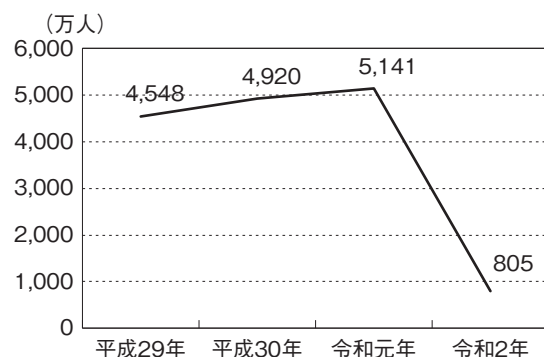
(1) 入国者数¹

令和2年における我が国への入国者数は、約805万人（前年比約84.3%減）となっている。

入国者の大半は空港を利用している。令和2年の入国者総数のうち、空港からの入国者数は約800万人であり、全体の約99%を占める。

また、同年の入国者総数のうち空港の利用状況を個別に見ると成田空港が約37%を占め、次いで関西空港（約21%）、羽田（約19%）、中部（約6%）、福岡（約6%）の順となっている。

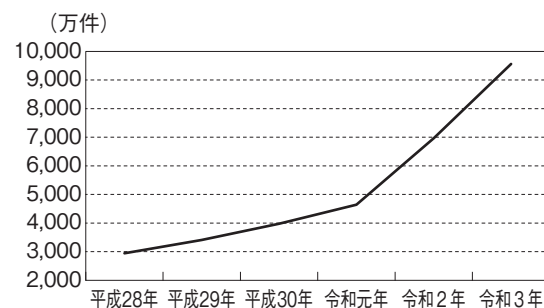
図1 入国者数の推移（平成29年～令和2年）



(2) 商業貨物

令和3年における一般商業貨物の輸入許可・承認件数は、約9,562万件（前年比37.3%増）となっている。

図2 輸入許可・承認件数の推移

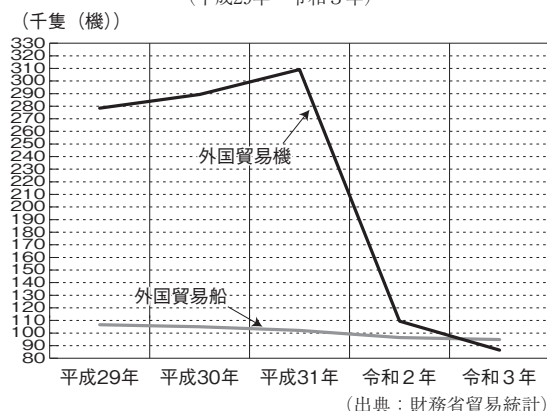


(3) 船舶・航空機

2021年の外国貿易船（機）の入港隻（機）数

は、外国貿易船が約9万5千隻（前年比1.7%減）と減少し、外国貿易機が約8万6千機（前年比20.9%減）と減少している。

図3 外国貿易船（機）の入港隻（機）数の推移
（平成29年～令和3年）



2. 取締・検査の概要

(1) 取締・検査体制の整備

麻薬や拳銃等の社会悪物品やテロ関連物資等の一貫した取締体制の構築を図る観点から、2006年7月に機構を改正し、監視部において、船舶等の入港から国内引取りまで、輸出入通関に係る物流の中で一貫した貨物の取締りを行っているほか、船舶、乗組員、旅客等の取締りを実施している。

(2) 取締・検査機器の積極的活用

隠匿手口が複雑化・巧妙化する社会悪物品等の密輸入に対し、取締・検査機器を積極的に活用するなど、取締りの強化を図っている。

① X線検査装置

X線検査装置は、商業貨物、出入国旅客の携帯品、国際郵便物等の検査に際し、開披検査が困難な検査対象貨物を破壊することなく検査することを可能とするものであり、社会悪物品等の発見のために効果的・効率的に活用している。

また、コンテナ貨物又はコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯に対応し、コンテナや自動車等の大型貨物の検査を可能とするため、2000年度に大型X線検査装置を導入し、現在、全国で13港・16ヶ所に配備している。これまでコンテナ内の貨物を全量取出して検査を行う場合には、コンテナ1本あたり2時間程度を要していたが、同検査装置の導入により、10分程度で検査することが可能

¹ 数値はいずれも出入国在留管理庁「出入国管理統計」による。

となり、検査時間が大幅に短縮された。

② 麻薬探知犬

麻薬探知犬は、1979年に米国税関の協力を得て2頭を導入したことに始まり、2022年7月1日現在、全国の税関に計137頭が配備されている。

麻薬探知犬は、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物に付着した臭いを探知して、隠匿された不正薬物等の有無を的確に確認するために活用しており、導入以降、多くの不正薬物等の摘発に貢献している。

(3) 取締強化期間の設定

数週間の取締強化期間を設定するほか、より短期間に集中して取締りを行う短期集中取締期間を各税関にて設定し、一層効果的な取締りに努めている。

3. テロ対策等

(1) テロ対策

関税局・税関では、2001年9月の米国同時多発テロ発生以降、国内におけるテロ対策の重要性が高まったことや大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的にもますます重要となったことを踏まえ、我が国政府の関係機関及び米国等を始めとする諸外国と密接に連携しつつ、通関検査体制の強化、テロ対策関連機器の増強、海上コンテナ安全対策（コンテナ・セキュリティ・イニシアチブ：CSI）の実施などを進めるとともに、爆発物や生物テロに使用されるおそれのある病原体等の輸入管理の強化、外国貿易船等の積荷及び旅客等に関する事項の事前報告の義務化、税関職員による質問検査に応じなかった場合の罰則の強化、乗客予約記録（Passenger Name Record：PNR）を航空会社から求めることができる規定の整備など、国際テロ対策に積極的に取り組んできたところである。2015年3月以降、旅客の事前旅客情報（Advance Passenger Information：API）に加え、国交省航空局及び法務省入国管理局等政府一体として、航空会社に対し、乗客予約記録のNACCSによる電子的報告を働きかけた結果、EU系航空会社及びスイス航空を除く航空便のうち、殆どの航空便について電子的にPNRを取得している。2017年度関税改正において出国PNRを求めることができるようにし、2019年3月にはNACCSにより電子的に報告することを原則化し、これと同時に航空貨物の事前報告制度を拡充し情報内容の追加及びNACCSにより電子的に報告することを原則化した。

また、WCO（世界税関機構）のガイドラインである「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」を踏まえ、積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため、平成26年3月から、コンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、原則として当該外国貿易船が船積港を出港する24時間前までに、詳細な積荷情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を運用している。

(2) 北朝鮮対策

我が国は、北朝鮮の核・ミサイル開発に対する独自の制裁措置として、北朝鮮との輸出入の禁止（輸入：2006年10月～、輸出：2009年6月～）や北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出の届出を要する金額の下限の引き下げ（2009年5月～）を実施しており、関税局・税関は、これらの措置の実効性を確保するべく、関係機関等と連携しつつ、常に厳格な取締りを実施している。

また、国際連合安全保障理事会決議第1874号（2009年6月12日採択）を受けて我が国で制定された貨物検査法（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（2010年7月4日施行））に基づき、北朝鮮特定貨物（注）に対し、提出命令・保管を行い、関係行政機関との緊密な連携・協力の下、同法の実効性の確保を図っている。

（注）「北朝鮮特定貨物」とは、国際連合安全保障理事会決議及びその他政令により指定された大量破壊兵器及び武器の関連物資等の対北朝鮮禁輸貨物のうち、通過貨物（仮陸揚貨物を含む。）をいう。貨物検査法施行以降、北朝鮮に対する制裁を追加・強化する新たな国際連合安全保障理事会決議の採択等を受け、北朝鮮特定貨物の追加等が行われている。

4. 保税行政の現状

(1) 保税制度の概要

保税制度は、貿易秩序の維持、関税債権の確保、貿易取引の円滑化等の観点から設けられており、保税地域及び保税運送等の規定がある。

① 保税地域

輸入貨物の国内への引取り又は輸出貨物の船舶、航空機への積込みに当たっては、原則として、貨物を一旦、保税地域に蔵置し、税関長に申告を行い、必要な検査を経て（輸入の場合は、原則と

して、関税、内国消費税を納めた後に）税関長の許可を受ける必要がある。このように、輸出入貨物を税関の監督下に置くことで、取締りの適正を期するとともに、輸入貨物に係る関税等の徴収等、適切な税関手続を確保する目的がある。

また、輸入許可を受ける前の貨物が保税地域にある間は、関税等の納付が留保されるほか、保税地域の種類によっては、外国貨物を加工・製造した後、関税等を納付することなく再び外国に向けて積み戻すことや、関税等を納付することなく外国貨物のまま展示することができるなど、貿易取引の円滑化、貿易の振興、国際的な文化交流に役立っている。

保税地域には、機能別に指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種類がある。

② 保税運送

外国貨物は、開港、税関空港、保税地域、税関官署等の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することができる。これを保税運送といい、原則として税関長の承認が必要となっている。

保税運送は、外国貨物を特定の場所相互間に限り運送することを認めていることから、企業活動の円滑化に資するものである。

(2) 最近の保税制度の改正

① 特定保税承認制度の導入

平成19年度に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた保税蔵置場又は保税工場の被許可者に対して、届出により、保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となる等の制度（特定保税承認制度）を導入した。

さらに、平成23年度には、届出により設置され

た場所についての帳簿の保存期間を5年から1年に短縮し、特定保税承認制度の利用拡大に努めた。

② 特定保税運送制度の導入

平成20年度に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた国際運送事業者に対して、NACCSで貨物管理を行う保税地域相互間の保税運送について、個々の運送承認が不要となる等の制度（特定保税運送制度）を導入した。

③ 処分規定の整備

保税地域の被許可者等が保税業務について法令に違反したとき等一定の要件に該当することとなったときは、税関長は外国貨物等を当該保税地域に入れることを停止させ、又は当該保税地域（指定保税地域を除く）の許可を取り消すことができることとされている。この処分を行う際の処分基準については、社会情勢の変化等に応じ、種々の見直しを行っており、直近では令和2年1月に、被許可者からの申し出による減算対象を広げると共に、非違が故意である場合の加算点数引き上げを行った。

④ 許可要件の見直し

平成21年度に、近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、保税蔵置場等の許可をしないことができる要件として、暴力団員であること等を追加した。

⑤ 国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアへの対応

令和2年度に、近年の美術品の国際的なオークションやアートフェア等の開催に向けた動きを踏まえ、保税地域の活用を促進するため、手続きの明確化等を行った。

第3. 通関手続の現状

1. 総論

(1) 通関を取り巻く環境の変化

我が国の社会・経済の国際化の進展に伴うヒトやモノの国際交流の量的な拡大や質的な多様化により、輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

また、取引形態の複雑化・取引貨物の多様化に加えて、コンテナ化の進展を中心とした輸送形態の変革、航空輸送貨物における小口急送貨物（SP貨物）サービスの発展、越境ECの拡大等に伴い、物流形態が大きく変化している。

輸入許可・承認件数は、平成23年には約2,092万件であったものが令和3年には約9,562万件と大きく増加し、輸出許可件数は、平成23年には約1,391万件であったものが令和3年には約2,709万件と増加している。

(2) 輸入通関における対応

このような環境の中にあって、輸入通関に関しては、内外から迅速通関への要請が高まってきている一方で、国民からは、海外で多発する国際テロへの脅威、覚醒剤等の未成年層への拡散などの状況を踏まえ、爆発物等のテロ関連物資、麻薬、覚醒剤等の社会悪物品の水際での取締りに対して、強い期待が寄せられている。

これらの要請に的確に対処するため、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による通関手続の電算化や通関情報総合判定システム（CIS）を活用した選別的な通関処理を促進し、通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物に対しては、検査機器の整備、貨物検査を集中的に行う検査専担班の充実等により重点的な審査・検査を実施しているところである。

(3) 輸出通関における対応

輸出通関の面では、大量破壊兵器については核兵器等の拡散防止に関する様々な国際的枠組みに基づき、また、通常兵器及び関連汎用品については旧ココムに代わって地域紛争防止の観点から新たな国際的輸出管理体制として平成8年7月に設立されたワッセナー・アレンジメントに基づき、輸出規制を行っている。加えて、平成14年4月に大量破壊兵器等の不拡散のために欧米諸国と同様の原則全品目（食料品、木材等を除く。）を規制対象とするキャッチオール規制を我が国でも導入し、平成20年11月には通常兵器の不拡散のために、同様に原則全品目（食料品、木材等を除く。）を対象とするキャッチオール規制を導入しており、経済産業省と連携しつつ、税関における審査・検査を強化しているところである。

一方、貿易円滑化のため、保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域等への搬入前に行うことを可能としている。（平成23年10月実施）

(4) AEO制度

貨物のセキュリティと法令遵守の体制が整備された事業者に対する特例措置を講じることにより、国際物流におけるセキュリティの強化と効率化の両立を図るAEO制度は、平成18年3月の特定輸出申告制度（現・特定輸出者制度）、平成19年4月の特例輸入申告制度（現・特例輸入者制度）の導入を皮切りに、平成19年10月には倉庫業者に対する特定保税承認制度、平成20年4月には運送業者に対する特定保税運送制度及び通関業者に対する認定通関業者制度、平成21年7月には製造者に対する認定製造者制度が導入されている。これらの制度の導入によって、我が国のAEO制度は、サプライ・チェーンに参与する貿易関連業

表1 輸出入許可件数の推移

（単位：万件）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
輸入許可・承認件数	2,943	3,411	3,974	4,640	6,966	9,562
海 上	414	426	431	428	406	833
航 空	2,529	2,985	3,544	4,212	6,560	8,729
輸出許可件数	1,632	1,922	1,994	1,986	2,188	2,709
海 上	361	376	376	358	328	367
航 空	1,271	1,545	1,617	1,628	1,859	2,342

者をほぼ全てその対象としており、今後は、認定水準の維持・向上を図りつつAEO事業者を拡大していくとともに、諸外国のAEO制度との相互

承認についても、協議・共同研究を引き続き推進していく。

我が国の認定事業者（AEO：Authorized Economic Operator）制度

要件	○ 法令遵守規則を定めている ⇒税関手続を適正に履行するための体制及び手順が規則により整備されている 等 ○ 高い業務遂行能力を有している ⇒税関手続に関する知識及び経験が十分である 等 ○ 一定期間法令違反がない 等 ⇒関税法等の法令違反がない 等					
概要	輸入者 (平成19年4月～)	輸出者 (平成18年3月～)	倉庫業者 (平成19年10月～)	通関業者 (平成20年4月～)	運送者 (平成20年4月～)	製造者 (平成21年7月～)
	○ 貨物到着前に輸入申告を行い、許可を受け、貨物の引取りが可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括（1月分）での納税申告が可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸入申告が可能	○ 貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能	○ 新たに保税蔵置場等を設置する場合の許可が不要（届出により設置が可能） ○ 保税蔵置場の許可手数料の免除 ○ コンプライアンスの反映による検査率の軽減	○ 貨物到着前に輸入申告が可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括（1月分）での納税申告が可能 ○ AEO運送者による運送等を要件に、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能	○ 保税運送毎の承認が不要 ○ 当該運送者が運送を行った場合、AEO通関業者は貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能	○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能
事業者数	100者	232者	144者	248者	8者	—

令和4年6月現在（計732者）

(5) 輸出入申告官署の自由化・通関業制度の見直し
平成28年度関税改正において、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図り、貿易円滑化に資するとの観点から、蔵置官署（貨物が置かれている場所を所管する税関官署）に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者（特定輸出者、特例輸入者及び認定通関業者）については、蔵置官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行うことを可能とする関税関係法律及び通関業法の改正を行い、NACCSの更改と併せ、平成29年10月8日より実施している。

2. 輸入通関手続の現状

(1) 輸入通関業務を取りまく環境

令和3年における輸入許可・承認件数は、全体で約9,562万件（前年比37.5%増）となっており、その内訳は、航空貨物が約8,729万件（同33.1%増）、海上貨物が約833万件（同105.1%増）である。このような状況のなか、拳銃、麻薬、覚醒剤を

中心とした社会悪物品の不正輸入等に対する取締り強化の要請が一層高まっている一方で、迅速な輸入通関に対する国内外からの要請もますます高まってきており、「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといった二律背反な要請を同時に達成するため、種々の改善を図っているところである。

(2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため、これまでも通関手続の電算化の推進、輸入申告の際に添付する書類の簡素化、国際郵便物の通関手続の見直し等種々の改善を重ねているところであるが、規制緩和の要望等も踏まえ、更なる改善策を講じている。

① 貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進

通常、輸入通関手続は、貨物の到着後に開始され、関税等の納付後に貨物の引取りを許可することを原則とするが、税関における審査を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行し、貨

物が税関の管理下にある時間を短縮することにより、貨物の到着から輸入者等が引き取るまでの時間を可能な限り短縮することを目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、ii) 貨物の輸入申告前に関税分類・関税評価・原産地・減免税に係る教示を行う事前教示制度の改善、iii) 納期限延長制度の導入等を図っている。

② 選別的通関処理の促進

税関手続の電算化の推進により処理の迅速化を図るとともに、密輸等のリスクの高い貨物には重点的に審査・検査を実施することにより適正な通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化する選別的通関処理を一層促進している。このため、i) 平成3年10月、選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理するCISの導入、ii) NACCSの審査基準をより一層適正に管理する等の措置を図っている。

③ 特例輸入者制度（旧・簡易申告制度）の導入・改善

現在、我が国の税関手続においては、輸入申告（引取申告）と納税申告を同時に行うことが原則である。しかしながら、輸入者の利便性の向上等のために、法令遵守（コンプライアンス）の確保を条件に、あらかじめ税関長に承認された輸入者（特例輸入者）は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ることができる簡易申告制度を平成13年3月から導入した。

また、同年9月の米国における同時多発テロの発生を契機として、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るための取組みが国際的に加速化したことから、我が国においても平成19年度関税改正において、既存の簡易申告制度に貨物のセキュリティ確保の要素を承認要件として加えた上で、輸入者を対象とするAEO制度を導入した。これにより、貨物が本邦に到着する前に輸入（引取）申告を行うことを可能とするとともに、従来輸入許可毎に行うこととされていた事後の納税申告について、1ヶ月間に受けた輸入許可に係る貨物について、これらを一括して納税申告を行うことを可能とした。

さらに、平成19年7月より、承認申請者が法人である場合に特定の事業部門においてのみ簡易申告制度を利用できるよう改善、また、平成20年4月より、提供しなければならないとされていた関

税等の額に相当する担保を、税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときを除き省略する等の改善を行ってきた。このように改善してきた「簡易申告制度」は、輸入通関手続の迅速化、簡素化のための制度ではなく、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者に対するAEO制度として定着してきたことから、本制度を平成21年3月に「特例輸入申告制度」と名称変更した（平成29年10月8日より「特例輸入者制度」と名称変更）。

その後も平成24年4月より、保全担保の提供要件の緩和を行う等、随時、本制度の改善を行ってきているところである。

④ 特例委託輸入申告制度の導入

平成20年4月より、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者に貨物の輸入手続を委託した場合に、貨物の到着前の輸入申告及び貨物の引取り後の納税申告（特例申告）を行えることとした。

⑤ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組み

更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進することとしており、その一環として、平成24年7月よりNACCSを利用して輸入申告を行い簡易審査扱い（区分1）とされた場合の税関への通関関係書類の提出を、原則省略することとした。また、NACCSを利用した輸入申告における税関への通関関係書類の提出について、平成25年10月より、書面（紙）による提出に加え、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

さらに、平成29年10月から特惠税率の適用等に係る原産地証明書について、電磁的記録による提出を可能とする等、電磁的記録による提出が可能な対象範囲を拡大した。

(3) 各種手続の概要及び改善策

① 予備審査制

イ 概要

予備審査制とは、貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ、あらかじめ税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は、予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には、貨物が本邦に到着し保税地域等への搬入を確認の上、本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり、貨物到着から引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

ロ 予備審査制導入の背景

輸入申告は、関税法第67条の2第3項の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても、税関における書類審査は、保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため、輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年4月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら、この制度は、対象貨物が制限されており、提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成2年6月、日米構造問題協議の最終報告において、輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として、「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し、平成3年4月、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し、制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また、平成6年2月における総合経済対策として、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化の措置を実施した。

さらに、平成7年3月の規制緩和推進計画に基づき平成8年4月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入し、平成15年9月には、海上貨物についても導入した。

なお、主な改善事項は次のとおりである。

(イ) 日米構造問題協議の最終報告に基づき平成3年4月に講じられた措置

(i) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）を除く全ての貨物に拡大した。

(ii) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii) 予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の4日前から行えるとされていた予備申告を、輸入申告予定日における外国為替相場の公示日又は船荷証

券等の発行日のいずれか遅い日から行えることとした。

(iv) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

(v) 税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても、予備審査制の対象とし、税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(ロ) システムへの組み込み

平成3年10月、海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み、続いて、平成5年2月、航空貨物についても組み込み、NACCSによる予備申告を可能とした。また、海上貨物については、暫定的な仕様となっていたことから平成6年3月にNACCSの仕様を変更し、グレードアップを図った。

(ハ) 総合経済対策により平成6年3月及び4月に講じられた措置

(i) 提出書類の簡素化（平成6年3月）

NACCSを利用して予備申告した場合、NACCS端末より出力される申告控（税関へ提出する書類）を予備申告時と輸入申告時（本申告時）の2回提出していたが、予備申告時に申告控の提出を行ったものについては、輸入申告（本申告）までの間に申告内容の変更がない場合、輸入申告（本申告）時の申告控の提出を省略した。

(ii) 対象貨物の拡大（平成6年4月）

予備審査制の適用除外としていた特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）に該当する貨物を、新たに対象貨物に加え、全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(ニ) 規制緩和推進計画により平成8年4月に講じられた措置

・到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については、とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが、従来、輸入申告は、貨物を保税地域に搬入した後に行うことが原則となっていたた

め、早期に貨物を引き取る上で、この搬入に要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため、予備申告が行われた航空貨物のうち、審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、海上コンテナ貨物についても、平成11年10月のSea-NACCS更改に伴い、海上貨物搬入即時輸入許可制度を導入し、さらに、平成15年9月には航空貨物と同様に「到着即時輸入許可制度」を導入した。

② 事前教示制度の改善

イ 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（品目分類）及び関税率、関税評価上の取扱い、原産地並びに減免税の適用の可否について照会を行い、その回答を受けることができる制度であり、昭和41年に申告納税制度が導入された際に新設された関税法第7条第3項に基づくものである。文書による事前教示回答書は、発出日から3年間、輸入（納税）申告の審査上尊重されることとなっている。更に、照会者が文書回答に対し再検討を希望する場合には、回答後2月以内に意見の申出ができることとなっている。

当該制度を利用した場合、事前に輸入予定貨物の関税率、関税評価上の取扱い等が判明するため、原価計算が確実に行える等販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率、関税評価上の取扱い、原産地及び減免税の適用の可否が判明しているため通関の適正かつ迅速な処理が図られ、早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

ロ 主な改善措置

事前教示制度の充実策として、事前教示は原則として文書により行い、口頭回答は単なる参考情報であるとして取扱いの違いを明確化し、文書による事前教示については照会受理後30日以内（関税評価に係る照会の場合、90日以内）の極力早期に回答を行うよう努めることを通達に明記している。また、インターネットによる事前教示の照会につき、これまでの品目分類及び原産地に加え、平成26年6月より関税評価、

平成27年10月より減免税についても可能としており、当該照会については、基本的には口頭照会と同様の取扱いであるが、照会者が希望し、一定の要件を満たす場合には、文書による回答に切り替えることが出来る。

照会の透明性の確保への取り組みとして、事前教示回答書の非公開期間に上限（180日以内）を設け、原則として公開することとしており、税関ホームページに掲載している。

令和3年における取扱い件数は、品目分類では文書回答が3,857件、口頭回答が88,122件であり、金属・機械（68類～92類）に係る照会が多く、原産地では文書回答が1,582件、口頭回答が19,808件であり、農水産品（1～24類）、木材・紙・繊維（41～67類）に係る照会が多かった。また、関税評価では文書回答が4件、口頭回答が1,227件であり、運賃に係る照会が多く、減免税では文書回答が0件、口頭回答が44件であり、無条件免税及び再輸出免税の適用に係る照会が多い。

(4) 貨物到着後処理の促進

① 納期限延長制度

従来は、輸入貨物を保税地域から国内に引き取ろうとするときには、輸入申告を行ったうえ、輸入許可前引取制度等の場合を除き、関税等を納付し、輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが、平成元年4月の消費税導入に併せて、関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され、担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め、関税等は、当該輸入の時から3ヶ月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々の輸入申告毎に、担保提供のうえ、納期限延長を申請する方式）と、包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保提供のうえ当該月における輸入申告に係る納税額を一括して申請する方式）がある。

また、平成13年3月に施行された簡易申告制度（現・特例輸入申告制度）においても、納期限延長制度（ただし、納期限を現行の包括延長方式を利用した場合と合わせるため、2ヶ月の延長となる。）が盛り込まれた。

令和3年度における納期限延長制度の利用状況は、税額ベースで関税51.8%、消費税及び地方消費税55.5%となっている。

② 担保管理の一元化

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより、当該税関の管内にある収納事務電算処理システムによってオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を使用することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。

また、平成7年4月から、NACCSによってオンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担保の一元化を実施し、同年11月には、その対象を航空官署に拡大した。

さらに、平成12年4月から、Sea-NACCS及びAir-NACCSで共用して使用することができる「共用担保制度」を導入した。

なお、平成22年2月にSea-NACCSとAir-NACCSが統合され、システム別ごとの担保管理の区分けは現在無くなっている。

③ 共通担保等

納期限延長等のため提供される担保は、租税債権の確保を図る観点から制度別、税科目別に提供することとなっていたが、平成3年10月から関税・消費税の納期限延長の担保は、両税で共通に使用することができる担保（共通担保）を提供することができるとともに、据置担保の提供中、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった（追加担保）。

また、包括納期限延長における据置担保は「税関長が確実と認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが、平成6年6月から、「国債」及び「地方債」、平成19年4月から、「社債その他の有価証券」、平成26年3月から、「不動産及び動産」の提供を可能とした。

④ 引取担保と他の担保との管理の一元化

特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）における引取担保と納期限延長等に係る担保については、同一の担保物件であっても、その管理は別々に行われ、引取担保としての提供額として税関に

申し出た金額分については、納期限延長等に係る担保として使用できないこととされていた。

特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）の利便性向上等のため、当該担保管理方式の見直しを行うこととし、引取担保に係る担保額について特例輸入者が自主管理することにより、提供された担保額の範囲内において、引取担保又は他の担保として柔軟に使用できることとなった。（平成19年10月実施）

⑤ 特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）に係る担保の見直し

特例輸入申告制度においては、関税等の徴収を確実なものとするため、特例申告を行おうとする輸入者は、その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税等の額に相当する額の担保をその月の前月末日までに、当該貨物の輸入の予定地を所管する税関長に提供しなければならないこととしていたが、輸入者の負担軽減を図るとともに、特例輸入申告制度の一層の利便性向上を図るため、税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときに、その提供を求めることができるものとした。（保税担保の見直し）。（平成20年4月実施）

さらに、平成24年4月からは保全担保を提供する際の要件を緩和している。

(5) 他省庁の輸入手続との連携強化

① 輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けて施策を講じる上での各省庁間の連絡・調整を行うため、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に設置されたものである（議長：大蔵省）。同連絡会議では輸入手続のみならず、輸出入・港湾関連手続の迅速化・適正化のための諸施策の実施を推進してきたところであるが、これまでの活動実績及び今後の検討課題をよりの確に反映するため、平成13年9月にその名称を「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」と改め、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化等の施策等を講じてきたところである。

また、平成16年2月の各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、関係府省で連携して最適化の検討を行う21の業務・システムが定められ、その中の一つである輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムは、財務省が担当府

省として最適化計画を策定するとされたことを受け、平成16年2月に輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の策定について本会議の検討事項とし、平成17年3月にその名称を「輸出入及び港湾・空港手続関連府省連絡会議」と改めた。

更に、同年12月28日のCIO連絡会議において、当該最適化計画が決定されたことを踏まえ、平成18年3月に当該最適化計画の実施についても引き続き本会議の検討事項とされたところである。現在のメンバーは、内閣官房、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省となっている。

② 税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとした。

また、平成5年7月には、厚生労働省検疫所による食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について、輸入者等の開梱作業等の利便を勘案し、食品検査終了後、引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに、他法令手続との同時並行処理を促進するため、関税法以外の輸入関係他法令のうち、動植物検疫等主要他法令について、従来、当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを、平成6年9月以降、税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

③ 輸入通関手続と他法令手続とのインターフェース化

輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため、平成9年2月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS（輸入食品監視支援システム）」と、平成9年4月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ-NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）」及び「ANIPAS（動物検疫検査手続電

算処理システム）」と、平成14年11月に外国為替及び外国貿易法に基づく許可・承認申請等に関する業務を行う「JETRAS（貿易管理オープンネットワークシステム）」と財務省・税関の通関手続システムであるNACCS（通関情報処理システム）とのインターフェース化をそれぞれ実施した。（平成22年2月にJETRAS、平成25年10月にFAINS、PQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。下記⑤参照。）

④ 輸入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化

輸入・港湾関連手続においては、複数の行政機関に対する手続を、利用者が一回の入力・送信で行うことを可能としたシングルウィンドウ化を平成15年7月23日に実現している。しかし、従来の各省庁の手続の様式、申請項目の見直し等が行われないまま実施したことから、利用者の利便性に配慮されたものでなかった。このことから、FAL条約（注）の締結に併せて、平成17年11月に入港届の様式を統一化・簡素化することとし、申請様式の統一や、項目の削減等の見直しを行った。

また、関係省庁は、シングルウィンドウ実現後も更なる利便性向上を目指して機能の見直しを行い、同年12月28日、CIO連絡会議において、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」を決定し、利用者コードの一元化、項目の反復利用等の業務プロセスの改善を徹底し、手続の簡素化・効率化を図るとともに、申請窓口や利用申込窓口の統一化、利用者に対する関係省庁からの情報提供窓口の設置等を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を平成20年10月に稼働させた。

シングルウィンドウは「貿易手続改革プログラム」（平成21年7月16日第二次改訂）において、稼働後も継続して見直すこととしており、平成22年2月には、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現し、シングルウィンドウは完結した。

（注）FAL条約（Convention on Facilitation for International Maritime Traffic：国際海運簡素化条約）

昭和40年に制定され、昭和42年に発効した条約で、国際物流の円滑化を目的に船舶の入出港の際に税関など関係当局に提出する書類の簡素化・統一化を定めた国際条約。平成17年9月に締結、同11月に日本において発効。

⑤ NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」では、シングル

ウィンドウの基幹をなすNACCSと関係省庁システムの統合についての検討が必要とされ、平成20年10月、Sea-NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合、さらに平成22年2月、Air-NACCSを更改し、Sea-NACCSと統合した統合NACCSに経済産業省の貿易管理手続を処理するJETRASを統合。また、平成25年10月には食品衛生法に基づく手続を行う厚生労働省のFAINS、植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省のPQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。

さらに平成26年11月には、医薬品医療機器等法関連手続きを新たにNACCS業務に追加した。

(6) 開庁時間外の通関需要への対応

① 臨時開庁制度の見直し

平成20年3月まで、税関の執務時間（注1）外において輸出入通関等の臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けるとともに、税関の執務する時間に応じて、手数料（注2）を納付しなければならないこととされていたが、我が国産業の国際競争力の強化、港湾・空港の活性化・競争力強化といった重要な課題を踏まえ、輸出入者等の負担を更に軽減し、利便性の向上を図るため、臨時開庁手数料を廃止するとともに、臨時開庁に係る手続についても承認制を廃止して届出制とし、手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間（税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署の事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間）に拡大することとした。

（注1）税関の執務時間

月曜日から金曜日までの08：30～17：00

（注2）臨時開庁手数料

・17：00～22：00、05：00～08：30

→4,100円／h

（土曜、日曜及び休日は08：30～17：00にあっても4,100円／hが必要である。）

・22：00～05：00 →4,550円／h

② 開庁時間外の通関体制の整備

イ 経緯と体制整備

港湾の24時間フルオープン化に向けた取組みが進展する中で、平成14年度以降、その実現に向けた官民の関係者による取組みの推進が閣議決定等においても一層求められていた状況であったことから、港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対する上での問題点等を把握することを目的として、全国の主要港湾のコンテナ貨物取扱実績が

多い6税関7官署において、税関の執務時間外に職員を常駐させる通関体制の試行を平成14年10月15日から平成15年6月30日までの間実施した。

この試行の結果、執務時間外にコンテナ貨物等の通関需要があること、コンテナターミナルゲートのオープン時間が延長されたこと等港湾の24時間フルオープン化へ向け官民の関係者が前向きに取り組んでいることが明らかとなったこと、また、構造改革特別区域に所在する通関官署においては、臨時開庁承認申請が見込まれる時間帯に職員を配置することとなっていることから、平成15年7月1日より全国の主要港湾を中心として7税関14官署において一定の時間帯に職員を常駐させる税関の執務時間外における通関体制を整備し、これを実施することとした。

ロ 執務時間外の通関体制の見直し

執務時間外の通関体制については、平成16年9月に構造改革特別区域推進本部が「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の方針」を決定し、その決定に基づき、①全国すべての港湾・空港が所在する官署の1年間の臨時開庁承認件数、②直近（平成15年10月から12月）の時間帯（平日夜間、土曜日、日曜日及び休日）別の臨時開庁承認件数と近い将来の通関需要の見込みを踏まえ、全国展開することとされた。

この構造改革特別区域推進本部の決定した基準の下、臨時開庁承認件数等の執務時間外における通関需要の見極め調査（平成17年10月～平成18年3月）を行い、平成18年7月1日に執務時間外の通関体制を一部見直した。更に平成20年4月1日には、前述の通り、臨時開庁に係る手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間に拡大することとした。

また、NACCSを使用して行われる輸出入申告のうち、簡易審査扱い（区分1）とされるものについては、税関職員による書類審査又は検査が不要であることから、開庁時間外においても開庁時間外執務の要請に係る届出をNACCSにより受理するとともに輸出入の許可通知を行うこととした。この場合において、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）とされるものについては、審査区分の通知は開庁時間外に行うものの、審査又は検査については翌開庁日の開庁時間内に行われることとなる。（平成26年10月1日より実施）

(7) 輸入通関手続の改善に伴う効果

輸入通関手続の一層の迅速化を図るために必要

な改善措置を講じていくうえでの参考とするために、輸入通関手続の所要時間調査を実施しており、これまで平成3年以降、概ね3年ごとに計12回実施している。

第12回の調査（平成30年3月）では、通関所要時間（税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間）は、海上貨物では2.1時間と前回より短縮し、航空貨物では0.3時間と前回並みの結果となっている。また、AEO制度を利用して輸入申告された貨物の場合では、通関所要時間は海上貨物では0.1時間、航空貨物で0.0時間と、前回調査並みの所要時間となっている。

平成29年10月より実施した、輸出入申告官署の自由化を利用して輸入申告した貨物の通関所要時間は、海上貨物で1.9時間、航空貨物で0.2時間となっている。

なお、船舶・航空機が入港してから輸入許可されるまでの総所要時間の平均は、海上貨物では61.9時間、航空貨物では12.3時間となっている。

(8) ロシア等に対する輸出入禁止の措置

① 概要

我が国は、2022年2月下旬に開始されたロシアによるウクライナに対する侵略行為を受け、ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえ、問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法によりロシア等への輸出入禁止の措置を講じている。当該措置は、ロシア、当該侵略行動を支援したベラルーシ、ロシアが一方的に「独立」を承認するなどしたウクライナ東部のドネツク州及びルハンスク州の一部領域である「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）に対する制裁措置の一貫として実施されているものである。

② 外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止の措置

ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出禁止措置や、ロシアに対する奢侈品、半導体、量子コンピューター、貨物自動車等の輸出禁止措置、アルコール飲料、木材、機械類・電気機械及び貴金属の輸入禁止措置を2月下旬より順次実施。

③ 税関における対応

税関では、輸出又は輸入される貨物に対する厳正な審査及び検査を実施し、関税法第70条の規定に基づき、経済産業大臣を始めとする関係省庁とも連携しつつ、外国為替及び外国貿易法によるロ

シア等への輸出入禁止の措置の対象となる貨物に該当するか否かについての確認を行うなど、当該措置の実効性の確保に努めている。

(9) 知的財産侵害物品の水際規制

① 概要

関税法第69条の11第1項第9号又は第10号の規定により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品（以下「知的財産侵害物品」という。）は、麻薬、覚醒剤、拳銃、偽造貨幣等と並んで輸入してはならない貨物とされている。また、回路配置利用権侵害物品を除く知的財産侵害物品は、同法第69条の2第1項第3号又は第4号の規定により、輸出してはならない貨物とされている。さらに、輸出してはならない知的財産侵害物品と同様の貨物は、同法第30条第2項及び第65条の3の規定により、保税地域に置くことや保税運送が禁止され、我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象となっている。

近年、知的財産侵害物品の税関による水際取締りに対する内外の期待は非常に高まっており、より効果的な取締りが実施できるよう制度改正を重ねているところである。

② 経緯

我が国は、内閣に設置された知的財産戦略本部を中心に、政府一体となって知的財産の創造・保護・活用を進めている。税関を所掌する財務省においても、知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度改正を行うなど、知的財産保護の強化に積極的に取り組んでいる。

近年の知的財産侵害物品の水際取締りに関する動きを見ると次のとおりである。

平成14年2月、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっているとの認識の下で、内閣総理大臣、関係国務大臣及び有識者により構成される知的財産戦略会議の開催が決定され、同年7月の第5回知的財産戦略会議において、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」が決定された。平成15年度の関税改正においては、この知的財産戦略大綱を踏まえ、特許権侵害物品等の輸入差止申立ての対象への追加等を内容とする関税定率法等の改正が行われた。

平成15年3月には知的財産基本法が施行される

とともに、同法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、同年7月には同本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（知的財産推進計画）が決定された（以降、知的財産推進計画は毎年改訂版が決定されている）。その後も、この知的財産推進計画を踏まえ、平成16年度関税改正においては、認定手続開始時に権利者及び輸入者双方に対してそれぞれの名称・住所を通知すること等を内容とする関税定率法等の改正が行われ、平成17年度関税改正においては、形態模倣品等の不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加等のための関税定率法等の改正が行われた。

平成18年度関税改正においては、税関が必要に応じ外部の有識者に意見を聴く仕組みの導入及び知的財産を侵害する物品の輸出取締り導入のための関税法等の改正が行われ、平成19年度関税改正においては、認定手続の簡素化措置が導入された。平成20年度関税改正においては、我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象とされた。平成22年度関税改正においては、水際取締り強化のための罰則水準の見直しが行われた。平成23年度関税改正においては、技術的制限手段無効化装置が、平成28年度関税改正においては、営業秘密侵害品が、輸出入してはならない貨物に追加された。

令和3年度改正においては、商標法及び意匠法の改正により海外の事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化されたことを受けて、改正商標法及び意匠法の施行と同時に、当該侵害行為に係る物品に対して税関による水際取締りを実施できるよう、当該侵害行為に係る物品を関税法の「輸入してはならない貨物」に追加する等の措置がなされた。これら改正法が施行されることにより、いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品であっても、海外の仕出人に事業性が認められれば、商標権等を侵害する物品として、税関で差し止めることが可能となる。

③ 水際取締りの現状

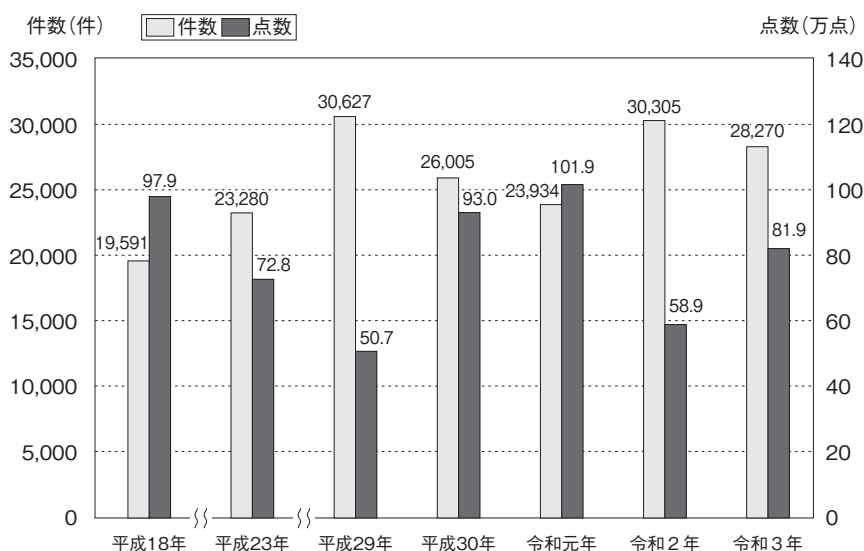
イ（総論）輸入差止件数が2年連続で2万8千件超え（図1）

令和3年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は28,270件（前年比6.7%減）で、2年連続で2万8千件超えであった。輸入差止点数は819,411点（前年比39.1%増）であった。税関においては、1日平均で77件、2,244点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。

ロ（仕出国・地域別）中国来の輸入差止件数が引き続き最多（図2）

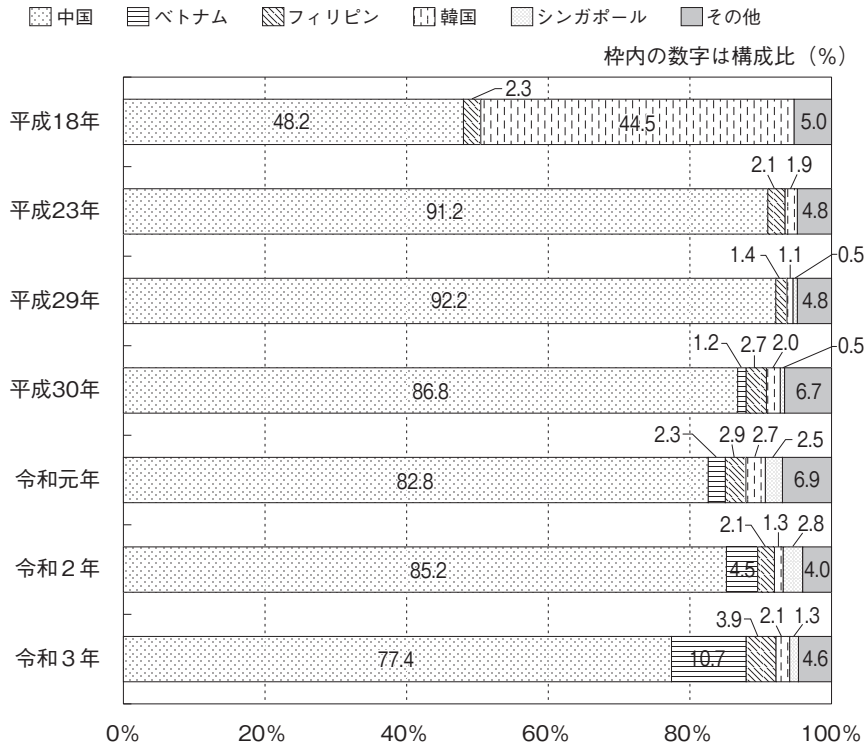
仕出国（地域）別の輸入差止件数は、中国を

図1 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上している。

図2 仕出国（地域）別輸入差止件数（構成比）の推移



（注1）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

（注2）ベトナム及びシンガポールを仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めます。

仕出しとするものが21,885件（構成比77.4％、前年比15.3％減）で、引き続き高水準で推移している。次いでベトナムが3,033件（同10.7％、同120.7％増）、フィリピンが1,112件（同3.9％、同75.1％増）、韓国が589件（同2.1％、同45.1％増）であった。輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが615,539点（構成比75.1％、前年比50.0％増）であり、次いでベトナムが91,303点（同11.1％、同219.0％増）、香港が38,554点（同4.7％、同33.7％減）、フィリピンが29,116点（同3.6％、同79.6％増）であった。件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっているほか、ベトナムを仕出しとするものが増加し、件数・点数ともに構成比が10%を超えている。

ハ（知的財産別）商標権侵害物品の輸入差止件数が引き続き高水準（図3）

知的財産別の輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が27,424件（構成比96.0％、前年比7.0％減）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が674件（同2.4％、同17.0％増）

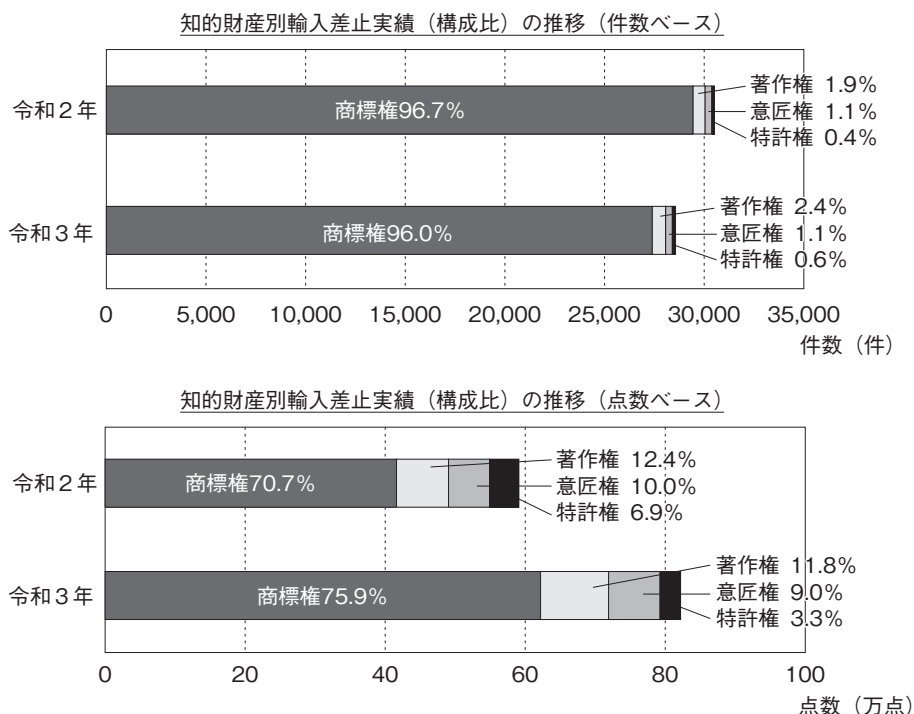
であった。輸入差止点数についても、商標権侵害物品が621,684点（構成比75.9％、前年比49.2％増）で、全体の大半を占めており、次いで著作権侵害物品が96,345点（同11.8％、同31.6％増）であった。

ニ（品目別）健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見（図4）

品目別の輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,570件（構成比28.8％、前年比3.6％減）と最も多く、次いで衣類が9,088件（同27.4％、同0.9％減）、靴類が3,934件（同11.9％、同100.5％増）、時計類が1,672件（同5.0％、同58.8％減）であった。輸入差止点数は、衣類が108,684点（構成比13.3％、前年比60.8％増）と最も多く、次いでイヤホンなどの電気製品が104,848点（同12.8％、同62.0％増）、バッグ類が44,984点（同5.5％、同7.1％増）、コンピュータ製品が44,110点（同5.4％、同2.8％増）であった。

使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、電気製品、医薬品、自動車付属品などの知的財産侵害物品の輸入差止めが、継続し

図3 知的財産別輸入差止実績



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

ている。

④ 水際取締り手続の概要

イ 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供

輸入差止申立ては、権利者が税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとするときは、認定手続を執るよう申し立てるものであり、申立人は侵害の事実を疎明するに足りる証拠を提出する必要がある。この輸入差止申立ての対象となっているのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品である。なお、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立てに際しては、経済産業大臣の意見書（営業秘密侵害品以外の場合）又は認定書（営業秘密侵害品の場合）の交付を受け、提出することも必要である。また、回路配置利用権は輸入差止情報提供の対象であり、その具体的な手続は輸入差止申立てに準ずるものである。

ロ 認定手続

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品の疑いがある貨物（侵害疑義物品）を発見した場合には、輸入者及び権利者に対して認定手続を開始する旨を通知するとともに、

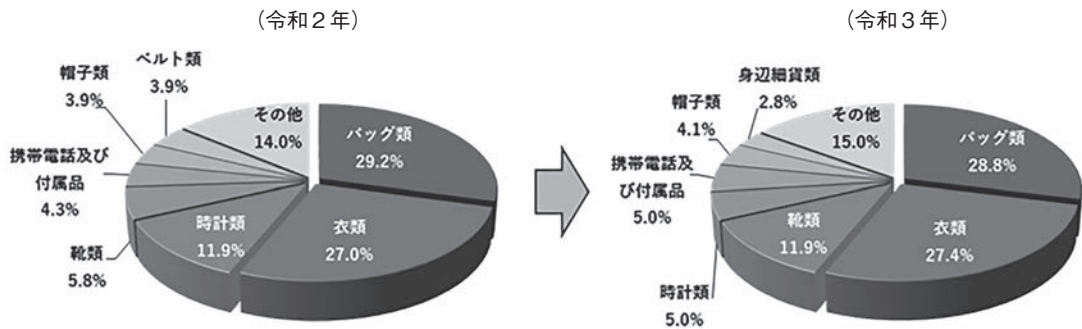
これに併せて、輸入者及び権利者双方にそれぞれの氏名又は名称及び住所を通知する。また、仕出人の氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。さらに、輸入申告書等税関に提出された書類又は当該侵害疑義物品における表示から、当該侵害疑義物品の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合は、当該情報も権利者に通知する。

税関長は、輸入者及び権利者に対し、上記認定手続が執られた貨物（疑義貨物）に係る侵害の該否についての証拠の提出や意見の陳述を求め、これらの証拠等に基づき、認定手続の開始から1ヶ月以内を目途に侵害の該否を認定することとしている。認定手続の結果、当該疑義貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定した場合には、税関長は輸入者及び権利者に対し、その旨及びその理由を通知する。税関長が侵害の認定を行った場合、輸入者は、廃棄等の自発的処理を行うことができる。自発的処理が行われない場合には、税関長は、当該侵害物品を没収して廃棄することとなる。

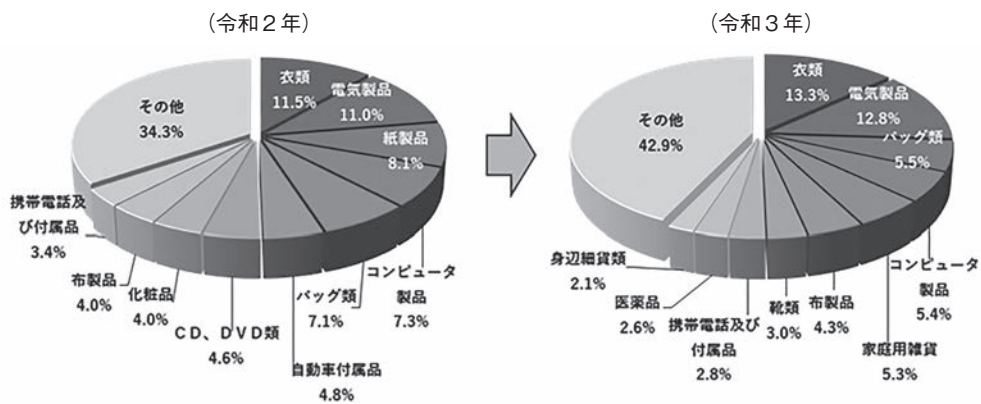
疑義貨物について輸入者又は申立人が点検をする場合には、税関職員の立会いのもとと実施することとしている。外観等の点検だけでは侵害の有無を確認することが困難な場合には、申立人は疑義

図4 品目別輸入差止実績

品目別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）



品目別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

貨物の見本の検査（分解検査を含む。）を申請することができる。また、税関長は、疑義貨物が侵害物品に該当しないと認めた場合に見本に生じ得る損害の賠償を担保するため、申立人に相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

ハ 認定手続の簡素化措置

当初の制度においては、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、権利者及び輸入者に証拠・意見を求めた上、税関が侵害の該否を認定することとしていた。しかしながら、この認定手続の実態を見ると、輸入者からは証拠・意見が出されない場合が多い一方、権利者に対しては疑義貨物が少量であってもそれを点検の上、証拠の提出や意見の陳述を求めており、人的・経済的負担が生じていた。このような状況を背景に、輸入差止申立てが受理された商標権等を侵害するおそれのある物品について、一定期間内に輸入者が何ら意思を示さない場合は、権利者からの証拠の提出や意見の陳述を不要とし、速やかに没収・廃棄がで

きる認定手続の簡素化措置を導入するため関税法施行令を改正し、平成19年6月1日から施行している。

ニ 特許庁長官への意見照会制度

特許権、実用新案権若しくは意匠権の権利者又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が当該権利者の権利の技術的な範囲等に抵触するか否かについて、税関長が特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。特許庁長官は、税関長から意見を求められたとき、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが特許庁長官に対し、意見を求めることも可能である。

ホ 農林水産大臣への意見照会制度

育成者権に関し認定手続が執られた場合において、その侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は農林水産大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。農林水産大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければ

ならない。

ヘ 経済産業大臣への意見照会制度

(i) 営業秘密侵害品

不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが経済産業大臣に対し、意見を求めることも可能である。

(ii) 営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品（形態模倣品、技術的制限手段無効化装置等）

侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は経済産業大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ト 専門委員への意見照会制度

(i) 輸入差止申立てにおける専門委員への意見照会

税関長は、輸入差止申立てがあった場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて意見を求めることができる。ただし、不正競争防止法違反物品については、申立ての対象となる表示等が周知であること等について経済産業大臣の意見書又は認定書が提出されることから、この意見書又は認定書に記載される事項については、重複して専門委員の意見を聴くことはできないこととされている。

(ii) 認定手続における専門委員への意見照会

税関長は、疑義貨物について、その侵害の該否を認定するため必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることがで

きる。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権に係る疑義貨物についての技術的範囲等については特許庁長官への意見照会が可能であり、また、育成者権又は不正競争防止法に係る疑義貨物については、侵害の該否に関し、それぞれ農林水産大臣又は経済産業大臣への意見照会が可能であり、重複して専門委員の意見を聴くことはできない。

チ 通関解放制度

特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）の輸入差止申立てに係る疑義貨物について、一定の期間が経過しても税関長が侵害の該否の認定を行わないときは、輸入者は、税関長に対し、認定手続の取りやめを求めることができる。この場合、税関長は、当該疑義貨物が輸入されることにより権利者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、輸入者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭の供託を命ずることとなる。供託を命ずる額は、ライセンス料又は輸入者が当該疑義貨物の販売により得ると考えられる利益額となる。

3. 通関関連業務の電算化・電子化について

(1) はじめに

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進み、貨物の輸出入に係る取引形態が複雑化した現代においては、通関業務の電算化・電子化といった行政運営の効率化や利便性の高い電子行政サービスが求められている。

一方、安全・安心な社会を実現するため、水際における薬物、銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品やテロ関連物品の取締り強化とともに、適正な関税等の徴収が求められている。

このような状況の中、税関においては、NACCSにより輸出入申告等を処理するとともに、CISを活用し、適正かつ迅速な通関を実現し、物流の円滑化等に貢献している。

(2) NACCS

NACCSは、税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用システムであり、年間365日24時間稼働している。また、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社がNACCSの運営・管理を行っている。現在、NACCSには、

税関その他の関係行政機関の他、航空会社、船会社、船舶代理店、航空貨物代理店、混載業者、NVOCC（注）、保税蔵置業者（CY）、海貨業者、通関業者、機用品業者、損害保険会社及び輸出入者が参加し、輸出入申告の約99%を電子的に処理している。

平成29年10月から第6次NACCSが稼働中であるが、令和7年10月に第7次NACCS更改が予定されており、「安定性・信頼性の高いシステム」、「効率性・経済性の高いシステム」、「機能の更なる充実」及び「最新技術の応用・周辺貿易情報基盤との連携可能性」を開発コンセプトとして、更改作業を進めているところである。

(3) システムの最適化

NACCSは、「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日財務省行政情報化推進委員会決定）に基づき、我が国の国際物流の一層の効率化、円滑化及び利用者の利便性の向上、コストの削減を図るため、平成20年10月のSea-NACCSの更改並びに平成22年2月のAir-NACCSの更改及びSea-NACCSとの統合により、港湾・空港における国際物流の基幹システムとしての機能の充実・強化が図られてきた。

平成29年に行われた第6次NACCS更改においては、民間事業者と税関との間で、紙ベースにより行われていた関税割当制度適用輸入申告における残数量管理業務や包括保険申請手続業務などをNACCSで行えるようシステム化を行い、民間事業者のより一層の利便性の向上を図った。

(4) シングルウィンドウの推進

輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化とは、輸出入・港湾関連手続を所管する関係省庁において、行政手続の電子化（システム化）を行うとともに、各システム間の連携を図ることにより、「利用者が一回の入力・送信で関係する全ての行政機関に対して必要な手続を行えるようにす

る。」ものである。

シングルウィンドウ化は、平成13年8月28日、塩川財務大臣（当時）による「塩川イニシアティブ」で掲げられた「国際物流改革プラン」の一つとして、「我が国の国際物流全体において、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を始めとする高度なIT化を図る」との提言がなされたことにより、検討が進められたもので、平成15年7月23日に輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現した。

平成20年10月に申請画面及び入力方法の統一や、相談などの各種窓口の一本化を図った新たなシングルウィンドウを稼働させ、平成22年2月には、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現した。

(5) NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」（平成20年8月1日改訂版）において、「NACCSについては、関係省庁システムの統合を検討する」とされたことを踏まえ、平成20年10月に、NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合を行い、平成22年2月に、貿易管理手続を処理する経済産業省所管の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）との統合を行い、平成25年10月には、厚生労働省のFAINS、農林水産省のANIPAS及びPQ-NETWORKとの統合を実現している。

また、平成26年11月には、医薬品等の輸入手続（輸入報告（薬監証明）、輸出用製造・輸入届出等）機能をNACCSに追加した。

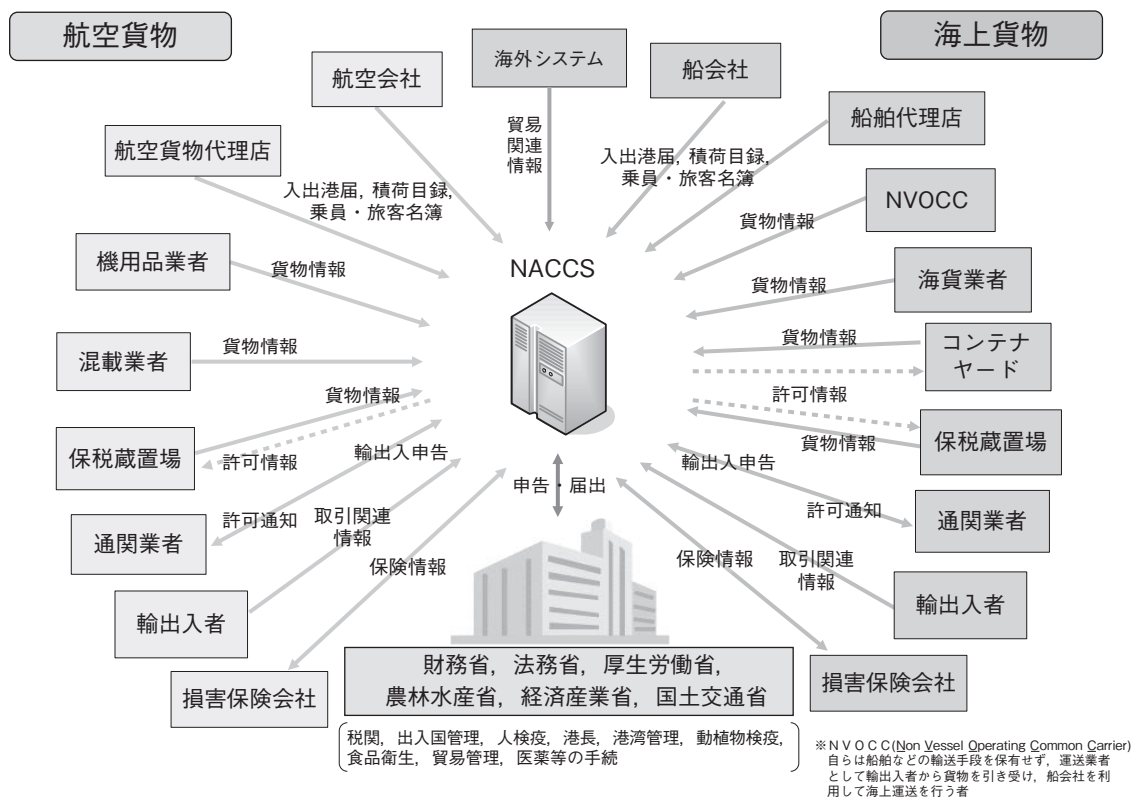
(6) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への対応

貿易関連手続の電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から、平成25年10月より、これまで書面により提出を求めていた通関関係書類について、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

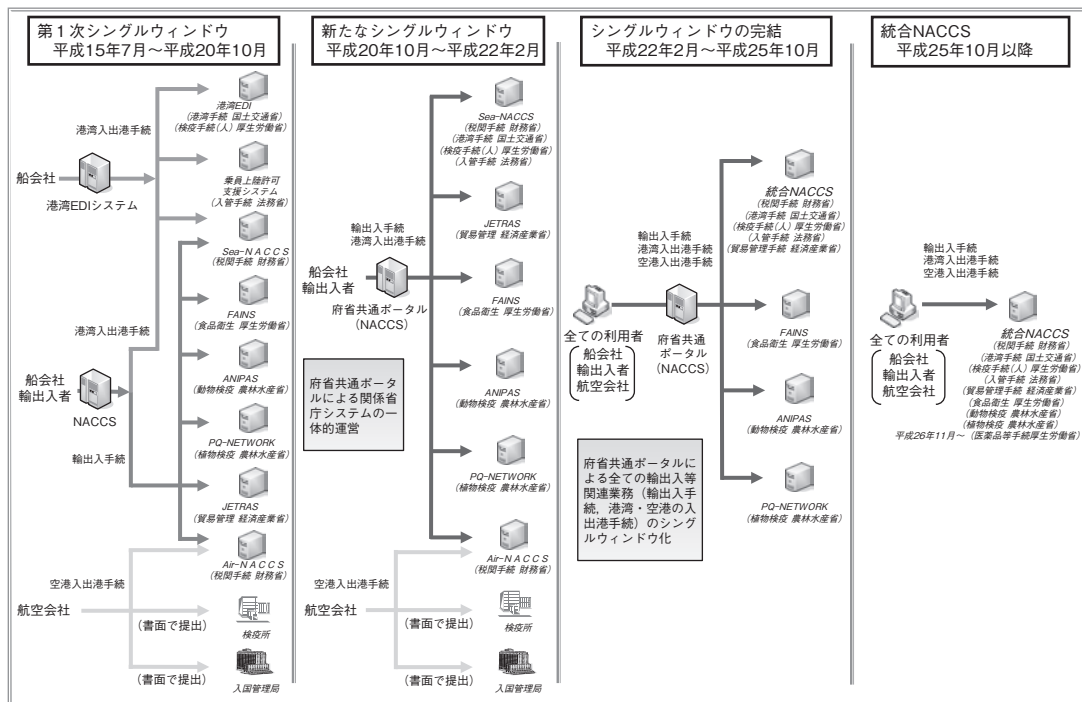
（注）NVOCC（Non Vessel Operating Common Carrier）

自らは船舶などの輸送手段を保有せず、運送業者として輸出入者から貨物を引き受け、船会社を利用して海上運送を行う者。

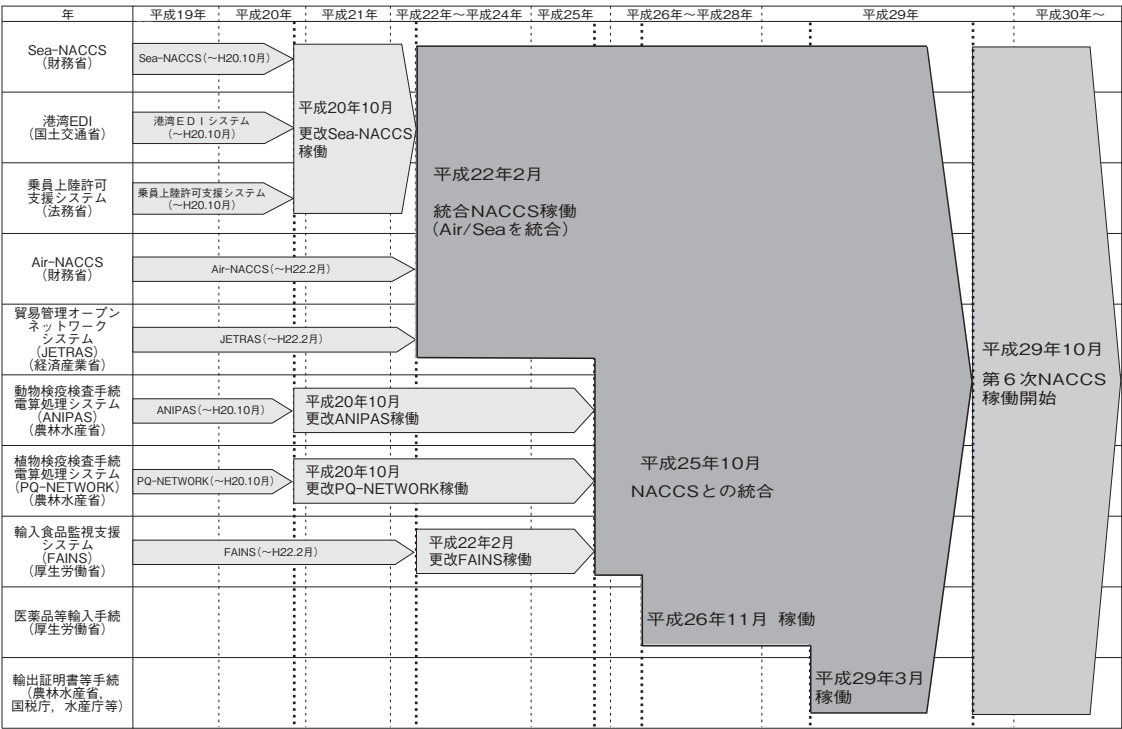
(図1) NACCSによる業務処理イメージ



(図2) シングルウィンドウの推進



(図3) 関連府省システムのNACCSへの統合



第4. 密輸動向及び事後調査事務の概要

1. 情報の収集・分析・活用の強化

全国9税関においては、情報管理室（官）が各々設置され、情報の一元化及び機能強化を図っている。

全国的には、情報センター（税関情報監理官、総括情報管理官、国際情報センター室及び情報分析室（注1））において、全国9税関が収集した情報を管理・分析し、不正薬物、銃器をはじめ、金地金、知的財産侵害物品及びテロ関連物資等の水際取締り並びに輸出入貨物等の審査・検査のための選定及び参考となる各種情報の発出を行うとともに、海外の税関当局等との間で積極的に情報交換を行っている。

（注1）平成18年7月、各税関の監視部、業務部にあった情報関係部門を調査部に集約し、監視取締り及び通関審査を支援する情報の分析・管理機能やシステム管理機能等を一元化するため税関情報監理官が設置され、平成20年7月には、情報分析機能の強化を目的として、国際情報センター室、総括密輸情報調査官、総括貨物情報管理官を統合し、総括情報管理官が設置された。また、平成29年7月には、情報分析室が設置され、併せて、センター機能の整理が行われた。これらにより、監視・業務・調査等の関係部署間の連携が一層促進されている。

関税局においては、情報センターが海外の税関当局等と、より一層円滑に情報交換を行うため、諸外国・地域との間で税関相互支援協定等を締結する取組みを積極的に進めており、これまでに39ヶ国・地域との間で政府間協定、税関当局間取決め等の締結に至っている（「Ⅱ第3.2(3)税関相互支援協定等の現状」参照）。また、WCO（世界税関機構）及びRILO AP（アジア・大洋州地域情報連絡事務所（注2））の活動へ積極的に参加し、情報収集の拠点となる国・地域に職員を派遣する等、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めている。

（注2）RILO AP（Regional Intelligence Liaison Office Asia Pacific：アジア・大洋州地域情報連絡事務所）とは、同地域における税関当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑

化するために設置されたWCOの地域情報連絡事務所。なお、2024年1月から東京に事務所を設置予定。

2. 政府全体としての不正薬物・銃器対策への取組

覚醒剤等の不正薬物及び銃器の取締りに関しては、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、不正薬物・銃器に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、犯罪対策閣僚会議の下において、厚生労働大臣及び国家公安委員長をそれぞれ議長とし、関係閣僚を構成員とする「薬物乱用対策推進会議」及び「銃器対策推進会議」を随時開催し、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

このうち、薬物乱用対策については、引き続き政府を挙げた総合的な対策の推進により、薬物乱用の根絶を図るため、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が決定され、次の戦略決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

また、銃器対策については、これまでは単年度で「銃器対策推進計画」を決定し、銃器摘発体制の強化と取締機関の連携の緊密化等の各種施策を推進していたが、中長期的視点で目標を設定し、施策の進捗状況を確認しながら取り組むことが適当であること等を踏まえ、令和元年7月の銃器対策推進会議において「銃器対策推進5か年計画」を決定し、上記の薬物乱用対策同様に、次の計画決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

3. 不正薬物の密輸動向

(1) 不正薬物全体の密輸動向

令和3年における不正薬物^{※1}全体の摘発件数は833件（前年比12%増）、押収量^{※2,3}は約1,138kg（同41%減）となり、押収量は減少したものの、6年連続で1トンを超え、依然深刻な状況となっている。

※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

※2 錠剤型薬物を除く。

※3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

表1 社会悪物品の摘発実績（過去5年間）

年		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	
種類								
覚醒剤	件	151	169	425	72	95	132%	
	kg	1,159	1,159	2,587	811	912	112%	
大麻	件	171	218	242	204	199	98%	
	kg	131	156	82	126	153	122%	
大麻草	件	115	128	110	86	94	109%	
	kg	117	143	61	49	22	44%	
大麻樹脂等	件	56	90	132	118	105	89%	
	kg	13	13	21	76	132	172%	
あへん	件	－	－	－	－	1	全増	
	kg	－	－	－	－	4	全増	
麻薬	件	170	225	209	167	230	138%	
	kg	82	161	656	822	51	6%	
	千錠	2	32	61	90	130	145%	
ヘロイン	件	6	8	5	2	－	全減	
	kg	70	1	17	0	－	全減	
コカイン	件	24	58	52	27	34	126%	
	kg	10	153	638	820	14	2%	
MDMA等	件	48	59	67	74	81	109%	
	kg	0	5	0	2	27	16.2倍	
	千錠	2	32	61	90	127	142%	
その他麻薬	件	92	100	85	64	115	180%	
	kg	1	2	0	1	11	12.4倍	
	千錠	0	1	0	0	3	20.5倍	
向精神薬	件	17	38	6	2	6	300%	
	kg	0	0	－	－	0	全増	
	千錠	4	26	0	1	1	131%	
指定薬物	件	275	221	165	300	302	101%	
	kg	8	17	14	169	17	10%	
合計	件	784	871	1,047	745	833	112%	
	kg	1,380	1,493	3,339	1,928	1,138	59%	
	千錠	6	58	61	91	132	144%	
(参考) 使用回数		万回	4,638	4,427	10,957	5,530	3,237	59%
銃砲	件	7	8	－	3	1	33%	
	丁	19	10	－	3	1	33%	
うち拳銃	件	6	7	－	3	1	33%	
	丁	18	9	－	3	1	33%	
拳銃部品	件	3	1	－	－	1	全増	
	点	4	1	－	－	1	全増	

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
7. (参考) 使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
9. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。
10. 令和3年の数値は速報値である。

摘発件数を密輸形態別にみると、航空貨物^{※4}による密輸は108件（同14%増）、海上貨物^{※4}による密輸は15件（同15%増）、国際郵便物による密輸は686件（同21%増）と増加がみられる。一方で、航空機旅客^{※5}を利用した密輸は24件（同66%減）と減少し、船員等^{※6}による密輸は前年に引き続き0件であった。

航空機旅客による摘発が僅少である要因として

は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国規制の影響が考えられる。

※4 航空貨物、海上貨物には、別送品を含む。

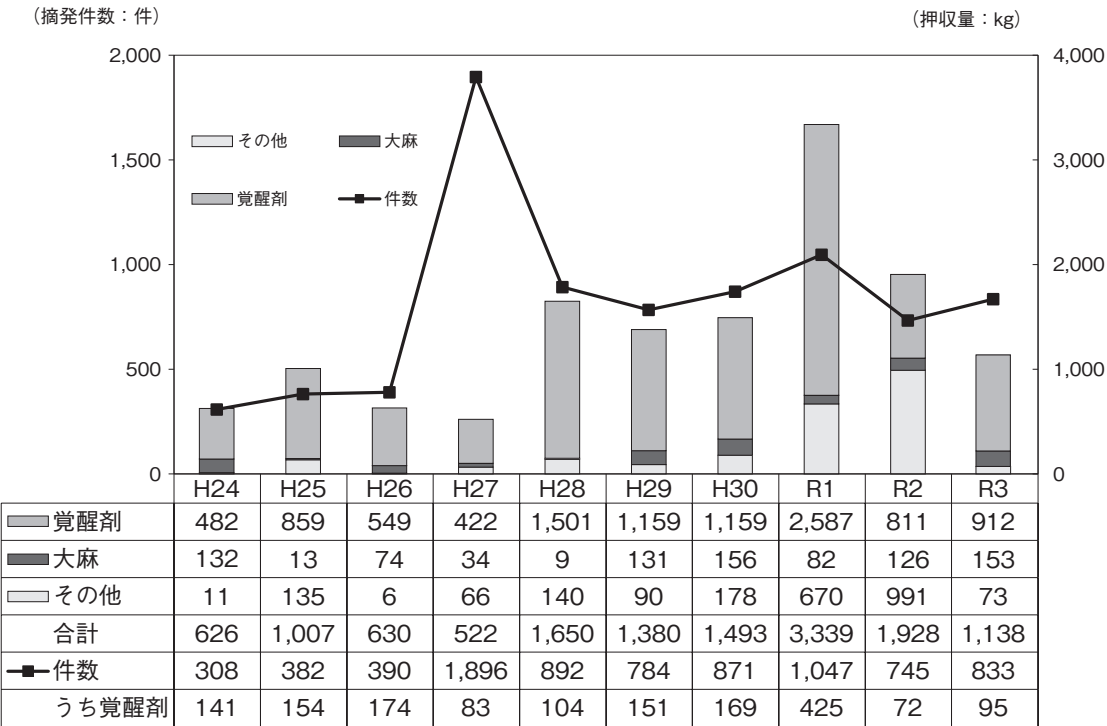
※5 航空機旅客には、航空機乗組員を含む。

※6 船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。

(2) 覚醒剤の密輸動向

覚醒剤の摘発件数は、95件（前年比32%増）、押収量は約912kg（同12%増）となった。これは

表2 不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和3年の数値は速報値。

表3 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸		214	243	389	70	24	34%	3%
国際郵便物を利用した密輸		526	557	520	567	686	121%	82%
商業貨物を利用した密輸		36	58	127	108	123	114%	15%
	航空貨物	32	46	121	95	108	114%	13%
	海上貨物	4	12	6	13	15	115%	2%
船員等による密輸		8	13	11	－	－	－	－
合計		784	871	1,047	745	833	112%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

薬物乱用者の通常使用量で約3,040万回分、末端価格にして約547億円に相当するものであり、深刻な状況となっている。押収量は、平成28年から令和元年まで4年連続で1トンを超え、令和2年及び令和3年においても1トンに迫る水準で推移している。平成27年以前は概ね400kgから500kgで推移しており、それらと比較しても、極めて深刻な状況が続いている。

密輸形態別にみると、航空貨物、海上貨物及び国際郵便物の摘発件数及び押収量は、前年並み又は前年より増加し、航空貨物の摘発件数は2.5倍

となった。一方で、航空機旅客の摘発件数、押収量は減少し、船員等では摘発はなかった。

密輸仕出地別にみると、摘発件数は、アジア31.6%、欧州25.3%と2地域で過半数を占めた。また、押収量では、アジア58.2%、中南米21.0%と2地域で約8割を占めた。

主な摘発事例としては、香港から到着した海上貨物（レーザー加工機）に隠匿された覚醒剤約297kgを摘発した事例やトルコから到着した航空貨物（トランスミッションのパーツ）に隠匿された覚醒剤約6.1kgを摘発した事例が挙げられる。

表 4 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件，下段：kg)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸		99	91	229	23	5	22%	5%
		190	160	427	54	35	65%	4%
国際郵便物を利用した密輸		38	52	85	23	33	143%	35%
		96	50	188	14	52	360%	6%
商業貨物を利用した密輸		11	23	109	26	57	219%	60%
		398	948	367	743	825	111%	91%
	航空貨物	10	13	107	20	50	250%	53%
		48	22	325	103	199	193%	22%
	海上貨物	1	10	2	6	7	117%	7%
		351	926	43	639	626	98%	69%
船員等による密輸		3	3	2	—	—	—	—
		475	0	1,605	—	—	—	—
合 計		151	169	425	72	95	132%	100%
		1,159	1,159	2,587	811	912	112%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

(3) 大麻の密輸動向

大麻（大麻草・大麻樹脂等^{※7}）の摘発件数は199件（前年比2%減）と減少した一方、押収量は約153kg（同22%増）と増加した。

※7 大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。

大麻のうち、大麻草の押収量は約22kg（同56%減）と減少したが、一方で、大麻リキッド等の大麻製品を含む大麻樹脂等の押収量は約132kg（同72%増）と増加した。

(4) 麻薬の密輸動向

麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）の摘発件数は230件（前年比38%増）と増加した。押収量は錠剤型が約13万錠（同45%増）と増加し、その他の形状は約51kg（同94%減）と減少した。

MDMAの摘発件数は81件（同9%増）、押収量は錠剤型が約12万7千錠（同42%増）、その他の形状が約27kg（同約16.2倍）といずれも増加した。コカインの摘発件数は34件（同26%増）と増加し、押収量は約14kg（同98%減）と減少^{※8}した。

※8 令和2年は、コカインで過去最高の押収量となる約722kgの大口密輸事件の摘発があった。

4. 金地金の密輸動向

令和3年における金地金^{※9}密輸入事件の摘発件数は5件（前年比90%減）、押収量は約27kg（同82%減）と共に減少した。

※9 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

5. 知的財産侵害物品等

不正薬物以外の関税法違反事件のうち、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、不正輸出等の主な事例は次のとおりである。

(1) 知的財産侵害物品

令和3年11月、函館税関は、中国から航空貨物により商標権を侵害するケーブル1,000点を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発した。

(2) ワシントン条約該当物品

令和3年3月、東京税関は、ハイチから国際郵便物によりタイマイ（ウミガメの一種）の甲羅約6.9kgを密輸入しようとした日本人2名を関税法違反で告発した。

(3) 不正輸出

令和3年7月、東京税関は、中国に向けて航空機により超大型サーボ^{※10}150個を不正に輸出しようとした法人及び日本人1名を関税法違反で告発した。

※10 受信した電気信号を機械的な動きに変換するための装置で、ラジコン自動車等に使用される。

(4) その他

令和3年9月、横浜税関は、アメリカから国際郵便物により拳銃部品1点を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発した。

6. 輸入事後調査事務の概要

昭和41年に関税について申告納税方式が採用されたことに伴い、既に同方式を採用していた他の

表5 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	構成比	合計
アジア		75	85	204	29	30	32%	423
		925	1,031	283	153	531	58%	2,922
	マレーシア	14	22	69	4	11	12%	120
		21	63	107	14	65	7%	271
	タイ	21	18	87	7	7	7%	140
		27	174	87	120	13	1%	422
	ベトナム	2	4	4	8	4	4%	22
		0	3	4	3	4	0%	15
	中国（香港・マカオを含む）	20	11	4	4	3	3%	42
		853	404	3	11	445	49%	1,716
	中国	10	6	1	1	1	1%	19
		835	157	0	2	15	2%	1,008
	香港	10	5	2	3	2	2%	22
		19	247	1	9	430	47%	706
	マカオ	—	—	1	—	—	—	1
		—	—	2	—	—	—	2
	フィリピン	—	1	10	—	2	2%	13
		—	2	16	—	0	0%	17
	ラオス	—	3	9	1	1	1%	14
		—	3	36	2	3	0%	44
中東	パキスタン	1	—	—	—	1	1%	2
		0	—	—	—	—	—	0
	韓国	—	4	4	—	1	1%	9
		—	8	5	—	—	—	13
	台湾	11	9	6	4	—	—	30
		7	345	0	1	—	—	353
	カンボジア	2	7	4	—	—	—	13
		5	21	10	—	—	—	35
		7	4	24	7	6	6%	48
	トルコ	12	4	109	28	54	6%	206
アフリカ		6	2	11	2	3	3%	24
	アラブ首長国連邦	11	3	15	6	6	1%	41
		1	1	9	2	2	2%	15
	イラン	0	1	23	16	45	5%	85
		—	—	4	2	1	1%	7
		—	—	70	4	3	0%	77
		16	7	19	5	8	8%	55
	南アフリカ	72	54	70	259	28	3%	483
		3	2	7	4	6	6%	22
	ガーナ	22	4	14	258	12	1%	311
欧州		3	—	—	—	1	1%	4
	ナイジェリア	7	—	—	—	10	1%	17
		—	1	9	—	1	1%	11
		—	15	47	—	6	1%	68
		22	28	43	10	24	25%	127
	イギリス	26	18	47	14	27	3%	132
		1	5	14	3	9	9%	32
	オランダ	2	11	9	8	13	1%	42
		9	10	3	2	5	5%	29
	フランス	3	0	0	0	0	0%	3
北米		—	—	3	—	4	4%	7
	ドイツ	—	—	4	—	2	0%	6
		7	7	7	1	2	2%	24
	ベルギー	9	4	12	0	10	1%	35
		—	5	1	1	2	2%	9
	ウクライナ	—	0	2	6	1	0%	9
		—	—	—	—	1	1%	1
	アイルランド	—	—	—	—	0	0%	0
		—	—	—	—	1	1%	1
		19	34	111	12	19	20%	195
中南米		111	43	336	245	81	9%	815
	米国	12	26	61	9	14	15%	122
		96	37	126	1	75	8%	336
	カナダ	7	8	50	3	5	5%	73
		15	5	209	244	6	1%	480
オセアニア		6	9	22	9	8	8%	54
	メキシコ	14	9	138	111	192	21%	464
		6	9	22	9	8	8%	54
不明		14	9	138	111	192	21%	464
		1	—	—	—	—	—	1
合計		0	—	—	—	—	—	0
		5	2	2	—	—	—	9
合計		0	0	1,605	—	—	—	1,605
		151	169	425	72	95	100%	912
合計		1,159	1,159	2,587	811	912	100%	6,627

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

表6 金地金の摘発実績（過去10年間）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
摘発件数（件）	18	12	119	465	811	1,347	1,086	61	51	5
押収量（kg）	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	27

（注）令和3年の数値は速報値

国税と同様に、関税についても申告内容を事後に調査する必要が生じ、昭和43年に全国税関で約80名の体制により輸入事後調査がスタートした。

その後、輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大するとともに、物流の迅速化が進む状況において、輸入通関の迅速化が強く要請される中、適正通関を確保する上で、輸入事後調査の役割は一層重要となってきている。

（1）調査の目的

輸入事後調査は、輸入された貨物に係る納税申告が、関税法等の関係諸法令の規定に従って正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告についてはこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的としている。

また、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税などの加算税制度を厳正に運用することにより、申告漏れを行った納税者と適正な申告を行った多くの納税者の間での課税の公正を図るとともに、より適正な納税申告を行う環境の整備に努めている。

（2）調査の権限

輸入者等に対する調査は、関税法第105条第1項第6号に規定する質問検査権に基づくもので、輸入された貨物について輸入者その他の関係者に対する質問、輸入貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨が規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものではない。

（3）調査の方法

輸入事後調査は、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入取引に係る契約書、仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳簿書類等を調査することにより行われており、課税価格の適否の確認のほか、特惠税率適用の可否及び品目分類の適否並びに輸入品に係る消費税についての調査も併せて行っている。

また、調査の結果、納税申告に誤りがあることが判明した場合には、関税法第7条の16の規定に基づき、課税標準及び税額を更正する等により適

正な課税の実現を図っている。

（4）令和2事務年度（令和2年7月～令和3年6月）の調査実績と非違の傾向

令和2事務年度において、全国の税関が調査した結果は表9のとおりであり、申告漏れに係る課税価格は約631億円で、追徴税額は約67億円となった。

また、納付不足税額の大きい上位5品目（関税分類ベース）は表10のとおりであり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約65%を占める。

なお、主な申告漏れ等の内容は、輸出者又は輸入者が作成した低価インボイスによる輸入申告、輸入者が提供した部材の金型費用の申告漏れ、非居住者からの委託を受けて輸入される貨物の申告誤りなどとなっている。

7. 輸出事後調査事務の概要

大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的な要請となってきたこと等を踏まえ、不正輸出に対する税関による取締りを強化し、適正な輸出通関を確保する観点から、平成17年10月に全国税関で輸出事後調査がスタートした。

（1）調査の目的

輸出事後調査は、輸出された貨物に係る手続が、関税法や外国為替及び外国貿易法等の関係諸法令の規定に従って適正に行われているか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行い、輸出者における適正な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

（2）調査の権限

輸出者等に対する調査は、関税法第105条第1項第4号の2に規定する質問検査権に基づくもので、輸出された貨物について輸出者その他の関係者に対する質問、輸出貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨が規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものではない。

表 7 輸入事後調査の状況

		令和 2 事務年度		令和元事務年度
			前事務年度比	
調 査 を 行 っ た 輸 入 者 ①		715者	21.3%	3,361者
申告漏れ等のあった輸入者②		600者	22.0%	2,723者
申告漏れ等の割合②／①		83.9%	2.9ポイント増加	81.0%
申告漏れ等に係る課税価格		630億6,743万円	51.2%	1,231億2,300万円
追徴税額	納付不足税額	63億4,965万円	56.7%	112億474万円
	関 税	9億6,109万円	77.0%	12億4,838万円
	内国消費税	53億8,855万円	54.1%	99億5,635万円
	加 算 税	3億4,751万円	74.4%	4億6,682万円
	重 加 算 税	1億2,968万円	234.1%	5,540万円
	計	66億9,715万円	57.4%	116億7,156万円

表 8 納付不足税額が多い上位 5 品目

順位	令和 2 事務年度			令和元事務年度		
	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	90類	光 学 機 器 等	17億2,974万円	85類	電 気 機 器	22億6,709万円
2	85類	電 気 機 器	12億5,292万円	90類	光 学 機 器 等	19億1,913万円
3	84類	機 械 類	4億1,693万円	84類	機 械 類	14億5,347万円
4	17類	糖 類	4億696万円	24類	た ば こ	6億2,591万円
5	62類	織 物 衣 類	3億7,450万円	39類	プ ラ ス チ ッ ク	4億9,817万円

Ⅳ 最近における我が国の貿易動向（通関ベース）

1. 概況

令和3年の輸出は、鉄鋼、自動車等が増加し、83兆914億円（+21.5%）と3年ぶりの増加。数量指数は+12.2%。

輸入は、原粗油、液化天然ガス等が増加し、84兆7,607億円（+24.6%）と3年ぶりの増加。数量指数は+5.1%。

差引額は、△1兆6,694億円となり2年ぶりの赤字。

令和4年第Ⅰ四半期の輸出は、鉄鋼、鉱物性燃料等が増加し、21兆9,817億円（+14.5%）と5期連続の増加。数量指数は△0.8%。

輸入は、原粗油、石炭等が増加し、25兆2,824億円（+34.7%）と5期連続の増加。数量指数は+1.3%。

差引額は△3兆3,007億円と3期連続の赤字。

2. 主要地域別動向

(1) 米国

令和3年の輸出は、自動車の部分品、原動機等が増加し、14兆8,314億円（+17.6%）と3年ぶりの増加。輸入は医薬品、液化天然ガス等が増加し、8兆9,031億円（+19.4%）と3年ぶりの増加。

差引額は5兆9,283億円（+15.0%）となり2年ぶりの増加。

令和4年第Ⅰ四半期の輸出は、半導体等製造装置、原動機等が増加し、3兆9,191億円（+17.6%）と4期連続の増加。輸入は、医薬品、穀物類等が増加し、2兆5,910億円（+29.1%）と4期連続の増加。

差引額は、1兆3,281億円（+0.1%）となり2期ぶりの増加。

(2) EU

令和3年の輸出は、鉄鋼、建設用・鉱山用機械等が増加し、7兆6,681億円（+21.4%）と3年ぶりの増加。輸入は、医薬品、航空機類等が増加し、9兆4,218億円（+21.4%）と2年ぶりの増加。

差引額は、△1兆7,537億円（+21.2%）となり過去最大の赤字。

令和4年第Ⅰ四半期の輸出は、半導体等製造装置、鉄鋼等が増加し、2兆936億円（+14.0%）と5期連続の増加。輸入は、医薬品、木材等が増加し、2兆6,443億円（+24.5%）と5期連続の増加。

差引額は、△5,507億円となり19期連続の赤字。

(3) アジア

令和3年の輸出は、鉄鋼、半導体等製造装置等

表1 輸出入額表

（単位 億円、%）

年 別	輸 出	輸 入	差 引	対前年伸率	
				輸 出	輸 入
平成26年	730,930	859,091	△128,161	4.8	5.7
27	756,139	784,055	△27,916	3.4	△8.7
28	700,358	660,420	39,938	△7.4	△15.8
29	782,865	753,792	29,072	11.8	14.1
30	814,788	827,033	△12,246	4.1	9.7
令和元年	769,317	785,995	△16,678	△5.6	△5.0
2	683,991	680,108	3,883	△11.1	△13.5
3	830,914	847,607	△16,694	21.5	24.6
令和4年第Ⅰ四半期	219,817	252,824	△33,007	14.5	34.7

表2 貿易指数の推移

（対前年（同期）伸率%）

年・期別	輸 出			輸 入		
	金額 指数	数量 指数	価格 指数	金額 指数	数量 指数	価格 指数
令和元年	△5.6	△4.3	△1.3	△5.0	△1.1	△3.9
2年	△11.1	△11.7	0.7	△13.5	△6.4	△7.5
3年	21.5	12.2	8.3	24.6	5.1	18.6
3年	I	6.0	4.7	1.1	2.5	5.8
	II	45.0	34.5	7.9	23.9	5.2
	III	24.9	13.6	10.0	36.9	7.8
	IV	15.7	1.3	14.2	37.4	1.4
4年	I	14.5	△0.9	15.5	34.7	1.4

が増加し、48兆1,582億円（+22.8%）と3年ぶりの増加。輸入は、半導体等電子部品、通信機等が増加し、41兆789億円（+18.5%）と3年ぶりの増加。

差引額は、7兆793億円（+55.8%）となり2年連続の増加。

令和4年第I四半期の輸出は、鉄鋼、半導体等電子部品等が増加し、12兆5,115億円（+14.4%）と6期連続の増加。輸入は、半導体等電子部品、液化天然ガス等が増加し、11兆7,305億円（+22.9%）と5期連続の増加。

差引額は、7,810億円（△43.7%）となり2期連続の減少。

(4) 中国

令和3年の輸出は、半導体等製造装置、プラスチック等が増加し、17兆9,844億円（+19.2%）と2年連続の増加。輸入は、通信機、有機化合物等が増加し、20兆3,775億円（+16.4%）と3年ぶりの増加。

差引額は、△2兆3,931億円（△1.3%）となり2年連続の赤字幅縮小。

令和4年第I四半期の輸出は、音響・映像機器、半導体等電子部品等が増加し、4兆3,257億円（+7.0%）と4期連続の増加。輸入は、医薬品、有機化合物等が増加し、5兆5,473億円（+16.6%）3期連続の増加。

差引額は、△1兆2,216億円（+70.7%）と3期連続の赤字幅拡大。

3. 主要商品別動向

令和3年の輸出の13%程度を占める自動車については、数量が+4.7%、金額が+11.9%。令和4年第I四半期は、数量が△10.7%、金額が+0.3%。

令和3年の輸入の8%程度を占める原油については、数量が△1.2%、金額が+49.1%。令和4年第I四半期は、数量が+7.6%、金額が+81.7%。

注1：伸び率について、年分は対前年比、四半期分は対前年同期比。

注2：本稿文中、表及び統計部分「Ⅱ貿易統計」の数値については令和4年6月30日現在のもの。

表3 主要地域（国）別輸出入動向

(1) 米 国

(単位 億円, %)

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	151,135	6.9	80,903	10.5	70,232	2,025	3.0
30	154,702	2.4	90,149	11.4	64,553	△5,679	△8.1
令和元年	152,545	△1.4	86,402	△4.2	66,143	1,590	2.5
2	126,108	△17.3	74,536	△13.7	51,573	△14,571	△22.0
3	148,314	17.6	89,031	19.4	59,283	7,710	15.0
4. 第Ⅰ四半期	39,191	17.6	25,910	29.1	13,281	16	0.1

(2) E U

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	86,569	8.5	87,566	7.4	△996	704	△41.4
30	92,092	6.4	97,185	11.0	△5,093	△4,097	411.1
令和元年	89,553	△2.8	97,222	0.0	△7,669	△2,576	50.6
2	64,603	△14.6	78,317	△12.1	△13,713	△6,044	1.8
3	76,681	21.4	94,218	21.4	△17,537	△3,824	21.2
4. 第Ⅰ四半期	20,936	14.0	26,443	24.5	△5,507	△2,625	91.1

※加盟国ベース

(3) アジア

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	429,200	15.7	370,261	11.5	58,939	19,858	50.8
30	447,356	4.2	392,178	5.9	55,178	△3,761	△6.4
令和元年	413,268	△7.6	374,130	△4.6	39,138	△16,040	△29.1
2	392,204	△5.1	346,779	△7.3	45,425	6,287	16.1
3	481,582	22.8	410,789	18.5	70,793	25,368	55.8
4. 第Ⅰ四半期	125,115	14.4	117,305	22.9	78,096	△60,617	△43.7

(4) 中 国

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	148,897	20.5	184,593	8.5	△35,696	10,880	△23.4
30	158,977	6.8	191,937	4.0	△32,959	2,736	△7.7
令和元年	146,819	△7.6	184,537	△3.9	△37,718	△4,759	14.4
2	150,820	2.7	175,077	△5.1	△24,257	13,461	△35.7
3	179,844	19.2	203,775	16.4	△23,931	326	△1.3
4. 第Ⅰ四半期	43,257	7.0	55,473	16.6	△12,216	△5,059	70.7

(5) 韓 国

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	59,752	19.0	31,527	15.8	28,225	5,241	22.8
30	57,926	△3.1	35,505	12.6	22,421	△5,804	△20.6
令和元年	50,438	△12.9	32,271	△9.1	18,167	△4,254	△19.0
2	47,665	△5.5	28,416	△11.9	19,249	1,082	6.0
3	57,696	21.0	35,212	23.9	22,484	3,235	16.8
4. 第Ⅰ四半期	16,892	25.2	9,922	25.1	6,971	1,415	25.5

(6) ASEAN

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成29年	118,720	14.4	115,452	14.9	3,268	△50	△1.5
30	126,345	6.4	123,991	7.4	2,354	△914	△28.0
令和元年	115,783	△8.4	117,567	△5.2	△1,784	△4,138	△175.8
2	98,430	△15.0	106,778	△9.2	△8,348	△6,564	368.0
3	124,610	26.6	124,688	16.8	△78	8,270	△99.1
4. 第Ⅰ四半期	34,002	18.6	38,156	27.4	△4,154	△2,858	220.5

(注1)「伸率」は対前年（同期）伸率。

(注2)「差引増減額」は前年（同期）差引との差。

表4 主要商品の輸出状況

(単位 億円, %)

年 別	有機化合物		プラスチック		鉄		銅		非鉄金属	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (千トン)	伸 率	金 額	伸 率
平成28年	16,818	△20.5	22,715	△7.1	28,433	△22.5	40,828	△1.1	12,386	△13.2
29	19,566	16.3	25,112	10.6	32,844	15.5	37,743	△7.6	13,951	12.6
30	20,513	4.8	25,574	1.8	34,412	4.8	36,136	△4.3	15,131	8.5
令和元年	19,071	△7.0	24,297	△5.0	30,740	△10.7	33,419	△7.5	13,684	△9.6
2	15,556	△18.4	24,198	△0.4	25,737	△16.3	31,824	△4.8	15,895	16.2
3	19,819	27.4	29,765	23.0	38,143	48.2	34,013	6.9	20,479	28.8
4 (第Ⅰ四半期)	5,411	22.2	7,621	8.4	10,667	43.2	8,017	△2.6	5,555	18.5

年 別	原 動 機		半導体等製造装置		半導体等電子部品		I C		電気計測機器	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率
平成28年	24,163	△6.8	19,358	21.8	36,072	△7.8	24,312	△8.1	14,145	△3.7
29	27,454	13.6	25,502	31.7	40,225	11.5	28,022	15.3	15,779	11.6
30	29,488	7.4	27,286	7.0	41,502	3.2	29,040	3.6	17,371	10.1
令和元年	27,279	△7.5	24,670	△9.6	40,060	△3.5	28,361	△2.3	16,268	△6.4
2	21,692	△20.5	25,172	2.0	41,553	3.7	29,054	2.4	15,303	△5.9
3	25,055	15.5	33,529	33.2	48,996	17.9	33,461	15.2	18,486	20.8
4 (第Ⅰ四半期)	6,583	9.0	9,365	28.5	12,561	17.0	8,602	18.1	4,502	6.7

年 別	電気回路の機器		自 動 車				乗 用 車			
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (台)	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (台)	伸 率
平成28年	17,721	△4.4	113,329	△5.9	5,801,023	△0.7	99,765	△4.1	5,040,871	1.3
29	20,716	16.9	118,254	4.3	5,961,940	2.8	104,678	4.9	5,223,656	3.6
30	20,776	0.3	123,072	4.1	6,114,235	2.6	109,381	4.5	5,393,300	3.2
令和元年	18,515	△10.9	119,712	△2.7	6,102,517	△0.2	106,820	△2.3	5,395,022	0.0
2	17,410	△6.0	95,796	△20.0	4,837,815	△20.7	86,334	△19.2	4,284,376	△20.6
3	20,940	20.3	107,222	11.9	5,064,159	4.7	93,860	8.7	4,371,362	2.0
4 (第Ⅰ四半期)	5,187	8.1	27,265	0.3	1,168,401	△10.7	23,768	△1.3	1,010,192	△11.5

年 別	自動車の部分品		二輪自動車		船 舶				科学光学機器	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (隻数)	伸 率	金 額	伸 率
平成28年	34,617	△0.6	2,615	△11.1	13,250	△0.6	553	△6.1	20,461	△13.9
29	38,966	12.6	3,197	22.3	13,224	△0.2	511	△7.6	24,159	18.1
30	39,909	2.4	3,372	5.5	13,679	3.4	460	△10.0	23,141	△4.2
令和元年	36,017	△9.8	2,674	△20.7	14,928	9.1	527	14.6	21,297	△8.0
2	29,124	△19.1	2,246	△16.0	11,420	△23.5	512	△2.8	19,680	△7.6
3	36,000	23.6	3,074	36.9	10,498	△8.1	411	△19.7	23,222	18.0
4 (第Ⅰ四半期)	9,168	6.5	842	0.3	2,906	△15.4	93	△20.5	5,387	1.4

(注)「伸率」は対前年(同期)伸率。

表5 主要商品の輸入状況

(単位 億円, %)

年 別	肉類・同調製品		魚介類・同調製品		非鉄金属鉱		原 粗 油			
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数量 (千K L)	伸率
平成28年	12,901	△6.6	14,800	△6.0	11,832	△14.3	55,319	△32.4	194,610	△0.5
29	14,813	14.8	16,494	11.4	13,804	16.7	71,549	29.3	186,731	△4.0
30	15,162	2.4	16,629	0.8	15,628	13.2	89,063	24.5	175,897	△5.8
令和元年	15,401	1.6	16,092	△3.2	13,779	△11.8	79,690	△10.5	173,864	△1.2
2	14,311	△7.1	13,686	△14.9	15,049	9.2	46,464	△41.7	146,026	△16.0
3	15,569	8.8	15,146	10.7	19,855	31.9	69,288	49.1	144,310	△1.2
4 (第Ⅰ四半期)	3,955	24.8	3,866	24.6	5,506	23.8	24,196	81.7	38,775	7.6

年 別	石 油 製 品		揮 発 油		液化天然ガス		石 炭			
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (千トン)	伸 率
平成28年	10,744	△41.0	8,247	△38.8	32,816	△40.5	16,652	△15.7	189,732	△0.5
29	15,442	43.7	11,501	39.5	39,173	19.4	25,703	54.4	192,839	1.6
30	20,740	34.3	15,219	32.3	47,389	21.0	28,121	9.4	189,320	△1.8
令和元年	15,373	△25.9	11,590	△23.8	43,498	△8.2	25,282	△10.1	186,178	△1.7
2	12,452	△19.0	9,746	△15.9	32,051	△26.3	17,076	△32.5	173,730	△6.7
3	21,418	72.0	16,535	69.7	42,779	33.5	27,616	61.7	182,604	5.1
4 (第Ⅰ四半期)	5,999	42.0	4,177	40.2	18,013	67.6	12,052	163.1	47,481	2.6

年 別	有 機 化 合 物		医 薬 品		非 鉄 金 属		半導体等電子部品		I C	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率
平成28年	15,052	△8.8	27,802	△4.9	13,440	△20.1	25,146	△16.1	18,343	△10.0
29	17,085	13.5	26,449	△4.9	17,359	29.2	27,966	11.2	21,723	18.4
30	19,379	13.4	29,622	12.0	19,997	15.2	28,165	0.7	22,147	2.0
令和元年	16,911	△12.7	30,919	4.4	17,502	△12.5	25,814	△8.3	20,083	△9.3
2	16,688	△1.3	31,973	3.4	17,233	△1.5	25,058	△2.9	19,905	△0.9
3	18,085	8.4	41,867	30.9	28,350	64.5	33,540	33.8	27,445	37.9
4 (第Ⅰ四半期)	5,224	39.4	14,673	66.0	8,454	53.4	9,948	47.6	8,174	50.0

年 別	電 算 機 類 (含周辺機器)		通 信 機		自 動 車		科学光学機器		衣類・同付属品	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率
平成28年	17,237	△12.6	27,224	△7.2	11,781	3.4	15,563	△7.4	29,978	△12.2
29	19,658	14.0	31,091	14.2	13,070	10.9	17,218	10.6	31,092	3.7
30	20,290	3.2	30,868	△0.7	14,284	9.3	18,329	6.5	33,067	6.4
令和元年	22,108	9.0	28,463	△7.8	14,084	△1.4	18,179	△0.8	32,045	△3.1
2	24,062	8.8	28,503	0.1	11,653	△17.3	17,117	△5.8	27,237	△15.0
3	23,915	△0.6	33,209	16.5	13,704	17.6	18,869	10.2	28,328	4.0
4 (第Ⅰ四半期)	6,828	1.4	9,163	6.8	3,091	△12.6	4,993	10.2	7,301	5.0

(注)「伸率」は対前年(同期)伸率。

I 関税等に係る主な統計

1. 租税及び印紙収入に占める関税収入のウエイトの推移

(単位 百万円, %)

区 分 年度別	租税及び印紙収入		関 税 収 入			ウ エ イ ト	
	(A)	一般会計分(B)	(C)=(D)+(E)	一般会計分(D)	特別会計分(E)	(C)／(A)	(D)／(B)
平成元年度…	57,136,114	54,921,817	895,926	804,871	91,055	1.6	1.5
2……………	62,779,769	60,105,864	928,056	825,203	102,853	1.5	1.4
3……………	63,211,030	59,820,384	1,020,504	923,419	97,085	1.6	1.5
4……………	57,396,449	54,445,324	1,005,831	915,450	90,382	1.8	1.7
5……………	57,114,195	54,126,174	962,943	880,890	82,053	1.7	1.6
6……………	54,000,691	51,030,033	994,289	907,547	86,742	1.8	1.8
7……………	54,962,991	51,930,778	1,032,104	950,038	82,066	1.9	1.8
8……………	55,226,063	52,060,104	1,109,290	1,023,983	85,307	2.0	2.0
9……………	55,600,734	53,941,481	1,011,740	952,920	58,820	1.8	1.8
10……………	51,197,738	49,431,880	920,506	868,688	51,818	1.8	1.8
11……………	49,213,861	47,234,484	863,710	810,150	53,561	1.8	1.7
12……………	52,720,869	50,712,497	876,408	821,451	54,957	1.7	1.6
13……………	49,968,445	47,948,108	901,578	851,838	49,740	1.8	1.8
14……………	45,844,234	43,833,205	835,111	793,642	41,470	1.8	1.8
15……………	45,369,370	43,282,403	844,999	802,860	42,140	1.9	1.9
16……………	48,102,930	45,589,013	861,836	817,659	44,177	1.8	1.8
17……………	52,290,502	49,065,439	930,298	885,669	44,629	1.8	1.8
18……………	54,116,856	49,069,052	947,335	944,021	3,314	1.8	1.9
19……………	52,655,804	51,018,246	940,991	940,991	—	1.8	1.8
20……………	45,830,885	44,267,304	883,109	883,109	—	1.9	2.0
21……………	40,243,269	38,733,076	731,880	731,880	—	1.8	1.9
22……………	43,707,430	41,486,793	785,881	785,881	—	1.8	1.9
23……………	45,175,396	42,832,602	874,227	874,227	—	1.9	2.0
24……………	47,049,242	43,931,407	897,230	897,230	—	1.9	2.0
25……………	51,227,438	46,952,947	1,034,379	1,034,379	—	2.0	2.2
26……………	57,849,171	53,970,700	1,073,104	1,073,104	—	1.9	2.0
27……………	59,969,372	56,285,403	1,048,742	1,048,742	—	1.7	1.9
28……………	58,956,257	55,468,640	917,355	917,355	—	1.6	1.7
29……………	62,380,254	58,787,489	1,024,089	1,024,089	—	1.6	1.7
30……………	64,224,124	60,356,385	1,071,123	1,071,123	—	1.7	1.8
令和元年度…	62,175,135	58,441,533	941,216	941,216	—	1.5	1.6
2……………	64,933,013	60,821,604	819,469	819,469	—	1.3	1.3
3……………							
(補正後予算額)	68,492,500	63,880,000	846,000	846,000	—	1.2	1.3
4……………							
(当初予算額)	70,038,300	65,235,000	825,000	825,000	—	1.2	1.3

(注) 1. 平成元～令和2年度は決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度は当初予算額である。

2. 特別会計分(E)は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分(原油等関税)である。

ただし、平成元～4年度については石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計分である。

平成18年度改正において、原油等関税のうち原油関税は無税化され、石油製品関税は一般会計に組み入れられた。

2. 我が国の輸出入額と関税負担率の推移

(単位 百万円, %)

区 分 年度別	輸 出 額	輸 入 額		関税収入額	負 担 率	
		総 額	うち有税品		対輸入総額	対有税品輸入額
平成元年度……	38,882,993	30,404,171	14,006,310	895,926	2.9	6.4
2……………	41,874,991	34,171,137	14,733,031	928,056	2.7	6.3
3……………	42,696,582	30,970,420	12,729,550	1,020,504	3.3	8.0
4……………	43,052,879	29,225,047	12,610,043	1,005,831	3.4	8.0
5……………	39,613,243	26,449,917	11,088,126	962,943	3.6	8.7
6……………	40,750,347	28,988,814	11,798,946	994,289	3.4	8.4
7……………	42,069,432	32,952,956	12,095,904	1,032,104	3.1	8.5
8……………	46,040,586	39,671,661	14,817,472	1,109,290	2.8	7.5
9……………	51,411,190	39,961,467	14,162,538	1,011,740	2.5	7.1
10……………	49,449,347	35,393,751	12,026,405	920,506	2.6	7.7
11……………	48,547,648	36,451,616	13,066,985	863,711	2.4	6.6
12……………	52,045,241	42,449,370	15,419,850	876,408	2.1	5.7
13……………	48,592,792	41,509,071	15,213,671	901,578	2.2	5.9
14……………	52,727,107	43,067,102	15,657,993	835,111	1.9	5.3
15……………	56,060,293	44,855,181	15,744,168	844,999	1.9	5.4
16……………	61,720,757	50,367,565	18,661,771	861,836	1.7	4.6
17……………	68,290,157	60,511,292	22,099,281	930,298	1.5	4.2
18……………	77,460,585	68,447,346	12,363,354	947,335	1.4	7.7
19……………	85,113,381	74,958,073	11,279,323	940,991	1.3	8.3
20……………	71,145,593	71,910,441	10,419,305	883,109	1.2	8.5
21……………	59,007,879	53,820,852	8,728,617	731,880	1.4	8.4
22……………	67,788,838	62,456,704	9,862,455	785,881	1.3	8.0
23……………	65,288,486	69,710,574	11,511,899	874,227	1.3	7.6
24……………	63,939,981	72,097,764	11,709,618	897,230	1.2	7.7
25……………	70,856,464	84,612,856	13,381,122	1,034,379	1.2	7.7
26……………	74,667,048	83,794,784	13,774,200	1,073,104	1.3	7.8
27……………	74,115,132	75,220,368	13,395,759	1,048,742	1.4	7.8
28……………	71,522,248	67,548,804	12,148,714	917,355	1.4	7.6
29……………	79,221,249	76,810,476	13,078,671	1,024,089	1.3	7.8
30……………	80,709,887	82,318,969	14,009,261	1,071,123	1.3	7.6
令和元年度……	75,878,792	77,172,427	12,542,276	941,216	1.2	7.5
2……………	69,485,419	68,469,328	11,559,294	819,469	1.2	7.1
3……………	85,877,665	91,271,695	12,395,777	846,000	0.9	6.8

(注) 輸出入額は、貿易統計（平成元～令和元年度は確定値、令和2年度は確々報値、令和3年度は確報値）。
関税収入額は、平成元～令和2年度は決算額、令和3年度は補正後予算額。

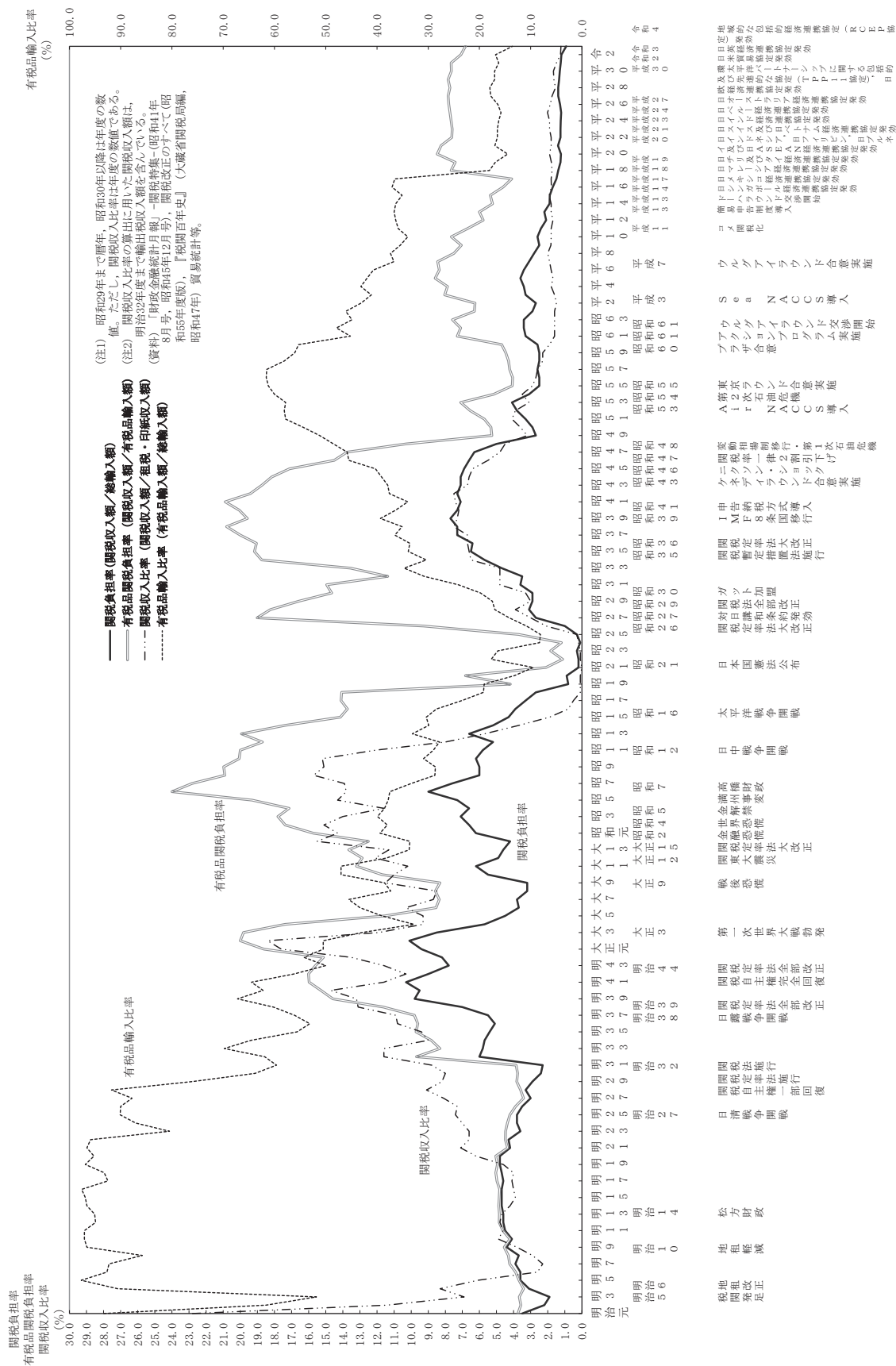
(参考) 1. 関 税 負 担 率 の 国 際 比 較

(単位 %)

年 度 国 名	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
日 本	1.2	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2
ア メ リ カ	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	2.1	3.4	2.5
英 国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.7
E U	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2
カ ナ ダ	0.9	1.0	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.7
オーストラリア	2.9	2.8	2.7	3.0	3.5	3.7	4.2	5.3	5.4	5.2	5.2	6.5	—
韓 国	1.9	2.3	2.2	2.0	1.7	2.0	1.7	1.8	1.8	1.7	1.6	1.4	1.3

(注) 1. 年度は各国の会計年度（但し、EUについては暦年）。
2. 関税負担率＝関税収入額／輸入額として計算。
3. EU以外：OECD「Revenue Statistics」及び「International Trade」による数値。
4. EU：EUROSTATに基づく数値。2019年以前は英国及び当時未加盟の国も含む28加盟国の数値。2020年は現27加盟国の数値。
5. 日本の関税収入額は「租税及び印紙収入額（決算額）」による数値。

(参考) 2. 関税改正と関税負担率等の推移



3. 主 要 品 目 の 関 税 率 の 推 移

H	S	品 名	税 率 (%)					
			明44年	大15年	昭7年	昭26年	昭36年	令和4年4月現在
04.02		ミ ル ク 及 ビ ク リ ー ム	(20)	(15)	(23, 54)	30	30, 協25, 免税 (一部)	暫無税～協25.5%+509円/kg TQ 1次：暫無税～35 2次：暫 92円/kg ～協25.5%+509円/kg
04.05		バ タ ー	(40)	(25)	(50)	35	暫35	暫35～暫29.8%+210円/kg TQ 1次：35 2次暫：暫29.8%+179 円/kg, 29.8% +210円/kg
04.06		チ ー ズ (プロセス)	(40)	100	(40)	35	暫35	40
		(そ の 他)					35	暫無税～協29.8 TQ 1次：暫無税 2次：協29.8%
07.13		小 豆	(15)	(10)	(12)	10	暫10	TQ 1次：暫10% 2次：協354円/kg
09.01		コ ー ヒ ー (いってない豆)	(45)	(33)	(39)	35	35, 協30	無税
		(そ の 他)	(45)	(24)	(20)	35	35	協12
09.02		紅 茶	(45)	100	(48)	35	35	協12
10.01		小 麦	(20)	(16)	(49)	20, 免税	暫無税	暫無税～暫9.80円/kg
10.03		大 麦	(20)	(10)	(33)	10, 免税	10	暫無税～暫10.40円/kg
10.06		米	(22)	(16)	(22)	15, 免税	15, 免税	暫無税～暫49円/kg
11.01		小 麦 粉	(34)	(28)	(47)	25	25	協12.5～暫27.40円/kg
12.01		大 豆	(20)	(12)	(18)	10	(13), 協10	無税
15.01		豚 脂	(30)	(17)	(27)	10	5～ (15), 協5	無税～協8.50円/kg
15.02		牛 脂	(5)	(5)	(10)	5	5	無税
15.07		大 豆 油	(20)	(16)	(17)	20	暫20	協10.90円/kg～協13.20円/kg
17.01		砂 糖 (粗 糖)	(50)	(30～36)	(76～87)	10	(146)	無税～協35.30円/kg
		(精製糖)	(60)	(33)	(40)	20	(108)	21.50円/kg～暫39.98円/kg
22.03		ビ ー ル	(25)	100	100	50	56, 協35	協無税
22.08		ウ イ ス キ ー (瓶入)	(103)	100	100	50	(66), 一部協40	無税
27.01		石 炭	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.09		原 油	(2～5)	(12～25)	(26～50)	10	暫 (6)	無税
28.03		カ ー ボ ン ブ ラ ッ ク	(10)	(5)	(15)	10	20	協3.9
28.15		か せ い ソ ー ダ	(10, 20)	(14, 15)	(23, 24)	20	20	協5.3
29.07		石 炭 酸	(20)	(34)	(36)	20	20	無税
32.10		油 性 ベ イ ン ト	(15, 30)	(15, 24)	(13, 14, 22)	15	15	1.6, 協3.9
34.01		化 粧 セ ッ ケ ン	(50)	100	100	30	30, 協27	協無税
38.06		ロ ジ ン	無税	無税	無税	5	5	無税
38.24		化 学 薬 品 (その他)	20～30	20～30	20～30	20	20	協無税～3.9
47.01～47.06		製 紙 用 パ ル プ	(5)	(2.5, 2.8)	(3)	5	5	無税
48.02, 48.23		印 刷 用 紙 (その他)	(12, 18)	(7, 10)	(11, 14)	10	10	協無税
48.18, 48.23		紙 製 品 (その他)	40	35	35	20	20, 協15	協無税
51.05		羊 毛	無税	無税, (5)	無税, (21)	無税	無税	無税

(注) 1. () 内は従量税等を従価換算したものである。

2. 表中、協は協定税率、暫はすべての国に適用される暫定税率、その他は基本税率である。なお、特惠税率については省略し、また、実行税率のみを記載した。

3. 小麦、大麦、米について昭和26年、36年の欄に免税とあるのは、関稅定率法第6条（昭和26年）及び第12条（昭和36年）により免税されたものである。

3. 主 要 品 目 の 関 税 率 の 推 移 (続)

H	S	品 名	税 率 (%)					
			明44年	大15年	昭7年	昭26年	昭36年	令和4年4月現在
51.11, 51.12		毛 織 物	(25)	(15, 20)	(8~16)	20	20	協5.3, 6.6, 協7.9%又は 130円/㎡の高い方
52.01		綿 花	無税	無税	無税	無税	無税	無税
52.08, 52.09		綿 織 物	(20)	(5)	(7~27)	10	10~ (15)	協5.6, 協3.7%又は2.9%+ 1.01円/㎡の高い方, 5.6%又 は4.4%+1.52円/㎡の高い方
55.03, 55.04		人 造 織 維	(30)	(27)	(75)	15, 25	15, 25	協4~協6.6
54.07, 54.08		人 造 織 維 織 物	(40)	100	100	15, 25	15, 25	協4~協10
55.12, 55.13								
55.14, 55.15								
55.16								
64.01, 64.02		ゴ ム 製 長 靴	(40)	(30)	(59)	15	20	協6.7~協8
64.03, 64.04		革 製 履 物	(40)	100	100	30	30, 一部協27	TQ : 1次暫 17.3, 21.6, 24 2次協 30%又は4,300円/足の 高い方, 30%又は2,400 円/足の高い方
64.05								
70.03, 70.04		板 ガ ラ ス	(25)	(10, 27)	(5~24)	10	10~20	無税
72.01		銑 鉄	(5)	(4)	(20)	10	10	無税
72.06		鋼 塊	(7.5)	15	15	12.5	12.5	無税, 協3.9
72.14, 72.15		鉄 鋼 の 棒	(15)	(18)	(19, 24)	15	15	協無税
74.03		銅 の 塊 (精製したもの)	(5)	(17)	(35)	10	10	スライド関税 無税~ 協3
78.01		鉛 の 塊 (精製したもの)	(5)	(3)	(5)	5	10	スライド関税 無税~ 協2.7円/kg
80.01		す ず の 塊	(5)	(4)	(4)	5	10	無税, 協2.1
82~83類		金 属 製 品 (一部)	40	35	35	15, 20	20	無税~協5.3
84.02		ボ イ ラ ー	(25)	(20)	(15, 21)	15	15, 20	無税
84.07, 84.08		内 燃 機 関	(20)	(11~24)	(1~35)	(15, 30)	10, 25, 30	無税
84.09							協15 (一部), 30	
84.44, 84.45		紡 織 機 械	(15)	(15)	(16)	15	15	無税
84.56, 84.57		金属加工及び木工機械	(15)	(15, 20)	(21)	15	15, 25	無税
84.58, 84.59								
84.60, 84.61								
84.62, 84.63								
84.65								
84.01, 84.77		機 械 (その他)	20	20	20	15	20, 一部協15	無税
84.78, 84.79								
85.01, 85.02		発 電 機	(20)	(15~20)	(8~29)	15	暫15	無税
85.17		有 線 電 信 機	20	20	20	15	15	無税
85.19		蓄 音 機	50	100	100	40	30, 協25, 30	無税
87.03		乗 用 自 動 車	50	50	50	40	40, 協35	無税
90.06		写 真 機	50	100	100	40	30	無税
91.01, 91.02		懐 中 時 計	(39, 52, 65)	(21) ~100	(9) ~100	30, 50	30~50	無税
91.03, 91.05		置 時 計 及 び 掛 時 計	40	40, 100	40, 100	30	25, 30, 協20, 27	無税
92.01~92.08		楽 器	40	40	40	20	20	無税

4. 輸 入 減

区 分		平成24年度				25		
		価 格	減 税 免 額	構成比	前 度 年 比	価 格	減 税 免 額	構成比
合 計		919,617	180,069	100	96.4	1,051,393	191,319	100
定10条1項	変 質 損 傷 物 品 の 減 税	－	－	－	－	－	－	－
ㄥ11条	加工修繕のため輸出された貨物の減税	813	59	0.0	116.2	988	69	0.0
ㄥ12条	生 活 関 連 物 資 の 減 免 税	－	－	－	－	－	－	－
ㄥ13条1項	製 造 用 原 料 品 減 免 税	347,156	155,402	86.3	96.5	368,686	164,971	86.2
ㄥ14条	無 条 件 免 税	114,027	4,647	2.6	107.7	129,783	5,398	2.8
ㄥ14条の2	再 輸 入 減 税	2,602	14	0.0	6,147.4	49,571	222	0.1
ㄥ14条の3	水 産 物 の 減 免 税	－	－	－	－	－	－	－
ㄥ15条1項	特 定 用 途 免 税	384	13	0.0	50.3	159	6	0.0
ㄥ16条1項	外 交 官 用 貨 物 等 の 免 税	666	28	0.0	256.3	125	8	0.0
ㄥ17条1項	再 輸 出 免 税	11,811	656	0.4	109.5	10,715	606	0.3
ㄥ18条	再 輸 出 減 税	－	－	－	－	－	－	－
ㄥ19条1項	輸出貨物の製造用原料品の減免税	－	－	－	－	34	1	0.0
ㄥ19条の2・1項	課税原料品等による製品の輸出免税	188	7	0.0	65.4	86	2	0.0
暫4条	航空機及びその部分品等の免税	35,674	1,305	0.7	128.4	55,368	2,440	1.3
ㄥ8条1項	加工又は組立てに係る製品の減税	398,467	17,464	9.7	91.2	420,480	16,623	8.7
関税法等の臨時特例法による貨物の免税		2,014	40	0.0	95.9	2,776	56	0.0
M D A 協 定 に よ る 免 税		5,815	433	0.2	83.6	12,624	916	0.5
沖 縄 復 帰 特 別 措 置 法 に よ る 減 免 税		－	－	－	－	－	－	－

免 税 額

(単位 百万円, %)

		26				27				28						
前 度	年 比	価 格	減 税 免 額	構 成 比	前 度	年 比	価 格	減 税 免 額	構 成 比	前 度	年 比	価 格	減 税 免 額	構 成 比	前 度	年 比
106.2		1,042,099	177,969	100	93.0		996,622	172,097	100	96.7		872,338	164,125	100	95.4	
—		—	—	—	—		1	1	0.0	—		80	48	0.0	5,381.3	
116.6		692	91	0.1	131.7		702	45	0.0	49.8		670	43	0.0	95.4	
—		—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
106.2		322,453	150,753	84.7	91.4		303,405	145,483	84.5	96.5		254,673	138,683	84.5	95.3	
116.2		148,121	6,496	3.7	120.3		159,550	7,273	4.2	112.0		156,668	7,214	4.4	99.2	
1,585.2		66,925	355	0.2	159.8		29,889	266	0.2	74.8		26,629	259	0.2	97.7	
—		1	0	0.0	—		14	1	0.0	1,080.0		—	—	—	—	
45.8		6,814	258	0.1	4,187.8		10,575	384	0.2	149.0		859	31	0.0	8.0	
28.4		606	21	0.0	269.5		2,245	71	0.0	330.4		512	18	0.0	25.3	
92.4		12,906	751	0.4	123.9		12,793	652	0.4	86.7		36,461	1,891	1.2	290.2	
—		—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
—		20	0.6	0.0	58.3		—	—	—	—		—	—	—	—	
26.0		—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
187.0		67,757	2,874	1.6	117.8		78,371	2,939	1.7	102.3		65,411	2,422	1.5	82.4	
95.2		404,808	15,694	8.8	94.4		391,562	14,599	8.5	93.0		321,118	12,918	7.9	88.5	
138.1		2,706	53	0.0	95.7		3,241	78	0.0	146.1		2,699	81	0.0	103.6	
211.4		8,290	621	0.3	67.8		4,275	305	0.2	49.2		6,558	518	0.3	169.5	
—		—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	

4. 輸 入 減

区 分		29				30			
		価 格	減 税 免 額	構成比	前 度 年 比	価 格	減 税 免 額	構成比	
合 計		819,533	165,310	100	100.7	892,328	170,804	100	
定10条1項	変 質 損 傷 物 品 の 減 税	0	0	0.0	0.1	35	1	0.0	
ㄥ11条	加工修繕のため輸出された貨物の減税	606	102	0.1	235.1	842	42	0.0	
ㄥ12条	生 活 関 連 物 資 の 減 免 税	—	—	—	—	—	—	—	
ㄥ13条1項	製 造 用 原 料 品 減 免 税	271,585	143,591	86.9	103.5	297,782	147,797	86.5	
ㄥ14条	無 条 件 免 税	129,000	6,114	3.7	84.8	139,964	6,896	4.0	
ㄥ14条の2	再 輸 入 減 税	26,237	179	0.1	68.8	46,340	247	0.1	
ㄥ14条の3	水 産 物 の 減 免 税	—	—	—	—	—	—	—	
ㄥ15条1項	特 定 用 途 免 税	8,532	286	0.2	922.8	1,743	66	0.0	
ㄥ16条1項	外 交 官 用 貨 物 等 の 免 税	118	6	0.0	31.2	484	19	0.0	
ㄥ17条1項	再 輸 出 免 税	11,256	593	0.4	31.4	13,524	682	0.4	
ㄥ18条	再 輸 出 減 税	—	—	—	—	—	—	—	
ㄥ19条1項	輸出貨物の製造用原料品の減免税	—	—	—	—	—	—	—	
ㄥ19条の2・1項	課税原料品等による製品の輸出免税	—	—	—	—	—	—	—	
暫4条	航空機及びその部分品等の免税	61,902	2,176	1.3	89.9	72,914	2,650	1.6	
ㄥ8条1項	加工又は組立てに係る製品の減税	304,842	11,917	7.2	92.3	310,197	11,686	6.8	
関税法等の臨時特例法による貨物の免税		1,628	53	0.0	65.7	1,267	54	0.0	
M D A 協 定 に よ る 免 税		3,826	294	0.2	56.8	7,236	665	0.4	
沖 縄 復 帰 特 別 措 置 法 に よ る 減 免 税		—	—	—	—	—	—	—	

5. も ど し 税 額

(1) 総括

(単位 千円, %)

年 度 別		平成24年度		25		26		27		28	
		もどし 税 額	前 度 年 比	もどし 税 額	前 度 年 比	もどし 税 額	前 度 年 比	もどし 税 額	前 度 年 比	もどし 税 額	前 度 年 比
合	計	1,168,434	94.4	1,394,002	119.3	2,013,052	144.4	2,527,775	125.6	3,122,413	125.6
変質・損傷等（関税定率 法第10条第2項）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出貨物製造用原料品 （同法第19条）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課税原料品製品輸出（同 法第19条の2）		-	-	977	-	-	-	-	-	-	-
輸入時と同一状態での再 輸出（同法第19条の3）		792,518	113.2	1,177,479	148.6	1,817,170	154.3	2,250,567	123.9	2,760,562	123.9
違約品返送（同法第20条）		375,916	154.9	216,522	57.6	195,882	90.5	277,208	141.5	361,851	141.5

年 度 別 区 分		29			30			令和元年度			2			3		
		もとし 税 額	前 度	年 比	もとし 税 額	前 度	年 比	もとし 税 額	前 度	年 比	もとし 税 額	前 度	年 比	もとし 税 額	前 度	年 比
合 計		3,634,397	116.4	2,299,418	63.3	2,613,110	113.6	1,631,095	62.4	2,273,790	139.4					
変質・損傷等（関税定率 法第10条第2項）		－	－	80,770	－	35,284	－	－	－	－	－					
輸出貨物製造用原料品 （同法第19条）		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－					
課税原料品製品輸出（同 法第19条の2）		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－					
輸入時と同一状態での再 輸出（同法第19条の3）		3,479,892	126.1	2,089,066	60.0	2,356,791	112.8	1,403,640	59.6	2,136,888	152.2					
違約品返送（同法第20条）		154,506	42.7	129,583	83.9	221,036	170.6	227,455	102.9	136,901	60.2					

(注) 輸入時と同一状態での再輸出による戻し税は平成2年度改正により創設

(2) 輸出貨物製造用原料品もどし税額

(単位 千円, %)

[illegible]

Ⅱ 貿 易 統 計

6. 貿 易 額 の 推 移

(1) 我が国の貿易額（通関ベース）の推移

(単位 百万円, %)

区 分 年期別	価 値		額		差 引	
	輸 出	伸率 (%)	輸 入	伸率 (%)	差	引
平成8年……………	44,731,311	7.7	37,993,421	20.4	6,737,890	△32.5
9……………	50,937,992	13.9	40,956,183	7.8	9,981,809	48.1
10……………	50,645,004	△0.6	36,653,647	△10.5	13,991,357	40.2
11……………	47,547,556	△6.1	35,268,008	△3.8	12,279,548	△12.2
12……………	51,654,198	8.6	40,938,423	16.1	10,715,775	△12.7
13……………	48,979,244	△5.2	42,415,533	3.6	6,563,711	△38.7
14……………	52,108,956	6.4	42,227,506	△0.4	9,881,450	50.5
15……………	54,548,350	4.7	44,362,023	5.1	10,186,327	3.1
16……………	61,169,979	12.1	49,216,636	10.9	11,953,343	17.3
17……………	65,656,544	7.3	56,949,392	15.7	8,707,152	△27.2
18……………	75,246,173	14.6	67,344,293	18.3	7,901,880	△9.2
19……………	83,931,438	11.5	73,135,920	8.6	10,795,518	36.6
20……………	81,018,088	△3.5	78,954,750	8.0	2,063,338	△80.9
21……………	54,170,614	△33.1	51,499,378	△34.8	2,671,236	29.5
22……………	67,399,627	24.4	60,764,957	18.0	6,634,670	148.4
23……………	65,546,475	△2.7	68,111,187	12.1	△2,564,712	—
24……………	63,747,572	△2.7	70,688,632	3.8	△6,941,060	170.6
25……………	69,774,193	9.5	81,242,545	14.9	△11,468,352	65.2
26……………	73,093,028	4.8	85,909,113	5.7	△12,816,085	11.8
27……………	75,613,929	3.4	78,405,536	△8.7	△2,791,607	△78.2
28……………	70,035,770	△7.4	66,041,974	△15.8	3,993,796	—
29……………	78,286,457	11.8	75,379,231	14.1	2,907,226	△27.2
30……………	81,478,753	4.1	82,703,304	9.7	△1,224,551	—
令和元年……………	76,931,665	△5.6	78,599,510	△5.0	△1,667,845	36.2
2……………	68,399,121	△11.1	68,010,832	△13.5	388,289	—
3……………	83,091,372	21.5	84,760,730	24.6	△1,669,358	—
令和2年1～3……………	18,109,116	△5.5	18,312,904	△7.2	△203,788	△64.7
4～6……………	14,250,778	△25.3	16,369,330	△15.6	△2,118,552	565.6
7～9……………	16,654,900	△13.0	15,819,256	△19.6	835,644	—
10～12……………	19,384,327	△0.8	17,509,342	△11.4	1,874,985	—
3. 1～3……………	19,195,414	6.0	18,771,400	2.5	424,014	—
4～6……………	20,664,599	45.0	20,281,387	23.9	383,212	—
7～9……………	20,799,976	24.9	21,655,753	36.9	△855,777	—
10～12……………	22,431,383	15.7	24,052,189	37.4	△1,620,806	—
4. 1～3……………	21,981,707	14.5	25,282,366	34.7	△3,300,659	—

6. 貿易額
(2) 世界及び

年	国別	世界	日本	アメリカ	イギリス
平成13		6,141,540	403,652	731,122	268,599
14		6,435,410	416,969	693,357	275,830
15		7,525,980	472,063	723,885	306,002
16		9,134,690	566,137	816,630	341,987
17		10,363,300	595,138	904,431	370,301
18		11,965,200	647,186	1,037,150	422,709
19		13,845,300	714,883	1,162,710	441,207
20		16,024,200	783,149	1,300,190	459,824
21		12,360,600	581,579	1,057,050	353,354
22		14,994,300	771,720	1,277,630	373,414
23		17,772,414	824,415	1,480,727	434,369
24		17,873,246	800,334	1,546,635	430,334
25		18,234,202	714,613	1,578,831	496,925
26		18,422,817	690,190	1,623,421	461,906
27		16,481,368	591,763	2,137,295	639,159
28		15,827,832	644,927	1,453,699	409,044
29		17,486,857	698,073	1,545,605	440,984
30		19,294,811	737,941	1,664,238	486,595
令和元		18,785,172	705,632	1,641,118	469,923
2		17,376,823	638,167	1,431,584	395,389
3		22,131,428	756,166	1,758,586	459,609
			3.4%	7.9%	2.1%

(注) : % は総額に対する割合を示す。
(資料) : IMF : Direction of Trade Statistics (令和3年のデータについては、令和4年6月30日時点で確認されたもの)

(3) 世界及び

年	国別	世界	日本	アメリカ	イギリス
平成12		6,593,300	379,624	1,238,290	334,974
13		6,381,520	349,106	1,180,230	322,849
14		6,629,130	337,195	1,202,460	335,346
15		7,752,940	382,973	1,305,370	383,641
16		9,487,080	454,857	1,525,510	453,197
17		10,756,100	515,223	1,732,540	482,622
18		12,364,600	578,725	1,919,290	546,814
19		14,341,500	621,887	2,017,410	624,142
20		16,689,400	761,803	2,166,020	633,913
21		12,743,700	551,928	1,603,580	482,108
22		15,518,000	694,028	1,968,140	536,649
23		18,355,707	854,726	2,265,010	602,534
24		18,494,997	885,912	2,335,652	655,596
25		18,742,205	832,343	2,293,805	620,867
26		18,834,358	812,206	2,345,186	652,956
27		16,906,705	697,333	1,481,967	435,654
28		16,145,613	606,868	2,189,178	636,639
29		17,717,101	671,183	2,342,665	643,502
30		19,530,206	748,335	2,542,733	673,660
令和元		19,015,368	720,803	2,498,402	693,592
2		17,536,687	631,195	2,336,579	628,179
			3.6%	13.3%	3.6%

(注) : % は総額に対する割合を示す。
(資料) : IMF : Direction of Trade Statistics (令和2年のデータについては、令和3年6月30日時点で確認されたもの)

の 推 移 (続)

主 要 国 の 輸 出 額

(単位 百万ドル)

カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー
261,301	570,590	322,906	240,828	230,897	188,072
4.3%	9.3%	5.3%	3.9%	3.8%	3.1%
252,384	613,309	331,136	251,225	243,204	213,507
3.9%	9.5%	5.1%	3.9%	3.8%	3.3%
271,597	742,263	392,089	299,885	295,964	250,254
3.6%	9.9%	5.2%	4.0%	3.9%	3.3%
315,955	911,901	451,771	353,604	357,487	307,911
3.5%	10.0%	4.9%	3.9%	3.9%	3.4%
360,587	977,104	463,031	373,020	406,032	334,281
3.5%	9.4%	4.5%	3.6%	3.9%	3.2%
388,217	1,108,980	495,537	417,217	463,867	366,939
3.2%	9.3%	4.1%	3.5%	3.9%	3.1%
420,853	1,322,750	551,891	500,383	551,674	432,274
3.0%	9.6%	4.0%	3.6%	4.0%	3.1%
457,289	1,465,200	606,611	539,933	633,842	477,605
2.9%	9.1%	3.8%	3.4%	4.0%	3.0%
294,151	1,120,740	484,065	406,943	498,495	369,989
2.4%	9.1%	3.9%	3.3%	4.0%	3.0%
387,139	1,206,060	510,434	441,219	567,138	402,744
2.6%	8.0%	3.4%	2.9%	3.8%	2.7%
452,442	1,392,162	584,804	515,414	648,561	462,773
2.5%	7.8%	3.3%	2.9%	3.6%	2.6%
454,859	1,323,106	557,033	489,794	641,803	431,977
2.5%	7.4%	3.1%	2.7%	3.6%	2.4%
458,138	1,366,433	567,932	509,643	653,362	453,104
2.5%	7.5%	3.1%	2.8%	3.6%	2.5%
474,627	1,418,625	569,654	521,495	656,796	455,670
2.6%	7.7%	3.1%	2.8%	3.6%	2.5%
416,216	1,044,710	585,690	412,250	519,524	356,223
2.5%	6.3%	3.6%	2.5%	3.2%	2.2%
389,663	1,334,355	501,179	461,737	570,606	398,218
2.5%	8.4%	3.2%	2.9%	3.6%	2.5%
418,789	1,448,191	535,188	507,418	652,065	430,127
2.4%	8.3%	3.1%	2.9%	3.7%	2.5%
447,671	1,560,539	582,222	549,526	726,698	468,651
2.3%	8.1%	3.0%	2.8%	3.8%	2.4%
446,098	1,489,412	570,950	537,717	708,596	446,944
2.3%	7.7%	3.0%	2.8%	3.7%	2.3%
390,144	1,380,368	488,345	496,120	675,001	422,334
2.2%	7.9%	2.8%	2.9%	3.9%	2.4%
501,740	1,631,931	584,767	610,284	836,512	545,283
2.3%	7.4%	2.6%	2.8%	3.8%	2.5%

主 要 国 の 輸 入 額

(単位 百万ドル)

カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー
262,830	500,285	331,840	235,283	215,720	175,126
4.0%	7.6%	5.0%	3.6%	3.3%	2.7%
243,658	492,726	328,593	232,743	208,691	178,453
3.8%	7.7%	5.1%	3.6%	3.3%	2.8%
244,196	493,651	328,310	243,001	218,788	197,513
3.7%	7.4%	5.0%	3.7%	3.3%	3.0%
263,352	596,512	398,685	297,930	264,719	224,952
3.4%	7.7%	5.1%	3.8%	3.4%	2.9%
299,081	718,249	470,889	355,297	319,787	285,952
3.2%	7.6%	5.0%	3.7%	3.4%	3.0%
346,015	776,941	503,950	384,688	363,230	319,103
3.2%	7.2%	4.7%	3.6%	3.4%	3.0%
384,397	907,867	541,813	442,630	417,104	351,985
3.1%	7.3%	4.4%	3.6%	3.4%	2.8%
418,041	1,056,870	620,163	511,872	493,306	413,583
2.9%	7.4%	4.3%	3.6%	3.4%	2.9%
448,905	1,204,750	706,733	556,328	573,758	470,542
2.7%	7.2%	4.2%	3.3%	3.4%	2.8%
353,020	925,956	559,900	414,868	443,550	351,938
2.8%	7.3%	4.4%	3.3%	3.5%	2.8%
430,295	1,054,340	594,732	475,867	513,028	387,818
2.8%	6.8%	3.8%	3.1%	3.3%	2.5%
495,815	1,239,719	701,158	525,013	592,377	458,061
2.7%	6.8%	3.8%	2.9%	3.2%	2.5%
508,686	1,153,036	660,587	451,722	587,243	434,096
2.8%	6.2%	3.6%	2.4%	3.2%	2.3%
508,094	1,174,222	664,402	452,500	587,294	446,589
2.7%	6.3%	3.5%	2.4%	3.1%	2.4%
507,026	1,202,804	663,691	451,139	584,533	446,610
2.7%	6.4%	3.5%	2.4%	3.1%	2.4%
405,425	1,316,915	540,678	466,047	522,270	364,806
2.4%	7.8%	3.2%	2.8%	3.1%	2.2%
426,936	1,055,326	567,657	406,788	500,797	379,377
2.6%	6.5%	3.5%	2.5%	3.1%	2.3%
457,380	1,162,907	618,649	453,123	574,646	409,113
2.6%	6.6%	3.5%	2.6%	3.2%	2.3%
485,445	1,284,353	676,442	503,240	645,502	454,947
2.5%	6.6%	3.5%	2.6%	3.3%	2.3%
479,228	1,233,978	654,658	475,006	635,678	427,707
2.5%	6.3%	3.4%	2.4%	3.3%	2.2%
428,467	1,170,717	582,352	422,875	596,093	302,838
2.4%	6.7%	3.3%	2.4%	3.4%	1.7%

7. 主 要 地 域 (国) 別 及 び

(1) 主 要 地 域 (国)

地 域 (国) 名	番 号	令和2年			
		輸 出		輸 入	
		価 額	伸 率	価 額	伸 率
総 額	1	68,399,121	△11.1	68,010,832	△13.5
ア ジ ア	2	39,220,370	△5.1	34,677,851	△7.3
中 華 人 民 共 和 国	3	15,082,039	2.7	17,507,743	△5.1
大 韓 民 国	4	3,414,559	△6.8	85,874	△61.9
台 湾	5	4,739,146	1.1	2,862,922	△2.2
香 港	6	4,766,546	△5.5	2,841,607	△11.9
シ ン ガ ポ ー ル	7	1,887,604	△14.2	915,384	7.5
タ イ	8	2,722,588	△17.3	2,540,056	△8.1
マ レ ー シ ア	9	1,343,461	△7.3	1,701,636	△11.7
イ ン ド ネ シ ア	10	980,916	△35.6	1,656,435	△16.4
フ ィ リ ピ ン	11	939,601	△19.1	1,000,683	△13.4
ベ ト ナ ム	12	1,825,831	1.6	2,355,139	△3.9
イ ン ド	13	970,960	△18.8	505,020	△13.7
(A S E A N)	14	9,842,963	△15.0	10,677,797	△9.2
大 洋 州	15	1,687,621	△17.8	4,359,343	△22.0
オ ー ス ト ラ リ ア	16	1,295,449	△18.0	3,831,259	△22.7
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	17	196,583	△22.6	267,098	△8.5
北 米	18	13,383,541	△17.5	8,631,120	△13.1
ア メ リ カ 合 衆 国	19	12,610,824	△17.3	7,453,557	△13.7
カ ナ ダ	20	772,712	△20.2	1,169,328	△9.1
中 南 米	21	2,285,239	△29.1	2,998,057	△5.4
ブ ラ ジ ル	22	315,411	△23.1	801,151	△8.2
メ キ シ コ	23	894,752	△22.7	581,421	△9.7
チ リ	24	107,997	△51.6	747,943	3.1
西 欧	25	7,651,496	△15.1	9,020,955	△13.2
ド イ ツ	26	1,875,242	△15.0	2,276,259	△16.4
英 国	27	1,145,273	△24.3	685,058	△22.8
フ ラ ン ス	28	602,600	△19.0	987,001	△24.8
オ ラ ン ダ	29	1,163,870	△10.4	329,727	△3.9
イ タ リ ア	30	403,243	△19.6	1,119,894	△11.5
ベ ル ギ ー	31	699,176	△13.9	348,392	△0.8
ス イ ス	32	513,970	15.1	807,095	△9.6
ス ウ ェ ー デ ン	33	133,464	△16.2	302,383	△4.3
ア イ ル ラ ン ド	34	95,060	△4.0	703,105	△6.0
ス ペ イ ン	35	230,970	△37.1	338,250	△8.9
中 東 欧 ・ ロ シ ア 等	36	1,514,237	△13.8	1,842,614	△21.0
ロ シ ア	37	627,817	△19.8	1,144,783	△26.6
(E U)	38	6,460,307	△14.6	7,831,652	△12.1
中 東	39	1,808,567	△23.2	5,558,370	△37.2
ア ラ ブ 首 長 国 連 邦	40	593,255	△24.2	1,750,218	△38.7
サ ウ ジ ア ラ ビ ア	41	452,596	△18.7	1,969,649	△34.7
ク ウ ェ ー ト	42	150,438	△19.7	487,032	△35.1
カ タ ー ル	43	108,602	△11.1	980,736	△31.6
オ マ ー ン	44	137,807	△40.3	156,639	△47.4
イ ラ ン	45	8,561	18.2	3,618	△97.1
ア フ リ カ	46	848,050	△13.8	921,575	0.4
南 ア フ リ カ 共 和 国	47	178,252	△32.3	615,192	10.0

(注)「伸率」は対前年伸率。

主 要 商 品 別 輸 出 入 額

別 輸 出 入 額

(単位 百万円, %)

3 年				4 年第 I 四半期				番 号
輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		
価 額	伸 率	価 額	伸 率	価 額	伸 率	価 額	伸 率	
83,091,372	21.5	84,760,730	24.6	21,981,707	14.5	25,282,366	34.7	1
48,158,191	22.8	41,078,920	18.5	12,511,455	14.4	11,730,498	22.9	2
17,984,389	19.2	20,377,498	16.4	4,325,701	7.0	5,547,319	16.6	3
3,890,409	13.9	120,175	39.9	994,027	13.9	37,444	36.4	4
5,988,084	26.4	3,681,825	28.6	1,546,992	17.5	1,038,825	36.7	5
5,769,569	21.0	3,521,160	23.9	1,689,248	25.2	992,171	25.1	6
2,200,637	16.6	971,982	6.2	618,290	20.7	295,408	35.5	7
3,624,605	33.1	2,892,200	13.9	954,475	12.3	812,030	15.0	8
1,713,677	27.6	2,164,599	27.2	484,254	13.4	715,082	34.8	9
1,465,403	49.4	2,154,378	30.1	436,016	39.6	744,500	52.7	10
1,219,671	29.8	1,192,226	19.1	353,439	33.7	328,283	17.7	11
2,096,808	14.8	2,524,525	7.2	521,112	11.6	727,868	16.7	12
1,411,066	45.3	674,613	33.6	361,963	3.5	222,878	45.1	13
12,460,957	26.6	12,468,801	16.8	3,400,239	18.6	3,815,648	27.4	14
2,194,125	30.0	6,412,476	47.1	647,518	23.9	2,293,760	88.1	15
1,674,531	29.3	5,733,704	49.7	494,176	20.2	2,088,614	92.7	16
320,836	63.2	303,416	13.6	86,421	34.3	70,737	31.5	17
15,748,321	17.7	10,409,942	20.6	4,185,125	17.2	3,028,981	30.8	18
14,831,414	17.6	8,903,114	19.4	3,919,090	17.6	2,591,020	29.1	19
916,904	18.7	1,498,760	28.2	266,035	12.1	435,706	42.1	20
3,086,077	35.0	3,672,933	22.5	790,261	3.7	1,060,101	32.3	21
459,618	45.7	1,084,961	35.4	132,957	18.4	320,131	61.8	22
1,189,550	32.9	633,913	9.0	288,491	1.6	172,140	25.8	23
203,078	88.0	850,351	13.7	57,680	63.8	229,240	3.0	24
8,850,735	15.7	10,819,233	19.9	2,430,719	13.8	3,022,974	21.5	25
2,279,033	21.5	2,595,461	14.0	587,090	10.6	687,525	6.7	26
1,137,751	△0.7	756,181	10.4	345,996	31.3	192,796	5.1	27
730,915	21.3	1,275,338	29.2	190,470	7.1	316,115	18.5	28
1,381,754	18.7	356,677	8.2	368,537	7.3	119,565	22.1	29
549,215	36.2	1,271,345	13.5	156,727	13.6	344,706	21.3	30
789,670	12.9	700,331	101.0	233,710	23.7	193,912	110.6	31
483,562	△5.9	909,609	12.7	108,469	△17.9	249,820	5.5	32
145,370	8.9	345,829	14.4	33,505	△17.5	121,977	40.4	33
110,927	16.7	745,873	6.1	66,641	175.6	175,819	△13.5	34
263,648	14.1	590,990	74.7	67,471	5.8	237,918	149.7	35
1,946,305	28.5	2,367,243	28.5	491,862	9.7	806,962	76.4	36
862,362	37.4	1,548,868	35.3	200,587	5.0	569,126	99.9	37
7,668,101	21.4	9,421,822	21.4	2,093,643	14.0	2,644,343	24.5	38
2,052,219	13.5	8,470,724	52.4	601,231	7.0	2,898,114	73.6	39
771,683	30.1	2,977,581	70.1	236,597	20.5	1,018,731	119.9	40
488,938	8.0	3,019,332	53.3	143,653	3.0	1,058,174	63.9	41
161,848	7.6	727,205	49.3	37,352	△28.1	247,460	80.6	42
101,144	△6.9	1,276,937	30.2	41,608	60.2	378,217	25.9	43
128,927	△6.4	155,809	△0.5	33,342	△12.8	102,409	203.5	44
7,687	△10.2	4,178	15.5	2,023	26.3	1,201	△0.1	45
1,055,399	24.5	1,529,226	65.9	323,537	23.8	440,966	61.2	46
259,271	45.5	1,109,831	80.4	73,803	34.6	304,777	63.6	47

7. 主 要 地 域 (国) 別 及 び

(2) 主 要 商 品 の 輸 出

(単位 百万円, %)

品 名	令和2年		3年	
	価 額	伸 率	価 額	伸 率
総 額	68,399,121	△11.1	83,091,372	21.5
食 料 品	790,111	4.8	992,429	25.6
原 料 品	1,019,845	△1.3	1,439,455	41.1
鉱 物 性 燃 料	722,807	△47.7	992,891	37.4
化 学 製 品	8,533,629	△2.4	10,553,511	23.7
有 機 化 合 物	1,555,589	△18.4	1,981,900	27.4
医 薬 品	835,975	14.0	861,122	3.0
プ ラ ス チ ッ ク	2,419,779	△0.4	2,976,469	23.0
原 料 別 製 品	7,503,627	△10.7	9,926,876	32.3
鉄 鋼	2,573,733	△16.3	3,814,318	48.2
非 鉄 金 属	1,589,480	16.2	2,047,856	28.8
金 属 製 品	1,040,724	△14.5	1,276,953	22.7
織物用糸・繊維製品	590,944	△16.2	670,631	13.5
非 金 属 鉱 物 製 品	729,996	△14.9	886,336	21.4
ゴ ム 製 品	702,472	△20.4	885,207	26.0
紙 類 ・ 紙 製 品	257,548	△8.0	321,748	24.9
一 般 機 械	13,140,306	△13.1	16,382,266	24.7
原 動 機	2,169,162	△20.5	2,505,459	15.5
電 算 機 類 (含 周 辺 機 器)	305,357	△15.3	328,828	7.7
電 算 機 類 の 部 分 品	868,184	△10.2	1,005,119	15.8
半 導 体 等 製 造 装 置	2,517,183	2.0	3,352,919	33.2
金 属 加 工 機 械	777,110	△27.0	981,700	26.3
ポンプ・遠心分離機	1,173,230	△4.6	1,396,594	19.0
建設用・鉱山用機械	896,520	△21.3	1,309,367	46.1
荷 役 機 械	497,891	△22.9	598,372	20.2
加熱用・冷却用機器	369,950	△12.7	425,661	15.1
織 維 機 械	181,157	△19.5	239,176	32.0
ベ ア リ ン グ	368,785	△20.6	501,385	36.0
電 気 機 器	12,898,112	△2.3	15,309,365	18.7
半 導 体 等 電 子 部 品	4,155,314	3.7	4,899,550	17.9
(I C)	2,905,391	2.4	3,346,083	15.2
音 響 ・ 映 像 機 器	379,263	△15.9	426,574	12.5
(映像記録・再生機器)	258,491	△14.2	292,437	13.1
(テ レ ビ 受 像 機)	81,003	△22.9	92,618	14.3
音響・映像機器の部分品	189,300	△17.0	238,062	25.8
重 電 機 器	992,254	5.1	1,225,194	23.5
通 信 機 械	376,884	△15.7	413,691	9.8
電 気 計 測 機 器	1,530,339	△5.9	1,848,591	20.8
電 気 回 路 等 の 機 器	1,741,032	△6.0	2,093,970	20.3
電 池	519,122	△4.4	663,949	27.9
輸 送 用 機 器	14,456,213	△20.2	16,192,157	12.0
自 動 車	9,579,635	△20.0	10,722,197	11.9
(乗 用 車)	8,633,384	△19.2	9,385,960	8.7
(バ ス ・ ト ラ ッ ク)	901,599	△26.3	1,291,880	43.3
自 動 車 の 部 分 品	2,912,363	△19.1	3,600,021	23.6
二 輪 自 動 車	224,579	△16.0	307,423	36.9
航 空 機 類	324,391	△34.4	179,490	△44.7
船 舶	1,142,046	△23.5	1,049,827	△8.1
そ の 他	9,334,478	△8.2	11,302,421	21.1
科 学 光 学 機 器	1,968,032	△7.6	2,322,209	18.0
写 真 用 ・ 映 画 用 材 料	499,731	△5.3	596,178	19.3

(単位 百万円, %)

品 名	4年第I四半期	
	価 額	伸 率
総 額	21,981,707	14.5
食 料 品	234,904	8.6
原 料 品	357,682	6.2
鉱 物 性 燃 料	455,565	111.1
化 学 製 品	2,775,926	13.8
有 機 化 合 物	541,106	22.2
医 薬 品	291,568	34.1
プ ラ ス チ ッ ク	762,091	8.4
原 料 別 製 品	2,665,068	24.0
鉄 鋼	1,066,652	43.2
非 鉄 金 属	555,535	18.5
金 属 製 品	319,896	5.0
織物用糸・繊維製品	169,598	12.5
非 金 属 鉱 物 製 品	232,668	17.0
ゴ ム 製 品	230,661	14.5
紙 類 ・ 紙 製 品	83,802	12.0
一 般 機 械	4,325,664	14.5
原 動 機	658,297	9.0
電 算 機 類 (含 周 辺 機 器)	81,488	11.5
電 算 機 類 の 部 分 品	240,322	△1.9
半 導 体 等 製 造 装 置	936,536	28.5
金 属 加 工 機 械	266,343	18.9
ポンプ・遠心分離機	351,375	6.7
建設用・鉱山用機械	375,584	25.1
荷 役 機 械	165,669	19.6
加熱用・冷却用機器	110,694	15.9
織 維 機 械	69,382	35.2
ベ ア リ ン グ	126,040	10.0
電 気 機 器	3,925,654	13.5
半 導 体 等 電 子 部 品	1,256,130	17.0
(I C)	860,213	18.1
音 響 ・ 映 像 機 器	188,669	75.6
(映像記録・再生機器)	73,860	2.5
(テ レ ビ 受 像 機)	15,048	△39.2
音響・映像機器の部分品	49,280	4.4
重 電 機 器	318,470	13.0
通 信 機 械	100,751	6.4
電 気 計 測 機 器	450,210	6.7
電 気 回 路 等 の 機 器	518,715	8.1
電 池	177,580	16.6
輸 送 用 機 器	4,154,757	0.8
自 動 車	2,726,486	0.3
(乗 用 車)	2,376,842	△1.3
(バ ス ・ ト ラ ッ ク)	337,477	13.0
自 動 車 の 部 分 品	916,774	6.5
二 輪 自 動 車	84,205	0.3
航 空 機 類	36,301	△19.2
船 舶	290,633	△15.4
そ の 他	3,086,488	24.6
科 学 光 学 機 器	538,679	1.4
写 真 用 ・ 映 画 用 材 料	153,612	12.9

(注)「伸率」は対前年伸率。

主 要 商 品 別 輸 出 入 額 (続)

(3) 主 要 商 品 の 輸 入

(単位 百万円, %)

品 名	令和2年		3年	
	価 額	伸 率	価 額	伸 率
総 額	68,010,832	△13.5	84,760,730	24.6
食 料 品	6,679,374	△7.1	7,380,319	10.5
魚 介 類	1,368,622	△14.9	1,514,580	10.7
肉 類	1,431,066	△7.1	1,556,907	8.8
穀 物 類	766,126	△3.9	988,064	29.0
野 菜	504,027	△6.1	531,892	5.5
果 実	536,853	△0.3	557,446	3.8
原 料 品	4,681,568	△3.7	6,932,314	48.1
木 材	278,949	△21.9	406,714	45.8
非 鉄 金 属 鉱 石	1,504,852	9.2	1,985,473	31.9
鉄 鉱 石	1,034,363	△13.0	1,973,254	90.8
大 豆	159,160	△4.9	227,701	43.1
鉱 物 性 燃 料	11,254,099	△33.6	16,969,353	50.8
原 油 及 び 粗 油	4,646,424	△41.7	6,928,775	49.1
石 油 製 品	1,245,153	△19.0	2,141,790	72.0
(揮 発 油)	974,556	△15.9	1,653,457	69.7
液 化 天 然 ガ ス	3,205,056	△26.3	4,277,888	33.5
液 化 石 油 ガ ス	430,481	△19.2	733,587	70.4
石 炭	1,707,598	△32.5	2,761,597	61.7
(一 般 炭)	906,344	△31.0	1,625,061	79.3
化 学 製 品	7,858,764	△3.7	9,732,000	23.8
有 機 化 合 物	1,668,802	△1.3	1,808,545	8.4
医 薬 品	3,197,264	3.4	4,186,652	30.9
原 料 別 製 品	6,563,543	△7.1	8,272,195	26.0
鉄 鋼	705,979	△25.5	1,062,222	50.5
非 鉄 金 属	1,723,276	△1.5	2,834,995	64.5
金 属 製 品	1,135,830	△12.6	1,316,945	15.9
織物用糸・繊維製品	1,245,823	31.6	1,003,526	△19.4
非 金 属 鉱 物 製 品	570,299	△17.9	671,612	17.8
木 製 品 等 (除 家 具)	617,168	△19.3	748,558	21.3
一 般 機 械	7,042,544	△7.1	7,679,885	9.0
原 動 機	897,202	△27.1	1,023,365	14.1
電 算 機 類 (含 周 辺 機 器)	2,406,228	8.8	2,391,455	△0.6
電 算 機 類 の 部 分 品	413,028	△21.2	457,284	10.7
電 気 機 器	11,354,355	△5.3	13,639,297	20.1
半 導 体 等 電 子 部 品	2,505,843	△2.9	3,353,974	33.8
(I C)	1,990,530	△0.9	2,744,544	37.9
絶 縁 電 線 ・ 絶 縁 ケーブル	749,140	△9.1	908,928	21.3
音 響 映 像 機 器 (含 部 品)	1,276,893	△6.7	1,376,458	7.8
重 電 機 器	604,766	△8.9	746,892	23.5
通 信 機	2,850,319	0.1	3,320,850	16.5
(電 話 機)	1,603,579	△5.4	1,982,507	23.6
電 気 計 測 機 器	638,169	△16.3	721,262	13.0
輸 送 用 機 器	2,599,763	△27.0	3,256,880	25.3
自 動 車	1,165,326	△17.3	1,370,392	17.6
自 動 車 の 部 分 品	674,702	△24.2	825,174	22.3
航 空 機 類	441,282	△51.3	619,172	40.3
そ の 他	9,976,823	△11.2	10,898,486	9.2
科 学 光 学 機 器	1,711,687	△5.8	1,886,908	10.2
衣 類 ・ 同 付 属 品	2,723,662	△15.0	2,832,818	4.0
家 具	747,970	△5.1	849,784	13.6
パ ッ グ 類	506,253	△21.4	531,746	5.0

(単位 百万円, %)

品 名	4年第一四半期	
	価 額	伸 率
総 額	25,282,366	34.7
食 料 品	1,980,066	27.4
魚 介 類	386,553	24.6
肉 類	395,463	24.8
穀 物 類	318,043	52.6
野 菜	144,261	18.8
果 実	130,002	20.8
原 料 品	1,830,219	30.7
木 材	142,900	108.7
非 鉄 金 属 鉱 石	550,578	23.8
鉄 鉱 石	467,230	41.5
大 豆	50,314	16.0
鉱 物 性 燃 料	6,343,656	81.0
原 油 及 び 粗 油	2,419,571	81.7
石 油 製 品	599,855	42.0
(揮 発 油)	417,732	40.2
液 化 天 然 ガ ス	1,801,303	67.6
液 化 石 油 ガ ス	289,554	48.6
石 炭	1,205,154	163.1
(一 般 炭)	685,298	155.4
化 学 製 品	3,092,997	50.1
有 機 化 合 物	522,410	39.4
医 薬 品	1,467,313	66.0
原 料 別 製 品	2,396,368	37.3
鉄 鋼	337,338	68.1
非 鉄 金 属	845,354	53.4
金 属 製 品	353,985	20.7
織物用糸・繊維製品	269,899	13.5
非 金 属 鉱 物 製 品	179,538	17.7
木 製 品 等 (除 家 具)	239,764	47.3
一 般 機 械	2,076,285	10.3
原 動 機	254,378	7.2
電 算 機 類 (含 周 辺 機 器)	682,848	1.4
電 算 機 類 の 部 分 品	124,020	14.9
電 気 機 器	3,857,129	19.8
半 導 体 等 電 子 部 品	994,808	47.6
(I C)	817,350	50.0
絶 縁 電 線 ・ 絶 縁 ケーブル	255,461	15.8
音 響 映 像 機 器 (含 部 品)	362,296	4.6
重 電 機 器	226,181	26.6
通 信 機	916,337	6.8
(電 話 機)	566,520	8.8
電 気 計 測 機 器	206,241	8.0
輸 送 用 機 器	773,800	0.0
自 動 車	309,110	△12.6
自 動 車 の 部 分 品	228,420	7.6
航 空 機 類	124,190	25.0
そ の 他	2,931,846	11.5
科 学 光 学 機 器	499,298	10.2
衣 類 ・ 同 付 属 品	730,074	5.0
家 具	232,778	11.2
パ ッ グ 類	155,346	14.6

(注)「伸率」は対前年伸率。

8. 主 要 国 別 品

令和3年1～12月輸出額

品 名 国 名	番 号	輸出総額	食料品	原料品	鉱物性 燃 料	化 学 製 品	有 機 化合物	医薬品	プラス チック	原料別 製 品	鉄 鋼	非 鉄 金 属	金 属 製 品
総 額	1	83,091,372	992,429	1,439,455	992,891	10,553,511	1,981,900	861,122	2,976,469	9,926,876	3,814,318	2,047,856	1,276,953
大 韓 民 国	2	5,769,569	42,557	261,409	209,127	1,319,611	310,681	41,087	342,958	895,659	504,283	129,536	70,162
中華人民共和国	3	17,984,389	182,879	397,445	104,079	3,114,600	589,726	127,796	1,089,924	2,182,517	630,129	696,041	303,856
台 湾	4	5,988,084	116,878	85,652	15,970	1,075,018	188,059	39,054	310,347	718,536	241,422	261,062	52,634
香 港	5	3,890,409	195,273	24,529	15,620	362,798	3,117	28,805	110,102	226,711	34,747	72,799	30,216
ベ ト ナ ム	6	2,096,808	50,081	149,499	19,120	258,131	36,299	9,887	114,110	438,520	191,916	55,853	31,601
タ イ	7	3,624,605	34,089	68,824	13,224	439,403	53,948	12,804	126,685	995,719	568,287	196,771	115,315
シンガポール	8	2,200,637	34,686	8,420	128,784	261,864	35,348	6,385	34,853	168,765	51,571	33,724	25,499
マレーシア	9	1,713,677	13,618	85,480	82,995	178,927	18,405	2,991	82,484	247,995	100,737	75,605	21,867
フィリピン	10	1,219,671	9,246	14,180	24,321	136,923	34,275	2,847	48,262	198,526	61,447	53,200	24,145
インドネシア	11	1,465,403	8,912	40,084	15,359	201,545	41,572	7,287	53,519	403,817	213,498	67,841	43,959
イ ン ド	12	1,411,066	945	26,359	21,096	394,613	57,607	2,863	120,167	343,609	108,633	143,617	39,865
パキスタン	13	252,946	10	2,557	360	9,962	2,783	525	3,002	68,433	56,084	1,307	3,229
イ ラ ン	14	7,687	0	45	2	1,822	89	1,360	18	101	0	0	42
サウジアラビア	15	488,938	1,738	339	1,286	17,783	1,774	1,345	3,438	65,489	23,805	1,621	4,120
クウェート	16	161,848	549	40	120	1,012	126	146	472	23,733	15,246	7	750
カ タ ール	17	101,144	425	425	321	871	121	77	358	16,867	9,867	73	492
オ マ ーン	18	128,927	441	322	294	1,101	170	31	407	16,292	10,110	1	602
イスラエル	19	188,437	503	431	29	13,439	1,171	175	3,536	5,886	550	1,051	1,000
アラブ首長国連邦	20	771,683	5,557	3,124	747	13,304	2,232	676	4,643	69,073	19,536	253	3,842
ノルウェー	21	110,792	750	38	4	4,416	603	35	230	24,975	21,582	34	1,342
スウェーデン	22	145,370	808	105	2,305	5,776	1,846	181	821	17,147	2,772	2,444	2,250
デンマーク	23	62,750	726	1,492	0	4,684	69	72	847	4,349	15	547	1,715
英 国	24	1,137,751	6,501	10,712	26,581	98,993	18,677	40,378	17,037	57,646	6,968	15,068	13,989
アイルランド	25	110,927	121	123	8	39,173	19,146	6,739	3,333	3,203	623	335	582
オ ラ ン ダ	26	1,381,754	16,357	12,094	3,952	171,156	41,617	13,226	47,028	70,068	7,663	4,437	22,740
ベルギー	27	789,670	2,942	17,425	135	120,354	45,075	13,318	33,324	49,187	8,794	3,300	10,663
フ ラ ン ス	28	730,915	10,815	2,488	2,786	86,698	14,088	19,786	9,495	41,453	3,264	3,885	9,943
ド イ ツ	29	2,279,033	8,890	18,249	2,540	310,060	122,150	33,253	63,742	148,920	12,586	21,504	36,837
ス イ ス	30	483,562	1,033	721	37	147,383	16,478	113,024	6,541	44,990	1,364	36,479	2,702
ポルトガル	31	83,832	650	1,818	20	2,660	1,301	29	763	34,935	28,504	948	1,225
ス ベ イ ン	32	263,648	2,399	2,195	2,891	22,128	9,033	1,842	4,725	33,080	22,096	925	3,199
イ タ リ ア	33	549,215	2,744	7,360	565	70,119	24,644	14,824	14,857	79,867	32,762	5,459	6,713
フィンランド	34	51,888	153	2,122	1	3,532	707	196	1,184	5,891	1,573	159	545
ロ シ ア	35	862,362	5,952	834	8,086	26,232	3,752	2,210	5,817	71,188	3,643	422	12,217
オーストリア	36	136,196	346	1,557	10	23,443	4,239	8,449	1,764	13,302	4,191	5,367	1,454
ギ リ シ ャ	37	28,821	56	121	40	1,759	76	399	363	2,741	721	46	372
ト ル コ	38	349,023	153	6,006	283	23,386	6,232	1,620	8,205	70,817	52,521	5,831	6,909
カ ナ ダ	39	916,904	11,874	2,566	52	32,489	11,812	3,058	5,410	65,162	20,018	1,171	16,574
アメリカ合衆国	40	14,831,414	145,527	118,355	58,950	1,143,066	177,257	280,472	207,491	988,251	188,910	112,270	243,690
メ キ シ コ	41	1,189,550	1,241	2,756	12,495	54,872	9,495	887	25,381	296,107	219,810	6,382	39,080
パ ナ マ	42	527,664	76	0	589	658	133	27	250	3,173	334	1	466
プエルトリコ(米)	43	92,414	68	22	0	5,520	2,780	1	1,765	1,323	3	14	21
コ ロ ン ビ ア	44	133,520	100	769	98	4,203	1,853	172	784	43,206	39,263	100	342
ベネズエラ	45	1,999	0	0	0	58	26	12	0	96	3	0	9
チ リ	46	203,078	67	1,109	40,171	8,178	1,204	137	2,024	37,818	16,284	2	1,608
ブラジル	47	459,618	989	3,020	2,872	61,499	40,485	2,948	8,524	60,021	25,523	2,324	13,240
アルゼンチン	48	95,498	36	207	112	9,826	3,674	146	1,678	3,963	597	111	1,851
リベリア	49	263,787	18	0	144	38	0	6	1	398	21	1	155
南アフリカ共和国	50	259,271	937	1,425	7,498	17,312	2,080	390	3,400	24,792	8,632	146	3,274
オーストラリア	51	1,674,531	22,232	2,893	121,705	47,497	5,777	2,830	5,961	106,806	15,009	1,314	8,525
ニュージーランド	52	320,836	3,114	298	8,229	8,287	952	585	2,204	14,083	4,223	373	1,185
(E U)	53	7,668,101	48,334	73,065	16,918	994,400	289,145	113,327	209,557	582,639	137,646	69,656	117,635

別 輸 出 入 額

(単位 百万円)

織物・糸・繊維製品	非金属鉱物製品	ゴム製品	紙類・紙製品	一般機械	原動機	電算機類(含周辺機器)	電算機類の部品	半導体等製造装置	金属加工機械	ポンプ・遠心分離機	建設用・鉱山用機械	荷役機械	加熱用・冷却用機器	番号
670,631	886,336	885,207	321,748	16,382,266	2,505,459	328,828	1,005,119	3,352,919	981,700	1,396,594	1,309,367	598,372	425,661	1
41,800	93,880	17,455	37,672	1,167,655	81,633	9,449	16,920	588,339	60,163	87,140	16,972	37,101	18,855	2
190,682	202,140	73,315	80,642	4,132,948	419,815	30,397	194,408	1,301,019	315,611	318,538	20,435	72,771	74,299	3
18,691	99,903	14,409	29,754	1,138,896	50,742	13,876	5,853	702,355	57,481	64,811	22,985	22,958	20,235	4
22,407	49,021	11,406	5,228	236,654	16,256	9,512	62,207	13,397	9,039	10,649	15,026	5,267	5,399	5
94,309	18,868	16,563	27,442	283,290	23,404	2,535	47,172	11,386	21,767	16,754	25,676	18,407	5,536	6
30,931	32,167	25,846	25,377	691,772	159,970	5,323	60,679	14,127	41,339	101,044	22,884	28,977	16,978	7
5,508	36,822	10,492	4,982	345,625	33,200	8,109	38,008	128,895	5,564	22,502	4,065	7,423	10,116	8
5,184	16,300	7,792	20,458	225,507	27,619	2,838	5,234	24,615	12,331	14,345	6,003	13,480	4,174	9
11,229	19,703	9,719	10,466	184,902	17,048	2,194	42,140	12,341	10,027	12,816	15,422	8,407	6,854	10
19,984	9,545	39,410	9,107	306,232	75,794	975	18,435	1,038	15,142	28,887	25,649	33,637	5,570	11
12,116	16,663	13,886	8,770	272,898	42,085	2,503	5,267	464	39,056	32,108	11,043	13,086	4,832	12
2,755	410	2,453	2,195	41,983	9,944	132	49	0	420	3,114	762	728	1,776	13
2	18	39	0	751	328	35	0	0	0	54	0	40	10	14
14,270	3,222	18,081	364	48,170	10,578	159	130	6	882	16,105	3,713	4,586	1,224	15
2,076	1,264	4,355	21	7,334	1,580	29	5	0	24	2,547	59	388	297	16
1,581	987	3,845	18	10,194	3,460	81	1	0	12	2,576	625	523	1,296	17
217	1,292	4,056	14	12,511	3,776	1	6	0	105	2,325	1,528	334	1,161	18
179	1,270	1,503	329	50,192	657	368	308	37,810	2,029	1,008	1,243	472	1,571	19
12,432	3,766	28,023	1,191	145,848	68,345	3,342	13,807	12	297	15,872	15,861	5,770	1,260	20
34	28	1,937	15	13,000	2,352	3	3	11	597	217	8,349	298	195	21
704	1,476	7,267	220	31,147	2,341	609	180	1,254	3,609	3,012	3,648	4,508	1,611	22
532	715	694	61	11,419	1,964	160	40	124	1,351	516	3,060	448	69	23
2,763	6,506	11,716	481	241,110	76,760	9,083	5,705	2,923	7,529	17,211	47,125	9,382	17,177	24
157	213	1,282	8	26,129	6,274	498	798	10,315	495	904	389	1,532	549	25
5,232	19,989	5,148	4,792	483,178	29,283	32,151	164,326	9,760	8,981	30,062	119,733	13,514	12,580	26
4,452	7,250	14,366	357	133,766	19,225	1,458	2,313	1,514	15,343	28,565	32,119	5,922	4,574	27
7,683	5,469	10,021	1,082	180,175	41,316	2,389	2,912	13,840	8,730	16,715	17,453	6,482	12,601	28
13,470	36,752	20,426	7,135	439,817	49,175	67,018	24,952	35,751	29,062	68,455	22,490	13,582	10,766	29
832	2,014	1,386	180	21,282	619	203	2,209	678	2,154	1,647	9,757	196	310	30
1,079	850	2,073	249	12,294	628	26	20	108	756	1,624	113	4,682	1,008	31
1,615	1,030	3,765	440	37,167	12,064	610	1,000	54	2,651	3,075	1,777	1,051	3,495	32
19,202	6,101	7,523	2,027	136,190	23,169	1,428	6,130	8,773	21,130	16,888	12,034	4,707	7,716	33
439	733	2,285	137	10,415	2,839	6	37	218	1,999	207	2,290	134	126	34
2,498	4,658	46,623	1,103	173,950	46,088	358	275	509	2,728	16,568	57,898	20,833	4,275	35
508	1,263	288	227	44,192	2,931	286	48	9,981	1,690	1,048	19,801	801	1,675	36
527	36	1,002	37	6,790	2,117	240	133	0	59	778	312	115	363	37
1,919	751	2,601	282	95,841	20,970	421	103	55	12,628	8,975	23,305	1,451	1,551	38
2,467	2,969	20,638	1,265	136,713	24,990	1,568	5,553	80	9,434	9,470	38,175	4,058	3,670	39
69,882	129,971	214,113	27,773	3,648,637	824,915	97,282	254,073	417,145	197,667	298,625	486,930	140,181	113,785	40
6,516	5,339	17,890	1,022	230,281	57,358	10,288	2,499	446	22,910	14,512	2,299	7,432	15,913	41
36	66	2,264	6	26,382	3,769	700	931	0	2	2,285	10,714	305	136	42
48	2	1,234	1	8,907	8,102	8	5	0	0	147	168	5	1	43
45	244	3,194	18	13,493	5,417	44	9	0	40	867	1,687	883	107	44
0	3	81	0	472	353	0	2	0	0	32	0	0	1	45
153	1,754	17,808	199	21,665	2,820	85	42	0	18	1,040	9,620	4,481	159	46
862	2,823	14,325	912	102,200	30,854	703	978	305	6,535	11,087	3,845	9,935	2,651	47
268	276	798	62	19,898	7,367	109	16	2	606	4,172	502	1,676	178	48
1	4	214	2	3,485	1,609	12	1	0	0	587	228	30	32	49
401	4,349	7,404	586	40,673	6,563	608	1,687	9	554	4,125	11,061	5,553	1,973	50
3,219	11,229	65,102	2,368	205,108	21,930	4,138	12,089	92	6,959	13,890	73,894	30,779	12,369	51
453	4,372	2,731	743	41,334	6,579	523	2,048	18	852	1,475	18,757	2,390	3,096	52
62,164	90,444	86,567	17,899	1,778,846	233,016	108,796	204,842	92,765	116,597	209,737	238,856	62,609	61,933	53

8. 主 要 国 別 品

令和3年1～12月輸出額（続）

品 名 国 名	番 号	織 維 機 械	ベアリ ング	電 気 機 器	半 導 体 等 電 子 部 品	(I C)	音 響 ・ 映 像 機 器	(映像 記録・ 再生機 器)	(テレビ 受像機)	音 響 ・ 映 像 機 器 の 部 分 品	重 電 機 器	通 信 機	電 気 計 測 機 器
総 額	1	239,176	501,385	15,309,365	4,899,550	3,346,083	426,574	292,437	92,618	238,062	1,225,194	413,691	1,848,591
大 韓 民 国	2	3,188	33,568	967,924	347,173	289,297	10,085	8,371	829	5,246	72,987	11,701	159,195
中華人民共和国	3	113,732	131,168	3,887,779	1,241,667	854,858	76,164	63,585	7,714	74,492	320,756	129,486	482,812
台 湾	4	6,613	17,941	1,646,531	1,072,360	939,363	5,885	4,283	944	4,274	60,600	27,263	143,412
香 港	5	875	11,716	1,302,148	603,150	379,055	13,982	6,528	3,138	14,098	60,296	16,332	31,598
ベ ト ナ ム	6	6,563	8,154	546,326	298,926	220,424	7,983	2,853	2,756	12,765	13,876	10,587	25,792
タ イ	7	4,727	33,061	694,526	226,684	135,957	9,305	7,198	657	18,111	49,115	20,114	97,955
シンガポール	8	461	17,327	462,846	169,712	96,108	12,699	11,658	431	10,679	16,016	5,314	49,581
マレーシア	9	1,638	5,237	499,602	315,051	133,743	7,045	4,977	288	6,208	8,370	3,372	40,692
フィリピン	10	137	4,024	333,134	118,154	85,241	674	514	60	10,490	19,290	5,464	21,062
インドネシア	11	2,910	14,951	155,086	19,203	12,485	4,765	2,613	1,997	1,295	9,803	4,540	26,002
インド	12	24,229	13,985	186,097	23,339	10,684	6,076	5,548	192	1,187	20,470	3,254	32,617
パキスタン	13	18,904	465	15,446	97	2	16	10	3	25	1,309	385	4,303
イ ラ ン	14	38	3	1,732	0	0	98	98	0	0	9	0	231
サウジアラビア	15	17	1,036	18,257	42	8	65	20	6	13	3,358	387	1,703
クウェート	16	13	90	5,338	6	1	16	2	4	2	310	22	433
カタール	17	1	187	2,902	14	2	506	75	429	12	360	67	307
オマーン	18	0	361	4,504	0	0	2	1	0	72	348	84	684
イスラエル	19	24	720	11,138	2,084	319	220	137	33	86	912	64	1,106
アラブ首長国連邦	20	205	5,745	35,210	305	109	2,538	2,156	291	434	3,721	699	2,465
ノルウェー	21	26	4	3,123	154	16	45	12	3	35	130	129	434
スウェーデン	22	58	198	23,319	1,935	372	316	102	87	102	827	8,266	3,297
デンマーク	23	21	34	7,147	178	74	718	676	4	558	230	65	544
英 国	24	1,767	4,892	145,989	6,546	2,418	5,292	3,006	1,835	3,000	22,547	3,074	18,950
アイルランド	25	17	84	6,315	727	107	54	5	8	14	504	1,204	529
オランダ	26	1,126	20,012	263,040	26,795	7,654	44,127	41,772	1,522	1,774	15,030	6,415	42,696
ベルギー	27	280	853	46,259	3,453	2,552	480	141	241	971	2,619	6,391	9,723
フランス	28	1,293	14,140	98,465	6,806	1,285	984	524	83	353	25,024	1,447	12,190
ドイツ	29	1,173	24,267	623,808	99,473	44,635	14,525	9,611	2,398	3,678	46,048	13,937	134,796
スイス	30	107	205	13,692	3,585	171	152	52	10	47	1,949	359	2,114
ポルトガル	31	256	446	4,565	234	19	127	60	18	226	282	19	903
スペイン	32	434	526	30,173	10,164	6,914	199	123	43	282	5,553	476	1,969
イタリア	33	4,864	1,814	43,627	5,427	3,158	679	310	169	202	5,638	1,782	6,864
フィンランド	34	77	34	7,736	1,149	535	28	12	2	2,887	136	46	1,344
ロシア	35	631	2,077	58,734	584	122	2,374	845	62	407	2,905	6,309	9,372
オーストリア	36	4	460	16,510	2,899	131	237	23	20	53	656	256	2,026
ギリシャ	37	84	23	1,434	30	0	20	1	14	34	212	98	382
トルコ	38	10,833	742	73,886	631	111	1,221	1,022	21	196	16,902	4,676	10,860
カナダ	39	77	4,915	106,107	6,857	1,726	4,889	4,613	11	2,048	28,711	2,828	16,073
アメリカ合衆国	40	10,061	89,950	2,236,741	229,845	96,039	153,267	96,864	42,141	42,905	278,022	104,156	333,427
メキシコ	41	1,357	10,108	208,965	16,204	8,343	20,644	1,511	18,149	12,449	19,285	2,322	22,897
パナマ	42	0	4,847	2,521	14	1	51	25	25	18	275	82	307
プエルトリコ(米)	43	0	98	866	2	0	2	1	0	20	482	10	157
コロンビア	44	703	155	3,980	4	0	5	3	1	6	923	283	400
ベネズエラ	45	0	3	48	0	0	0	0	0	0	0	0	6
チリ	46	157	204	3,620	21	6	69	30	7	10	107	83	337
ブラジル	47	2,356	7,546	72,187	4,587	2,383	1,451	1,188	214	979	8,355	751	16,416
アルゼンチン	48	685	289	15,563	2,882	2,794	716	710	5	393	799	65	5,699
リベリア	49	0	24	413	1	0	4	0	4	2	62	30	86
南アフリカ共和国	50	86	1,631	19,738	54	35	672	646	14	149	969	653	6,257
オーストラリア	51	899	3,346	53,865	1,051	175	6,420	5,930	227	570	4,529	1,891	3,207
ニュージーランド	52	133	157	5,201	441	87	171	107	6	25	714	200	367
(E U)	53	10,122	68,326	1,412,047	181,388	73,817	69,585	54,947	9,694	14,862	165,678	41,592	272,554

別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

電気回路等の機器	電池	輸送用機器	自動車	(乗用車)	(バス・トラック)	自動車の部分品	二輪自動車	航空機類	船舶	その他	科学光学機器	写真用・映画用材料	番号
2,093,970	663,949	16,192,157	10,722,197	9,385,960	1,291,880	3,600,021	307,423	179,490	1,049,827	11,302,421	2,322,209	596,178	1
163,147	7,435	97,878	48,888	43,892	4,995	40,129	3,797	587	1,510	807,749	240,871	89,796	2
632,936	114,491	1,664,665	943,951	942,957	995	677,115	10,517	2,881	0	2,317,478	709,040	157,727	3
119,052	14,886	379,957	280,035	214,481	59,031	40,327	4,434	79	1,045	810,646	194,578	125,921	4
221,609	16,859	81,562	59,144	43,907	14,872	7,710	1,382	740	11,446	1,445,113	117,940	9,161	5
99,987	748	92,859	52,627	17,280	35,243	28,098	392	1,255	0	258,982	67,804	8,243	6
120,656	9,167	331,257	46,911	33,143	13,004	269,484	2,197	45	0	355,791	73,118	7,821	7
47,302	48,329	160,414	61,805	38,574	22,241	8,610	1,285	3,001	83,707	629,233	31,718	14,765	8
34,072	3,531	174,641	103,791	77,046	15,827	66,275	1,683	123	0	204,911	16,566	3,891	9
85,193	324	142,600	84,674	9,536	68,615	31,683	3,043	156	18,634	175,839	24,658	1,038	10
42,559	3,440	239,124	62,386	30,181	32,205	164,531	510	10	3,303	95,244	14,510	1,189	11
43,059	6,740	75,682	3,035	2,936	99	64,813	373	39	701	89,768	19,317	5,867	12
3,083	44	103,216	81,678	65,140	12,229	20,679	5	7	0	10,979	1,181	645	13
14	4	44	5	1	4	33	3	0	0	3,190	772	611	14
2,042	197	323,754	302,247	247,537	54,709	20,242	755	168	0	12,122	2,856	60	15
3,049	21	120,816	115,709	101,225	14,432	4,559	473	3	0	2,905	517	1	16
140	11	65,275	57,567	46,325	11,201	3,719	237	236	0	3,864	488	0	17
394	4	91,892	79,184	56,448	22,161	12,529	91	21	0	1,570	277	0	18
719	225	74,341	71,108	65,313	5,795	873	2,173	26	0	32,478	3,877	4,836	19
4,588	230	362,167	312,079	242,070	68,437	45,156	3,121	857	69	136,653	5,437	847	20
73	2	59,930	55,237	55,235	1	135	723	441	3,299	4,556	1,102	0	21
3,202	241	48,439	44,004	43,683	321	2,634	838	6	0	16,323	3,262	190	22
3,105	330	22,725	21,796	21,489	307	66	576	31	0	10,208	4,411	15	23
14,624	38,699	281,783	210,018	204,314	5,704	54,222	5,752	393	5,560	268,435	21,416	20,699	24
1,254	536	19,821	19,348	19,180	167	71	383	6	0	16,034	3,749	1,078	25
24,915	8,275	171,747	34,750	33,599	1,151	87,284	31,308	117	0	190,162	77,030	11,569	26
4,913	2,155	340,916	109,145	93,916	15,229	217,045	11,221	27	1	78,687	38,150	8,317	27
11,374	19,225	166,562	101,120	85,231	15,888	17,685	33,760	3,613	0	141,472	17,443	13,780	28
51,681	22,713	269,462	161,549	158,171	3,378	46,860	7,915	9,028	0	457,289	117,667	8,145	29
1,033	663	34,103	30,209	29,830	379	442	2,642	584	0	220,322	5,259	68	30
1,042	232	22,519	11,408	6,781	4,627	10,327	375	3	0	4,371	1,585	1	31
4,301	415	107,507	80,354	79,275	1,078	4,334	12,630	64	3,050	26,109	3,967	612	32
6,450	935	151,737	103,439	82,447	20,991	8,864	27,393	198	0	57,007	15,884	887	33
164	424	18,041	16,126	15,824	302	777	535	158	0	3,997	941	124	34
3,877	2,384	463,292	357,469	313,782	43,620	100,055	4,977	8	40	54,096	7,797	1,358	35
984	1,285	27,740	22,610	21,588	1,022	794	1	11	0	9,096	3,292	324	36
242	27	14,048	6,404	5,555	849	206	2,155	0	5,171	1,831	158	49	37
4,046	24,014	62,530	17,947	12,050	5,034	42,366	1,582	78	0	16,122	2,365	301	38
10,788	12,396	504,144	368,568	366,289	2,102	110,650	10,644	5,337	8,318	57,797	11,470	909	39
226,815	258,019	4,738,345	3,584,965	3,504,405	79,667	897,914	77,270	144,440	0	1,753,542	383,447	84,500	40
34,578	16,399	299,742	118,366	85,159	33,206	179,004	1,693	223	0	83,090	18,708	1,676	41
437	33	491,915	9,798	6,916	2,883	3,007	112	0	478,980	2,349	349	240	42
31	0	72,621	71,908	71,671	236	600	110	1	0	3,087	1,944	0	43
127	28	63,595	57,526	26,373	29,813	3,535	1,792	0	0	4,078	967	80	44
2	0	1,281	1,026	811	179	79	167	0	0	44	6	0	45
432	165	84,535	80,538	63,117	17,403	2,303	1,573	6	0	5,915	2,366	161	46
9,786	4,408	126,539	8,497	8,349	148	104,522	3,192	3,178	0	30,290	6,362	1,284	47
1,182	32	38,874	6,286	3,314	2,972	31,972	159	1	0	7,018	795	187	48
144	1	259,068	42	0	42	1	0	0	259,019	222	94	0	49
2,317	356	135,814	103,289	44,493	57,969	31,327	939	4	0	11,081	1,730	141	50
3,857	3,818	1,028,142	984,606	778,162	206,202	30,145	10,634	563	0	86,282	13,297	2,090	51
583	510	207,445	201,306	164,745	36,511	3,124	2,510	111	0	32,845	759	386	52
135,128	72,486	1,635,071	903,722	835,810	67,911	452,687	132,227	13,286	19,449	1,126,781	302,457	45,918	53

8. 主 要 国 別 品

令和3年1～12月輸入額

品 名 国 名	番 号	輸入総額	食料品	魚介類	肉 類	穀物類	野 菜	果 実	原料品	木 材	非 鉄 金属鉱	鉄鉱石
総 額	1	84,760,730	7,380,319	1,514,580	1,556,907	988,064	531,892	557,446	6,932,314	406,714	1,985,473	1,973,254
大 韓 民 国	2	3,521,160	264,071	52,585	859	16,090	28,565	8,365	82,935	240	4,160	0
中華人民共和国	3	20,377,498	897,313	272,877	101,249	35,301	263,110	78,664	262,937	17,453	3,426	1
台 湾	4	3,681,825	77,350	48,281	562	2,185	9,816	5,578	137,168	598	21,695	0
香 港	5	120,175	7,424	4,737	0	45	184	89	14,324	2	0	0
ベ ト ナ ム	6	2,524,525	174,372	106,005	1,600	5,957	6,894	14,963	59,898	2,030	3,853	0
タ イ	7	2,892,200	440,479	94,978	208,386	25,756	21,152	13,637	125,317	469	635	0
シンガポール	8	971,982	50,450	329	21	4,817	0	3	43,009	4	0	0
マレーシア	9	2,164,599	44,422	3,696	466	2,310	3,821	463	136,919	5,597	338	0
ブルネイ	10	257,448	561	471	0	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	11	1,192,226	124,516	15,354	103	381	1,483	105,096	151,396	807	115,537	0
インドネシア	12	2,154,378	136,730	64,473	12	2,499	3,041	2,618	593,692	7,904	289,759	0
イ ン ド	13	674,613	74,793	52,594	0	1,169	900	7,225	53,307	120	3,092	12,794
パキスタン	14	29,448	2,296	1,551	9	341	22	222	4,915	0	584	0
イ ラ ン	15	4,178	965	31	0	0	7	722	70	0	0	0
バーレーン	16	134,864	539	539	0	0	0	0	302	0	0	0
サウジアラビア	17	3,019,332	226	106	0	0	0	118	33,354	0	8,650	0
クウェート	18	727,205	0	0	0	0	0	0	298	0	0	0
カ タ ール	19	1,276,937	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0
オ マ ーン	20	155,809	1,532	407	0	5	257	11	3,055	0	125	0
イスラエル	21	142,158	7,876	16	0	70	451	6,871	2,893	0	0	0
アラブ首長国連邦	22	2,977,581	1,119	13	0	57	615	52	43,388	0	0	0
ノルウェー	23	185,075	114,083	111,104	183	54	0	1	2,929	242	167	0
スウェーデン	24	345,829	2,700	25	0	482	83	85	42,472	37,326	0	0
デンマーク	25	263,207	66,127	2,685	49,066	883	27	625	4,691	59	0	0
英 国	26	756,181	56,983	2,653	1,932	6,401	371	214	10,693	4	0	0
アイルランド	27	745,877	27,236	3,013	10,538	12	0	0	654	0	0	0
オ ラ ン ダ	28	356,673	71,367	1,495	21,387	3,737	5,676	884	25,050	156	2	0
ベルギー	29	700,331	29,810	54	10	4,509	5,610	146	7,758	37	1,789	0
フ ラ ン ス	30	1,275,338	204,317	3,537	10,440	15,862	2,275	4,069	17,099	337	12	0
ド イ ツ	31	2,595,461	50,243	2,979	323	4,936	4,897	1,048	16,831	5,349	153	0
ス イ ス	32	909,609	40,657	0	1	150	146	39	2,904	442	0	0
ス ペ イ ン	33	590,990	116,198	12,637	68,694	2,046	6,136	3,552	43,106	151	14	0
イ タ リ ア	34	1,271,345	344,368	3,674	10,288	14,098	16,414	6,248	22,505	520	0	0
フィンランド	35	215,993	3,233	188	545	833	3	159	48,930	32,396	11,652	0
ロ シ ア	36	1,548,868	143,167	137,439	4	1,288	231	44	79,456	53,414	8,286	5,449
オーストリア	37	247,524	8,175	0	3,147	300	13	1,507	13,832	11,883	64	0
カ ナ ダ	38	1,498,760	336,079	41,519	170,770	81,103	10,269	5,646	633,272	121,155	127,453	138,460
アメリカ合衆国	39	8,903,114	1,548,749	130,160	452,411	516,024	79,679	104,340	682,719	69,061	82,423	27,702
メ キ シ コ	40	633,913	144,484	7,836	77,823	1,062	10,622	39,666	56,148	32	30,429	0
プエルトリコ(米)	41	202,821	306	0	0	0	0	0	133	0	0	0
ベネズエラ	42	5,857	937	13	0	0	0	0	72	0	0	0
ペ ル ー	43	314,377	29,811	10,337	0	354	2,300	7,109	185,491	3	169,996	12,163
チ リ	44	850,351	197,481	139,530	16,970	265	3,253	16,459	595,457	7,597	558,074	7,571
ブラジル	45	1,084,961	254,739	624	97,543	74,694	147	5,773	631,725	1,036	2,458	557,305
アルゼンチン	46	106,410	91,723	23,432	1,190	44,970	147	4,616	3,724	22	2,093	0
南アフリカ共和国	47	1,109,831	37,485	251	0	24,289	2,378	8,650	101,876	3	19,250	72,007
オーストラリア	48	5,733,704	450,280	15,303	203,777	83,373	3,446	17,546	1,469,937	123	308,127	1,093,679
バプアニューギニア	49	332,879	956	368	14	0	0	0	70,953	355	70,445	0
ニュージーランド	50	303,416	168,578	12,665	32,507	1,407	12,995	52,312	22,792	7,988	3	807
(E U)	51	9,421,822	1,065,179	55,023	182,531	50,520	50,697	21,598	354,499	106,092	13,687	0

別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

大 豆	鉱物性 燃 料	原油及 び粗油	石 油 製 品 (揮発油)	液化天 然ガス	液化石 油ガス	石 炭 (一般炭)	化 学 製 品	有 機 化合物	医薬品	原料別 製 品	鉄 鋼	非 鉄 金 属	番 号		
227,701	16,969,353	6,928,775	2,141,790	1,653,457	4,277,888	733,587	2,761,597	1,625,061	9,732,000	1,808,545	4,186,652	8,272,195	1,062,222	2,834,995	1
0	530,775	0	525,769	251,067	0	4,929	0	0	590,692	154,906	79,360	784,508	353,330	235,830	2
2,616	182,285	0	53,137	23,073	0	73	17,145	8,564	1,476,632	462,988	77,916	2,469,337	228,269	260,848	3
0	4,493	0	3,920	3,389	0	0	56	0	335,283	51,137	12,634	343,502	97,587	70,846	4
0	91	0	91	0	0	0	0	0	1,288	49	41	9,719	1	4,806	5
0	28,676	16,504	680	0	0	0	11,383	0	98,725	5,361	2,748	355,223	34,410	13,639	6
0	19,146	2,902	10,574	8,107	5,593	0	75	0	307,605	16,509	7,490	307,886	16,033	49,695	7
0	53,881	0	37,101	16,598	16,780	0	0	0	253,434	39,175	123,322	27,094	908	6,100	8
0	621,116	22,713	63,648	20,284	534,755	0	0	0	139,409	33,442	803	195,352	23,817	59,489	9
0	253,186	9,140	9,363	9,363	234,683	0	0	0	3,659	3,645	13	1	0	0	10
0	2	0	0	0	0	2	0	0	21,707	11,075	842	152,962	908	5,400	11
0	438,138	8,866	3,855	0	105,033	58	317,339	124,121	117,970	33,362	4,754	290,095	7,922	47,366	12
0	80,989	0	75,086	74,928	0	0	0	0	147,714	102,581	12,892	137,446	31,299	38,337	13
0	5,239	0	5,239	5,239	0	0	0	0	126	102	12	8,668	0	946	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,121	0	0	15
0	109,122	49,059	60,063	60,063	0	0	0	0	376	0	0	17,368	4	17,034	16
0	2,886,143	2,768,535	112,804	112,804	0	4,804	0	0	58,906	45,069	0	36,069	18	35,771	17
0	726,612	589,108	104,320	104,320	0	33,183	0	0	42	0	0	128	118	8	18
0	1,256,192	512,378	262,808	251,702	469,061	11,945	0	0	8,403	2	0	11,618	0	11,618	19
0	147,617	34,411	9,571	9,571	103,635	0	0	0	2,232	2,198	0	1,341	4	1,322	20
0	562	0	562	529	0	0	0	0	23,237	4,746	4,988	19,652	577	156	21
0	2,802,757	2,408,967	306,176	306,173	76,159	11,455	0	0	3,383	0	3	109,642	11	108,934	22
0	3,706	0	3,706	3,681	0	0	0	0	22,708	4,977	8,956	27,433	2,229	23,914	23
0	240	0	240	0	0	0	0	0	142,322	4,565	116,743	31,470	14,578	814	24
0	35	0	20	2	0	0	0	0	132,853	2,675	107,683	3,445	45	18	25
0	6,222	5,630	539	66	0	0	0	0	170,224	8,524	110,145	88,479	3,655	59,851	26
0	69	0	1	0	0	0	0	0	483,127	47,219	406,841	1,506	223	21	27
0	1,412	0	1,181	719	0	0	0	0	85,123	9,399	43,794	13,999	271	1,902	28
0	1,175	0	1,175	537	0	0	0	0	557,777	42,977	481,077	43,103	1,285	28,679	29
0	11,436	0	3,905	204	7,510	21	0	0	287,513	27,562	128,493	50,464	2,453	6,759	30
0	2,594	0	2,313	341	0	24	0	0	858,066	137,246	533,192	174,200	5,370	72,511	31
0	234	0	234	1	0	0	0	0	425,481	33,287	371,009	26,341	372	15,054	32
0	45,254	0	45,200	44,952	0	0	0	0	231,508	22,703	192,999	21,609	570	7,489	33
0	2,194	0	2,177	1,527	0	0	0	0	243,257	63,294	137,236	65,417	1,414	20,383	34
0	36	0	3	0	0	0	0	0	37,539	4,219	9,559	73,642	2,451	28,680	35
151	951,941	257,771	38,720	38,719	372,355	0	282,820	195,718	15,744	9,235	44	348,567	45,426	292,441	36
0	7	0	7	0	0	0	0	0	30,477	2,032	18,466	28,293	3,091	4,033	37
22,600	217,508	0	7,412	0	0	91,965	116,703	38,662	150,938	2,179	107,811	38,938	981	24,897	38
170,296	1,338,536	36,882	195,251	116,619	472,318	502,028	132,052	51,291	1,755,868	302,597	854,375	319,814	16,772	69,629	39
0	5,945	5,945	0	0	0	0	0	0	27,075	1,653	13,017	39,963	229	29,096	40
0	0	0	0	0	0	0	0	0	177,156	23,137	151,187	5	0	2	41
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,649	4,649	0	116	0	116	42
0	85,874	0	61,233	61,233	24,641	0	0	0	300	0	0	11,216	0	11,089	43
0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,167	125	0	34,544	2,445	7,612	44
32,022	8,672	8,539	134	4	0	0	0	0	80,735	57,569	8,617	86,450	35,462	40,235	45
5	0	0	0	0	0	0	0	0	4,988	2	282	5,272	2	5,223	46
0	4,795	0	723	0	0	0	4,072	4,072	9,247	3,112	52	924,110	33,879	864,882	47
0	3,510,380	15,167	35,010	34,915	1,541,031	65,861	1,853,311	1,202,634	52,012	383	10,960	212,043	1,421	153,554	48
0	260,946	0	38,784	33,925	222,163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
0	6,579	0	0	0	0	0	6,579	0	28,969	3,899	1,435	67,597	99	42,531	50
0	72,334	0	62,357	54,415	7,510	45	0	0	3,163,260	374,609	2,217,143	577,246	36,097	175,097	51

8. 主 要 国 別 品

令和3年1～12月輸入額（続）

品 名 国 名	番 号	金 属 製 品	織物用 糸・織 維製品	非金属 鉱物製 品	木製品 等（除 家具）	一 般 機 械	原 動 機	電 算 機 類（含周 辺機器）	電算機 類の部 分品	電 気 機 器	半 導 体 等電子 部 品	（ I C ）	絶縁電線 ・絶縁 ケーブル
総 額	1	1,316,945	1,003,526	671,612	748,558	7,679,885	1,023,365	2,391,455	457,284	13,639,297	3,353,974	2,744,544	908,928
大 韓 民 国	2	91,840	35,927	34,770	1,088	374,679	32,757	24,665	21,082	521,282	235,356	211,959	18,038
中華人民共和国	3	732,009	594,275	262,298	146,503	3,758,874	111,063	1,854,747	291,393	6,223,146	552,417	267,317	246,873
台 湾	4	85,497	41,823	27,484	1,215	289,661	10,643	80,133	34,222	1,880,762	1,606,702	1,545,091	11,805
香 港	5	191	110	4,409	3	5,133	16	1,606	2,216	8,444	4,235	3,691	423
ベ ト ナ ム	6	69,884	94,355	21,296	93,375	167,398	11,351	20,414	21,960	704,298	17,198	7,565	248,281
タ イ	7	101,588	45,463	27,486	13,920	358,215	39,838	94,029	22,683	686,606	100,259	69,133	60,844
シンガポール	8	3,528	1,503	14,042	5	191,174	845	73,256	4,540	160,931	97,062	86,418	510
マレーシア	9	6,818	11,225	16,718	66,398	71,289	694	20,191	9,082	606,380	171,256	97,894	11,448
ブルネイ	10	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
フィリピン	11	11,922	5,569	12,232	108,974	100,236	4,734	38,652	16,272	442,145	84,340	59,171	151,793
インドネシア	12	17,793	48,633	16,750	92,361	86,464	21,033	18,917	11,931	195,291	10,647	6,648	101,904
インド	13	4,501	19,362	39,618	144	46,602	21,972	108	558	57,090	122	42	4,081
パキスタン	14	473	7,012	40	0	3	0	0	0	30	0	0	1
イ ラ ン	15	1	3,118	1	0	3	0	0	2	6	0	0	0
バーレーン	16	0	18	310	0	3	0	0	0	0	0	0	0
サウジアラビア	17	0	234	19	0	12	0	2	0	34	0	0	6
クウェート	18	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0
カタール	19	0	0	0	0	4	0	0	1	2	0	0	0
オマーン	20	4	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イスラエル	21	9,980	405	8,410	9	17,289	3,947	3,822	467	43,608	11,899	11,425	455
アラブ首長国連邦	22	29	169	496	0	327	2	12	7	1,204	350	0	521
ノルウェー	23	495	94	45	35	7,830	1,791	146	13	2,637	14	12	11
スウェーデン	24	7,839	504	567	2,524	30,535	5,420	331	325	23,128	178	85	101
デンマーク	25	1,745	377	423	176	16,546	580	405	326	17,521	41	19	122
英 国	26	5,780	4,937	5,748	473	126,694	69,532	3,037	1,176	77,042	6,119	3,238	1,860
アイルランド	27	990	157	20	10	11,424	213	5,985	1,093	64,720	45,489	45,442	59
オ ラ ン ダ	28	2,368	4,921	2,500	566	69,816	713	6,820	1,167	48,075	2,230	2,060	484
ベルギー	29	1,820	2,280	7,614	912	9,228	202	915	157	9,064	3,358	3,208	47
フ ラ ン ス	30	17,168	2,880	9,819	1,418	98,530	40,387	4,990	148	69,056	12,402	8,911	762
ド イ ツ	31	41,714	8,827	20,739	3,910	328,816	60,265	9,628	2,368	343,594	50,091	41,498	4,001
ス イ ス	32	7,410	1,686	830	55	60,752	3,930	746	245	36,464	1,318	985	632
ス ペ イ ン	33	2,240	900	3,411	1,064	11,586	1,498	75	57	16,609	163	153	89
イ タ リ ア	34	8,824	13,735	10,449	926	95,462	32,524	963	269	44,312	9,431	827	603
フィンランド	35	744	453	1,031	23,311	14,605	2,190	168	6	22,571	838	720	14
ロ シ ア	36	182	309	943	8,124	5,569	5,266	46	4	816	351	2	49
オーストリア	37	4,074	532	1,783	13,248	32,143	2,713	1,675	123	22,469	3,933	2,736	177
カ ナ ダ	38	2,309	1,299	692	6,213	33,072	10,259	2,993	956	28,604	1,048	588	386
アメリカ合衆国	39	57,212	20,540	68,365	21,623	1,080,121	484,563	78,351	10,002	946,458	308,543	260,735	14,865
メ キ シ コ	40	3,809	1,315	1,600	10	54,571	12,399	23,969	1,544	157,680	10,409	3,301	4,452
プエルトリコ(米)	41	0	1	0	0	2,505	0	0	14	266	0	0	0
ベネズエラ	42	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ペ ル ー	43	0	64	57	3	129	0	104	0	1	0	0	0
チ リ	44	0	13	63	24,358	164	1	1	0	100	0	0	0
ブ ラ ジ ル	45	507	437	1,989	5,850	8,710	4,217	63	19	1,652	139	4	63
アルゼンチン	46	7	0	13	2	178	133	0	0	13	1	1	0
南アフリカ共和国	47	186	87	649	23,131	3,185	123	3	2	473	2	1	10
オーストラリア	48	1,370	179	9,825	44,615	7,074	2,053	105	170	5,987	434	63	25
バブアニューギニア	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニュージージーランド	50	2,045	253	23	22,572	2,008	125	16	1	1,220	47	3	10
(E U)	51	97,443	46,378	75,142	65,613	806,414	164,918	51,013	6,562	799,104	132,670	108,734	10,931

別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

音響映像機器 (含部品)	重電器 機	通信機	(電話機)	電気計測機器	輸送用 機 器	自動車	自動車の部分 品	航 空 機 類	その他	科学光 学機器	衣類・ 同付属 品	家 具	バッグ 類	番 号
1,376,458	746,892	3,320,850	1,982,507	721,262	3,256,880	1,370,392	825,174	619,172	10,898,486	1,886,908	2,832,818	849,784	531,746	1
36,307	18,551	47,601	9,268	13,139	62,679	1,328	47,542	5,056	309,539	47,773	5,771	7,296	1,318	2
802,715	428,009	2,425,951	1,756,834	152,689	530,781	24,795	323,344	699	4,576,191	385,876	1,582,261	531,415	207,750	3
48,215	22,563	77,708	215	15,397	55,287	1,236	23,900	1,161	558,319	78,404	3,704	38,567	2,485	4
546	584	651	55	382	207	15	32	138	73,545	2,998	324	7	88	5
69,975	39,460	223,646	110,045	8,082	65,055	34	51,502	1	870,881	35,730	399,474	103,626	44,937	6
96,300	45,320	148,637	74,540	33,408	264,872	132,134	89,851	298	382,072	103,814	56,369	22,717	4,513	7
1,871	909	3,515	37	11,682	6,178	5	98	699	185,831	75,649	22	335	87	8
118,385	20,004	112,898	3,079	47,342	13,514	277	6,698	1,952	336,198	49,467	102,860	21,193	55	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	23	0	0	10
33,616	30,315	37,730	3	17,169	17,562	11	13,494	2,348	181,699	23,706	14,703	17,846	7,435	11
17,773	11,540	8,496	362	2,001	73,587	26,229	38,496	18	222,411	6,931	92,423	19,531	7,957	12
223	4,820	30,094	27,624	6,539	27,686	9,321	14,023	149	48,987	1,773	26,231	1,302	6,083	13
0	0	0	0	1	101	78	15	0	8,071	854	5,676	12	240	14
0	0	0	0	3	0	0	0	0	13	0	1	0	1	15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,154	0	16	0	0	16
0	0	0	0	22	2	0	2	1	4,586	1	0	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0	0	0	1	18
0	0	0	0	0	1	0	0	0	698	2	0	0	0	19
0	0	0	0	0	2	0	2	0	28	1	0	2	0	20
1,340	1,367	6,280	9	5,272	561	0	2	540	26,480	22,080	47	296	23	21
9	195	13	2	7	13,119	1	29	0	2,644	113	91	1	1	22
84	40	154	2	597	295	0	216	13	3,454	1,136	15	1,157	0	23
7,883	935	2,178	1	5,941	55,017	45,162	8,711	226	17,945	11,657	143	777	26	24
1,256	5,616	1,553	74	6,460	969	391	371	5	21,022	10,371	31	5,730	8	25
6,278	4,848	2,790	13	30,623	117,053	100,648	6,765	7,089	102,792	34,492	8,353	3,495	1,527	26
149	116	2,302	0	5,075	104	0	71	28	157,032	149,564	526	22	1	27
1,963	15,479	864	1	5,590	8,388	2,593	3,376	72	33,446	14,556	61	575	87	28
349	296	454	0	1,575	34,512	33,673	515	11	7,905	1,299	150	225	153	29
5,418	2,144	7,267	17	13,308	296,941	19,378	6,816	268,378	239,982	19,267	14,070	4,680	76,606	30
12,724	28,613	16,382	42	78,632	600,696	459,536	60,062	61,329	220,421	127,480	965	9,505	1,645	31
482	2,464	505	0	15,944	1,324	29	377	168	315,454	66,346	423	716	297	32
300	1,728	553	79	8,167	62,501	52,183	9,148	194	42,618	2,122	1,825	2,960	21,515	33
1,125	5,313	4,511	2	7,924	127,043	91,872	8,006	10,532	326,787	15,725	86,511	13,715	111,926	34
338	2,505	8,910	1	6,219	7,326	6,528	110	2	8,112	3,542	73	774	112	35
46	13	5	0	152	405	122	95	73	3,204	157	73	220	3	36
803	1,233	1,125	0	6,258	87,381	74,606	1,858	949	24,746	7,118	201	11,831	28	37
4,078	3,365	7,125	5	7,500	17,277	4,624	2,417	9,359	43,072	24,498	4,011	947	108	38
65,126	31,871	61,470	135	179,065	428,991	108,530	48,437	245,898	801,858	422,616	9,348	11,058	1,783	39
24,452	3,112	43,212	37	7,755	84,521	48,152	33,918	670	63,527	39,792	3,370	5,815	205	40
0	0	3	0	21	0	0	0	0	22,451	18,646	2	0	0	41
1	0	0	0	0	0	0	0	0	82	5	0	0	0	42
0	0	0	0	1	2	0	0	0	1,554	2	1,493	0	1	43
0	23	1	0	4	4	0	4	0	435	2	1	0	0	44
24	115	18	0	83	1,656	422	894	294	10,622	598	176	70	34	45
0	0	1	0	8	166	58	96	6	345	6	53	20	1	46
50	0	8	0	314	27,761	26,986	645	3	897	105	4	213	5	47
502	192	947	2	1,421	3,456	16	2,866	62	22,535	15,403	78	89	459	48
0	0	0	0	0	1	0	0	0	22	0	0	0	0	49
33	279	13	0	384	127	7	62	0	5,546	4,478	47	58	2	50
45,572	74,118	80,280	221	163,028	1,399,879	881,939	115,538	341,947	1,183,908	380,667	137,740	57,601	216,762	51

9. 航 空 貨 物 主 要

輸 出														
年 月	商 品 番 号	総 額	食料品	織 維 及 び 同製品	織 物	衣 類	化 学 製 品	医 薬 品	非金属 鉱物 製品	真 珠	金 属 及 び 同製品	金 属 製 品		
		価 額	価 額	価 額	価 額	価 額	価 額	K G	価 額	価 額	K G	価 額	価 額	価 額
令和元年……	1	22,343,896	122,866	162,264	66,191	46,465	2,210,661	5,220,863	588,905	303,328	31,065	33,037	732,694	376,218
2 ……	2	21,426,586	145,745	142,390	47,350	44,360	2,419,160	5,236,358	696,483	271,544	8,682	7,614	773,732	320,716
3 ……	3	26,603,036	168,622	166,336	48,545	61,956	2,999,410	6,272,300	697,855	335,535	16,494	17,123	992,256	421,203
令和3年1～3月	4	5,978,494	39,987	37,263	10,536	14,097	707,433	1,270,754	179,548	78,263	2,758	3,161	235,803	96,853
4～6…	5	6,613,130	38,373	39,465	12,641	13,005	774,391	1,506,085	177,115	82,844	4,664	5,000	256,462	107,072
7～9…	6	6,789,329	44,971	43,917	11,447	17,958	754,462	1,480,431	171,957	84,719	4,820	4,519	258,409	105,838
10～12…	7	7,222,084	45,291	45,691	13,921	16,895	763,124	2,015,030	169,235	89,708	4,252	4,443	241,581	111,440
令和3年 1月	8	1,906,314	13,574	11,610	3,199	4,420	256,729	415,657	74,655	24,586	676	858	77,938	30,128
2…	9	1,880,646	10,299	11,768	3,220	4,636	225,345	374,008	59,931	25,064	900	883	72,823	30,815
3…	10	2,191,534	16,114	13,886	4,117	5,041	225,359	481,089	44,963	28,614	1,182	1,420	85,042	35,910
4…	11	2,277,809	13,407	13,068	4,451	3,838	280,880	446,236	71,836	29,406	1,610	1,626	84,788	36,686
5…	12	2,060,304	12,270	12,725	4,100	4,439	240,852	490,191	49,191	26,144	1,639	1,856	79,164	33,701
6…	13	2,275,018	12,696	13,672	4,090	4,728	252,660	569,658	56,088	27,294	1,415	1,518	92,510	36,685
7…	14	2,316,948	14,927	14,379	3,906	5,571	257,030	555,015	62,638	29,477	1,697	1,561	89,363	37,446
8…	15	2,150,452	15,241	13,727	3,477	5,665	228,111	454,709	44,740	26,856	1,515	1,391	81,147	32,643
9…	16	2,321,929	14,802	15,812	4,065	6,723	269,321	470,707	64,579	28,386	1,609	1,566	87,899	35,749
10…	17	2,430,401	13,499	15,680	4,580	6,153	270,817	708,697	62,225	30,386	1,656	1,395	84,911	38,367
11…	18	2,286,717	13,915	13,727	4,267	4,994	244,808	671,934	55,332	28,219	1,388	1,548	77,160	34,926
12…	19	2,504,966	17,877	16,284	5,074	5,748	247,499	634,399	51,678	31,104	1,208	1,501	79,509	38,147

輸 入														
年 月	商 品 番 号	総 額	食料品	生きた 動 物	原料及 び燃料	工 業 用 ダイヤモンド		化 学 製 品	医 薬 品		機 械 器 器	航空機用 内燃機関		事務用 機 器
		価 額	価 額	価 額	価 額	K G	価 額	価 額	K G	価 額	価 額	K G	価 額	価 額
令和元年……	1	21,578,212	280,004	24,994	116,539	40,979	4,986	3,837,759	16,712,373	2,750,947	13,460,962	4,248,597	675,186	1,668,374
2 ……	2	20,175,923	254,909	23,133	140,904	38,779	4,095	3,917,901	13,959,227	2,805,671	12,246,513	2,149,754	441,095	1,741,480
3 ……	3	24,688,658	304,980	30,033	190,427	52,235	4,997	4,926,984	14,748,051	3,777,162	14,734,788	1,720,321	469,418	1,768,830
令和3年1～3月	4	5,544,675	57,220	5,464	34,615	11,187	1,174	1,058,361	3,451,431	787,107	3,417,772	414,222	107,279	502,518
4～6…	5	6,030,483	68,021	5,664	65,421	12,186	1,203	1,290,386	3,829,219	993,463	3,430,387	396,605	117,783	415,622
7～9…	6	6,258,036	70,284	3,126	47,037	13,794	1,320	1,364,610	3,541,657	1,091,692	3,614,011	440,598	123,908	408,588
10～12…	7	6,855,464	109,456	15,779	43,355	15,069	1,301	1,213,628	3,925,744	904,899	4,272,618	468,896	120,448	442,103
令和3年 1月	8	1,846,047	19,051	2,418	9,710	3,597	324	317,872	1,136,080	236,781	1,198,808	124,026	33,988	187,908
2…	9	1,640,647	16,700	1,869	8,878	3,583	396	305,274	988,104	220,318	1,005,682	132,181	30,679	141,478
3…	10	2,057,980	21,469	1,178	16,027	4,007	454	435,215	1,327,247	330,008	1,213,282	158,015	42,612	173,132
4…	11	2,069,769	24,389	2,648	30,553	3,436	338	415,529	1,253,550	320,314	1,211,853	141,947	37,901	148,977
5…	12	1,984,438	21,685	1,467	19,150	4,589	470	477,474	1,240,510	374,212	1,081,344	114,564	36,547	135,927
6…	13	1,976,275	21,947	1,548	15,718	4,161	395	397,383	1,335,159	298,937	1,137,190	140,094	43,335	130,718
7…	14	2,006,937	23,429	896	16,911	4,527	481	415,049	1,039,062	326,222	1,171,083	133,928	41,620	137,498
8…	15	2,017,397	23,841	953	12,390	4,680	381	446,673	1,194,304	359,501	1,132,072	138,739	40,671	135,280
9…	16	2,233,702	23,014	1,277	17,736	4,587	458	502,888	1,308,291	405,969	1,310,856	167,931	41,617	135,809
10…	17	2,210,744	26,342	3,066	12,987	4,662	400	399,775	1,256,625	292,079	1,388,014	156,762	36,528	145,051
11…	18	2,342,073	34,551	6,517	14,047	6,192	488	432,037	1,439,138	323,057	1,465,176	164,523	45,283	145,078
12…	19	2,302,647	48,562	6,196	16,322	4,215	412	381,816	1,229,981	289,762	1,419,428	147,611	38,638	151,974

商 品 別 輸 出 入 額

(単位 百万円)

機 械 機 器	事務用 機 器	映 像 機 器		音 響 機 器		半導体等 電子部品	電気計測 機 器	航 空 機 類	科学光学 機 器	時 計	その他	番 号
価 額	価 額	N O	価 額	N O	価 額	価 額	価 額	価 額	価 額	価 額	価 額	
13,378,058	432,414	6,151,723	216,883	59,484,084	11,740	3,816,379	724,903	313,850	1,301,109	86,597	5,434,024	1
12,683,266	426,056	5,688,813	207,924	38,382,986	12,655	3,975,252	705,867	201,226	1,166,834	63,563	4,990,749	2
15,738,295	519,009	6,335,907	263,312	32,037,669	18,806	4,699,958	939,098	85,684	1,460,858	84,616	6,202,582	3
3,526,680	128,185	1,630,540	65,547	10,825,594	4,237	1,026,472	211,456	23,864	333,712	16,857	1,353,064	4
3,860,485	134,741	1,631,435	61,777	8,118,852	4,727	1,100,470	233,675	31,544	348,095	22,330	1,561,109	5
4,034,310	131,046	1,446,786	61,929	7,266,776	4,786	1,243,079	234,359	16,609	368,192	22,298	1,568,541	6
4,316,821	125,037	1,627,146	74,059	5,826,447	5,057	1,329,937	259,608	13,667	410,859	23,131	1,719,868	7
1,096,681	40,548	515,255	16,665	3,633,516	990	337,053	63,642	5,965	104,666	5,383	425,195	8
1,113,640	39,230	485,733	21,113	3,152,391	1,530	321,147	62,971	10,244	102,565	4,766	421,709	9
1,316,359	48,406	629,552	27,770	4,039,687	1,716	368,273	84,843	7,655	126,480	6,707	506,160	10
1,343,915	46,947	596,273	22,191	3,072,884	1,950	373,070	81,127	10,827	118,189	7,160	512,345	11
1,198,838	41,971	513,461	20,416	2,528,206	1,310	347,070	70,491	10,334	111,086	7,176	490,310	12
1,317,732	45,823	521,701	19,170	2,517,762	1,467	380,329	82,057	10,383	118,821	7,994	558,454	13
1,366,318	47,763	443,662	18,800	2,980,271	1,635	411,512	82,056	6,277	123,164	7,851	545,453	14
1,285,610	40,362	481,026	19,127	2,025,795	1,507	395,231	71,873	4,990	122,723	7,154	499,760	15
1,382,381	42,921	522,098	24,002	2,260,710	1,644	436,336	80,430	5,342	122,306	7,293	523,328	16
1,430,108	42,488	507,291	23,805	2,216,955	1,630	437,950	87,406	3,442	135,750	7,364	585,000	17
1,364,157	40,290	543,013	25,816	1,638,787	1,431	421,795	82,527	6,875	132,585	7,331	544,732	18
1,522,556	42,258	576,842	24,438	1,970,705	1,996	470,191	89,674	3,350	142,523	8,436	590,136	19

(単位 百万円)

音響・ 映像機 器	半導体 等電子 部品	電気計 測機器	航空機類		科学光 学機器	時 計	その他	ダイヤモンド		貴石及び半貴石 (ダイヤモンドを除く)		非鉄金属		金 属 製 品	番 号
価 額	価 額	価 額	M T	価 額	価 額	価 額	価 額	G R	価 額	K G	価 額	M T	価 額	価 額	
487,236	2,259,949	531,191	6,757	825,025	1,410,091	337,601	3,882,948	297,883	79,825	157,468	18,187	12,053	577,640	196,630	1
440,710	2,221,796	453,076	3,091	378,205	1,306,489	241,475	3,615,697	267,160	49,237	110,261	16,084	7,832	801,581	159,905	2
497,863	3,085,213	554,301	3,422	573,123	1,446,973	277,019	4,531,478	312,470	67,839	149,406	18,190	9,077	1,312,937	180,936	3
117,584	613,209	145,086	507	85,562	347,449	64,374	976,708	74,181	13,510	31,073	4,236	1,656	255,091	41,727	4
119,970	715,162	122,836	791	117,428	341,671	68,716	1,176,268	79,903	22,543	45,471	3,912	2,294	387,252	46,394	5
117,847	818,962	138,268	703	97,949	371,454	66,164	1,162,095	84,116	16,304	32,362	5,073	2,702	334,403	44,454	6
142,462	937,880	148,111	1,421	272,185	386,399	77,764	1,216,407	74,270	15,482	40,500	4,969	2,425	336,190	48,362	7
39,331	212,949	42,606	219	35,860	107,578	18,140	300,608	23,752	4,072	13,186	1,192	446	75,153	12,731	8
34,742	186,533	44,664	170	25,535	109,937	21,116	304,114	19,164	3,820	5,525	1,463	524	92,143	12,463	9
43,512	213,728	57,815	118	24,166	129,934	25,119	371,987	31,265	5,618	12,362	1,582	686	87,795	16,533	10
46,878	252,850	42,248	369	56,586	111,910	23,112	387,445	25,307	11,695	10,850	1,638	749	118,660	15,704	11
34,734	225,616	40,052	200	31,696	112,026	22,494	384,786	18,477	4,529	9,185	1,239	710	142,947	15,504	12
38,358	236,696	40,536	222	29,145	117,735	23,110	404,037	36,119	6,319	25,436	1,036	835	125,646	15,186	13
38,834	260,123	47,114	127	14,884	118,872	25,697	380,466	23,851	5,436	12,368	2,338	972	110,888	15,664	14
37,966	269,741	42,099	310	46,795	125,927	19,173	402,422	31,812	5,425	9,904	1,508	897	110,682	14,393	15
41,047	289,098	49,056	266	36,269	126,655	21,294	379,207	28,453	5,443	10,090	1,227	833	112,834	14,397	16
43,437	290,109	45,928	612	95,123	124,838	25,928	383,627	29,701	5,156	13,303	1,674	896	93,514	15,999	17
44,993	313,624	52,385	497	126,852	132,456	27,156	396,262	21,223	6,188	14,818	1,543	839	92,528	16,758	18
54,032	334,147	49,798	312	50,209	129,105	24,680	436,519	23,346	4,139	12,379	1,752	690	150,148	15,604	19

10. 船 舶・航 空 機 の 入 港 状 況

(1) 外 国 貿 易 船

(単位 隻, 千トン, %)

区分 年	合 計		日 本 籍		外 国 籍	
	隻 数	純トン数	隻 数	純トン数	隻 数	純トン数
平成21年……	112,756	898,797	3,856	39,548	108,900	859,249
22………	119,344	1,000,386	4,123	49,564	115,221	950,822
23………	116,269	1,010,406	4,519	57,735	111,750	952,671
24………	115,961	1,033,321	4,667	65,158	111,294	968,164
25………	115,129	1,043,822	4,740	73,104	110,389	970,718
26………	112,511	1,025,336	4,997	76,279	107,514	949,057
27………	110,163	1,026,543	4,925	81,204	105,238	945,339
28………	108,805	1,030,577	4,921	89,581	103,884	940,996
29………	106,594	1,017,730	5,159	105,664	101,435	912,066
30………	104,930	1,033,732	5,424	109,386	99,506	924,346
令和元年……	102,046	1,026,262	5,546	112,008	96,500	914,254
2………	96,483	936,226	5,192	98,222	91,291	838,004
3………	94,823	934,748	5,378	93,980	89,445	840,768
(対前年伸率)	(△1.7)	(△0.2)	(3.6)	(△4.3)	(△2.0)	(0.3)
構成比	100.0	100.0	5.7	10.1	94.3	89.9

(2) 外 国 貿 易 機

(単位 機, %)

区分 年	合 計	日本籍	外国籍
平成21年……	163,148	57,113	106,035
22………	168,436	53,422	115,014
23………	173,893	50,434	123,459
24………	190,257	54,729	135,528
25………	195,097	58,844	136,253
26………	210,978	63,753	147,225
27………	235,938	68,750	167,188
28………	264,104	77,001	187,103
29………	278,430	80,099	198,331
30………	289,262	79,219	210,043
令和元年……	309,083	80,190	228,893
2………	109,351	34,306	75,045
3………	86,450	37,004	49,446
(対前年伸率)	(△20.9)	(7.9)	(△34.1)
構成比	100.0	42.8	57.2

(船 舶)

(単位 隻, 千トン, %)

区 分	令和2年				令和3年			
	隻 数	構成比	純トン数	構成比	隻 数	構成比	純トン数	構成比
合 計	96,483	100.0	936,226	100.0	94,823	100.0	934,748	100.0
日 本	5,192	5.4	98,222	10.5	5,378	5.7	93,980	10.1
パ ナ マ	28,519	29.6	314,823	33.6	28,282	29.8	308,795	33.0
大 韓 民 国	14,160	14.7	34,351	3.7	14,036	14.8	34,365	3.7
香 港	10,459	10.8	85,418	9.1	9,791	10.3	85,871	9.2
リ ベ リ ア	5,099	5.3	82,198	8.8	5,924	6.2	100,782	10.8
シンガポール	5,143	5.3	69,462	7.4	4,757	5.0	63,635	6.8
バ ハ マ	4,443	4.6	44,325	4.7	3,761	4.0	40,522	4.3
マ ー シ ャ ル	4,142	4.3	59,214	6.3	4,577	4.8	66,416	7.1
ベ リ ー ズ	4,248	4.4	6,017	0.6	4,642	4.9	6,217	0.7
アンティグア・バーブーダ	1,568	1.6	7,158	0.8	945	1.0	3,888	0.4
ト ー ゴ	1,162	1.2	1,579	0.2	1,008	1.1	1,239	0.1
中華人民共和国	1,767	1.8	10,383	1.1	2,043	2.2	11,636	1.2
キ プ ロ ス	1,094	1.1	11,446	1.2	690	0.7	10,252	1.1
シエラレオネ	1,295	1.3	1,639	0.2	1,224	1.3	1,681	0.2
マ ル タ	875	0.9	17,296	1.8	921	1.0	19,968	2.1
英 国	1,008	1.0	10,023	1.1	884	0.9	9,764	1.0
ロ シ ア	734	0.8	297	0.0	736	0.8	336	0.0
フィリピン	657	0.7	3,009	0.3	724	0.8	3,560	0.4
ポルトガル	365	0.4	8,877	0.9	376	0.4	8,815	0.9
ノルウェー	518	0.5	10,959	1.2	462	0.5	9,667	1.0
マレーシア	502	0.5	7,249	0.8	514	0.5	7,337	0.8
そ の 他	3,533	3.7	52,279	5.6	3,148	3.3	46,021	4.9

(航空機)

(単位 機, %)

区 分	令和2年		令和3年	
	機数	構成比	機数	構成比
合 計	109,351	100.0	86,450	100.0
日 本	34,306	31.4	37,004	42.8
大 韓 民 国	10,025	9.2	3,317	3.8
中華人民共和国	12,128	11.1	6,093	7.0
アメリカ合衆国	19,925	18.2	18,318	21.2
台 湾	7,775	7.1	4,855	5.6
香 港	5,286	4.8	3,089	3.6
タ イ	2,075	1.9	789	0.9
シンガポール	2,183	2.0	1,470	1.7
フィリピン	2,534	2.3	1,303	1.5
ベ ト ナ ム	1,928	1.8	1,456	1.7
マ レ ー シ ア	871	0.8	390	0.5
オーストラリア	635	0.6	158	0.2
ド イ ツ	1,135	1.0	1,076	1.2
そ の 他	8,545	7.8	7,132	8.2

11. 主 要 港 別 輸 出 入 額 の 推 移

(単位 百万円)

港別	年										
		24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3
総額	輸出	63,747,572	69,774,193	73,093,028	75,613,929	70,035,770	78,286,457	81,478,753	76,931,665	68,399,121	83,091,372
	輸入	70,688,632	81,242,545	85,909,113	78,405,536	66,041,974	75,379,231	82,703,304	78,599,510	68,010,832	84,760,730
東京	輸出	4,687,725	5,473,748	6,137,426	6,245,640	5,820,405	5,862,127	6,039,750	5,823,726	5,233,124	6,493,780
	輸入	8,458,523	10,039,199	11,004,199	11,366,245	10,587,324	11,701,087	11,656,455	11,491,331	10,994,662	12,226,018
成田	輸出	7,298,822	7,149,548	6,592,959	8,910,411	9,034,949	11,167,865	11,458,775	10,525,596	10,158,849	12,821,390
	輸入	8,945,147	10,162,030	9,044,874	12,611,864	11,313,120	12,244,445	13,703,989	12,956,021	12,803,024	16,075,854
横浜	輸出	6,778,447	6,747,976	7,117,710	7,531,005	6,884,661	7,177,217	7,718,697	6,946,128	5,819,977	7,225,477
	輸入	3,665,906	4,173,680	4,617,227	4,622,943	3,799,894	4,133,560	4,753,762	4,891,967	4,054,454	4,982,275
川崎	輸出	1,289,711	1,654,706	1,693,638	1,565,199	1,259,748	1,119,827	1,114,408	1,116,740	894,102	1,003,448
	輸入	2,546,376	3,152,149	3,223,463	2,427,471	1,733,383	2,224,818	2,365,191	2,357,147	1,821,534	2,490,223
千葉	輸出	852,030	1,092,992	1,131,483	994,118	753,554	787,098	896,105	717,968	590,280	775,306
	輸入	4,083,883	4,792,932	5,466,058	3,561,127	2,658,495	3,314,539	3,964,417	3,268,159	2,478,209	3,411,845
神戸	輸出	5,009,794	5,216,485	5,485,777	5,550,797	5,110,104	5,631,705	5,819,818	5,557,149	4,901,725	5,895,966
	輸入	2,623,638	2,947,500	3,141,592	3,266,239	2,900,767	3,235,572	3,438,548	3,310,343	3,003,275	3,583,710
姫路	輸出	187,168	192,844	229,638	215,087	174,216	192,211	202,735	174,270	150,141	226,414
	輸入	520,818	624,300	744,969	571,243	396,737	443,312	490,672	452,274	363,603	459,913
大阪	輸出	2,746,841	3,009,742	3,262,814	3,419,611	3,144,465	3,674,184	4,242,687	3,774,242	3,808,736	4,698,073
	輸入	4,173,198	4,855,847	5,147,365	5,001,540	4,341,216	4,755,320	4,971,306	4,778,131	4,516,784	5,095,485
堺	輸出	482,819	514,345	554,727	493,655	444,353	464,859	511,130	439,842	369,217	750,696
	輸入	2,056,973	2,275,021	2,531,230	1,599,733	1,159,138	1,381,008	1,686,630	1,407,312	970,113	1,365,104
名古屋	輸出	9,676,428	11,058,377	11,374,767	11,471,742	10,745,466	11,742,128	12,484,522	12,306,759	10,413,661	12,480,530
	輸入	4,638,673	5,251,950	5,716,500	5,398,822	4,480,423	4,865,646	5,336,835	5,084,883	4,316,005	5,288,727
清水	輸出	1,617,095	1,719,154	1,782,299	1,810,183	1,747,586	1,852,953	1,882,852	1,823,906	1,668,437	2,029,830
	輸入	752,976	847,542	956,168	958,575	861,232	947,839	1,055,045	1,022,045	918,357	1,085,789
四日市	輸出	909,974	1,039,647	1,006,881	923,352	795,944	802,602	836,362	836,059	725,204	857,502
	輸入	1,963,881	2,168,100	2,406,144	1,662,309	1,127,307	1,365,256	1,718,812	1,586,859	1,075,265	1,517,823
門司	輸出	642,291	698,192	700,668	777,175	721,992	924,602	1,000,509	845,296	874,804	944,580
	輸入	708,752	805,256	828,049	850,889	775,043	883,715	918,314	885,057	686,144	838,989
徳山	輸出	335,475	437,479	416,669	439,557	424,016	529,691	492,574	419,384	339,964	476,699
	輸入	612,469	775,077	545,284	419,904	302,384	404,846	489,552	404,295	281,621	464,659
長崎	輸出	119,216	110,158	178,923	101,083	195,223	163,865	157,907	170,552	58,935	40,790
	輸入	65,339	73,125	83,482	67,543	52,158	64,526	68,697	49,052	37,363	41,826
函館	輸出	30,347	23,488	24,920	28,185	18,902	26,718	23,792	23,384	21,096	17,814
	輸入	16,510	15,533	15,876	18,156	16,683	20,903	21,199	29,920	19,076	16,523
室蘭	輸出	153,594	159,194	135,300	147,711	95,229	121,465	125,295	63,126	44,765	61,296
	輸入	673,369	727,169	297,260	210,496	122,392	196,488	226,503	113,257	62,228	87,395
那覇	輸出	4,629	4,140	7,150	5,268	4,659	5,414	4,652	4,221	2,810	4,114
	輸入	13,796	12,650	11,005	14,063	23,620	43,019	30,593	10,374	3,113	4,623

12. 輸 出 入 貨 物 屯 量

(1) 船 舶 に よ る も の

(単位 千トン, %)

区分 年	輸 出					輸 入				
	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比
平成6年…	111,179	5,844	5.3	105,335	94.7	751,408	173,357	23.1	578,051	76.9
7 ……	115,769	5,919	5.1	109,850	94.9	770,572	152,194	19.8	618,378	80.2
8 ……	114,794	3,671	3.2	111,123	96.8	783,492	144,830	18.5	638,662	81.5
9 ……	119,266	3,429	2.9	115,837	97.1	794,602	136,233	17.1	658,369	82.9
10 ……	118,195	2,710	2.3	115,485	97.7	745,250	128,318	17.2	616,932	82.8
11 ……	124,562	2,948	2.4	121,614	97.6	755,854	123,089	16.3	632,765	83.7
12 ……	130,103	5,162	4.0	124,940	96.0	806,540	102,961	12.8	703,579	87.2
13 ……	138,236	2,868	2.1	135,368	97.9	787,951	90,173	11.4	697,778	88.6
14 ……	153,763	3,337	2.2	150,426	97.8	785,142	86,699	11.0	698,442	89.0
15 ……	167,436	3,140	1.9	164,297	98.1	813,734	71,783	8.8	741,951	91.2
16 ……	176,142	2,252	1.3	173,890	98.7	828,443	68,798	8.3	759,645	91.7
17 ……	149,095	2,415	1.6	146,680	98.4	691,007	52,918	7.7	638,089	92.3

(注)「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約（通称「FAL条約」）の実施（平成17年11月1日）に伴い、船舶入出港届様式が変更され貨物数量の項目が削除されたため、平成17年11月以降は輸出入貨物屯量の集計を行っていない（平成17年の貨物屯量は1月から10月までの累計値）。

(2) 航 空 機 に よ る も の

(単位 トン, %)

区分 年	輸 出					輸 入				
	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比
平成20年…	1,497,004	656,377	43.8	840,627	56.2	1,549,734	688,288	44.4	861,446	55.6
21 ……	1,183,116	545,118	46.1	637,998	53.9	1,377,621	647,074	47.0	730,547	53.0
22 ……	1,510,348	648,358	42.9	861,990	57.1	1,713,328	762,641	44.5	950,687	55.5
23 ……	1,388,590	524,108	37.7	864,482	62.3	1,657,859	624,752	37.7	1,033,107	62.3
24 ……	1,380,002	553,318	40.1	826,684	59.9	1,706,066	661,450	38.8	1,044,616	61.2
25 ……	1,367,592	599,222	43.8	768,370	56.2	1,711,285	713,906	41.7	997,379	58.3
26 ……	1,589,481	707,377	44.5	882,104	55.5	1,850,172	809,724	43.8	1,040,448	56.2
27 ……	1,666,301	720,474	43.2	945,827	56.8	1,836,025	825,781	45.0	1,010,244	55.0
28 ……	1,730,543	786,126	45.4	944,417	54.6	1,923,052	884,971	46.0	1,038,081	54.0
29 ……	1,960,031	883,538	45.1	1,076,493	54.9	2,129,294	984,721	46.2	1,144,573	53.8
30 ……	2,009,765	777,816	38.7	1,231,949	61.3	2,033,190	853,610	42.0	1,179,580	58.0
令和元年…	1,735,930	727,836	41.9	1,008,094	58.1	1,977,293	826,671	41.8	1,150,622	58.2
2 ……	1,429,898	597,001	41.8	832,897	58.2	1,723,079	712,698	41.4	1,010,381	58.6
3 ……	1,920,318	871,103	45.4	1,049,215	54.6	2,071,156	952,031	46.0	1,119,125	54.0
(対前年 伸 率)	(34.3)	(45.9)		(26.0)		(20.2)	(33.6)		(10.8)	

13. 貿 易 指 数

(1) 総 括 表

貿易指数の推移（対世界）

区 分 年・期・月	各指数（平成27年 = 100）					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和元年…	101.7	103.0	98.8	100.2	104.6	95.9
2 ……	90.5	91.0	99.4	86.7	97.9	88.6
3 ……	109.9	102.1	107.7	108.1	107.8	105.1
令和2年上…	85.6	86.2	99.2	88.5	96.7	91.6
下…	95.3	95.7	99.6	85.0	99.1	85.7
3. 上…	105.4	101.7	103.6	99.6	102.0	97.7
下…	114.3	102.4	111.6	116.6	103.6	112.5

13. 貿 易 指 数 (続)

(1) 総 括 表 (続)

貿易指数の推移 (対世界)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和3年第Ⅰ四半期	101.5	100.4	101.2	95.8	102.1	93.8
Ⅱ……………	109.3	103.0	106.1	103.5	101.9	101.5
Ⅲ……………	110.0	99.7	110.4	110.5	102.4	107.9
Ⅳ……………	118.7	105.1	112.9	122.7	104.8	117.1
4.Ⅰ……………	116.3	99.5	116.8	129.0	103.4	124.7
令和3年1月……	91.7	90.9	100.9	94.1	104.1	90.4
2……………	95.8	95.7	100.1	89.7	95.9	93.5
3……………	117.1	114.4	102.3	103.5	106.2	97.5
4……………	114.0	108.3	105.3	106.4	106.5	100.0
5……………	99.4	93.8	106.0	99.1	97.1	102.0
6……………	114.6	107.1	107.0	104.9	102.1	102.7
7……………	116.7	105.7	110.4	105.9	99.0	107.0
8……………	104.8	95.1	110.2	111.1	103.6	107.2
9……………	108.6	98.2	110.6	114.4	104.5	109.5
10……………	114.0	102.7	111.0	111.1	98.2	113.1
11……………	116.9	103.0	113.5	127.4	108.6	117.3
12……………	125.1	109.6	114.1	129.6	107.4	120.8
4.Ⅰ……………	100.5	87.3	115.2	130.6	109.1	119.7
2……………	114.1	98.3	116.1	120.4	95.1	126.6
3……………	134.3	112.8	119.0	136.0	106.2	128.1

各指数の前年 (同期) 伸率 (%)

令和元年……………	△5.6	△4.3	△1.3	△5.0	△1.1	△3.9
2……………	△11.1	△11.7	0.7	△13.5	△6.4	△7.5
3……………	21.5	12.2	8.3	24.6	5.1	18.6
令和2年上……………	△15.4	△15.3	△0.2	△11.4	△5.6	△6.0
下……………	△6.8	△8.2	1.5	△15.5	△7.1	△9.1
3.上……………	23.2	17.9	4.5	12.6	5.5	6.6
下……………	20.0	6.9	12.1	37.1	4.5	31.2
令和3年第Ⅰ四半期	6.0	4.7	1.1	2.5	5.8	△3.5
Ⅱ……………	45.0	34.5	7.9	23.9	5.2	18.0
Ⅲ……………	24.9	13.6	10.0	36.9	7.8	26.9
Ⅳ……………	15.7	1.3	14.2	37.4	1.4	35.4
4.Ⅰ……………	14.5	△0.9	15.5	34.7	1.4	33.0
令和3年1月……	6.4	5.5	0.9	△8.9	△4.1	△5.0
2……………	△4.5	△4.1	△0.3	12.5	22.0	△7.8
3……………	16.1	12.8	2.8	6.4	3.8	2.5
4……………	38.0	28.6	7.3	13.1	1.1	11.8
5……………	49.6	38.5	8.0	28.0	6.8	19.9
6……………	48.6	37.3	8.3	32.8	8.2	22.7
7……………	37.0	25.2	9.5	28.1	2.0	25.7
8……………	26.2	13.7	11.0	44.7	14.5	26.4
9……………	13.0	3.2	9.5	38.4	7.5	28.8
10……………	9.4	△2.6	12.3	26.8	△3.0	30.8
11……………	20.5	4.7	15.1	43.8	6.1	35.6
12……………	17.5	2.0	15.2	41.2	1.0	39.8
4.Ⅰ……………	9.6	△4.0	14.1	38.8	4.8	32.4
2……………	19.1	2.7	15.9	34.2	△0.9	35.4
3……………	14.7	△1.4	16.3	31.4	0.0	31.4

(注) 貿易指数伸び率は対前年 (同期・月) 比。

貿易指数の説明

1. 基準時及び基準時ウエイト算定期間
平成27年
2. 採用品目
採用品目はHS (商品の名称及び分類についての統一システム) 条約に準拠した9桁の輸出入統計品目分類に基づく
3. 価格
通関時における価格で、輸出はF.O.B価格、輸入はC.I.F価格による。

4. 算式

$$\text{金額指数} = \frac{vt}{vo}$$

$$\text{価格指数} = \sqrt{\frac{\sum ptqo}{\sum poqo} \cdot \frac{\sum ptqt}{\sum poqt}}$$

$$\text{数量指数} = \frac{\text{金額指数}}{\text{価格指数}}$$

vo……基準時輸出入額
vt……比較時輸出入額

po……基準時価格
pt……比較時価格
qo……基準時数量
qt……比較時数量

13. 貿 易

(2) 地 域 別

貿易指数の推移（対米国）

区 分 年・期・月	各指数（平成27年 = 100）					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和元年……………	100.2	104.7	95.7	107.2	107.1	100.1
2……………	82.8	85.6	96.7	92.5	89.4	103.4
3……………	97.4	94.4	103.2	110.5	92.8	119.0
令和2年上……………	74.8	77.8	96.1	98.0	95.9	102.1
下……………	90.8	93.5	97.1	87.0	83.0	104.7
3. 上……………	92.7	93.0	99.7	105.8	94.2	112.0
下……………	102.1	95.7	106.6	115.3	91.3	126.1
令和3年第Ⅰ四半期	87.6	88.9	98.7	99.6	91.4	108.6
Ⅱ……………	97.9	97.1	100.8	111.9	96.9	115.5
Ⅲ……………	96.9	92.8	104.6	111.5	90.9	122.8
Ⅳ……………	107.3	98.6	108.7	119.2	91.7	129.5
4. Ⅰ……………	103.0	94.0	109.9	128.6	93.8	137.1
令和3年1月……………	78.9	79.3	99.5	87.5	84.6	103.4
2……………	86.1	86.3	99.8	92.7	85.1	109.0
3……………	97.7	101.0	96.7	118.5	104.6	113.3
4……………	100.6	99.7	100.9	110.3	99.0	111.4
5……………	87.1	86.6	100.6	111.1	94.1	118.0
6……………	106.1	105.0	101.0	114.5	97.7	117.2
7……………	109.1	105.6	103.3	107.7	85.7	125.6
8……………	90.7	88.1	103.0	113.1	93.7	120.7
9……………	91.1	84.7	107.5	113.6	93.2	122.0
10……………	102.7	97.0	105.8	106.9	85.7	124.8
11……………	102.4	93.7	109.3	128.4	98.3	129.6
12……………	116.7	105.2	111.0	122.2	91.2	134.0
4. 1……………	88.0	78.5	112.2	116.5	88.7	131.3
2……………	99.9	90.6	110.2	128.9	90.3	142.7
3……………	121.0	112.9	107.2	140.4	102.3	137.2
各指数の前年（同期）伸率（％）						
令和元年……………	△1.4	△0.5	△0.9	△4.2	1.2	△5.3
2……………	△17.3	△18.2	1.1	△13.7	△16.5	3.4
3……………	17.6	10.2	6.7	19.5	3.8	15.1
令和2年上……………	△27.2	△27.1	△0.1	△9.6	△11.2	1.7
下……………	△7.0	△9.0	2.1	△18.0	△21.9	5.0
3. 上……………	23.9	19.5	3.7	7.9	△1.8	9.7
下……………	12.4	2.4	9.8	32.6	10.0	20.4
令和3年第Ⅰ四半期	△4.9	△7.2	2.7	△3.0	△6.1	3.0
Ⅱ……………	70.0	62.3	4.8	19.9	2.7	16.8
Ⅲ……………	14.5	7.0	7.3	31.1	10.6	18.6
Ⅳ……………	10.6	△1.6	12.3	34.1	9.3	22.2
4. Ⅰ……………	17.6	5.8	11.4	29.1	2.6	26.3
令和3年1月……………	78.9	79.3	99.5	87.5	84.6	103.4
2……………	86.1	86.3	99.8	92.7	85.1	109.0
3……………	97.7	101.0	96.7	118.5	104.6	113.3
4……………	100.6	99.7	100.9	110.3	99.0	111.4
5……………	87.1	86.6	100.6	111.1	94.1	118.0
6……………	106.1	105.0	101.0	114.5	97.7	117.2
7……………	109.1	105.6	103.3	107.7	85.7	125.6
8……………	90.7	88.1	103.0	113.1	93.7	120.7
9……………	91.1	84.7	107.5	113.6	93.2	122.0
10……………	102.7	97.0	105.8	106.9	85.7	124.8
11……………	102.4	93.7	109.3	128.4	98.3	129.6
12……………	116.7	105.2	111.0	122.2	91.2	134.0
4. 1……………	88.0	78.5	112.2	116.5	88.7	131.3
2……………	99.9	90.6	110.2	128.9	90.3	142.7
3……………	121.0	112.9	107.2	140.4	102.3	137.2

指 数 (続)

総 括 表

貿易指数の推移 (対EU)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和元年……………	111.3	109.6	101.6	112.7	101.6	111.0
2……………	94.5	88.6	106.6	99.0	93.4	106.0
3……………	114.7	103.4	111.0	120.2	102.3	117.5
令和2年上……………	91.7	88.4	103.9	99.2	93.0	106.7
下……………	97.2	89.1	109.2	98.9	93.9	105.3
3. 上……………	113.1	103.8	109.1	115.1	100.9	114.1
下……………	116.2	102.9	112.9	125.3	103.7	120.9
令和3年第Ⅰ四半期	109.8	102.5	107.3	108.4	94.8	114.1
Ⅱ……………	116.5	105.1	110.9	121.9	106.9	114.1
Ⅲ……………	112.5	100.5	111.9	124.8	104.9	118.9
Ⅳ……………	120.0	105.3	114.0	125.8	102.4	123.0
4. Ⅰ……………	125.3	109.2	114.7	135.0	106.0	127.4
令和3年1月……………	95.5	87.8	108.8	105.7	92.1	114.7
2……………	105.7	98.6	107.2	96.6	88.2	109.6
3……………	128.3	121.3	105.8	122.9	104.2	118.0
4……………	121.3	110.8	109.5	120.6	104.3	115.7
5……………	110.8	100.5	110.2	123.6	105.2	117.5
6……………	117.3	104.0	112.9	121.4	111.4	109.0
7……………	114.9	100.4	114.4	113.8	96.8	117.5
8……………	111.1	99.3	111.9	132.2	110.7	119.4
9……………	111.5	101.9	109.4	128.6	107.2	119.9
10……………	120.5	106.2	113.5	116.7	92.6	126.1
11……………	117.2	102.7	114.0	135.5	110.3	122.8
12……………	122.4	107.0	114.4	125.2	104.3	120.0
4. 1……………	110.9	96.3	115.1	133.3	111.5	119.6
2……………	115.1	100.7	114.3	127.9	99.6	128.5
3……………	149.8	130.6	114.7	143.6	107.1	134.1

各指数の前年 (同期) 伸率 (%)

令和元年……………	△3.0	△2.1	△0.9	0.2	△2.0	2.3
2……………	△15.1	△19.1	4.9	△12.1	△8.0	△4.5
3……………	21.4	16.6	4.1	21.4	9.5	10.9
令和2年上……………	△18.9	△19.9	1.5	△11.0	△7.4	△3.9
下……………	△11.3	△18.2	8.5	△13.3	△8.7	△5.1
3. 上……………	23.4	17.5	5.0	16.0	8.4	6.9
下……………	19.5	15.5	3.4	26.7	10.4	14.8
令和3年第Ⅰ四半期	2.9	△0.7	3.7	5.6	△0.5	5.8
Ⅱ……………	52.0	43.0	6.3	27.2	17.9	8.0
Ⅲ……………	28.0	26.9	1.0	29.1	10.5	16.9
Ⅳ……………	12.6	6.4	5.8	24.5	10.4	12.9
4. Ⅰ……………	14.0	6.5	6.9	24.5	11.8	11.7
令和3年1月……………	△1.6	△4.2	2.7	△2.5	△11.3	9.9
2……………	△3.3	△6.6	3.6	0.2	1.5	△1.3
3……………	12.8	7.7	4.8	19.3	9.3	9.1
4……………	39.5	30.9	6.6	16.0	5.2	10.3
5……………	69.6	58.7	6.8	38.6	23.3	12.4
6……………	51.1	43.4	5.4	28.8	26.9	1.5
7……………	46.1	38.5	5.5	13.2	△0.7	14.0
8……………	29.9	29.2	0.5	54.0	28.3	20.1
9……………	12.1	15.4	△2.9	23.7	6.1	16.6
10……………	12.1	5.3	6.5	18.9	2.4	16.1
11……………	16.4	10.9	5.0	39.4	24.3	12.1
12……………	9.7	3.5	6.0	16.3	5.2	10.6
4. 1……………	16.1	9.8	5.8	26.2	21.0	4.3
2……………	8.8	2.1	6.6	32.4	12.9	17.3
3……………	16.8	7.7	8.5	16.8	2.8	13.6

(注) 表中の数値については、全て現在の加盟国 (27ヶ国) ベース。

13. 貿 易

(2) 地 域 別

貿易指数の推移（対アジア）

区 分 年・期・月	各指数（平成27年 = 100）					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和元年……………	102.5	102.9	99.6	97.5	107.2	90.9
2……………	97.3	96.7	100.5	90.4	103.0	87.8
3……………	119.4	108.7	109.9	107.1	109.8	97.5
令和2年上……………	91.9	91.5	100.4	89.7	99.8	90.0
下……………	102.6	102.0	100.6	91.1	106.3	85.7
3. 上……………	113.4	108.2	104.7	101.5	109.4	92.8
下……………	125.4	109.1	114.9	112.7	110.1	102.2
令和3年第Ⅰ四半期	108.4	106.8	101.5	99.6	109.8	90.6
Ⅱ……………	118.3	109.7	107.9	103.4	109.0	94.9
Ⅲ……………	120.8	106.6	113.4	107.3	108.5	98.9
Ⅳ……………	130.0	111.6	116.5	118.1	111.8	105.6
4. Ⅰ……………	124.1	102.4	121.1	122.3	109.4	111.9
令和3年1月……………	100.2	99.1	101.0	101.7	114.4	88.9
2……………	99.5	98.4	101.1	92.3	102.2	90.3
3……………	125.7	122.8	102.4	104.7	112.9	92.7
4……………	123.7	115.7	106.9	109.1	115.2	94.7
5……………	108.2	100.5	107.7	97.5	103.5	94.1
6……………	123.2	112.9	109.1	103.7	108.2	95.9
7……………	125.2	111.3	112.5	106.0	107.7	98.5
8……………	115.5	101.7	113.6	105.7	107.8	98.0
9……………	121.8	106.8	114.1	110.2	110.0	100.1
10……………	126.3	109.6	115.3	108.7	106.0	102.5
11……………	127.9	108.9	117.4	122.7	116.6	105.3
12……………	135.9	116.3	116.8	122.9	112.8	108.9
4. 1……………	106.4	88.7	120.0	131.0	118.8	110.3
2……………	124.5	104.5	119.2	107.7	96.7	111.4
3……………	141.3	113.9	124.1	128.2	112.6	113.9
各指数の前年（同期）伸率（％）						
令和元年……………	△7.6	△6.1	△1.6	△4.6	△0.9	△3.8
2……………	△5.1	△6.0	0.9	△7.3	△4.0	△3.5
3……………	22.8	12.4	9.3	18.5	6.6	11.1
令和2年上……………	△8.5	△9.3	0.8	△7.2	△4.4	△2.7
下……………	△1.8	△2.8	1.0	△7.4	△3.4	△4.2
3. 上……………	23.4	18.3	4.3	13.2	9.6	3.1
下……………	22.3	7.0	14.2	23.7	3.6	19.3
令和3年第Ⅰ四半期	13.4	13.1	0.3	11.3	12.7	△1.6
Ⅱ……………	34.1	23.8	8.4	15.0	6.6	8.0
Ⅲ……………	26.5	13.4	11.6	25.0	8.0	15.8
Ⅳ……………	18.6	1.5	16.9	22.4	△0.3	22.8
4. Ⅰ……………	14.4	△4.1	19.3	22.9	△0.4	23.4
令和3年1月……………	19.4	18.7	0.6	△4.2	△2.6	△1.6
2……………	△0.8	0.2	△0.9	37.4	44.1	△4.6
3……………	22.4	21.0	1.1	10.2	8.6	1.5
4……………	32.7	23.3	7.6	10.3	4.2	5.8
5……………	32.5	21.7	8.9	13.2	7.1	5.8
6……………	37.1	26.3	8.6	22.3	8.7	12.5
7……………	32.5	20.4	10.0	19.1	4.5	14.0
8……………	26.1	11.2	13.4	30.6	13.1	15.5
9……………	21.3	8.9	11.3	25.9	6.6	18.0
10……………	15.0	△0.2	15.2	14.8	△4.2	19.9
11……………	24.7	5.5	18.2	24.5	2.2	21.8
12……………	16.6	△0.6	17.3	27.8	0.9	26.6
4. 1……………	6.3	△10.5	18.8	28.8	3.8	24.1
2……………	25.2	6.1	17.9	16.8	△5.3	23.4
3……………	12.4	△7.2	21.2	22.5	△0.3	22.8

指 数 (続)

総 括 表 (続)

貿易指数の推移 (対中国)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和元年……………	111.0	112.0	99.1	95.0	105.4	90.1
2……………	114.1	117.3	97.2	90.1	101.4	88.8
3……………	136.0	132.5	102.6	104.9	110.1	95.3
令和2年上……………	102.5	103.7	98.9	87.4	96.5	91.2
下……………	125.6	131.1	96.0	92.8	106.9	86.8
3. 上……………	130.1	132.3	98.2	100.2	109.4	91.6
下……………	141.9	132.6	107.0	109.5	110.7	98.8
令和3年第Ⅰ四半期	122.2	127.2	95.9	97.9	108.8	90.1
Ⅱ……………	138.0	137.4	100.5	102.5	110.0	93.2
Ⅲ……………	135.5	129.7	104.5	103.9	109.0	95.3
Ⅳ……………	148.2	135.4	109.4	115.2	112.5	102.4
4. Ⅰ……………	130.8	116.7	111.9	114.2	106.9	106.9
令和3年1月……………	111.9	117.6	95.1	106.6	120.0	88.8
2……………	106.6	112.4	94.8	89.5	100.3	89.2
3……………	148.3	151.4	97.9	97.7	106.0	92.2
4……………	143.6	143.2	100.3	108.3	115.6	93.7
5……………	126.4	124.8	101.2	98.1	105.5	93.0
6……………	144.0	144.2	99.9	101.2	109.1	92.7
7……………	143.4	137.8	104.1	101.2	105.9	95.5
8……………	129.0	124.9	103.2	100.8	108.2	93.1
9……………	134.2	126.3	106.3	109.6	112.8	97.2
10……………	144.9	134.4	107.8	106.0	106.1	100.0
11……………	143.1	129.6	110.5	122.3	120.2	101.8
12……………	156.5	142.3	110.0	117.2	111.3	105.3
4. 1……………	105.9	96.3	110.0	131.5	123.3	106.6
2……………	134.1	122.0	109.9	94.8	88.1	107.5
3……………	152.6	131.7	115.9	116.3	109.1	106.6
各指数の前年 (同期) 伸率 (%)						
令和元年……………	△7.6	△7.5	△0.1	△3.9	△0.2	△3.7
2……………	2.7	4.7	△1.9	△5.1	△3.8	△1.4
3……………	19.2	13.0	5.6	16.4	8.6	7.2
令和2年上……………	△3.6	△3.8	0.1	△6.5	△5.7	△0.2
下……………	8.6	12.7	△3.5	△3.7	△1.5	△2.3
3. 上……………	27.0	27.5	△0.7	14.6	13.4	0.5
下……………	12.9	1.1	11.4	18.0	3.6	13.9
令和3年第Ⅰ四半期	25.4	32.1	△5.2	23.7	25.5	△2.6
Ⅱ……………	28.4	23.6	4.0	7.2	3.6	3.6
Ⅲ……………	14.0	7.2	6.3	19.8	8.5	10.3
Ⅳ……………	12.0	△4.1	16.8	16.5	△0.8	17.4
4. Ⅰ……………	7.0	△8.3	16.6	16.6	△1.8	18.7
令和3年1月……………	37.5	45.7	△5.6	△0.7	△0.2	△0.5
2……………	3.4	10.8	△6.7	115.0	131.8	△7.3
3……………	37.2	42.0	△3.4	10.3	10.0	0.3
4……………	33.8	30.4	2.6	1.0	△0.4	1.4
5……………	23.7	16.1	6.5	4.6	1.7	2.8
6……………	27.7	24.1	2.9	17.7	10.1	6.9
7……………	18.9	12.2	6.0	12.4	3.1	9.0
8……………	12.6	5.9	6.3	23.4	14.4	7.8
9……………	10.3	3.4	6.6	23.9	8.5	14.2
10……………	9.6	△4.4	14.6	11.5	△2.8	14.8
11……………	16.0	△2.1	18.5	17.3	1.7	15.3
12……………	10.8	△5.6	17.3	20.5	△1.3	22.1
4. 1……………	△5.4	△18.2	15.6	23.4	2.8	20.0
2……………	25.8	8.5	15.9	5.9	△12.1	20.5
3……………	2.9	△13.0	18.3	19.1	2.9	15.7

13. 貿 易

(2) 地 域 別

貿易指数の推移（対アジアNIEs）

区 分 年・期・月	各指数（平成27年 = 100）					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和元年……………	94.9	86.7	109.4	99.8	104.4	95.6
2……………	90.1	82.1	109.7	92.6	102.1	90.6
3……………	108.6	90.5	120.0	114.5	106.3	107.7
令和2年上……………	88.4	82.1	107.6	95.0	103.2	92.0
下……………	91.8	82.2	111.7	90.1	101.0	89.2
3. 上……………	102.2	88.2	115.8	105.2	105.2	99.9
下……………	115.0	92.7	124.1	123.8	107.3	115.3
令和3年第Ⅰ四半期	98.6	86.1	114.5	99.3	103.3	96.1
Ⅱ……………	105.8	90.4	117.1	111.1	107.1	103.7
Ⅲ……………	112.1	91.9	122.0	119.1	105.9	112.5
Ⅳ……………	117.8	93.5	126.1	128.5	108.7	118.1
4. Ⅰ……………	118.0	90.3	130.6	130.5	106.9	122.0
令和3年1月……………	94.1	82.2	114.5	99.9	103.7	96.3
2……………	92.1	80.0	115.1	91.5	94.6	96.7
3……………	109.5	96.1	113.9	106.5	111.7	95.3
4……………	111.4	95.6	116.5	115.4	110.4	104.5
5……………	96.1	81.8	117.5	104.5	101.5	103.0
6……………	110.0	93.8	117.3	113.3	109.4	103.5
7……………	112.5	94.7	118.8	119.3	107.9	110.6
8……………	110.7	89.5	123.8	115.3	102.8	112.2
9……………	113.1	91.6	123.5	122.8	106.9	114.8
10……………	114.2	92.3	123.7	120.9	104.0	116.2
11……………	115.9	90.7	127.8	129.3	111.6	115.8
12……………	123.5	97.4	126.8	135.3	110.6	122.4
4. 1……………	105.4	81.3	129.7	132.4	108.6	122.0
2……………	116.9	89.9	130.0	116.6	97.9	119.1
3……………	131.7	99.7	132.0	142.4	114.2	124.8
各指数の前年（同期）伸率（％）						
令和元年……………	△7.6	△9.9	2.5	△8.0	△2.6	△5.5
2……………	△5.1	△5.3	0.3	△7.3	△2.1	△5.2
3……………	20.5	10.2	9.4	23.7	4.1	18.9
令和2年上……………	△6.5	△6.1	△0.4	△4.5	2.0	△6.4
下……………	△3.6	△4.5	0.9	△10.0	△6.1	△4.1
3. 上……………	15.7	7.5	7.6	10.7	1.9	8.6
下……………	25.2	12.7	11.1	37.4	6.2	29.3
令和3年第Ⅰ四半期	7.9	1.9	6.0	1.4	△2.4	4.0
Ⅱ……………	24.0	13.5	9.2	20.6	6.5	13.1
Ⅲ……………	29.6	18.6	9.3	38.0	9.9	25.6
Ⅳ……………	21.3	7.5	12.9	36.9	2.9	33.0
4. Ⅰ……………	19.7	4.9	14.0	31.4	3.4	26.9
令和3年1月……………	13.9	6.0	7.5	△3.1	△4.8	1.8
2……………	△3.5	△7.9	4.8	△1.9	△7.6	6.2
3……………	14.0	7.9	5.6	9.3	5.0	4.1
4……………	22.6	11.9	9.6	16.9	1.4	15.3
5……………	21.6	11.0	9.6	16.7	5.3	10.9
6……………	27.5	17.6	8.5	28.7	13.5	13.4
7……………	29.4	24.0	4.4	31.2	6.3	23.4
8……………	35.3	18.1	14.5	46.2	15.0	27.1
9……………	24.7	13.9	9.5	37.7	9.1	26.3
10……………	18.3	7.0	10.6	30.8	△0.0	30.9
11……………	28.8	12.3	14.7	39.3	6.5	30.7
12……………	17.7	3.9	13.3	40.4	2.2	37.4
4. 1……………	12.0	△1.1	13.3	32.6	4.7	26.6
2……………	26.9	12.4	12.9	27.5	3.4	23.2
3……………	20.3	3.8	15.9	33.8	2.2	30.9

指 数 (続)

総 括 表 (続)

貿易指数の推移 (対 ASEAN)

区 分 年・期・月	各指数 (平成27年 = 100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和元年……………	100.7	100.7	100.0	99.3	104.6	94.9
2……………	85.6	83.7	102.4	90.2	99.0	91.1
3……………	108.4	94.2	115.1	105.3	102.3	102.9
令和2年上……………	84.2	83.5	100.9	91.0	98.1	92.7
下……………	87.1	84.0	103.8	89.3	99.8	89.4
3. 上……………	103.2	93.5	110.2	100.3	104.0	96.5
下……………	113.6	94.6	120.0	110.2	100.8	109.3
令和3年第I四半期	99.7	93.0	107.1	101.2	108.5	93.2
Ⅱ……………	106.6	94.0	113.3	99.5	99.6	99.9
Ⅲ……………	109.2	91.9	118.8	105.6	99.3	106.3
Ⅳ……………	118.1	97.4	121.3	114.9	102.2	112.3
4. Ⅰ……………	118.3	96.2	122.8	128.9	108.7	118.5
令和3年1月……………	89.8	85.4	105.1	94.0	103.0	91.3
2……………	96.1	89.5	107.4	96.7	104.1	92.8
3……………	113.2	104.1	108.7	112.8	118.2	95.4
4……………	110.7	97.0	114.2	103.6	105.7	98.1
5……………	99.6	90.1	110.6	92.8	92.9	99.9
6……………	109.5	95.1	115.1	102.1	100.3	101.8
7……………	116.6	95.7	121.8	106.5	100.8	105.7
8……………	99.0	84.5	117.3	107.3	100.5	106.7
9……………	111.9	95.4	117.3	103.0	96.7	106.5
10……………	113.7	96.5	117.9	104.4	95.8	109.0
11……………	120.7	97.4	123.9	116.8	103.3	113.1
12……………	120.0	98.4	122.0	123.4	107.4	114.8
4. 1……………	103.8	85.8	121.0	127.5	108.6	117.4
2……………	115.4	94.5	122.1	121.2	103.1	117.6
3……………	135.7	108.2	125.5	137.9	114.3	120.6
各指数の前年 (同期) 伸率 (%)						
令和元年……………	△8.4	△6.2	△2.3	△5.2	△3.0	△2.2
2……………	△15.0	△16.9	2.4	△9.2	△5.4	△4.0
3……………	26.6	12.6	12.5	16.8	3.3	13.0
令和2年上……………	△15.4	△16.5	1.4	△8.0	△4.9	△3.4
下……………	△14.6	△17.2	3.2	△10.4	△6.0	△4.7
3. 上……………	22.6	12.0	9.2	10.2	6.0	4.2
下……………	30.5	12.7	15.7	23.5	1.0	22.2
令和3年第I四半期	3.6	△3.5	7.3	1.0	2.4	△1.5
Ⅱ……………	47.9	33.1	11.0	21.5	10.3	10.1
Ⅲ……………	40.3	23.0	14.0	25.5	3.9	20.8
Ⅳ……………	22.6	4.5	17.3	21.7	△1.6	23.6
4. Ⅰ……………	18.6	3.4	14.7	27.4	0.2	27.2
令和3年1月……………	3.0	△3.9	7.1	△10.2	△7.9	△2.6
2……………	△6.3	△12.1	6.7	4.8	7.9	△2.8
3……………	14.5	5.8	8.2	9.0	7.9	1.0
4……………	32.2	17.5	12.5	20.5	12.1	7.5
5……………	55.6	43.6	8.4	20.7	11.2	8.5
6……………	59.8	42.6	12.0	23.2	7.6	14.5
7……………	57.1	34.5	16.8	21.3	1.9	19.0
8……………	33.3	17.4	13.6	32.6	8.7	22.0
9……………	31.7	17.8	11.7	23.0	1.2	21.5
10……………	14.2	1.3	12.7	9.1	△8.2	18.9
11……………	33.0	10.7	20.1	25.8	0.8	24.7
12……………	21.6	2.0	19.2	30.4	2.5	27.3
4. 1……………	15.5	0.4	15.0	35.6	5.4	28.6
2……………	20.1	5.5	13.8	25.4	△1.0	26.7
3……………	19.9	3.9	15.4	22.3	△3.3	26.4

13. 貿 易 指 数 (平成27年=100) (続)

(3) 数 量 指 数

イ. 輸 出

区 分 年	総 合	食料品	繊維及び 同 製 品	化学製品	非 金 属 鉱物製品	金属及び 同 製 品	機械機器	雑 品
平成21……	89.7	74.3	93.7	89.1	118.1	83.3	89.2	98.5
22……	111.4	79.8	102.4	104.4	110.1	106.8	115.3	109.7
23……	107.2	68.4	104.5	98.3	115.3	101.8	111.6	108.0
24……	102.0	69.05	99.05	93.7	105.45	103.76	106.72	95.87
25……	100.5	81.2	96.8	97.7	97.7	102.8	102.5	98.9
26……	101.1	85.6	99.3	100.4	101.1	103.4	102.8	96.0
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	100.5	97.3	93.8	101.4	99.0	98.0	100.1	106.6
29……	105.9	97.7	95.3	106.7	98.6	95.7	106.4	109.5
30……	107.7	109.9	95.5	108.8	121.8	95.8	108.7	106.5
令和元年…	103.0	113.6	93.1	109.2	144.8	89.1	101.8	105.2
2……	91.0	114.7	78.6	108.7	82.7	83.7	88.7	90.8
3……	102.1	139.6	86.3	120.2	86.7	91.1	100.1	97.9

ロ. 輸 入

区 分 年	総 合	食料品	原料品	鉱物性 燃 料	繊維製品	化学製品	金属及び 同 製 品	機械機器	雑 品
平成21……	85.3	96.9	84.0	94.0	104.6	73.5	76.5	74.2	97.0
22……	97.1	100.4	101.5	98.5	103.4	86.2	98.6	93.7	104.0
23……	99.6	104.4	96.9	100.2	107.4	92.8	107.8	96.4	107.5
24……	102.0	105.2	99.1	105.6	106.2	93.2	99.9	99.2	109.3
25……	102.3	102.67	100.23	104.83	109.74	96.35	98.17	100.7	109.4
26……	102.9	100.7	102.6	101.7	105.4	100.4	104.0	105.4	107.1
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	98.8	101.1	100.5	97.4	96.0	102.1	98.5	98.1	98.5
29……	102.9	105.3	98.8	97.0	99.9	105.1	105.5	105.9	105.2
30……	105.8	107.7	102.1	94.5	112.0	111.7	109.9	110.7	107.7
令和元年…	104.6	109.4	99.5	90.5	110.7	113.0	105.3	110.7	105.1
2……	97.9	109.6	91.7	83.1	101.8	110.6	90.8	102.8	95.0
3……	102.8	115.6	96.8	84.4	98.6	114.2	103.1	111.6	101.9

(4) 価 格 指 数

イ. 輸 出

区 分 年	総 合	食料品	繊維及び 同 製 品	化学製品	非 金 属 鉱物製品	金属及び 同 製 品	機械機器	雑 品
平成21……	79.9	82.2	77.4	83.6	68.4	89.8	78.7	77.1
22……	80.0	85.0	77.6	85.4	96.5	88.8	77.7	80.5
23……	80.9	87.7	78.8	89.1	89.5	93.3	77.2	87.3
24……	82.7	86.0	80.9	87.5	91.0	88.6	80.3	88.8
25……	91.8	89.7	91.1	99.0	101.1	97.8	88.9	100.0
26……	95.7	93.9	94.9	100.4	97.3	101.0	93.2	104.7
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	92.2	104.3	93.4	90.5	93.6	84.3	93.8	87.7
29……	97.8	110.2	94.4	99.0	98.0	97.7	97.4	98.4
30……	100.1	112.6	95.8	105.7	82.8	103.4	98.9	102.0
令和元年…	98.8	110.9	96.6	103.1	66.4	100.6	98.9	98.4
2……	99.4	115.1	97.5	101.2	99.0	98.5	99.2	98.1
3……	107.7	118.9	101.4	113.2	114.6	124.1	103.9	111.8

ロ. 輸 入

区 分 年	総 合	食料品	原料品	鉱物性 燃 料	繊維製品	化学製品	金属及び 同 製 品	機械機器	雑 品
平成21……	77.0	73.7	83.3	82.9	64.9	80.4	76.7	75.1	70.0
22……	79.8	74.0	96.8	96.9	65.0	80.5	83.4	70.6	68.0
23……	87.2	80.1	112.1	119.5	70.5	84.8	87.2	69.1	68.4
24……	88.4	79.5	99.1	125.2	72.8	82.1	79.4	72.0	71.6
25……	101.3	90.04	110.13	143.69	85	86.58	89.75	85.16	83.29
26……	106.5	95.5	112.2	149.5	90.5	88.2	97.5	90.9	90.8
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	85.3	89.9	82.3	67.9	91.8	89.9	84.7	92.9	92.0
29……	93.4	95.2	98.5	89.7	92.0	92.9	95.5	95.2	92.0
30……	99.7	96.1	100.8	112.1	86.9	98.8	103.1	96.6	92.5
令和元年…	95.9	93.9	100.7	102.8	85.4	93.2	99.8	94.2	93.1
2……	88.6	87.1	105.2	74.4	88.7	91.7	103.1	91.7	103.1
3……	105.1	91.2	147.7	110.3	88.6	110.0	132.9	98.8	95.3

Ⅲ そ の 他 事 務 統 計

14. 入 出 国 旅 客 数 の 推 移

(1) 正規入国者数

(単位 人, %)

区分	年	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
			前年比		前年比		前年比		前年比
総 計		45,479,875	112.4	49,202,924	108.2	51,409,309	104.5	8,045,450	15.6
〈うち主要港〉									
新千歳空港		1,654,624	133.8	1,872,163	113.1	1,938,709	103.6	305,924	15.8
成 田 空 港		14,582,634	107.3	15,815,528	108.5	16,476,278	104.2	3,005,903	18.2
羽 田 空 港		8,331,310	111.2	8,874,080	106.5	9,153,157	103.1	1,543,042	16.9
中 部 空 港		2,789,332	106.3	2,976,879	106.7	3,433,988	115.4	519,830	15.1
関 西 空 港		10,477,974	112.9	11,124,907	106.2	12,351,377	111.0	1,712,948	13.9
福 岡 空 港		3,095,065	123.9	3,430,788	110.8	3,204,076	93.4	443,572	13.8
横 浜 港		17,339	221.2	34,699	200.1	37,830	109.0	2,362	6.2
神 戸 港		20,095	146.9	30,506	151.8	37,834	124.0	762	2.0
下 関 港		104,408	117.4	90,003	86.2	51,360	57.1	3,982	7.8

(2) 正規出国者数

(単位 人, %)

区分	年	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
			前年比		前年比		前年比		前年比
総 計		45,241,985	112.3	48,993,119	108.3	51,229,818	104.6	7,910,567	15.4
〈うち主要港〉									
新千歳空港		1,635,742	127.4	1,853,677	113.3	1,927,800	104.0	328,476	17.0
成 田 空 港		14,500,368	107.0	15,732,586	108.5	16,413,561	104.3	2,966,108	18.1
羽 田 空 港		8,382,572	111.2	8,895,477	106.1	9,169,929	103.1	1,476,520	16.1
中 部 空 港		2,702,218	106.1	2,907,793	107.6	3,338,383	114.8	478,973	14.3
関 西 空 港		10,430,642	112.9	11,100,850	106.4	12,340,262	111.2	1,720,157	13.9
福 岡 空 港		3,083,572	123.4	3,431,425	111.3	3,200,729	93.3	434,106	13.6
横 浜 港		22,796	90.4	37,532	164.6	28,641	76.3	544	1.9
神 戸 港		14,642	137.4	29,526	201.7	22,140	75.0	838	3.8
下 関 港		102,406	114.3	88,036	86.0	53,652	60.9	3,852	7.2

(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計」

15. 保 税 地 域 の 推 移

(各年1月1日現在
(平成31年以降は4月1日現在))
単位 千m²

区 分 年 別	保 税 地 域									
	指定保税地域		許 可 保 税 地 域						合 計	
			保 税 蔵 置 場		保 税 工 場		総 合 保 税 地 域			
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
平成4年……	72	17,115	5,439	68,816	890	56,055			6,401	141,986
5………	73	17,533	5,479	69,442	833	54,131			6,385	141,106
6………	73	17,707	5,562	70,272	773	54,740			6,408	142,719
7………	73	18,831	5,251	70,343	738	55,157	1	125	6,063	144,456
8………	73	19,031	5,383	70,270	701	53,386	1	125	6,158	142,812
9………	76	21,107	5,493	70,930	650	52,206	3	666	6,222	144,908
10………	77	21,118	5,585	72,281	622	53,123	3	666	6,287	147,188
11………	76	21,639	5,556	71,511	576	53,019	4	998	6,212	147,167
12………	76	21,603	5,464	70,808	536	51,549	4	1,002	6,080	144,961
13………	76	21,820	5,382	70,144	505	49,399	4	970	5,967	142,333
14………	81	22,886	5,364	69,368	471	47,100	4	970	5,920	140,324
15………	81	22,870	5,302	67,933	445	44,170	4	970	5,832	135,944
16………	82	23,445	5,320	68,086	423	42,932	4	943	5,829	135,406
17………	84	23,906	5,296	68,975	401	40,501	5	1,048	5,786	134,430
18………	86	24,855	5,255	68,901	364	39,830	5	1,221	5,710	134,807
19………	86	25,272	5,255	69,121	353	39,992	4	1,239	5,698	135,624
20………	86	25,100	5,249	70,210	344	40,229	4	1,287	5,683	136,826
21………	85	25,700	5,206	69,895	326	37,464	4	1,266	5,621	134,325
22………	86	26,184	5,095	68,579	312	35,307	4	1,256	5,497	131,326
23………	87	26,565	5,036	68,026	309	34,784	4	1,265	5,436	130,640
24………	87	26,621	4,990	67,815	298	34,553	4	1,258	5,379	130,247
25………	88	27,047	4,941	68,122	300	34,848	4	1,259	5,333	131,276
26………	88	27,100	4,907	67,767	291	34,623	4	1,269	5,290	130,758
27………	88	27,228	4,866	68,018	278	33,846	4	1,303	5,236	130,395
28………	88	27,444	4,807	68,160	270	32,702	4	1,320	5,169	129,626
29………	88	27,501	4,808	68,251	261	32,017	4	1,322	5,161	129,091
30………	89	27,704	4,779	68,083	250	29,734	4	1,320	5,122	126,840
31………	89	27,530	4,724	67,292	249	27,693	4	1,318	5,066	123,833
令和2………	89	27,719	4,693	67,168	237	27,742	4	1,380	5,023	123,509
3………	89	27,980	4,659	66,607	225	25,510	4	1,382	4,977	121,480
4………	89	27,973	4,636	66,761	205	24,875	4	1,382	4,934	120,991
指 数	123.6	163.4	85.2	97.0	23.0	44.4	—	—	77.1	85.2

(注) 1. 指数は、平成4年を100とした場合である。

2. 平成6年以前の保税蔵置場の件数及び面積は、保税上屋及び保税倉庫の合計数を計上。

経 済 日 誌

(6 月 中)

- 1日 ○財務省、2022年1－3月期の法人企業統計調査（速報）を発表
売上高は前年比+7.9%で4期連続の前年比増収、経常利益は同+13.7%で5期連続の前年比増益、設備投資は同+3.0%で4期連続の前年比増加
- 自販連、5月の国内新車販売台数を発表
国内新車販売台数（含む軽）は、26万1,433台で前年比△18.1%と11か月連続の減少
- 米供給管理協会、5月のISM景況指数（製造業）を発表
総合指数は56.1%と前月（55.4%）から上昇
- 3日 ○米労働省、5月の雇用統計を発表
非農業部門の雇用者数は前月比39.0万人増、過去2か月分は修正（4月分は同43.6万人増に上方修正（+0.8万人）、3月分は同39.8万人増に下方修正（△3.0万人））
失業率は3.6%と前月（3.6%）から変わらず
- 7日 ○内閣府、令和4年第8回経済財政諮問会議を開催
議事：（1）新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（案）
（2）経済財政運営と改革の基本方針2022（案）
- 内閣府、4月の景気動向指数（CI）（速報）を発表
先行指数は102.9（前月差+2.1ポイント）で2か月連続の上昇、一致指数は96.8（前月差+0.0ポイント）で横ばい、遅行指数は96.7（前月差+1.5ポイント）で3か月連続の上昇、基調判断は「改善を示している」とし据え置き
- 総務省、4月の家計調査（二人以上の世帯）を発表
実質消費支出は前年比△1.7%と2か月連続の減少、季調済前月比は+1.0%と2か月連続の増加
基調判断は「1年前と比べて△1.7%。国内パック旅行費等の教養娯楽サービスが増加したものの、内食を中心とした食料等が減少したことによるもの。一方、季節調整値で消費支出を前月と比較すると、外出機会の増加を受けて+1.0%。2019年比でも足元では消費が伸びてきていることがうかがえる。」
- 厚生労働省、4月の毎月勤労統計（速報）を発表
現金給与総額（共通事業所系列）は前年比+1.5%（うち所定内給与は同+1.1%、所定外給与は同+3.6%、特別給与は同+6.5%）となり14か月連続のプラス
- 米商務省、4月の貿易・サービス収支を発表
貿易・サービス収支（国際収支ベース）は△871億ドルとなり、前月（△1,077億ドル）から赤字額は減少
- 8日 ○内閣府、5月の景気ウォッチャー調査を発表
景気の現状判断DIは前月差+3.6ポイントの54.0となり3か月連続の上昇、先行き判断DIは前月差+2.2ポイントの52.5となり4か月連続の上昇
景気現状の基調判断は「緩やかに持ち直している。先行きについては、緩やかな持ち直しが続くとみているものの、ウクライナ情勢や中国におけるロックダウンに伴う影響も含め、コスト上昇等に対する懸念がみられる。」とし上方修正
- 内閣府、2022年1－3月期のGDP（2次速報）を発表
実質GDP成長率は、季調済前期比△0.1%（年率換算△0.5%）と1次速報値から上方改定
名目GDP成長率は、同+0.2%（年率換算+0.6%）と1次速報値から上方改定
GDPデフレーターは、同+0.3%と1次速報値から下方改定、前年比は△0.5%と1次速報値から下方改定
- 財務省、4月の国際収支状況（速報）を発表
経常収支は5,011億円、前年比△6,286億円で3か月連続の黒字
- 東京商工リサーチ、5月の全国企業倒産状況を発表
倒産件数は524件（前年比+11.0%）と2か月連続の前年比プラス、負債総額は873億円（同△48.1%）、倒産企業の従業員数は2,605人（同+54.1%）、上場企業倒産は0件
- 9日 ○日本銀行、5月のマネーストック（速報）を発表
M2は前年比+3.2%、M3は同+2.9%、広義流動性は同+3.6%
- 欧州中央銀行（ECB）、政策理事会を開催
（1）政策金利：据え置き
主要リファイナンスオペ金利0.00%、預金ファシリティ金利△0.50%
（2）フォワード・ガイダンス：変更あり
・7月会合で0.25%の利上げを予定。9月会合でも利上げを予定。利上げ幅は中期インフレ見通しに依存。中期インフレ見通しが続き又は悪化する場合に、9月により大幅な利上げが適切となる
（3）資産買入（APP）：変更あり
・7月1日で終了。償還分は必要な限り全額を再投資
- 中国海関総署、5月の貿易収支を発表
貿易収支は+788億ドル、輸出は3,083億ドルで前年比+16.9%、輸入は2,295億ドルで前年比+4.1%
- 10日 ○国土交通省、4月の建設工事受注動態統計を発表
公共工事受注額は前年比+0.4%で8か月ぶりのプラス
- 日本銀行、5月の企業物価指数（速報）を発表
前年比+9.1%となり、15か月連続のプラス
- 米労働省、5月の消費者物価指数を発表
総合指数は前年比+8.6%、前月比+1.0%、食品とエネルギーを除いたコア指数は前年比+6.0%、前月比+0.6%
- 13日 ○財務省・内閣府、2022年4－6月期の法人企業景気予測調査を発表
貴社の景況判断BSI（大企業・全産業）の現状判断は△0.9ポイント、2022年7－9月見通しは+6.3ポイント、2022年10－12月見通しは+6.4ポイント
2022年度の通期見通し（前年度比）は、売上高が+4.3%（前回調査+3.2%）、経常利益が△0.6%（前回調査△0.3%）、設備投資額が+16.0%（前回調査+8.2%）

(6 月 中)

15日 ○内閣府、4月の機械受注統計を発表 民需(除く船舶・電力)は季調済前月比+10.8%と2か月連続の増加 基調判断は「持ち直しの動きがみられる」とし上方修正 ○東日本建設業保証会社等、5月の公共工事前払金保証統計を発表 公共工事請負金額は前年比△10.3%で11か月連続のマイナス ○米連邦準備制度理事会(FRB)、米連邦公開市場委員会(FOMC)を開催(14日～) (1)政策金利の誘導目標レンジを0.75%引上げ(0.75～1.00%⇒1.50～1.75%) (2)政策金利の目標レンジの継続的な引上げが適切であろうと予想 (3)FOMC参加者の政策金利見通しの中央値は、 ・2022年末は3.375%(前回3月は1.875%)と大幅に上方修正し、今年さらに1.75%の利上げを行うことを示唆 ・2023年末は3.750%(同2.750%)、2024年末は3.375%(同2.750%)と、大幅に上方修正 (4)パウエル議長は、0.75%の利上げについて「異例な大きさの利上げであり、この規模の利上げが一般的になるとは予想しない」と発言。 また次回FOMCについて「0.50%か0.75%のどちらかの利上げが最も可能性が高い」と発言 ○米商務省、5月の小売売上高を発表 総合は前月比△0.3%、自動車・同部品を除くと前月比+0.5% 16日 ○財務省、5月の貿易統計(速報)を発表 輸出は鉄鋼、鉱物性燃料等が増加し、前年比+15.8%の7兆2,521億円、輸入は原粗油、石炭等が増加し、同+48.9%の9兆6,367億円、貿易収支は△2兆3,847億円で10か月連続の赤字 ○イングランド銀行(BOE)、金融政策委員会を開催 ・政策金利の引上げ(1.0%⇒1.25%) 17日 ○日本銀行、金融政策決定会合を開催(27日～) 金融政策の現状維持 ①長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)については、以下の方針を継続 短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に△0.1%のマイナス金利を適用する 長期金利:10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う ・上記の方針を実現するため、連続指値オペの運用の明確化として、明らかに応札が見込まれない場合を除き、指値オペを毎営業日実施する ②資産の買入れについては、以下の方針とする ・ETF及びJ-REITについて、それぞれ年間約12	兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う ・CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準(CP等:約2兆円、社債等:約3兆円)へと徐々に戻していく ○国土交通省、4月の建設総合統計を発表 公共工事出来高は前年比△9.5%で、9か月連続のマイナス ○米連邦準備制度理事会(FRB)、5月の鉱工業生産を発表 総合は季調済前月比+0.2% 20日 ○政府、6月の月例経済報告を発表 景気の基調判断を「景気は、持ち直しの動きがみられる。」とし据え置き 24日 ○総務省、5月の消費者物価指数を発表 生鮮除く総合は前年比+2.1%となり、9か月連続のプラス 27日 ○日本銀行、2022年1-3月期の資金循環統計(速報)を発表 2022年3月末現在の家計金融資産残高は、前年比+2.4%の2,005兆510億円となり、8四半期連続のプラス 29日 ○経済産業省、5月の商業動態統計を発表 小売業販売額は前年比3.6%で3か月連続の増加、季調済前月比は+0.6%で3か月連続の増加 基調判断は「緩やかに持ち直している小売業販売」とし上方修正 30日 ○経済産業省、5月の鉱工業指数(速報)を発表 生産は季調済前月比△7.2%、出荷は同△4.3%、在庫は同△0.1% 基調判断は「生産は弱含み」とし引き下げ ○国土交通省、5月の建築着工統計調査を発表 新設住宅着工総戸数(原数値)は、67,193戸(前年比△4.3%)と15か月ぶりの減少、季調済年率は82.8万戸(前月比△6.5%)と2か月連続の減少 ○中国国家统计局、6月の製造業PMI(購買部担当者指数)を発表 製造業PMIは50.2ポイントと前月(49.6)から上昇 東証株価指数(TOPIX)第1部(終値) 月間最高値 1,969.98(8日) 〳 最安値 1,818.94(20日) 日経平均株価(終値) 月間最高値 28,246.53円(9日) 〳 最安値 25,771.22円(20日) 東京外為市場(ドル・円相場、銀行間直物、17時時点) 月間最高値 129.40円(1日) 〳 最安値 136.24円(22日)
---	---

主 要 経 済 指 標 (令和4年6月)

〔財政・金融〕

年度	財政資金		税収収入実績(注)		日銀券発行高		マネーストック(注)		資金需給				国内銀行勘定(注)		コリート レンド	国内銀行 貸出残高 平均金利			
	対民間収支	収支尻 総計	進捗 歩合	所得税	法人税	未 残	M ₃	M ₂	平 残	銀行券 要因	財政等 要因	資金 過不足	金融 調	座 預金	実質預金残高 前年比	貸出残高 前年比	コリート レンド	国内銀行 貸出残高 平均金利	
1970年度	億 円	%	億 円	億 円	億 円	億 円	19.9	18.0	17.6	—	△4,387	△10,877	11,444	567	39,204	17.0	—	7.663	
1975	△4,459	172,958	100.8	24,282	25,672	49,748	12.0	13.9	11.7	△6,490	△10,877	11,444	△9,601	△5,782	88,089	15.6	—	17,885	
1980	△21,250	172,958	100.8	54,823	41,279	112,760	12.0	13.9	11.7	△10,405	△10,877	11,444	△9,601	△5,782	88,089	15.6	—	17,885	
1985	△28,687	268,687	99.0	107,996	89,207	168,275	5.2	8.5	5.2	△12,915	18,809	16,894	15,344	1,348	145,778	8.5	5.625	33,095	
1990	46,527	381,988	101.0	154,350	120,227	222,705	4.5	8.6	5.2	△12,915	18,809	16,894	15,344	1,348	145,778	8.5	5.625	33,095	
1995	21,325	601,059	101.6	259,955	183,836	337,239	7.1	10.3	7.1	△1,942	4,033	2,937	5,731	7,828	462,529	2.8	8.563	262,592	
2000	176,603	519,308	102.5	195,151	137,354	421,329	6.5	10.8	6.5	△40,461	△55,924	△95,985	91,080	△4,905	460,771	0.1	0.490	412,888	
2005	344,674	977,125	101.6	187,889	117,472	687,889	1.5	2.2	1.5	△15,543	△327,488	△343,931	217,604	△125,271	476,855	1.0	0.120	234,611	
2006	407,654	490,691	97.2	140,541	149,179	758,941	0.8	△0.4	0.8	△9.0	△387,928	△397,058	201,862	△195,256	537,550	1.1	0.715	208,983	
2007	371,981	510,182	97.1	160,800	147,444	764,615	1.4	0.5	1.4	△5.7	△387,928	△397,058	201,862	△195,256	537,550	1.1	0.715	208,983	
2008	364,688	442,674	95.3	149,851	100,106	768,977	0.7	0.8	0.7	△4.364	△369,451	△373,815	452,835	79,020	567,747	2.8	0.088	202,488	
2009	364,784	387,331	105.1	129,139	63,564	773,527	0.4	2.0	0.9	△4.548	△357,665	△382,213	375,277	13,064	580,724	2.3	0.082	171,332	
2010	343,706	414,868	104.7	129,844	89,677	809,230	1.6	2.0	1.6	△35.701	△342,886	△378,387	551,590	173,003	597,558	2.9	0.066	167,255	
2011	253,292	428,326	101.9	134,762	93,514	808,428	2.5	2.4	2.5	805	△253,800	△252,995	189,762	△63,233	611,205	2.3	0.076	176,039	
2012	386,636	439,314	103.1	139,925	97,583	833,782	2.4	2.1	2.5	△25,354	△386,509	△411,863	648,829	236,966	631,290	3.4	0.058	187,432	
2013	1,071,136	469,529	103.5	155,308	104,937	866,308	3.5	3.1	3.5	△30,525	△1,083,578	△1,116,103	1,821,493	705,390	651,751	3.2	0.044	179,071	
2014	1,316,344	539,707	104.3	167,902	110,316	866,732	3.5	3.5	3.5	△30,422	△1,321,457	△1,351,939	2,080,784	728,885	676,336	3.8	0.015	176,827	
2015	1,058,641	562,894	99.8	178,071	108,274	955,947	3.6	2.9	3.6	△39,270	△1,074,083	△1,133,293	1,872,124	738,831	704,814	4.2	0.002	185,778	
2016	1,239,494	554,686	99.3	176,111	103,289	998,001	3.1	3.6	3.1	△42,050	△1,306,094	△1,348,144	2,021,304	673,160	748,497	6.2	0.000	80,353	
2017	982,107	587,875	101.9	188,816	119,953	1,040,004	4.5	3.2	3.8	△41,999	△1,058,295	△1,100,294	1,455,118	354,824	778,344	4.0	2.6	90,393	
2018	885,582	603,564	100.7	199,006	123,180	1,075,592	3.7	2.4	2.0	△35,585	△956,671	△992,256	1,148,714	156,458	792,224	1.8	1.8	99,268	
2019	688,805	584,415	97.1	191,707	107,971	1,096,165	2.7	2.1	2.5	△20,570	△738,126	△758,666	772,419	13,723	815,068	2.9	2.3	105,746	
2020	1,552,652	608,216	110.3	191,898	112,346	1,160,116	5.1	6.7	5.1	△63,950	△1,487,090	△1,551,040	2,824,183	1,273,143	898,872	10.3	5.2	128,991	
2021	857,223	137,547	26.3	60,280	3,847	1,198,707	3.9	4.4	5.0	△38,588	△639,357	△878,145	1,284,227	406,082	967,402	3.2	3.2	171,161	
2020	526,029	149,247	57.4	37,767	37,702	1,183,281	5.8	7.6	9.1	△2,950	△578,002	△580,352	805,356	404,404	866,640	9.3	6.3	118,039	
2021	1-3	287,872	291,646	110.3	76,280	68,033	1,160,116	5.9	8.0	5.7	△47,552	△554,945	△502,497	570,170	67,673	876,186	9.6	5.7	130,890
4-6	217,065	31,393	4.9	19,457	19,457	1,165,926	4.4	6.6	7.7	△5,810	△202,975	△208,785	362,188	153,403	902,800	4.9	5.2	137,220	
7-9	234,647	152,228	28.7	65,976	8,748	1,167,875	2.8	4.2	4.7	△1,948	△279,275	△281,223	318,737	37,514	900,081	3.9	0.6	156,472	
10-12	181,672	163,372	54.3	40,023	43,285	1,219,637	3.0	3.5	4.0	△51,761	△186,038	△237,819	251,617	13,798	907,769	3.6	1.2	155,335	
2022	1-3	223,839P	156,112	78.8	53,266	21,718	1,198,707	3.1	3.2	3.5	△171,249	△150,318	351,685	201,367	927,402	3.2	1.6	176,036	
2021	4	24,999	△3,584	△3,630	△1,517	1,173,577	5.3	9.3	9.3	△13,460	△19,294	△32,984	137,897	104,913	903,780	8.7	3.1	156,395	
5	146,523	20,774	1.1	8,634	△409	1,159,643	4.4	6.9	8.0	△13,933	△150,377	△136,594	105,633	△30,961	908,060	6.0	0.1	159,072	
6	43,543	24,204	4.9	14,453	3,370	1,165,927	3.5	5.2	5.9	△6,283	△32,924	△33,207	118,638	79,451	902,800	4.9	0.2	153,951	
7	113,231	62,587	14.4	40,874	1,386	1,169,569	2.8	4.6	5.3	△3,642	△100,665	△104,337	114,028	9,691	900,315	4.6	0.3	152,934	
8	69,349	54,313	23.2	14,198	4,875	1,169,956	2.8	4.1	4.7	△2,880	△87,979	△88,365	122,623	4,258	901,657	4.2	0.2	150,631	
9	52,067	35,328	23.7	10,904	2,487	1,167,875	2.9	3.7	4.2	△2,080	△90,601	△88,521	112,086	23,565	900,081	3.9	0.6	158,440	
10	94,556	42,702	35.4	10,908	4,899	1,173,817	2.9	3.7	4.2	△5,942	△70,597	△76,339	75,697	△48,438	903,232	4.1	0.7	172,189	
11	100,391	81,993	48.3	14,302	35,720	1,176,523	3.1	3.5	4.0	△2,705	△111,810	△114,515	75,697	△38,818	908,428	3.6	0.6	179,855	
12	△13,275	38,677	54.3	14,813	2,666	1,219,638	3.1	3.7	4.6	△43,114	△3,651	△46,765	99,829	53,064	907,769	3.6	1.2	176,064	
2022	1	156,775	64,640	35,006	3,345	1,190,687	3.1	3.3	3.6	△4.4	△28,950	△29,402	100,452	67,332	909,943	3.6	0.9	180,425	
2	154,601	56,996	73.3	7,983	15,278	1,192,174	3.0	3.2	3.6	△1.8	△90,234	△90,720	98,052	6,332	912,105	3.4	0.9	182,855	
3	△87,537P	34,786	78.8	10,277	3,095	1,198,708	3.2	3.1	3.5	△4.653	△48,387	△41,854	192,856	294,710	927,402	3.2	1.6	180,131	
4	50,145P	△4,545	—	△4,099	△666	1,212,685	3.3	3.4	3.4	△13,977	△55,824	△69,801	59,749	△90,801	931,875	3.1	1.8	197,200	
5	167,751	—	—	—	—	1,196,652	3.3P	3.2P	3.3P	16,033	△173,640	△157,607	23,756	△133,851	—	—	△0.026	206,323	

(資料) 財務省大臣官房総合政策課

(注) 租税収入実績：4月及び5月税収のうち前年度分については、前年度3月に加えて調整

マネーストック：2003年度以前は、マネーサプライの計数で、M2は旧M1、M2は旧M2+CD（ただし1979年5月以前は旧M2）

国内銀行勘定：1992年度以前は全金融機関の貸付、相銀の普通預金、第2地銀協加盟行（含相銀）の繰入等の事由により、不連続の年次がある。1986年度以降、オフショア勘定を含む。

貸出約定平均金利：1992年4月以降、当座貸越を含む。

行

本

日

務

財

表

発

表

〔公社債・株式〕

〔企業倒産〕

発表機関	国債	公社債			行高(注)			株式(期中平均)			手形交換高		取引停止処分(注)		企業倒産					
		地方債	政保債	普通社債	金融債	東京証券取引所(注)			東	京	負債総額	倒産件数	前年比	負債総額	前年比					
						東証株価指数 <TOPIX>	出来高 百万株	有配平均 利回り								日経平均				
1970年度	3,557	895	2,632	6,083	31,726	CY	163.48	CY	138	CY	3.47	2,193.21	1,708,208	3,493	11,757	4,576	10,160	21.2	7,857	37.9
1975	53,627	3,112	4,620	15,042	80,795	CY	312.06	179	CY	179	2.31	4,243.05	4,356,120	3,586	14,946	11,153	13,224	12.6	20,752	21.9
1980	145,588	7,290	15,765	9,935	135,633	CY	474.00	352	CY	352	1.63	6,870.16	9,729,824	5,134	16,517	14,485	18,212	10.1	28,720	21.7
1985	229,978	8,073	27,479	9,435	263,004	CY	997.72	415	CY	415	0.99	12,565.62	22,508,468	5,479	15,082	19,000	18,319	△10.0	44,113	27.1
1990	390,323	9,419	19,083	20,660	469,079	CY	2,177.96	484	CY	484	0.52	29,437.17	39,334,030	8,023	5,989	16,153	7,157	7.5	32,753	176.0
1995	684,306	19,740	32,370	57,192	433,643	CY	1,378.93	357	CY	357	0.92	17,329.70	13,581,355	5,306	10,762	25,805	15,162	6.7	86,307	32.7
2000	1,053,917	22,690	51,410	76,371	210,427	CY	1,545.22	684	CY	684	0.98	17,145.01	7,267,447	2,863	11,888	30,096	18,787	12.2	261,287	131.0
2006	1,704,322	58,604	43,014	68,295	67,296	CY	1,625.92	1,927	CY	1,927	1.10	16,110.38	3,199,238	1,227	5,315	10,230	13,337	1.2	54,462	△11.0
2007	1,365,044	57,213	42,983	94,014	65,051	CY	1,663.69	2,228	CY	2,228	1.30	16,966.33	3,177,071	2,467	5,255	12,299	14,366	7.7	57,955	6.4
2008	1,238,668	63,460	47,517	96,049	55,174	CY	1,187.82	2,211	CY	2,211	1.99	12,150.80	2,607,816	2,217	5,739	15,988	16,146	12.3	140,189	141.8
2009	1,560,232	73,608	46,671	103,002	41,802	CY	889.33	2,272	CY	2,272	2.30	9,346.11	2,607,816	1,018	3,986	11,230	14,732	△8.7	71,367	△49.0
2010	1,604,108	74,821	41,973	99,333	37,773	CY	885.43	2,099	CY	2,099	2.04	10,066.49	2,607,982	1,337	2,993	7,756	13,065	△11.3	47,247	△33.7
2011	1,672,834	66,627	33,311	82,773	34,377	CY	820.80	2,141	CY	2,141	2.12	9,425.42	2,888,215	716	2,528	6,409	12,707	△2.7	39,906	△15.5
2012	1,749,568	65,768	47,221	81,524	30,002	CY	768.64	2,096	CY	2,096	2.23	9,102.56	2,699,217	949	2,299	5,330	11,719	△7.7	30,757	△22.9
2013	1,801,712	70,694	50,597	81,428	26,183	CY	1,125.94	3,436	CY	3,436	1.70	13,577.87	2,666,665	1,166	1,703	3,759	10,536	△10.0	27,749	△9.7
2014	1,780,647	69,426	42,197	87,163	24,992	CY	1,263.58	2,512	CY	2,512	1.62	15,460.43	2,275,066	1,683	1,414	3,178	9,543	△9.4	18,686	△32.6
2015	1,736,700	67,716	31,456	69,412	23,647	CY	1,554.16	2,541	CY	2,541	1.51	19,203.77	2,036,776	1,646	1,198	2,960	8,684	△9.0	20,358	8.9
2016	1,680,014	62,493	31,069	114,129	17,380	CY	1,355.93	2,423	CY	2,423	1.84	16,920.48	1,478,828	2,693	1,024	2,067	8,381	△3.4	19,508	△4.1
2017	1,559,027	61,012	39,564	100,625	13,296	CY	1,624.09	1,985	CY	1,985	1.63	20,209.03	1,337,212	788	857	2,177	8,367	△0.1	30,837	58.0
2018	1,486,960	63,119	31,041	104,516	14,463	CY	1,729.58	1,657	CY	1,657	1.67	22,310.73	1,231,036	751	740	1,993	8,110	△3.0	16,187	△47.5
2019	1,429,848	64,503	18,029	157,589	11,163	CY	1,595.12	1,377	CY	1,377	2.03	21,697.23	1,159,304	317	765	1,700	8,631	6.4	12,647	△21.8
2020	2,214,160	69,913	14,193	156,133	10,162	CY	1,597.01	1,519	CY	1,519	2.14	22,705.02	738,681	538	291	811	7,163	△17.0	12,084	△4.4
2021	2,154,093	72,399	11,292	148,598	9,890	CY	1,963.13	1,371	CY	1,371	1.86	28,836.54	707,382	102	232	615	5,980	△16.5	11,679	△3.3
2020.7-9	470,493	19,710	3,750	46,545	2,795	CY	1,595.64	1,353	CY	1,353	2.03	22,906.34	170,587	257	67	249	2,021	△7.3	2,439	△16.8
2020.10-12	600,972	20,863	3,450	50,485	2,717	CY	1,707.78	1,318	CY	1,318	1.91	25,194.43	169,873	209	51	128	1,751	△20.8	3,189	△13.3
2021.1-3	683,789	11,815	1,120	23,724	2,339	CY	1,903.38	1,559	CY	1,559	1.80	29,001.71	203,823	12	46	95	1,554	△28.1	2,903	△3.8
4-6	477,332	20,338	3,200	42,044	2,934	CY	1,935.91	1,281	CY	1,281	1.86	28,983.94	175,133	3	45	164	1,490	△18.8	3,213	△9.5
7-9	484,667	18,940	3,750	37,942	2,498	CY	1,974.62	1,260	CY	1,260	1.79	28,554.00	195,510	21	71	166	1,447	△28.4	2,532	3.8
10-12	672,308	22,069	3,450	48,882	2,302	CY	1,996.37	1,386	CY	1,386	1.86	28,810.08	169,440	50	53	146	1,539	△12.1	2,857	△10.4
2022.1-3	519,786	11,052	892	19,730	2,156	CY	1,917.54	1,490	CY	1,490	2.00	27,156.32	167,298	102	63	139	1,504	△3.2	3,076	5.9
2021.4	155,462	8,083	0	13,496	964	CY	1,941.37	1,213	CY	1,213	1.86	29,426.75	56,646	1	14	67	477	△35.8	840	△41.9
5	159,663	6,105	100	6,922	857	CY	1,908.12	1,467	CY	1,467	1.86	28,517.09	61,632	1	17	52	472	50.3	1,686	107.3
6	162,206	6,150	3,100	21,625	1,114	CY	1,953.44	1,194	CY	1,194	1.86	28,943.23	56,854	0	14	45	541	△30.6	685	△46.7
7	159,299	7,410	2,100	11,788	727	CY	1,931.88	1,135	CY	1,135	1.89	28,118.76	54,539	7	30	81	476	△39.6	714	△29.1
8	156,066	5,100	950	5,135	769	CY	1,931.13	1,150	CY	1,150	1.84	27,692.73	59,371	5	21	57	466	△30.1	909	25.6
9	169,302	6,430	700	21,019	1,002	CY	2,063.04	1,500	CY	1,500	1.79	29,893.57	81,599	9	20	27	505	△10.6	908	28.4
10	220,890	7,795	150	21,046	696	CY	1,991.44	1,497	CY	1,497	1.83	28,586.20	53,301	40	14	27	525	△15.8	984	25.6
11	230,968	7,960	2,600	7,178	636	CY	2,022.87	1,477	CY	1,477	1.92	29,370.61	54,506	7	21	87	510	△10.3	941	25.6
12	220,450	6,314	700	20,658	971	CY	1,976.98	1,197	CY	1,197	1.86	28,514.23	61,632	3	18	32	504	△9.6	931	△32.7
2022.1	184,874	3,560	100	5,070	667	CY	1,954.51	1,392	CY	1,392	2.00	27,903.99	53,259	44	13	30	452	△4.6	669	△17.7
2	179,976	3,550	450	9,482	604	CY	1,917.67	1,459	CY	1,459	2.02	27,066.53	45,061	27	20	32	459	2.9	709	5.1
3	154,936	3,942	342	5,179	885	CY	1,885.51	1,599	CY	1,599	2.00	26,584.08	68,976	31	30	77	593	△6.4	1,696	19.9
4	152,506	4,630	100	11,751	919	CY	1,902.34	1,282	CY	1,282	2.03	27,043.33	42,330	43	28	102	486	1.8	812	△43.3
5						CY	1,879.00	1,603	CY	1,603	2.40	26,653.77	65,956	11	22	98	524	11.0	873	△48.1
発表機関	日本証券業協会				東京証券取引所				全国銀行協会				東京商工リサーチ							

(注) 公社債発行高：2019年4月以降、国債以外の一般債の算出方法変更

東京証券取引所：2022年4月4日、市場区分の見直し

東京証券協会の「期中平均」：四半期は当該決算

東京証券協会の「期末平均」：2022年3月1日以前は東証第一部、2022年4月1日以降はプライム市場の値。

東京証券協会の「全半期」：2022年3月1日以前は東証第一部、2022年4月1日以降はプライム市場の値。

有配平均利回り：2022年3月1日以前は東証第一部、2022年4月1日以降はプライム市場の値。

月と四半期は未現在の値

株式（日経平均）：2000年4月24日に構成銘柄の大幅な入替えが行われている。

(注) 取引停止処分：2007年4月以降、算出方法変更

〔生産・出荷・在庫・稼働率〕

	鉱工業生産指数				特殊分類生産指数				生産者出荷指数				生産者製品在庫指数				生産者製品在庫率				製造工業生産能力指数				製造工業稼働率			
	季節調整済		季節調整済		建設財		資本財		耐久消費財		非耐久消費財		生産財		(季末)(調整済)		前期比(前年比)		(季末)(調整済)		前期比(前年比)		(季末)(調整済)		前期比(前年比)		(季末)(調整済)	
	原指数	前年比	指数	前期比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 0 1 5 年 = 100 (注) %																												
1970年度	49.5	10.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1975	53.9	△4.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1980	72.7	2.2	—	—	186.2	80.9	71.3	—	80.9	75.5	60.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1985	86.5	2.5	—	—	168.2	111.0	90.8	—	111.0	86.2	72.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1990	109.0	5.0	—	—	206.3	132.1	125.3	—	132.1	101.2	91.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1995	103.3	2.1	—	—	112.5	108.6	112.5	—	108.6	101.5	90.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2000	107.7	4.3	—	—	156.5	122.9	115.2	—	122.9	100.4	99.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2006	114.3	4.6	—	—	127.6	134.9	120.9	—	134.9	97.6	111.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2007	117.5	2.7	—	—	121.6	140.8	123.2	—	140.8	98.7	115.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2008	102.8	△12.7	—	—	103.3	115.1	103.3	—	115.1	99.2	98.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2009	93.0	△9.5	—	—	79.3	107.0	79.3	—	107.0	98.2	92.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2010	101.2	8.8	—	—	100.4	111.7	95.5	—	111.7	97.8	101.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2011	100.5	△0.7	—	—	100.9	109.1	100.9	—	109.1	98.8	98.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2012	97.8	△2.9	—	—	93.9	104.2	93.9	—	104.2	98.2	97.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2013	101.1	3.4	—	—	97.4	107.8	102.3	—	107.8	100.0	100.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2014	100.5	△0.6	—	—	100.7	102.2	100.7	—	102.2	98.7	100.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2015	99.8	△0.7	—	—	98.6	100.1	98.6	—	100.1	101.3	99.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2016	100.6	0.8	—	—	97.5	103.1	97.5	—	103.1	102.7	100.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2017	103.5	2.9	—	—	100.1	104.8	102.4	—	104.8	102.9	104.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2018	103.8	0.3	—	—	102.4	104.6	102.4	—	104.6	104.6	104.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2019	99.9	△3.8	—	—	97.5	100.8	97.5	—	100.8	103.7	99.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2020	90.3	△9.6	—	—	88.6	84.3	88.6	—	84.3	98.0	89.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2021	95.5	5.8	—	—	98.3	79.8	98.3	—	79.8	98.5	96.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2020. 7-9	88.4	△13.0	88.8	9.0	83.6	87.4	83.6	—	87.4	99.0	87.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	96.7	△3.5	93.9	5.7	90.1	88.9	90.1	—	88.9	96.1	94.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2021. 1-3	96.4	△1.2	96.3	2.6	94.1	89.3	94.1	—	89.3	97.7	97.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4-6	95.6	19.8	96.5	0.2	100.2	92.3	100.2	—	92.3	98.2	98.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7-9	93.2	5.4	94.7	△1.9	98.5	71.9	98.5	—	71.9	97.1	96.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	97.6	0.9	94.9	0.2	97.5	90.1	97.5	—	90.1	99.0	96.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2022. 1-3	95.8	△0.6	95.7	0.8	96.4	89.3	96.4	—	89.3	99.7	96.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2021. 3	108.9	3.6	97.3	1.7	93.1	90.2	93.1	—	90.2	98.0	98.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	98.6	15.6	98.4	1.1	100.6	91.3	100.6	—	91.3	99.6	99.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	86.5	21.0	92.3	△6.2	97.9	93.1	97.9	—	93.1	96.9	95.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	101.6	22.9	98.9	7.2	92.6	90.7	92.6	—	90.7	98.8	99.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	100.0	11.1	98.1	△0.8	100.7	91.6	100.7	—	91.6	97.6	99.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	86.5	8.4	96.2	△1.9	97.8	88.6	97.8	—	88.6	96.6	97.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	93.0	△2.5	89.9	△6.5	97.1	91.3	97.1	—	91.3	97.0	90.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	92.8	△4.3	91.8	2.1	97.0	90.5	97.0	—	90.5	101.0	92.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	99.9	4.8	96.4	5.0	97.9	90.0	97.9	—	90.0	98.5	98.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	100.0	2.2	96.6	0.2	97.7	89.7	97.7	—	89.7	97.6	97.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2022. 1	87.7	△0.8	94.3	△2.4	96.6	89.5	96.6	—	89.5	101.9	95.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	92.5	0.5	96.2	2.0	95.7	88.4	95.7	—	88.4	99.0	97.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	107.1	△1.7	96.5	0.3	96.9	89.9	96.9	—	89.9	98.3	97.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	93.8	△4.9	95.1	△1.5	97.3	94.2	97.3	—	94.2	101.0	96.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
発表機関	産 業 省														業 省													

(注) 2018年11月基準年次改訂。2012年以前の指数は、2015年基準指数に接続させたものである。
年度の指数については原指数

〔設備・住宅〕

	機械受注 (280社) (季節調整済) (注)										建設工事受注 (50社) (注)										新設住宅着工								
	総額					民需					製造業					非製造業 (防衛を除く)					戸数		季調済 年率戸数		利用関係		別 宅 係 別 備 産		
	前期比		前期比		前期比	前期比		前期比			前期比		前期比			前期比					千戸	千戸	前年比	前年比	持家	貸家			
	億	円	%	億	円	%	億	円	%	億	円	%	億	円	%	億	円	%	億	円	%	%	%	%	%	%	%	%	
1970年度	66,440	25.1	△0.0	40,036	19,232	5.5	17,104	10,179	18.5	36,001	18,569	15.7	1,491	5.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1975	86,048	△0.0	△0.0	38,599	32,593	△18.2	17,104	15,607	△30.8	59,449	24,520	△17.3	1,428	13.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1980	146,409	13.3	74,602	55,174	15.7	29,674	25,727	17.8	14.1	91,978	41,549	11.6	1,214	△18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1985	153,584	△2.5	80,653	67,000	5.1	37,262	29,861	2.5	8.1	121,576	62,723	11.0	1,251	3.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1990	283,949	8.3	167,625	145,762	8.7	73,297	6.1	72,656	11.3	268,167	166,203	30.4	1,665	△0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1995	261,322	4.2	142,394	119,380	8.5	52,149	9.9	67,485	8.1	197,556	88,846	1.5	1,485	△4.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2000	265,449	12.3	134,044	122,028	16.6	51,905	19.1	70,254	14.6	149,680	68,794	△11.8	1,213	△1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2006	291,148	5.2	128,603	116,296	3.5	58,183	6.0	58,403	1.2	138,936	75,464	6.4	1,285	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2007	302,637	3.9	127,931	111,841	△3.8	56,114	△3.6	56,157	△3.8	141,141	81,128	7.5	1,036	△19.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2008	247,049	△18.4	112,839	97,221	△13.0	43,487	△22.5	54,363	△3.2	123,767	72,342	△10.8	1,039	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2009	200,800	△18.7	94,917	77,405	△20.4	31,366	△27.9	46,346	△14.7	106,162	60,464	△16.4	775	△25.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2010	243,646	21.3	104,817	84,480	9.1	37,112	18.3	47,576	2.7	100,685	56,214	△7.0	819	5.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2011	250,226	2.7	108,746	89,742	6.2	39,284	5.9	50,698	6.6	107,829	59,446	5.7	841	2.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2012	233,338	△6.7	103,233	87,026	△3.0	35,313	△10.1	52,125	2.8	110,447	61,182	2.9	893	6.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2013	263,702	13.0	114,991	97,030	11.5	38,904	10.2	58,441	12.1	132,677	71,714	17.2	987	10.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2014	285,756	8.4	120,172	97,805	0.8	41,620	7.0	56,510	△3.3	143,579	74,890	4.4	880	△10.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2015	283,956	△0.6	125,918	101,838	4.1	44,214	6.2	57,898	2.5	142,253	79,811	6.6	921	4.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2016	267,957	△5.6	121,603	102,314	0.5	42,167	△4.6	60,373	4.3	147,907	83,980	5.2	974	5.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2017	284,769	6.3	120,312	101,480	△0.8	46,056	9.2	55,644	△7.8	148,962	87,883	4.6	946	△2.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2018	290,315	1.9	124,779	104,364	2.8	47,792	3.8	56,801	2.1	158,590	98,419	12.0	953	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2019	273,908	△5.7	125,248	104,036	△0.3	43,917	△8.1	60,324	6.2	149,285	92,089	△6.4	884	△7.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2020	264,849	△3.3	111,690	94,870	△8.8	40,193	△8.5	54,873	△9.0	148,811	87,264	△5.2	812	△8.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2021	318,008	20.1	119,702	103,732	9.3	50,929	26.7	53,027	△3.4	150,979	96,676	10.8	866	6.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2020. 7- 9	61,469	6.5	27,851	22,617	0.1	9,535	2.6	13,047	△2.2	30,615	18,481	△6.0	210	△10.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	69,095	12.4	29,089	25,218	11.5	10,606	11.2	14,834	13.7	34,580	20,278	△10.3	207	△7.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2021. 1- 3	75,802	9.7	27,284	24,191	△4.1	10,603	△0.0	13,547	△8.7	59,332	33,506	5.3	191	△1.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4- 6	77,418	2.1	29,328	25,181	4.1	11,777	11.1	13,429	△0.9	28,353	17,045	13.6	221	8.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7- 9	78,597	1.5	29,077	25,459	1.1	12,629	7.2	12,949	△3.6	33,517	22,315	20.7	225	△3.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	85,633	9.0	33,163	26,764	5.1	13,014	3.1	13,830	6.8	36,636	25,471	25.6	220	6.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2022. 1- 3	77,306	△9.7	28,542	25,805	△3.6	13,112	0.8	12,712	△8.1	32,473	31,846	△5.0	200	4.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2021. 4- 6	21,606	△28.5	9,074	8,060	3.7	3,478	0.6	4,542	5.4	36,395	21,743	11.4	72	1.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7- 9	25,589	18.4	9,393	8,077	0.2	3,807	9.5	4,246	△6.5	7,252	4,672	15.1	75	7.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	26,116	2.1	9,906	8,583	6.3	3,970	4.3	4,536	6.8	7,470	4,370	△6.7	70	9.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2022. 1- 3	25,712	△1.5	10,028	8,521	△0.7	4,000	0.7	4,647	2.4	13,631	8,002	27.9	76	7.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4- 6	28,047	9.1	9,762	8,550	0.3	4,242	6.1	4,317	△7.1	8,925	5,573	0.3	77	9.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7- 9	26,382	△5.9	9,706	8,432	△1.4	3,828	△9.8	4,528	4.9	8,766	5,984	5.9	74	7.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	24,168	△8.4	9,609	8,478	0.5	4,558	19.1	4,103	△9.4	15,826	10,757	47.9	73	4.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2022. 1- 3	29,209	20.9	11,725	8,688	2.5	4,092	△10.2	4,619	12.6	9,753	6,592	20.8	78	10.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4- 6	27,966	△4.3	10,396	8,899	2.4	4,384	7.1	4,596	△0.5	10,676	6,991	14.6	73	3.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7- 9	28,458	1.8	11,042	9,178	3.1	4,538	3.5	4,615	0.4	16,208	11,888	36.3	68	4.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	27,512	△3.3	9,950	8,996	△2.0	4,322	△4.8	4,529	△1.9	11,656	7,409	45.1	60	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2022. 1- 3	24,590	△10.6	9,313	8,114	△9.8	4,245	△1.8	3,878	△14.4	12,152	7,270	9.2	65	6.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4- 6	25,203	2.5	9,279	8,695	7.1	4,545	7.1	4,305	11.0	28,665	17,167	△21.0	76	6.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7- 9	33,661	33.6	11,486	9,630	10.8	5,014	10.3	4,688	8.9	9,462	6,128	31.2	76	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	33,661	33.6	11,486	9,630	10.8	5,014	10.3	4,688	8.9	9,462	6,128	31.2	76	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 機械受注 (280社) : 1986年度以前は178社ベース

2005年度以降は、「携帯電話」の受注額を含まない。

建設工事受注 (50社) : 1984年度以前は43社ベース

〔賃金・労働〕

	毎 月 勤 労 統 計 調 査										労 働 力 調 査 (注)					新 規 有 効 求 人 倍 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	賃 金 指 数					所 定 外 労 働 時 間 指 数					完全失業者数		完全失業者率		有 効 求 人 倍 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	事 業 所 常 用 規 模		5 人 以 上			製 造 業		製 造 業			就 業 者 数	雇 用 数	完全失業者数	完全失業者率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	前年比		前年比			前年比		前年比																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2 0 2 0 年		2 0 2 0 年			2 0 2 0 年		2 0 2 0 年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	名 目 実 質 前 年 比	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比							製 造 業	前 年 比																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
全産業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比	製 造 業	前 年 比

(注) 毎月勤労統計調査：2022年4月基準改訂。1989年度以前は事業所規模30人以上（2005年基準）

2012年以降は、東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した値

労働力調査：2022年10月分結果以降、算出の基礎となる人口が2020年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えられた。

2015年10月から2021年12月までの数値は新基準による週及ないし補正を行ったもの。

網掛け部分は、東日本大震災の影響を受けた岩手県、宮城県及び福島県を含む補完推計値（2015年国勢調査基準）

完全失業者数、完全失業者率、完全失業者率の四半期は当議試算

[illegible]

(注) 家計調査：2000年1月以降は、二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）。2018年及び2019年は、調査方法を調整した変動調整値。平均消費性向の年度は原数値。

商業動態統計：店舗調整による。
企業物価指数：2022年6月基準年次改訂。年度の前年比については、各基準年の公表値による。
消費者物価指数：2021年8月基準年次改訂。年度の前年比については、各基準年の公表値による。

〔通 関〕

年次	貿易										実績 (注)										
	輸					出					輸					入					
	総額	原価値 前年比	金 属 及 非 金 属 製 品	一 般 機 械	事務用 機器	電 機 器	輸送機器	自動車	アメリカ	EU	アジア	総額	原価値 前年比	季節 前年比	食料品	原料・ 燃料	機械 器具	事務用 機器	アメリカ	EU	アジア
1970年度	億 円	%			億				円			億 円		%		億			円		
1975	72,901	20.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69,671	20.9	—	—	—	—	—	—	—	—
1980	170,262	△0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	173,963	△4.2	—	—	—	—	—	—	—	—
1985	300,588	22.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	314,771	14.0	—	—	—	—	—	—	—	—
1990	407,312	△1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290,797	△11.0	—	—	—	—	—	—	—	—
1995	418,750	7.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	341,711	12.4	—	—	—	—	—	—	—	—
2000	420,694	3.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	329,530	13.7	—	—	—	—	—	—	—	—
2005	520,452	7.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	424,494	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—
2006	774,606	13.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	684,473	13.1	—	—	—	—	—	—	—	—
2007	851,134	9.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	749,581	9.5	—	—	—	—	—	—	—	—
2008	711,456	△16.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	719,104	△4.1	—	—	—	—	—	—	—	—
2009	590,079	△17.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	538,209	△25.2	—	—	—	—	—	—	—	—
2010	677,888	14.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	624,567	16.0	—	—	—	—	—	—	—	—
2011	652,885	△3.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	697,106	11.6	—	—	—	—	—	—	—	—
2012	639,400	△2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	720,978	3.4	—	—	—	—	—	—	—	—
2013	708,565	10.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	846,129	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—
2014	746,670	5.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	837,948	△1.0	—	—	—	—	—	—	—	—
2015	741,151	△0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	752,204	△10.2	—	—	—	—	—	—	—	—
2016	715,222	△3.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	675,488	△10.2	—	—	—	—	—	—	—	—
2017	792,212	10.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	768,105	13.7	—	—	—	—	—	—	—	—
2018	807,099	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	823,190	7.2	—	—	—	—	—	—	—	—
2019	758,788	△6.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	771,724	△6.3	—	—	—	—	—	—	—	—
2020	694,854	△8.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	684,693	△11.3	—	—	—	—	—	—	—	—
2021	858,777	23.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	912,717	33.3	—	—	—	—	—	—	—	—
2020. 7-9	166,549	△13.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	158,193	△19.6	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	193,843	△0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	175,093	△11.4	—	—	—	—	—	—	—	—
2021. 1-3	191,954	6.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	187,714	2.5	—	—	—	—	—	—	—	—
4-6	206,646	45.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	202,814	23.9	—	—	—	—	—	—	—	—
7-9	208,000	24.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	216,558	36.9	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	224,314	15.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	240,522	37.4	—	—	—	—	—	—	—	—
2022. 1-3	219,817	14.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	252,824	34.7	—	—	—	—	—	—	—	—
2021. 3	73,776	16.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67,619	6.4	—	—	—	—	—	—	—	—
4	71,803	38.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69,535	13.1	—	—	—	—	—	—	—	—
5	62,606	49.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64,735	28.1	—	—	—	—	—	—	—	—
6	72,238	48.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68,544	32.7	—	—	—	—	—	—	—	—
7	73,547	37.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72,582	44.7	—	—	—	—	—	—	—	—
8	66,408	26.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72,582	44.7	—	—	—	—	—	—	—	—
9	68,405	13.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74,773	38.4	—	—	—	—	—	—	—	—
10	71,832	9.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72,582	38.4	—	—	—	—	—	—	—	—
11	73,670	20.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83,239	43.8	—	—	—	—	—	—	—	—
12	78,812	17.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84,701	41.2	—	—	—	—	—	—	—	—
2022. 1	63,318	9.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85,312	38.8	—	—	—	—	—	—	—	—
2	71,899	19.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78,671	34.2	—	—	—	—	—	—	—	—
3	84,600	14.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	88,840	31.4	—	—	—	—	—	—	—	—
4	80,757	12.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	89,185	28.3	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「EU」は、1981年1月以降10カ国、1986年1月以降12カ国、1995年1月以降15カ国、2004年5月以降25カ国、2007年1月以降27カ国、2013年7月以降28カ国、2020年2月以降27カ国・ベトナム

〔通 関〕

	貿易				指数		数量	
	(価格：円建)				(数)		(量)	
	輸出	輸入	交換条件	輸出	輸出	輸入	輸出	輸入
1970暦年	2015年				= 100 (注)			
	輸出	輸入	交換条件	輸出	輸出	輸入	輸出	輸入
1975	52.7	48.4	—	17.5	15.1	18.1	20.7	20.7
1980	77.8	98.8	—	28.2	2.2	22.3	△12.5	△12.5
1985	89.1	147.9	—	43.7	17.2	27.7	△5.5	△5.5
1990	89.4	131.1	—	62.1	4.4	30.2	0.3	0.3
1995	76.9	89.7	—	71.3	5.6	48.2	5.7	5.7
2000	71.3	60.7	117.5	77.0	3.8	66.3	12.4	12.4
2006	71.1	63.7	111.6	96.1	9.5	82.0	11.0	11.0
2007	84.1	85.6	98.2	118.4	7.7	100.4	3.8	3.8
2008	89.5	93.1	96.1	124.1	4.8	100.2	△0.2	△0.2
2009	87.7	101.1	86.7	122.2	△1.5	99.6	△0.6	△0.6
2010	79.9	77.0	103.8	89.7	△26.6	85.3	△14.4	△14.4
2011	80.9	87.2	92.8	107.2	△3.8	99.6	2.6	2.6
2012	82.7	88.4	93.6	102.0	△4.8	102.0	2.4	2.4
2013	91.8	101.3	90.6	100.5	△1.5	102.3	0.3	0.3
2014	95.7	106.5	89.9	101.1	0.6	102.9	0.6	0.6
2015	100.0	100.0	100.0	100.0	△1.0	100.0	△2.8	△2.8
2016	92.2	85.3	108.1	100.5	0.5	98.8	△1.2	△1.2
2017	97.8	93.4	104.7	105.9	5.4	102.9	4.2	4.2
2018	100.1	99.7	100.4	107.7	1.7	105.8	2.8	2.8
2019	98.8	95.9	103.0	103.0	△4.3	104.6	△1.1	△1.1
2020	99.4	88.6	112.2	91.0	△11.7	97.9	△6.4	△6.4
2021	107.7	105.1	102.5	102.1	12.2	102.8	5.1	5.1
2020. 7-9	100.4	85.0	118.1	87.7	△14.9	95.0	△11.1	△11.1
10-12	98.9	86.5	114.3	103.7	△1.6	103.3	△3.2	△3.2
2021. 1-3	101.2	93.8	107.9	100.4	4.8	102.1	6.1	6.1
4-6	106.1	101.5	104.5	103.0	34.5	101.9	5.1	5.1
7-9	110.4	107.9	102.3	99.7	13.6	102.4	7.8	7.8
10-12	112.9	117.1	96.4	105.1	1.3	104.8	1.4	1.4
2022. 1-3	116.8	124.7	93.7	99.5	△0.8	103.4	1.3	1.3
2021. 3	102.3	97.5	104.9	114.4	12.8	106.2	3.8	3.8
4	105.3	100.0	105.3	108.3	28.6	106.5	1.1	1.1
5	106.0	102.0	103.9	93.8	38.5	97.1	6.8	6.8
6	107.0	102.7	104.2	107.1	37.2	102.1	8.2	8.2
7	110.4	107.0	103.2	105.7	25.2	99.0	2.0	2.0
8	110.2	107.2	102.8	95.1	13.7	103.6	14.5	14.5
9	110.6	109.5	101.0	98.2	3.2	104.5	7.5	7.5
10	111.0	113.1	98.1	102.7	△2.6	98.2	△3.0	△3.0
11	113.5	117.3	96.8	103.0	4.7	108.6	6.1	6.1
12	114.1	120.8	94.5	109.6	2.0	107.4	1.0	1.0
2022. 1	115.2	119.7	96.2	87.3	△4.0	109.1	4.8	4.8
2	116.1	126.6	91.7	98.3	2.7	95.1	△0.9	△0.9
3	119.0	128.1	92.9	112.8	△1.4	106.2	0.0	0.0
4	123.9P	140.9P	87.9P	103.5	△4.4P	96.9P	△9.0	△9.0
発表機関	財 務 省				省			

(注) 2018年8月基準年次改訂
2021年暦年は確々報

〔国際収支〕

	国際収支状況 (IMF統計ベース) (注)									
	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
1970年度	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
1975	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
1980	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
1985	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
1990	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
1995	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2000	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2006	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2007	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2008	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2009	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2010	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2011	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2012	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2013	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2014	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2015	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2016	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2017	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2018	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2019	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2020	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2021	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2020. 7-9	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
10-12	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2021. 1-3	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
4-6	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
7-9	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
10-12	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				
2022. 1-3	貿易・サービス収支					収支				
	貿易・サービス収支					収支				

〔国内総支出・国民所得・貯蓄率〕

	国内総支出・国民所得・貯蓄率										国 民 所 得										
	政 府					支 出					(季節調整済) (注)					財 貨・サ ー ビ ス の 輸 入 (控 除)					
	最 終 消 費 支 出					資 本 形 成					財 貨・サ ー ビ ス の 輸 出					前 期 比					
	10億円	前 期 比	名 目	実 質	構成比	10億円	前 期 比	名 目	実 質	構成比	10億円	前 期 比	名 目	実 質	構成比	10億円	前 期 比	名 目	実 質	構成比	
1970年度	10億円	%	名 目	%	構成比	10億円	%	名 目	%	構成比	10億円	%	名 目	%	構成比	10億円	%	名 目	%	構成比	
1975	61,921.1	—	—	—	—	14.3	24,505.1	—	—	9.4	33,588.4	—	—	—	—	34,946.5	—	—	—	—	
1980	74,378.9	23.7	23.7	—	—	14.3	26,126.1	14.3	—	7.6	44,572.1	12.8	12.8	—	—	33,365.3	13.4	13.4	—	—	
1985	98,157.6	31.9	21.5	4.6	1.6	13.0	35,540.3	2.4	3.2	7.5	46,651.5	2.5	2.5	—	—	32,724.6	9.6	9.6	—	—	
1990	127,290.0	4.6	24.2	7.9	3.4	15.1	48,140.7	6.1	6.5	9.2	46,887.1	6.0	6.9	10.0	5.5	34,689.2	5.5	9.1	12.6	12.6	
1995	129,617.0	0.0	0.2	24.6	3.2	17.5	37,262.7	7.2	5.6	9.2	46,887.1	3.8	4.1	13.9	7.9	38,015.8	14.6	7.9	10.5	10.5	
2001	127,723.6	1.5	0.1	24.6	3.2	17.5	35,060.9	7.2	5.6	7.1	53,278.8	5.6	10.1	11.5	9.4	49,478.0	11.5	9.4	3.6	3.6	
2002	127,723.6	1.5	0.1	24.6	3.2	17.5	35,060.9	7.2	5.6	7.1	53,278.8	5.6	10.1	11.5	9.4	49,478.0	11.5	9.4	3.6	3.6	
2003	125,827.5	1.5	0.6	23.3	0.9	17.7	32,325.2	6.7	7.6	6.1	61,576.6	8.6	12.2	11.1	11.1	51,298.2	3.7	4.8	9.8	2.5	
2004	124,105.3	1.4	1.3	23.4	0.5	17.8	30,153.0	6.7	7.6	6.1	61,576.6	11.3	11.8	12.9	11.2	59,077.7	13.7	9.0	9.9	2.5	
2005	122,482.0	1.3	1.7	22.9	0.6	17.7	28,000.6	7.1	8.2	5.2	76,745.9	12.0	9.4	14.4	6.0	69,629.7	17.9	6.0	13.0	2.4	
2006	120,614.8	1.5	1.0	22.4	0.4	17.5	26,517.0	6.5	8.2	4.9	85,966.1	12.0	8.7	16.0	3.6	78,186.8	12.3	3.6	14.6	3.7	
2007	121,496.4	0.7	0.5	22.6	1.6	17.8	25,914.6	6.2	8.2	4.8	94,602.0	10.0	9.5	17.6	2.5	85,768.8	9.7	2.5	15.9	3.2	
2008	120,110.8	1.1	1.5	23.3	0.7	18.4	25,217.5	6.2	9.6	4.9	80,651.2	14.7	10.2	15.6	4.3	81,598.3	14.9	4.3	15.8	4.1	
2009	122,852.2	2.3	4.0	24.7	1.2	19.3	26,776.2	6.2	9.6	5.4	66,348.8	17.7	9.0	13.3	10.5	61,349.8	24.8	10.5	12.3	4.5	
2010	122,497.7	0.3	0.1	24.3	1.7	19.4	24,743.8	7.6	7.5	4.9	76,081.6	14.7	17.9	15.1	12.1	70,701.1	15.2	12.1	14.0	3.6	
2011	123,762.5	1.0	1.2	24.8	1.7	19.9	24,326.7	7.1	7.9	4.9	73,252.3	13.7	11.4	14.6	5.2	78,421.7	10.9	5.2	15.7	3.1	
2012	124,486.4	0.6	1.2	24.9	1.5	20.0	24,533.2	0.8	1.1	4.9	72,690.8	13.0	11.4	14.6	4.6	82,026.5	4.6	3.8	16.4	1.6	
2013	128,524.2	3.2	3.2	25.1	1.5	19.8	27,081.1	10.4	8.6	5.3	83,015.1	14.2	4.4	16.2	16.2	97,527.3	18.9	7.0	19.0	△1.0	
2014	131,580.6	2.4	0.3	25.1	2.7	19.9	27,422.8	1.3	△1.1	5.2	92,572.1	11.5	8.9	17.7	3.9	102,031.1	4.6	3.9	19.5	△0.8	
2015	133,256.1	1.3	1.3	25.6	2.0	19.7	26,970.5	△1.6	△1.8	5.0	92,009.6	△0.6	1.1	17.0	0.4	93,126.8	△8.7	0.4	17.2	0.1	
2016	133,601.7	0.3	0.6	24.5	0.5	19.6	26,803.5	△0.6	△0.3	4.9	89,244.3	△3.0	3.4	16.4	16.4	84,814.3	△8.9	△0.5	15.6	1.3	
2017	135,483.1	1.4	0.6	24.4	0.9	19.6	27,776.3	3.6	2.0	5.0	98,692.3	10.6	6.3	17.8	3.8	94,647.9	11.6	3.8	17.0	0.8	
2018	137,412.2	1.4	0.9	24.7	1.3	19.6	28,319.7	2.0	0.3	5.1	101,161.2	2.5	2.0	18.2	3.0	101,910.4	7.7	3.0	18.3	1.4	
2019	141,132.4	2.7	2.1	25.3	2.5	20.1	29,295.6	3.4	1.9	5.3	95,656.1	△5.4	△2.3	17.2	0.2	97,156.6	△4.1	0.2	17.5	3.7	
2020	144,587.5	2.4	3.0	27.0	1.7	21.2	30,881.6	5.4	5.0	5.8	84,367.6	11.8	△10.2	15.8	15.8	84,800.4	△13.2	△6.5	15.8	13.1	
P 2021	146,139.9	1.1	0.4	27.0	3.1	21.6	28,941.4	△6.3	△9.3	5.3	103,635.8	22.8	12.5	19.1	110,465.8	30.3	7.2	20.4	—	—	
2022年度見込み	147,900.0	2.3	0.9	—	2.1	—	30,500.0	△1.3	△3.6	—	101,600.0	20.8	11.4	—	—	117,500.0	27.2	7.4	—	—	
2022年度見込み(注)	148,600.0	0.5	0.1	—	0.2	—	30,600.0	0.2	△0.3	—	109,600.0	7.9	5.5	—	—	116,500.0	8.4	4.1	—	—	
2018. 7-9	137,179.8	△0.3	△0.3	24.7	108,826.2	△0.1	0.0	19.6	28,353.7	△1.2	△1.4	5.1	102,037.4	△0.2	△1.7	18.4	102,489.1	2.7	△0.5	18.5	△0.5
10-12	136,896.7	△0.2	0.0	24.8	109,020.5	0.2	0.5	19.7	27,876.3	△1.7	△1.9	5.0	101,839.3	△0.2	1.1	18.4	106,944.0	4.3	4.9	19.4	8.7
2019. 1-3	138,176.8	0.9	0.7	24.7	109,626.2	0.6	0.3	19.6	28,540.6	2.4	2.4	5.1	98,829.2	△3.0	△1.7	17.7	98,631.5	△7.8	17.7	95,882.7	—
4-6	139,923.7	1.3	0.9	24.9	111,116.7	1.4	1.0	19.8	28,807.0	0.9	0.4	5.1	98,135.0	△0.7	0.3	17.4	99,975.6	1.4	1.4	17.8	△5.8
7-9	140,679.0	0.5	0.7	25.0	111,608.2	0.4	0.7	19.8	29,070.8	0.9	0.7	5.2	96,905.0	△1.3	0.3	17.2	100,369.5	0.4	2.3	17.9	3.7
10-12	142,101.0	1.0	0.2	25.2	112,531.2	0.8	0.1	20.5	29,569.9	1.7	0.6	5.4	95,975.7	△1.0	△0.8	17.4	97,530.9	△2.8	17.7	97,557.3	0.1
2020. 1-3	141,666.7	△0.3	0.1	25.6	112,043.9	△0.4	0.0	20.3	29,622.8	0.2	0.3	5.4	91,872.9	△4.3	△4.7	16.6	93,484.2	△4.1	△4.1	16.9	△11.5
4-6	141,967.7	0.2	1.0	27.7	111,633.7	△0.4	0.4	21.2	30,333.9	2.4	3.2	5.9	72,817.6	△20.7	△17.7	14.2	83,486.7	△10.7	△1.3	16.3	△1.9
7-9	145,198.0	2.3	1.8	26.9	114,509.2	2.6	2.1	21.8	30,688.7	1.2	0.5	5.7	81,097.2	11.4	9.5	15.0	79,866.2	△4.3	△6.8	14.8	23.0
10-12	145,544.1	0.2	0.9	26.6	114,516.3	0.0	0.8	21.0	31,027.8	1.1	1.1	5.7	89,385.7	10.2	10.1	16.4	84,307.8	5.6	5.8	15.4	9.9
2021. 1-3	145,507.9	△0.0	△0.5	26.8	114,218.6	△0.3	△0.7	21.0	31,289.2	0.8	0.4	5.8	93,896.7	5.0	2.6	17.3	91,727.5	8.8	1.8	16.9	13.6
P 4-6	146,131.0	0.4	△0.1	26.8	115,649.2	1.3	0.8	21.2	30,481.8	△2.6	△3.7	5.6	99,572.2	6.0	2.8	18.3	100,737.4	9.8	4.3	18.5	4.4
P 7-9	147,360.3	0.8	0.0	27.3	117,837.6	1.9	1.1	21.8	29,522.7	△3.1	△4.1	5.5	101,269.6	4.7	△0.3	18.8	106,187.1	5.4	△0.8	19.7	—
P10-12	145,513.7	△1.3	△1.1	26.9	116,914.3	△0.8	△0.3	21.6	28,599.4	△3.1	△4.5	5.3	105,549.5	4.2	0.9	19.5	113,630.8	7.0	0.3	21.0	—
2022.P 1-3	146,204.6	0.5	△0.4	27.0	118,511.0	1.4	0.5	21.9	27,693.6	△3.2	△4.0	5.1	108,090.1	2.4	1.1	19.9	121,348.4	6.8	3.3	22.4	—

附

関

内

(注) 国内総支出：2008 S N A、2022年1-3月期2次速報値(連鎖方式、2015暦年基準。ただし1993年までの数値は簡易調査)による。
 国民所得・貯蓄率：1993年度までは2000暦年基準、1994年度以降は2015暦年基準。国民所得(一人当たり)は当課試算
 2021年度実績見込み、2022年度見込み、2022年度見込み(一人当たり)は当課試算

(%)

〔企業収益〕

	法人企業統計 (全産業)		日 銀 短 観 (全国企業、全産業)				短 観 (注)		
	売上高 前年比	経常利益 前年比	設備投資 前年比	売上高 前年比	大企業 製造業	経常利益 前年比	大企業 製造業	売上高・ 常利益率 大企業 製造業	大企業 製造業
1990年度	9.2	△2.0	14.1	6.7	9.6	1.1	△1.9	3.41	5.15
1995	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	19.1	27.9	2.67	3.81
2000	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	18.0	32.3	2.87	4.61
2005	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	16.5	4.01	6.48
2010	1.3	36.1	△0.2	4.5	6.9	38.3	67.9	3.61	4.68
2016	1.7	9.9	0.7	△1.5	△2.9	4.4	△0.5	5.21	7.33
2017	6.1	11.4	5.8	4.4	5.6	12.0	20.8	5.83	8.52
2018	△0.6	0.4	8.1	2.5	2.9	0.4	△0.9	5.71	8.21
2019	△3.5	△14.9	△10.4	△1.4	△3.2	△9.6	△17.5	5.23	7.00
2020	△8.1	△12.0	△5.0	△7.8	△7.8	△20.1	△1.4	4.53	7.48
2021	[4.0]	[24.2]	[2.5]	*4.3	*10.0	*32.0	*42.0	*5.75	*9.70
2022	[4.3]	[△0.9]	[15.6]	*2.1	*2.4	*△0.9	*△2.9	*5.59	*9.21
2018. 10-12	3.7	△7.0	5.7	1.7	1.6	△2.3	△8.5	5.24	6.77
2019. 1-3	3.0	10.3	6.1						
4-6 2019・上	0.4	△12.0	1.9	0.8	△1.1	△5.1	△15.9	5.84	8.28
7-9	△2.6	△5.3	7.1						
10-12 2019・下	△6.4	△4.6	△3.5	△3.4	△5.1	△14.6	△19.7	4.64	5.73
2020. 1-3	△7.5	△28.4	0.1						
4-6 2020・上	△17.7	△46.6	△11.3	△13.0	△15.7	△42.0	△36.3	3.89	6.25
7-9	△11.5	△28.4	△10.6						
10-12 2020・下	△4.5	△0.7	△4.8	△2.7	△0.1	6.8	48.0	5.09	8.50
2021. 1-3	△3.0	26.0	△7.8						
4-6 2021・上	10.4	93.9	5.3	6.5	16.2	69.8	110.5	6.23	11.30
7-9	4.6	35.1	1.2						
10-12 2021・下	5.7	24.7	4.3	*2.3	*4.9	*6.6	*0.8	*5.31	*8.24
2022. 1-3	7.9	13.7	3.0						
4-6 2022・上				*2.7	*2.8	*△2.5	*△4.3	*5.92	*10.52
7-9									
10-12 2022・下				*1.5	*2.1	*0.9	*△1.0	*5.28	*8.00
2023. 1-3									
発表機関	財 務 省		日 本 銀 行						

(注) 法人企業統計：金融業、保険業を除く。
 設備投資は、2002年度以降、ソフトウェア投資額を含む。
 なお、「[]」は「法人企業景気予測調査」(金融業、保険業を除く)の年度見通しの計数である。
 日銀短観：*印は2022年3月調査による計画である。

最近の財政金融政策（2022年6月24日現在）

2020. 1. 20 施政方針演説・財政演説
 〃 令和元年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）（国会提出）
 〃 令和2年度予算（国会提出）
 〃 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 1. 30 令和元年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）成立
 3. 16 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
 3. 27 令和2年度予算成立
 〃 令和2年度税制改正法成立
 4. 7 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（閣議決定）
 〃 令和2年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 4. 20 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更（閣議決定）
 〃 令和2年度補正予算の変更（第1号）（閣議決定）
 4. 27 財政演説
 〃 令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）（国会提出）
 〃 「金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
 4. 30 令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）成立
 5. 22 「中小企業等の資金繰り支援のための『新たな資金供給手段』の導入」の決定（日本銀行政策決定会合）
 5. 27 令和2年度補正予算（第2号）（閣議決定）
 6. 8 財政演説
 〃 令和2年度補正予算（第2号、特第2号及び機第2号）（国会提出）
 6. 12 令和2年度補正予算（第2号、特第2号及び機第2号）成立
 7. 17 経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）（閣議決定）
 〃 まち・ひと・しごと創生基本方針2020（閣議決定）
 〃 成長戦略実行計画（閣議決定）
 10. 26 所信表明演説
 12. 8 令和3年度予算編成の基本方針（閣議決定）
 〃 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（閣議決定）
 12. 15 令和2年度補正予算（第3号）（閣議決定）
 12. 18 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12. 21 令和3年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 〃 令和3年度税制改正の大綱について（閣議決定）
2021. 1. 18 施政方針演説・財政演説
 〃 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）（国会提出）
 〃 令和3年度予算（国会提出）
 〃 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 1. 28 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）成立
 3. 19 「より効果的で持続的な金融緩和」の決定（日本銀行政策決定会合）
 3. 26 令和3年度予算成立
 〃 令和3年度税制改正法成立
 6. 18 経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針）（閣議決定）
 〃 まち・ひと・しごと創生基本方針2021（閣議決定）
 〃 成長戦略実行計画（閣議決定）
 7. 7 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
 10. 8 所信表明演説
 11. 19 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（閣議決定）
 11. 26 令和3年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 12. 6 所信表明演説・財政演説
 〃 令和3年度補正予算（第1号）（国会提出）
 12. 20 令和3年度補正予算（第1号）成立
 12. 23 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12. 24 令和4年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 〃 令和4年度税制改正の大綱について（閣議決定）
2022. 1. 17 施政方針演説・財政演説
 〃 令和4年度予算（国会提出）
 〃 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 3. 22 令和4年度予算成立
 〃 令和4年度税制改正法成立
 4. 26 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（関係閣僚会議決定）
 5. 17 令和4年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 5. 25 財政演説
 〃 令和4年度補正予算（第1号）（国会提出）
 5. 31 令和4年度補正予算（第1号）成立
 6. 7 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）（閣議決定）
 〃 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（閣議決定）
 〃 デジタル田園都市国家構想基本方針（閣議決定）

財政金融統計月報編集案内

1. この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考と一般の利用に供するものです。
2. 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
3. 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計画の内容が前後することがあります。
4. 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省関税局総務課（TEL. 03-3581-4111、内線5560番）へ、編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

●既刊分内容紹介●

第1号～99号は第100号
第100号～165号は第168号
第166号～199号は第200号
第200号～250号は第252号
第251号～299号は第300号
第300号～350号は第352号
第351号～399号は第400号
第400号～450号は第452号
第451号～499号は第500号
第500号～559号は第560号
第560号～599号は第600号
第600号～649号は第650号
第650号～699号は第700号
第700号～749号は第750号
第750号～799号は第800号
各巻末年譜参照

第828号 国内経済特集
第829号 令和3年度予算特集
第830号 租税特集
第831号 国際経済特集
第832号 関税特集
第833号 国際収支特集
第834号 財政投融资特集
第835号 法人企業統計年報特集
第836号 国庫収支特集
第837号 対内外民間投資特集
第838号 国有財産特集
第839号 地域経済特集

《令和4年度特集内容（予定）》（特集内容は予告なく変更することがあります）

第840号	令和4年度予算特集	第846号	法人企業統計年報特集
第841号	租税特集	第847号	国庫収支特集
第842号	国際経済特集	第848号	対内外民間投資特集
第843号	関税特集	第849号	国有財産特集
第844号	国際収支特集	第850号	地域経済特集
第845号	財政投融资特集		

定価：1,331円（税込）

次 号 予 告

第844号 国際収支特集

令和3年度中の国際収支状況
令和3年度中の地域別国際収支状況
令和3年末現在の我が国の対外の賃借の状況

——統計——

国際収支統計
地域別国際収支統計
対外の賃借
その他関連統計
主要国の国際収支

財政金融統計月報 第843号

令和4年12月6日発行

定価は
表紙に表示してあります。

編集 財務省財務総合政策研究所
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (03) 3581-4111(代)

印刷発行 中和印刷株式会社
〒104-0042 東京都中央区入船2-2-14
電話 (03) 3552-0426(代)

販売所 各県の官報販売所
政府刊行物センター

（霞が関
〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-4-1
日土地ビル1階
TEL (03) 3504-3885
FAX (03) 3504-3889

仙台
〒980-0014
仙台市青葉区本町3-5-22
（宮城県管工事会館1階）
TEL (022) 261-8320
FAX (022) 261-8321